

小城市地域防災計画



小城市防災会議

小城市地域防災計画

第1編 総 則

第2編 風水害対策

令和7年5月
小城市防災会議

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1編 総則 | 1 |
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第3節 計画の構成 | 2 |
| 第4節 防災の基本理念 | 2 |
| 第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 | 4 |
| 第1節 実施責任 | 4 |
| 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 | 5 |
| 第3章 小城市の概況 | 14 |
| 第1節 自然的環境 | 14 |
| 第2節 社会的環境 | 16 |
| 第2編 風水害対策 | 17 |
| 第1章 総 則 | 17 |
| 第1節 計画の目的 | 17 |
| 第2節 これまでの風水害被害 | 17 |
| 第3節 計画の前提 | 19 |
| 第2章 災害予防対策計画 | 20 |
| 第1節 安全・安心な市土づくり | 20 |
| 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 | 32 |
| 第3節 市民等の防災活動の推進 | 69 |
| 第4節 防災営農体制の確立 | 77 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 第5節 | 技術者の育成・確保 | 78 |
| 第6節 | 孤立防止対策計画 | 79 |
| 第3章 | 災害応急対策計画 | 80 |
| 第1節 | 活動体制 | 80 |
| 第2節 | 災害発生直前対策 | 89 |
| 第3節 | 災害情報の収集・連絡、報告 | 94 |
| 第4節 | 労務確保計画 | 102 |
| 第5節 | 従事命令及び協力命令 | 103 |
| 第6節 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 105 |
| 第7節 | 応援協力体制 | 112 |
| 第8節 | 通信計画 | 121 |
| 第9節 | 救助活動計画 | 123 |
| 第10節 | 保健医療福祉活動計画 | 126 |
| 第11節 | 救急活動計画 | 133 |
| 第12節 | 惨事ストレス対策 | 134 |
| 第13節 | 水防活動計画と二次災害の防止活動 | 135 |
| 第14節 | 避難計画 | 136 |
| 第15節 | 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 | 145 |
| 第16節 | 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 | 148 |
| 第17節 | 交通及び輸送対策計画 | 151 |
| 第18節 | 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 | 157 |
| 第19節 | 広報、被災者相談計画 | 164 |
| 第20節 | 文教対策計画 | 167 |
| 第21節 | 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 | 170 |

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 第22節 | ライフライン等公益施設の応急復旧計画 | 173 |
| 第23節 | 災害対策用機材、復旧資材等の調達 | 177 |
| 第24節 | 福祉サービスの提供計画 | 178 |
| 第25節 | ボランティアの活動対策計画 | 180 |
| 第26節 | 外国人対策 | 181 |
| 第27節 | 帰宅困難者対策 | 181 |
| 第28節 | 義援物資、義援金対策計画 | 182 |
| 第29節 | 災害救助法の適用 | 184 |
| 第30節 | 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 | 187 |
| 第31節 | 廃棄物の処理計画 | 189 |
| 第32節 | 防疫計画 | 192 |
| 第33節 | 保健衛生計画 | 195 |
| 第34節 | 病虫害防除、動物の管理等計画 | 196 |
| 第35節 | 危険物等の保安計画 | 198 |
| 第36節 | 石油等の大量流出の防除対策計画 | 199 |
| 第37節 | 応急金融対策 | 204 |
| 第38節 | 孤立地域対策活動 | 204 |
| 第39節 | 生活再建対策 | 204 |
| 第40節 | 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール | 205 |
| 第4章 | 災害復旧・復興計画 | 208 |
| 第1節 | 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 | 208 |
| 第2節 | 被災者の生活再建等への支援 | 212 |
| 第3節 | 地域の経済復興の推進 | 217 |

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、小城市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、佐賀広域消防局小城消防署（以下「消防署」という。）、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、小城市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、佐賀県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、小城市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、以下の事項を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興
- 4 今後、防災基本計画、防災業務計画若しくは佐賀県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

- 第1編 総 則
- 第2編 風水害対策
- 第3編 地震・津波災害対策
- 第4編 原子力災害対策
- 第5編 その他の災害対策（航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策、鉄道災害対策）

の5編をもって構成している。

第1編総則に続き、第2編、第3編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第4編の原子力災害対策では、災害予防、応急対策及び復旧対策について記述し、第5編その他の災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策及び鉄道災害対策について特記すべき事項を記述している。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は、以下のとおりである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改

善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、消防署、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防署

消防署は、その管轄する地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

3 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市（消防署を含む）で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や、市町間（消防署を含む）の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市（消防署を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

4 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市（消防署を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市（消防署を含む）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 一部事務組合（天山地区共同衛生処理場組合、天山地区共同斎場組合）

一部事務組合は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

10 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市（一部事務組合を含む）

| 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|-------------------------------|
| (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること |
| (2) 防災に関する調査、研究に関すること |
| (3) 市土保全事業等に関すること |
| (4) 防災に関する組織の整備に関すること |
| (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること |
| (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること |
| (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 避難の指示等に関すること (12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (13) 災害時における消防団との連絡調整に関すること (14) 消防活動に関すること (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (17) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (20) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること (21) 他の市町との相互応援に関すること (22) 災害時の文教対策に関すること (23) 災害復旧・復興の実施に関すること (24) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること |
|--|

2 消防署

| 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (5) 災害時の広報に関すること (6) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (7) 消防活動に関すること (8) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること (9) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (10) 他の消防署等との相互応援に関すること (11) 市の防災活動の援助に関すること (12) その他署の所掌事務についての防災対策に関すること |

3 県

| 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 市及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること (3) 防災に関する調査、研究に関すること (4) 県土保全事業等に関すること (5) 防災に関する組織の整備に関すること |

- (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (10) 災害時の広報に関すること
- (11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
- (13) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
- (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
- (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
- (18) 自衛隊の災害派遣に関すること
- (19) 他の都道府県との相互応援に関すること
- (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること
- (21) 災害時の文教対策に関すること
- (22) 災害復旧・復興の実施に関すること
- (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4 県警察

| 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|-----------------------------------|
| (1) 災害警備計画に関すること |
| (2) 警察通信確保に関すること |
| (3) 関係機関との連絡調整に関すること |
| (4) 災害装備資機材の確保に関すること |
| (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること |
| (6) 防災知識の普及に関すること |
| (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること |
| (8) 被害実態の把握に関すること |
| (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること |
| (10) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること |
| (11) 行方不明者の調査に関すること |
| (12) 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関すること |
| (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること |
| (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること |
| (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること |
| (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること |
| (17) 広報活動に関すること |
| (18) 死体の見分・検視に関すること |

5 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|-------------------------|---|
| (1) 九州管区警察局 | <p>ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</p> <p>イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること</p> <p>ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること</p> <p>エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</p> <p>オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること</p> <p>カ 災害時における警察通信の運用に関すること</p> <p>キ 津波警報等の伝達に関すること</p> |
| (2) 九州総合通信局 | <p>ア 非常通信体制の整備に関すること</p> <p>イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>ウ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること</p> <p>エ 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>オ 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p> |
| (3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所) | <p>ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること</p> <p>イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること</p> <p>ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること</p> <p>エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること</p> <p>オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること</p> |
| (4) 九州厚生局 | <p>ア 災害状況の情報収集に関すること</p> <p>イ 関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整に関すること</p> |
| (5) 佐賀労働局 | <p>ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(6) 九州農政局</p> | <p>ア 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関する こと</p> <p>イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する こと</p> <p>ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な 供給に関すること</p> <p>エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する こと</p> <p>オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害 復旧事業の実施及び指導に関すること</p> <p>カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての 応急措置に関すること</p> <p>キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の 貸付等に関すること</p> <p>ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について の指導に関すること</p> <p>ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費 者相談窓口の設置に関すること</p> |
| <p>(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)</p> | <p>ア 森林治山による災害防止に関する こと</p> <p>イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に 関すること</p> <p>ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関する こと</p> <p>エ 林野火災対策に関する こと</p> |
| <p>(8) 九州経済産業局</p> | <p>ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な 供給の確保に関する こと</p> <p>イ 災害時の物価安定対策に関する こと</p> <p>ウ 被災商工業者への支援に関する こと</p> |
| <p>(9) 九州産業保安監督部</p> | <p>ア 鉱山における災害の防止に関する こと</p> <p>イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する こと</p> <p>ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の 保安対策に関する こと</p> |
| <p>(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 佐賀河川事務所)</p> | <p>ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する こと</p> <p>イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する こと</p> <p>ウ 水防警報の発表及び伝達に関する こと</p> <p>エ 水防活動の指導に関する こと</p> <p>オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する こと</p> <p>カ 高潮、津波災害等の予防に関する こと</p> <p>キ 港湾、河川災害対策に関する こと</p> <p>ク 大規模災害時における緊急対応の実施</p> |
| <p>(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)</p> | <p>ア 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あ っせんに関する こと</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること |
| (12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所) | ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関するこ と イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること |
| (13) 国土地理院 九州地方測量部 | ア 地殻変動の監視に関すること イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること |
| (14) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台) | ア 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する こと イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関 すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関するこ と オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること |
| (15) 第七管区海上保安本 部 (三池海上保安部) | ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関するこ と イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ウ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること |
| (16) 九州地方環境事務所 | ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること イ 環境監視体制の支援に関すること ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること |
| (17) 九州防衛局 | ア 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援 |

6 自衛隊

| 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 | |
|-----------------------|---|
| (1) | 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること |
| (2) | 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること |

7 指定公共機関

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|-------------------------------|---|
| (1) 西日本電信電話 株式会社 (佐賀支店) | ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備 等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること |

| | |
|---|--|
| (2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店) | ウ 災害時における通信の確保に関すること |
| (3) KDDI株式会社 | |
| (4) ソフトバンク株式会社 | |
| (5) 楽天モバイル株式会社 | |
| (6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所) | ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること |
| (7) 日本赤十字社 (佐賀県支部) | ア 災害時における医療救護の実施に関すること イ 災害時における血液製剤の供給に関すること ウ 義援金品の募集、配分に関すること エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること |
| (8) 日本放送協会 (佐賀放送局) | ア 市民に対する防災知識の普及に関すること イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する こと エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する こと |
| (9) 西日本高速道路 株式会社 (九州支社、佐賀高速道 路事務所) | ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する こと |
| (10) 九州旅客鉄道 株式会社 | ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること |
| (11) 日本貨物鉄道 株式会社 (九州支社) | ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること |
| (12) 日本通運株式会社 (佐賀支店) | ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること |
| (13) 九州電力送配電株式 会社（佐賀支社） | ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること |
| (14) 日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局 | ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に 関すること |

8 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|-------|-----------------------|
|-------|-----------------------|

| | |
|------------------------------|---|
| (1) 地方独立行政法人佐賀県 医療センター好生館 | ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること |
| (2) 一般社団法人 佐賀県LPガス協会 | ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること |
| (3) 公益社団法人 佐賀県トラック協会 | ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること |
| (4) 一般社団法人佐賀県 バス・タクシー協会 | |
| (5) 株式会社エフエム佐賀 | ア 市民に対する防災知識の普及に関すること |
| (6) 株式会社サガテレビ | イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること |
| (7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局 | ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること |
| (8) 一般社団法人 佐賀県医師会 | ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること |
| (9) 公益社団法人 佐賀県栄養士会 | ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること |
| (10) 公益社団法人 佐賀県看護協会 | ア 災害時における看護、保健指導、支援に関すること |
| (11) 一般社団法人 佐賀県歯科医師会 | ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 身元確認に対する協力に関すること |
| (12) 一般社団法人 佐賀県薬剤師会 | ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること |
| (13) 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 | ア 災害ボランティアに関すること イ 生活福祉資金の貸付に関すること ウ 県・市が行う被災者状況調査の協力に関すること |
| (14) 一般社団法人 佐賀県建設業協会 | ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること |

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 |
|--|-----------------------------------|
| (1) 一般社団法人 多久・小城地区医師会 | ア 災害時における医療救助活動への協力に関すること |
| (2) 社会福祉法人 小城市社会福祉協議会 | ア 災害時における福祉活動への協力に関すること |
| (3) 農業協同組合、農業共 済組合、森林組合及び 漁業協同組合 | ア 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること |
| (4) 商工会議所、商工会 | ア 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること |

| | |
|--|---|
| (5) 小城市地域婦人会 | ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること (被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進) イ 市が行う災害対策等への協力に関すること |
| (6) 小城市民生委員児童委員 連絡協議会 | ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること (地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進) |
| (7) 水道事業者、 水道用水供給事業者、 工業用水道事業者 | ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災 管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における給水の確保に関すること |
| (8) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、 株式会社NTTドコモ 、KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社 及び楽天モバイル株式会社 を除く) | ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する こと イ 災害時における通信の確保に関すること |
| (9) 液化石油ガス (LPガス) 事業者 | ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること |
| (10) 佐賀大学医学部附属病 院 | ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること |
| (11) 病院等医療施設の管理者 | |
| (12) 社会福祉施設の管理者 | ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること |
| (13) 私立学校等の設置者等 | ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること |
| (14) 道路・下水道施設・ 河川・砂防施設等・ 治山施設等・港湾・ 漁港・農業用排水 施設の各管理者、 海岸管理者・施行者 | ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること |
| (15) 危険物施設等の管理者 | ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火 薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保 に関すること |
| (16) その他法令又はこの計画 により防災に関する責務 を有する者 | ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること |

第3章 小城市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

本市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は佐賀市、西は多久市及び杵島郡江北町、南は白石町、北は天山山系を境に佐賀市及び唐津市に接し、六角川河口と有明海に面しており、面積は95.81 km²である。



2 地勢（地質）

本市の北部には天山山系が連なり、花崗岩を主とする深成岩類が広く分布しており、中部及び南部は佐賀平野の西部にあたる起伏のほとんどない平坦低地であり、有明粘土層と呼ばれる軟弱な沖積粘土層である。

【佐賀県の地勢】



【佐賀県の地質】



3 海岸

本市には、南部に干満の差が著しい（6 m）有明海沿岸の海岸がある。
有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

4 河川

市内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である嘉瀬川、六角川の2水系に大別することができる。この中でも、六角川水系牛津川に注ぐ河川は、降雨量の多い時期には洪水が発生しやすい。

5 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

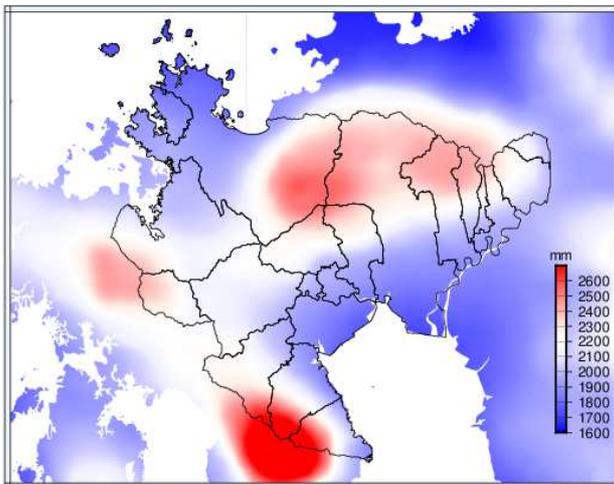
有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤により広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

第2項 気候

年平均気温は約16℃、年降水量は約1,800mmほどで比較的穏やかな風土である。しかし、冬場は天山山系の吹き下ろしの北風がかなり厳しく低温で、夏は有明海から吹いてくる南風のため高温多湿の日が多い。過去、梅雨末期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしている。

また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

【佐賀県の年降水量分布（気象庁：メッシュ平年値による）】



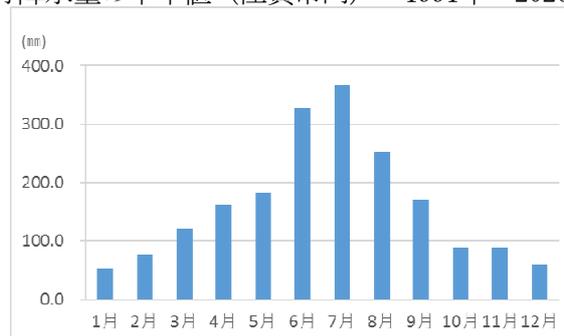
- 1) 1991～2020年の30年の値。
- 2) メッシュ気候値とは、30年間の観測値について平均した平年値から地形などの影響を考慮して、1km四方の領域ごとで推定した値。

1 梅雨

佐賀県が属する九州北部地方の梅雨入りの平年値は6月4日頃、梅雨明けの平年値は7月19日頃（1991～2020年の平年値）となっている。

佐賀では梅雨に相当する6月～7月の降水量が年降水量の35%近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨の大雨によって発生している。

【月降水量の平年値（佐賀市内） 1991年～2020年】



2 台風

台風が本市に接近（概ね300km以内）する時期は、6月～10月で、その内8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨をもたらす。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、台風が九州の南海上にあっても、九州付近に前線が停滞していると前線の活動が活発となり、大雨となることがある。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
- 2 旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 3 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 4 高齢化、国際化に伴う高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加
- 5 ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
- 6 インフラ整備に伴う災害発生への減少からくる市民の防災意識の低下
- 7 都市化に伴い、その地域で伝承されてきた災害に関する地域の特性や言い伝え等の喪失と市民の近隣扶助意識の低下

第2編 風水害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、法第42条の規定に基づき、小城市防災会議が作成する小城市地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 これまでの風水害被害

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

1 大雨

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月～7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の約63%と最も多い。また、8月～9月は台風や秋雨前線等で年間の約20%を占めている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

- (1) 短時間（1～3時間）に集中して降る
- (2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- (3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

《大きな災害の例》

ア 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨）

8月26日から29日にかけて対馬海峽付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀

市を中心として死者4名、重傷者2名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。

イ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨）

8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は19日にかけて続いた。

本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100mmを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」を発表された。なお、14日午前2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）に追加及び継続で発表された。1日降水量は、13日に鳥栖で332.5mm、14日に嬉野で439.5mm、唐津264.0mmで観測史上1位の値を更新した。

この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では8月の平年の降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。

人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損25棟、床上浸水303棟、床下浸水2,090棟に及んだ。

ウ 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨）

7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。

本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。

この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。

人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。

2 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：1991～2020年）すると1年間に約25個発生しており、その中の約約12個が日本の300km以内に接近し、更にその中の約4個が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近している。ただし、9個の台風が九州北部地方に接近した年（2004年）もあれば、1個も接近しなかった年（1988年、2001年）もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

3 高潮

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

4 地すべり等

本市の山地丘陵は、豪雨等による急傾斜面の崩壊の生ずるおそれがある。一方果樹振興のため山地開発が進められ、さらに山崩れ、がけ崩れによる危険性もある。

5 大雪

本市の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

6 竜巻

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

佐賀県内においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

第3節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1 豪雨・大雨（洪水）

昭和28年、55年、平成2年、令和元年、令和3年、令和5年の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

2 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

3 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

4 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

5 大雪

昭和38年1月～2月、43年、平成28年のような大雪が、今後も発生することを予想する。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な市土づくり

市、県、国及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

市、県及び国は、「自らの身の安全は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、市、県及び国は令和元年からわずか2年の間に、同じ地域に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。

市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な見直しを行うものとする。

市及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第1項 市土保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市は、森林の整備・保全を通じて、豪雨・暴風雨等に伴う山地災害による被害を防止・軽減するため、県と連携して治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を

実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所の点検

市は、県と共同して、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、県と連携して砂防施設の整備を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進する。

イ 砂防指定地の点検

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知等

市は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、県と連携して地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

市は、県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

市は、地すべり防止区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市及び県は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|------------|---------------------|------|
| 急傾斜地崩壊防止事業 | 急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など | 県・市 |

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表するものとする。

イ 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

ウ 土砂災害警戒情報等の提供

国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災メール、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

エ 警戒避難体制の整備

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、小城市地域防災計画等において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関

する下記の事項について定めるものとする。

① 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、市民への周知を行う。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

オ 緊急調査

県又は国は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

市は、崩壊の危険性のあるボタ山について、県と連携し、市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(7) 採石災害防止対策の推進

市は、豪雨・暴風雨等に伴う採石場の災害を防止するため、県及び関係機関と連携して災害の防止に努める。

ア 採石業者への指導等

市は、県と連携して採石場の点検等を実施し、防災措置などを確認するものとする。

イ 採石場跡地の防災対策

市は、県と連携して採石場跡地の防災対策を推進する。

(8) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険が著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

イ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

- ① 市又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））
- ② 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する。（小城市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成17年条例第169号））

(9) 地盤沈下防止等対策の推進

市、県、国は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

2 河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設等の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流下能力不足の軽減を図るものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) クリークの整備

ア クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・

保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進するとともに、クリーク管理者は、洪水前にあらかじめクリーク水位を下げるなどにより防災機能を発揮させるための対策に努める。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、風水害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

(3) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|-----------------|---|------|
| 高潮対策事業 | 津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など | 県・市 |
| 侵食対策事業 | 特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。 | |
| 海岸環境整備事業 | 国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。 | |
| 津波・高潮危機管理対策緊急事業 | 既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。 | |
| 海岸耐震対策緊急事業 | 海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。 | |
| 海岸メンテナンス事業 | 海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。 | |

(4) 下水道・都市下水路等の整備

市は、市街地の浸水防除のため、都市下水路等の整備を促進する。

また、都市下水路等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとと

もに、除塵施設等の維持管理を適切に行い、降雨による市街地の浸水を防除するものとする。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|------------------------------------|------|
| 下水道・都市下水路維持管理 | 都市の浸水被害を防除するための施設整備と施設の適正な維持管理を行う。 | 市 |

(5) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

市は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定するとともに、県と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による雨水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。

(6) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

(7) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整版を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を図る。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|--|------|
| ため池等整備事業 | 老朽化等による池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。 | 県・市 |

第2項 公共施設、交通施設等の整備

1 公共施設等

市は、県、県警察、消防署、国と連携して災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

| 施設の分類 | 施設の名 称 |
|-------|--------|
|-------|--------|

| | |
|-----------------|------------------------|
| 災害応急対策活動に必要な施設 | 庁舎など |
| 救護活動施設 | 保健福祉センター、市民病院、消防関係施設など |
| 避難所として位置づけられた施設 | 学校、公民館、保健福祉センターなど |
| 多数の者が利用する施設 | 図書館、集会施設、福祉施設など |

2 交通・通信施設

主要な道路、鉄道、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道管理者は、道路と鉄道が近接する区間において、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|--------|-----------------|-------|
| 道路事業 | 道路の新設・改良、補修の実施 | 国・県・市 |
| 街路事業 | 都市計画街路の新設・改良の実施 | |
| 交通安全事業 | 歩道の新設・改良、補修の実施 | |
| 道路防災事業 | 落石等危険箇所の整備 | |
| 橋梁補修事業 | 落橋防止対策の実施 | |

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推

進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。

なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

(小城町地区)

| ヘリポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|-------------|---------|--------|---------|
| 小城町185番地 | 小城公園自楽園 | 6,400 | — |
| 小城町岩蔵1941番地 | 岩松小学校 | 4,646 | 73-2555 |
| 小城町畑田2099番地 | 晴田小学校 | 7,260 | 73-3226 |
| 小城町栗原1256番地 | 三里小学校 | 6,342 | 73-3239 |
| 小城町松尾4104番地 | 小城中学校 | 11,886 | 73-2191 |
| 小城町 | 天山稜線 | 10,000 | — |

(三日月町地区)

| ヘリポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|---------------|----------|--------|---------|
| 三日月町長神田339番地1 | 三日月グラウンド | 8,100 | 72-1616 |

(牛津町地区)

| ヘリポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|--------------|--------|--------|---------|
| 牛津町柿通瀬922番地 | 牛津小学校 | 11,461 | 66-0047 |
| 牛津町上砥川1405番地 | 砥川小学校 | 5,214 | 66-0130 |
| 牛津町牛津549番地 | 牛津中学校 | 20,220 | 66-0022 |
| 牛津町勝1136番地1 | 牛津総合公園 | 16,200 | — |

(芦刈町地区)

| ヘリポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|--------------|----------|--------|---------|
| 芦刈町三王崎16番地 | 芦刈中学校 | 3,020 | 66-0403 |
| 芦刈町永田2753番地4 | ムツゴロウ公園 | 4,400 | — |
| 芦刈町芦溝764番地2 | 芦溝地区農村公園 | 4,080 | — |

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後

の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設

(1) 水道施設の安全性の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、平常時から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道施設

(1) 下水道施設の安全性の強化

市は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、マンホールポンプ及び処理場の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、平常時から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設

(1) 工業用水道施設の安全性の強化

工業用水道事業者は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、平常時から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 市、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

エ 市、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

- エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

7 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化

1 特定建築物

学校、病院、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

2 一般建築物

県、市は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの整備を促進するよう努める。

3 落下物

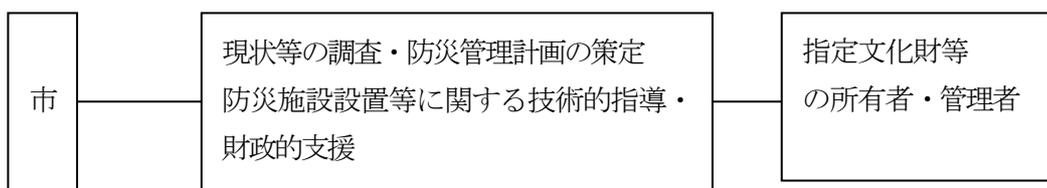
県、市及び建築物の所有者等は、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。市は、国・県等の協力のもと、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第5項 風水害に強い土地利用の推進

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘致しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市、県及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、県及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

する。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市、県及び各防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

さらに、県は、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が市の情報収集のため市に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送等を活用し、警報等の市民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市、県及び各防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実を努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 災害情報提供システムの整備

市は、防災情報、災害情報等を市民等へ提供するため、情報通信技術を活用した災害情報提供システムの整備を図る。

ア 災害情報提供

気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報等を、市ホームページやメールで提供することにより、市民の防災活動に資するものとする。

イ 主な災害情報の提供

- ① 市ホームページ（水害監視カメラシステム含む）による情報提供
- ② 携帯端末への情報提供
- ③ 登録した市民へのメール、ファクシミリ及び固定電話・携帯電話への音声による情報提供

(6) 市における体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるような活用方法の周知に努める。

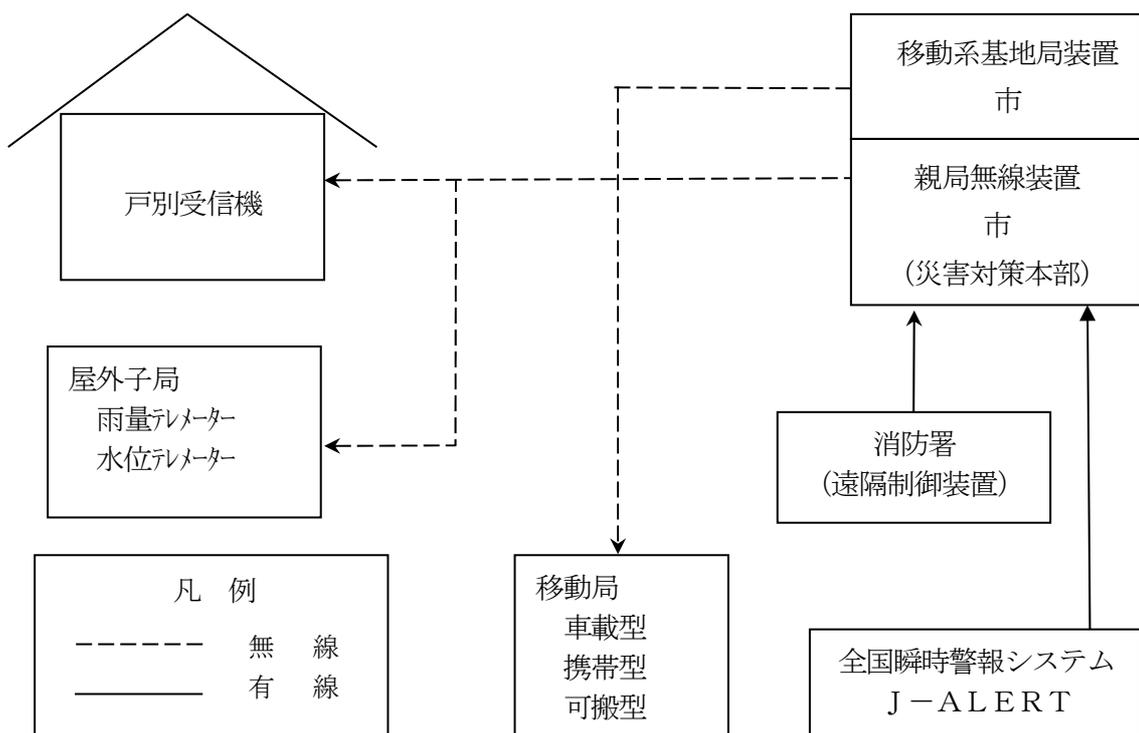
なお、ケーブルテレビなどが普及している地域においては、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において市民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、市は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、市民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(7) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

【市防災行政無線系統図】



2 情報の分析整理

市、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

・災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外を含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

（2）非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、風水害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

市、消防署、県、県警察、各防災関係機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1 職員の体制

（1）市職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

市は、職員の中から、災害発生後緊急に参集し、情報収集等に当たる職員を確保する。

イ 24時間体制の推進

市は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため整備した24時間体制の的確な運用を進めるとともに、大規模な災害が予想される際には、初動対応を行う職員の前日からの待機等といった弾力的な対応を検討する。

ウ 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努めるものとする。

エ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる部長級と、班長となる課長級は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

また、大規模な災害が予想される市災害情報連絡室の設置時には、市の幹部職員及び緊急初動班員に対し、事前に周知を行うとともに各自の役割についての確認に努めるものとする。

（2）防災関係機関の参集体制の整備

市、消防署及び各防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

（3）応急活動マニュアル等の作成

市、消防署及び各防災関係機関は、地域の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

（4）人材の育成・確保

市、県及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市及び県、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部等

ア 市は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する庁舎等について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

市は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(3) 非常用電源の確保

市及び消防署は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市及び消防署は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(5) 航空消防防災拠点

県は、航空消防防災拠点を整備し、受援機能等の航空消防防災体制の強化に努めるものとする。

3 防災拠点施設の整備

市は、大規模風水害の発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設の整備に努める。

(1) 防災拠点施設

市は、災害時に本庁舎が被災した場合の代替機能を果たすとともに、災害時に市内の緊急物資輸送（ヘリポート機能を含む。）、備蓄、要員確保等の災害対策活動の拠点となり、さらに、平常時には防災に関する啓発、教育、訓練を行う場となる防災拠点施設の整備に努める。

4 市の防災拠点の整備

市は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市に1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能

5 コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区市民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

6 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

8 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

(1) パーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度

市は、防災対策課（総務対策部）など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入することにより、バックアップ体制の構築を図る。

9 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

市及び各防災関係機関は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 市町村間の相互応援協定

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

2 保健医療分野の受援体制

保険医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。

3 市・消防署と防災関係機関等との応援協定

市、消防署は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を進める。

4 相互協力協定等の締結促進

市及び各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

5 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え

るものとする。

市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

各水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画（又は市地域防災計画）に定めておくものとする。

市、県は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 内水

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設、浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。

(3) 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(4) 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(5) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法及び要配慮者利用施設等の指定

市は、浸水想定区域の指定があったときは、小城市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なもの、又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、小城市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織

の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

市は、浸水想定区域をその区域に含む場合は、小城市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

4 土砂災害の発生、拡大防止

市、県は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市、県及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市、県及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間

で広域応援体制の整備に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 資機材等の確保

市、県及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 市と県の役割分担

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備

市、県、国、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルーティン化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。

1 救助活動体制の整備

市及び消防署、県警察、自衛隊及び海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

2 救急搬送体制の強化

消防署は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車

の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

市及び消防署は、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 医療応援体制の整備

市、県、消防署及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第6項 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路などの輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内郵送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(1) 広域物資輸送拠点の指定

市は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。

(2) 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、市は、輸送拠点に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

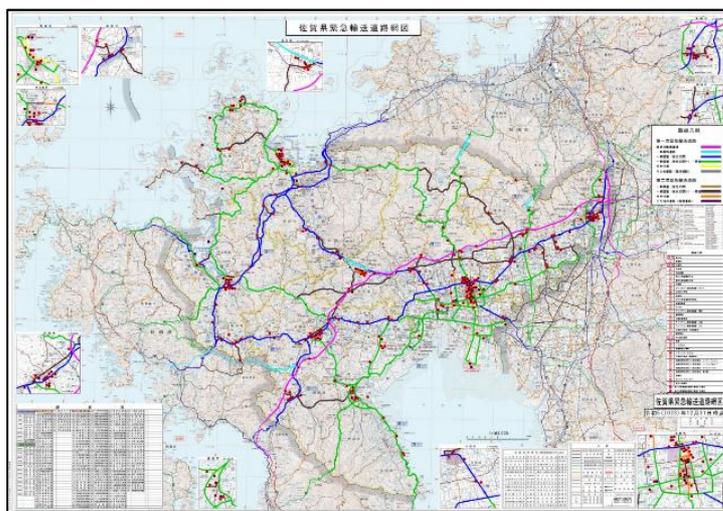
(3) 運送事業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市及び県は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被

災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

【参考／佐賀県緊急輸送道路網図】



2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は警察署と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

ア 道路管理者

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

イ 県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、風水害時における交通誘導、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送体制の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

(4) 緊急通行車両の事前届出

市及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

3 鉄道輸送の確保

県は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4 海上輸送の確保

港湾管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

市は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

また、港湾管理者は、港湾広域防災協議会を設置し、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じるものとする。さらに、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、県は、要請手続等について海上保安部と調整しておくものとする。

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

第7項 避難及び情報提供活動

1 市の避難計画

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。）

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、いくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者

の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難者が避難生活を送るために必要十分な「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

(イ) 指定基準

a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

とする。

- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホー

ムページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大

b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e 飲料水の給水体制の整備

f 支援者等の駐車スペースの確保

ウ 避難所の指定

市は、上記の指定基準をもとに次のとおり避難所を指定する。ただし、災害の状況により避難所を市内全域に設置する必要がない場合は、各地区の1つを避難所とする。

◎各地区の拠点避難所

| 拠点避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|------------|--------------|-----------|---------------|---------|
| 小城保健福祉センター | ○ | ○ | 小城町畑田750番地 | 73-7117 |
| 生涯学習センター | ○ | ○ | 三日月町長神田1845番地 | 72-1616 |
| 牛津公民館 | ○ | ○ | 牛津町柿樋瀬1100番地1 | 37-6143 |
| 芦刈保健福祉センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1522番地 | 66-5566 |

◎各地区の避難所

(小城地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------|--------------|-----------|--------------|---------|
| 小城保健福祉センター | ○ | ○ | 小城町畑田750番地 | 73-7117 |
| 小城体育センター | ○ | ○ | 小城町畑田98番地1 | 73-2368 |
| 桜岡小学校 | ○ | ○ | 小城町166番地 | 73-3070 |
| 岩松小学校 | ○ | ○ | 小城町岩蔵1941番地 | 73-2555 |
| 晴田小学校 | ○ | ○ | 小城町畑田2099番地 | 73-3226 |
| 三里小学校 | ○ | ○ | 小城町栗原1256番地 | 73-3239 |
| 小城中学校 | ○ | ○ | 小城町松尾4104番地 | 73-2191 |
| まちなか市民交流プラザ | ○ | ○ | 小城町253番地21 | 37-6601 |
| 小城公民館岩松支館 | | ○ | 小城町松尾3780番地1 | 72-4950 |
| 小城公民館青田支館 | | ○ | 小城町晴気2096番地1 | 72-4951 |
| 小城公民館三里支館 | | ○ | 小城町栗原1244番地1 | 72-4952 |
| 小城保育園 | | ○ | 小城町畑田44番地 | 72-4307 |
| 晴田幼稚園 | | ○ | 小城町晴気793番地1 | 73-3092 |

(三日月地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------|--------------|-----------|----------------|---------|
| 三日月保健福祉センター | ○ | ○ | 三日月町長神田2312番地3 | 73-9280 |
| 三日月体育館 | ○ | ○ | 三日月町長神田1848番地9 | 72-5657 |
| 生涯学習センター | ○ | ○ | 三日月町長神田1845番地 | 72-1616 |
| 三日月小学校 | ○ | ○ | 三日月町長神田1680番地 | 73-2950 |
| 三日月中学校 | ○ | ○ | 三日月町長神田1650番地 | 73-2016 |
| 三日月幼稚園 | | ○ | 三日月町三ヶ島88番地1 | 73-2601 |
| 児童センター | | ○ | 三日月町長神田1821番地1 | 72-1300 |

(牛津地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|---------------|--------------|-----------|---------------|---------|
| 牛津公民館 | ○ | ○ | 牛津町柿樋頼1100番地1 | 37-6143 |
| 牛津体育センター | ○ | ○ | 牛津町柿樋頼1100番地2 | 66-4127 |
| 牛津公民館別館 | ○ | ○ | 牛津町勝1324番地1 | 37-6143 |
| 小城市健康スポーツセンター | ○ | ○ | 牛津町勝1221番地1 | 51-5515 |
| 牛津小学校 | ○ | ○ | 牛津町柿樋頼922番地 | 66-0047 |
| 砥川小学校 | ○ | ○ | 牛津町上砥川1405番地 | 66-0130 |
| 牛津中学校 | ○ | ○ | 牛津町牛津549番地 | 66-0022 |

| | | | | |
|-------|--|---|------------------|---------|
| 牛津武道館 | | ○ | 牛津町牛津5 5 6番地1 | 66-5259 |
| 砥川保育園 | | ○ | 牛津町上砥川1 4 1 3番地1 | 66-0562 |

(芦刈地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|------------|--------------|-----------|-----------------|---------|
| 芦刈保健福祉センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1 5 2 2番地 | 66-5566 |
| 芦刈文化体育館 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1 7 2番地1 | 66-5691 |
| 芦刈地域交流センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎3 4 9番地 | 37-6140 |
| 芦刈小学校 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1 4番地 | 66-0279 |
| 芦刈中学校 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1 4番地 | 66-0403 |

◎福祉避難所(室) [公共施設]

避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者等を收容し保護するための市、県が有する施設

| 福祉避難所(室) | 住 所 | 連絡先 |
|---------------|-------------------|---------|
| 小城保健福祉センター | 小城町畑田7 5 0番地 | 73-7117 |
| 生涯学習センター | 三日月町長神田1 8 4 5番地 | 72-1616 |
| 三日月保健福祉センター | 三日月町長神田2 3 1 2番地3 | 73-9280 |
| 牛津公民館 | 牛津町柿瀬瀬1 1 0 0番地1 | 37-6143 |
| 小城市健康スポーツセンター | 牛津町勝1 2 2 1番地1 | 51-5515 |
| 芦刈保健福祉センター | 芦刈町三王崎1 5 2 2番地 | 66-5566 |
| 佐賀県立小城高等学校 | 小城町1 6 7番地 | 73-2295 |
| 佐賀県立牛津高等学校 | 牛津町牛津2 7 4番地 | 66-1811 |

◎福祉避難施設[民間施設]

避難生活においてより特別な配慮を必要とする要配慮者等を收容し保護するための高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等

| 福祉避難施設 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------------------|----------------------|---------|
| 特別養護老人ホーム 清水園 | 小城町8 2 0番地 | 72-3165 |
| ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 清水園 | 小城町8 2 6番地1 | 72-1365 |
| 介護老人保健施設 蛍水荘 | 小城町8 1 4番地1 | 72-1717 |
| 特別養護老人ホーム 鳳寿苑 | 三日月町甲柳原6 8番地1 | 72-8011 |
| 特別養護老人ホーム るんびこ園 | 杵島郡江北町大字惣領分4 1 5 3番地 | 86-5500 |
| 特別養護老人ホーム あしはらの園 | 芦刈町三王崎1 5 2 3番地 | 51-5033 |

(4) 避難路及び誘導體制

ア 市は、住民の安全を第一に、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難

時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- (ア) 避難行動要支援者の実態把握
- (イ) 避難路の整備及び選定
- (ウ) 避難所の受入環境
- (エ) 避難誘導責任者及び支援者の選定

ウ 市は、避難誘導に当たっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

カ 県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市及び県の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

キ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、市の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、小城市避難所マニュアル及び小城市避難所運営マニュアル等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項についてあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(6) 避難生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

飲料水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市及び県は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 家庭動物との避難への対応について

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等について の避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法について、あらかじめ定め保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努め

るものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防署等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(5) 市、県による指導等の充実

市、県は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市、県は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有材木の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

市は、風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に

十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市、県は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5 被災者支援体制の整備

市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

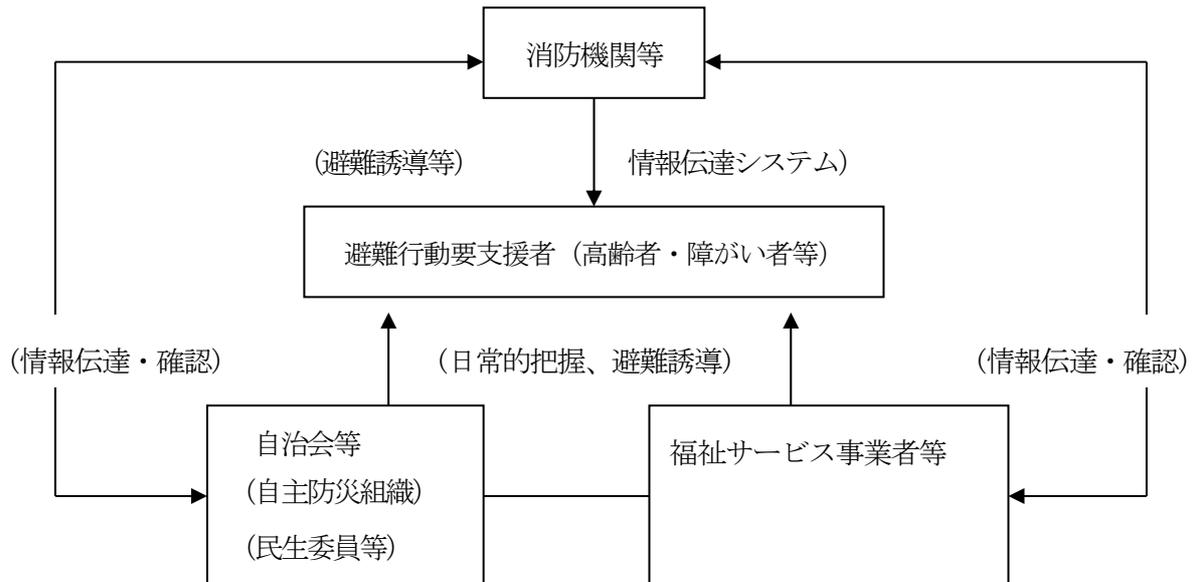
風水害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

市は、平時における市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 要配慮者の日常的把握

市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等多様な主体の協力を得ながら、平常時より高齢者、障がい者等の要配慮者に関する情報の把握に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成、管理及び更新

(ア) 市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるものとする。

(イ) 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(ウ) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たって、市の教育委員会その他の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努めるものとする。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、主として「①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力」「②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力」「③避難行動を取る上で必要な身体能力」に着目して判断することとし、その要件に該当する者は次のとおりとする。

- a 高齢者のみの世帯で要介護1から5までの認定を受けている者
- b 身体障害者手帳1級又は2級（総合等級）を所持する者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者を除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者

- e 特定疾患又は小児慢性特定疾患で特に避難支援が必要と認められる者
 - f 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
 - g 自ら登録を希望した者
- (カ) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (キ) 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (ク) 市は、避難行動要支援者名簿について「小城市情報セキュリティポリシー」を遵守し、適正な情報管理を行うものとする。
- (コ) 市は、避難行動要支援者の住民異動や身体障害者手帳等の交付事務を通じて、避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等
- (ア) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たっては、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。
- (イ) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合において、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たって避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。
- (ロ) 避難支援等関係者は、次に掲げるものとする。
- a 消防署
 - b 県警察
 - c 小城市民生委員・児童委員
 - d 社会福祉法人小城市社会福祉協議会
 - e 小城市消防団
 - f 自治会、自主防災組織
- (エ) 市は、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たって、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- a 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係

者に限り提供すること。

- b 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、市に対し、個人情報の適正な管理に関する確認書等を提出すること。
- c 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- d 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること。
- e 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- f 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保の措置

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報の提供に係る同意を得る際は、避難支援等関係者は可能な範囲で避難支援を行うものであることの理解を求めるものとする。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作ることが適切であること等の周知を行うものとする。

オ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

カ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

キ 地域全体での支援体制づくり

市は、風水害時に、消防署、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

ク 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、小城市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもの

となるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、小城市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ケ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けまいよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防

災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺市民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ県内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を県に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

加えて、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 外国人の安全確保対策

県、市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市、県は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市、県及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

(4) 災害派遣福祉チーム（DWA T）

県は、災害派遣福祉チーム（DWA T）を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。

第9項 帰宅困難者への対策

市、県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

市及び県は、風水害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、平常時から連携して食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、市は、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理し、その知識の普及に努めるものとする。

1 確保の役割分担

(1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備

蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

市は、風水害時における精米を調達するため、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請できるよう体制を整備する。

市は、応急用備蓄食料について、県・自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

市は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の備蓄等

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。

(1人1日3リットル)

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

県は、市及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市及び水道事業者等から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また、市、水道事業者及び県等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

4 生活必需品

市は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第11項 防災訓練

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対

応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 県総合防災訓練

毎年、県及び関係市町が主催して実施する総合防災訓練に、防災担当課職員、消防団員等関係職員を積極的に参加させる。

2 消防訓練

消防団は、自主的に次の訓練を実施する。

- ① 操法訓練 小型ポンプ操法訓練を実施する。
- ② 文化財防火訓練 中継訓練を主に実施する。
- ③ 避難訓練 消防署とともに医療機関、社会福祉施設等において消火、避難、救急訓練を実施する。
- ④ その他の訓練 雨期前には土のうづくりを含めた水防工法訓練や、林野火災を想定した中継放水訓練等を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市及び防災関係機関が実施する防災

訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(4) 小城市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、小城市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第12項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力

を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(4) アスベスト使用建築物等の把握

市及び県は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 県

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4 復興対策の研究

市及び防災関係機関は、市民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第13項 複合災害対策

市、県、国及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第3節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

1 市職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる市職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、市は、市職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

市は、市職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

市は、風水害に関する科学的専門的知識の市職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

市は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

市は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、市職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

市及び防災関係機関は、市民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の

開催等に努めるものとする。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 市及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 市、県及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないように、市民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動

(ウ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）」こと

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取りべき行動、避難場所や避難所での行動

(オ) 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて市民に対して啓発を行っていくことが必要

(カ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

- (キ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること
- (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の
再建に資する行動

エ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されな
い」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努め
るものとする。

(2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すようことに努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 講習会等の開催

市は、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、市及び県は、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関

わりの中で、一般市民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

市及び県は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2項 消防団の育成強化

消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防衛活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、大規模災害等に備えた安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、必要な資格の取得など実践的な教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 水防団及び水防協力団体の育成強化

市及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第4項 自主防災組織等の育成強化

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、自治会などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

1 地域住民等の自主防災組織

市は、市地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

《自主防災組織の活動例》

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 平常時 | 防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検 | 災害時 | 出火防止・初期消火 救出・救助 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力 |
|-----|--|-----|--|

2 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第5項 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、小城市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当

該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第6項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、小城市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、小城市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第7項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は、平常時からCSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、小城市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小城市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（小城市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、小城市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニ一

ズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市及び県は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、小城市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

市及び県は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、小城市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|----------|---|
| 専門ボランティア | (1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害警戒区域等の調査（防災・砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援 （防災・砂防ボランティア） (12) その他特殊な技術を有する者 |
| 一般ボランティア | (1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し |

| | |
|--|---|
| | (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業 |
|--|---|

第8項 災害教育の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 防災営農体制の確立

1 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、県及び市は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

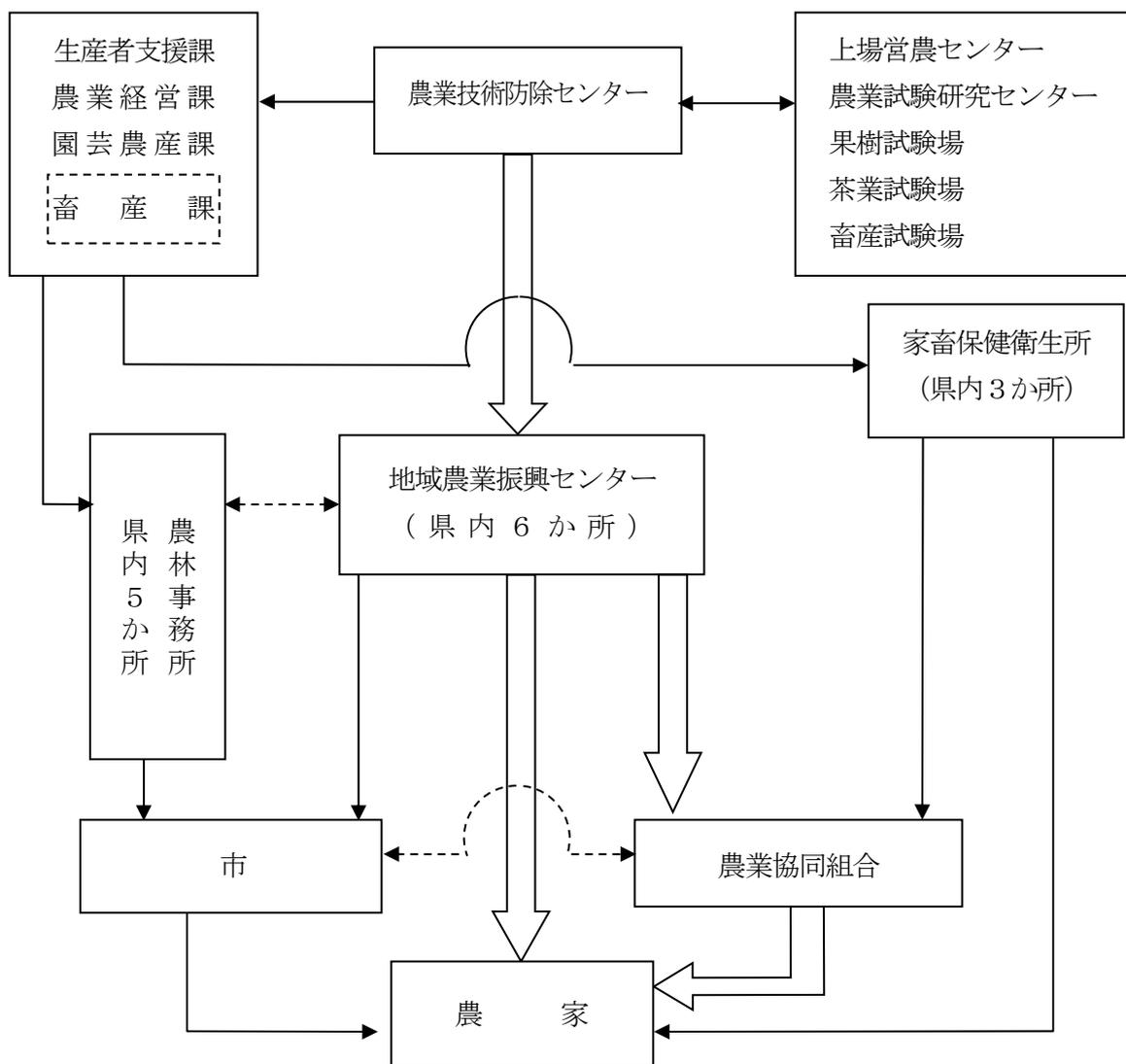
2 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、市は、農業技術防除センター、地域農業振興センター等と協力し、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

市は、気象庁から発表される季節予報（1ヶ月予報や3ヶ月予報等）、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対応するため県から出される対策を速やかに伝達し、専門技術員とともに営農指導に努める。また、地域の実態に応じた技術対策の確立に努める。



第5節 技術者の育成・確保

県、市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

| 技術者名 | 業務内容 |
|------------|---|
| 砂防ボランティア | 二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報 |
| 防災エキスパート | 公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援 |
| 被災宅地危険度判定士 | 宅地を調査し、その危険度を判定する技術者 |
| 手話通訳者 | 聴覚障がい者に対する手話による支援 |

第6節 孤立防止対策計画

市及び県は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

また、市及び県は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。

1 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。
- (6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。

2 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 市民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

市は、市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

市は、市域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害情報連絡室

(1) 設置基準

「災害対策連絡室」、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

ア 市内に、気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各注意報及び波浪警報が発表された場合で、総務部長（不在のときは、防災対策課長）が必要と認める場合

イ その他、市内の状況により総務部長（不在のときは、防災対策課長）が必要と認める場合

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。（庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

(3) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(4) 構成及び配備要員

防災対策課、建設課、農村整備課及び情報収集が必要となる所属部で構成し、災害情報連絡室の要員は、総務部長及び情報収集が必要となる所属部長があらかじめ専任した者をもって構成する。

災害情報連絡室長は総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、災害情報連絡室の設置の伝達を受けた場合又は設置基準の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに総務部防災対策課に集合し、災害情報連絡室長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

2 災害対策連絡室

(1) 設置基準

「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

ア 市内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮または洪水の各警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合

イ 市内で災害が発生、または災害が発生するおそれがあり、総務部長（不在のときは、防災対策課長）が必要と認めた場合

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。（庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

(3) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(4) 構成及び配備要員

防災対策課、建設課、農村整備課及び情報収集が必要となる所属部で構成し、災害対策連絡室の要員は、総務部長、情報収集が必要となる所属部長があらかじめ専任した者をもって構成する。

災害対策連絡室長は総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、災害対策連絡室の設置の伝達を受けた場合又は設置基準の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに総務部防災対策課に集合し、災害対策連絡室長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

(6) 体制

「災害対策連絡室」は、予想される災害の種類、規模等に応じて、次の体制とする。

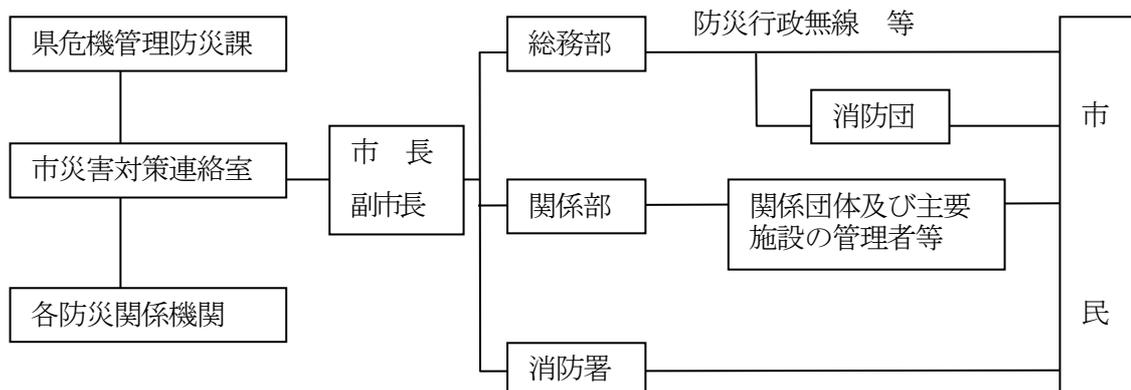
(配備体制)

| 種別 | 配備内容 | 配備時期 |
|--------------------------------------|---|--|
| 災害対策連絡室 (第一配備) (水防計画書 1班体制) | 各対策部の要員を充て、情報連絡活動を円滑に行う体制 | 1 各注意報又は警報が発令され、災害が発生するおそれがある場合 2 異常現象等により災害が発生するおそれがある場合 |
| 災害対策連絡室 (第二配備) (水防計画書 2班体制) | 各対策部の要員を充て、事態の推移により速やかに第三配備体制に切り替えることができる体制 | 局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 |

(配備要員)

| 配 備 要 員 | |
|----------------|----------------|
| 災害対策連絡室 (第一配備) | 災害対策連絡室 (第二配備) |
| 30~60 名程度 | 60~120 名程度 |

(組 織)



3 災害対策本部

(1) 設置基準

市内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

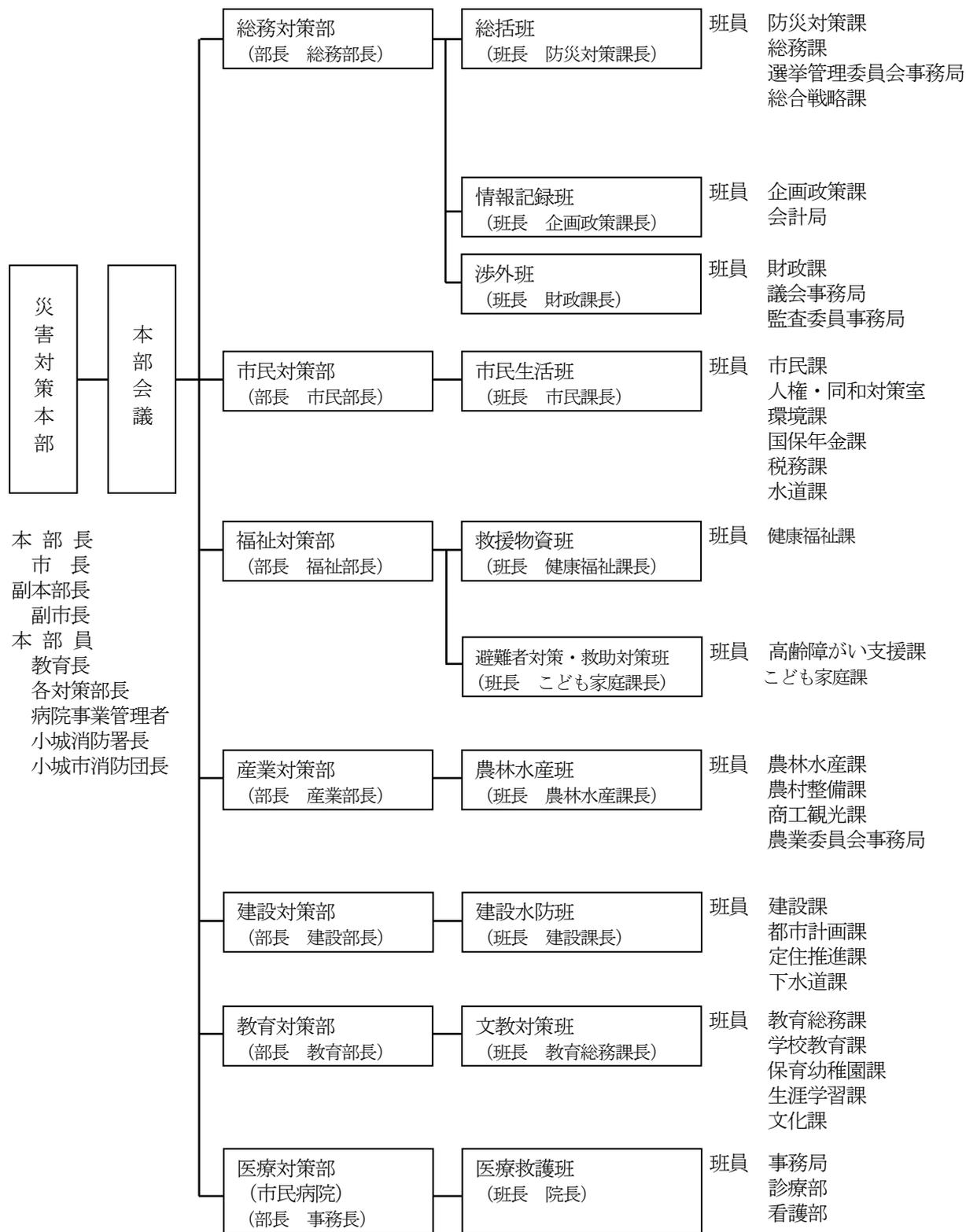
(3) 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮を執り、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織



※出先機関の職員（上記の機構に含まれていない職員）は、所管する課の課長に従う。

(6) 所掌事務

| 部名 | 班名 | 担当課等 | 所掌事務 |
|-----------|-------|---|--|
| 総務 対策部 | 総括班 | 防 災 対 策 課 総 務 課 選挙管理委員会事務局 総 合 戦 略 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること 2 災害救助法の適用に関すること 3 気象情報及び被害状況の伝達又は報告に関すること（県等へ） 4 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること 5 災害応急対策の総合調整及び準備に関すること 6 現地災害対策本部への出勤に関すること 7 県災害対策本部との連絡に関すること 8 災害対策本部の広報に関すること 9 災害現場における消防及び水防活動の総括に関すること 10 消防団及び水防団に対する指示等に関すること 11 警戒区域の設定に関すること 12 配備要員の動員に関すること 13 避難の指示に関すること 14 総務対策部内の連絡調整に関すること 15 被害状況の情報収集及び広報に関すること 16 他の対策部の所掌に属さないこと |
| | 情報記録班 | 企 画 政 策 課 会 計 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び被害状況の伝達又は報告に関すること（総括班等へ） 2 市有施設の被害の総括に関すること 3 火災状況等の調査及び報告に関すること 4 消防及び水防活動状況の取りまとめ並びに報告に関すること 5 火災等の予防等に関すること 6 災害状況報告書、要望書等の作成及び関係機関への送付に関すること 7 現場写真撮影に関すること |
| | 渉外班 | 財 政 課 議 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策費の予算措置に関すること 2 災害対策関係物品の調達に関すること 3 被災者及び災害対策要員の給食に関すること 4 自衛隊の災害派遣に関すること 5 消防署（広域消防局）との連絡に関すること 6 交通規制等の要請に関する警察関係機関との連絡調整に関すること |
| 市民 対策部 | 市民生活班 | 市 民 課 人権・同和対策室 環 境 課 国 保 年 金 課 税 務 課 水 道 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防疫に関すること 2 衛生材料及び防疫品等の供与に関すること 3 遺体の捜索、収容処理計画及び実施に関すること 4 災害による市税等の減免及び徴収猶予に関すること 5 水道施設の被害情報の収集及び災害対策に関すること 6 災害時における飲料水の確保及び供与に関すること 7 水道施設の応急復旧対策に関すること 8 水道施設管理業者及び水道指定業者との連絡調整に関すること 9 市民対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関すること 10 市民対策部内の連絡調整に関すること |
| 福祉 対策部 | 救助物資班 | 健 康 福 祉 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関すること 2 被災者に対する生活保護法等の適用に関すること 3 災害救助法に基づく避難所、応急仮設住宅の設置に関すること 4 ボランティアの受入れ及び活動調整に関すること 5 救助用物資及び器材の確保に関すること 6 義援金の受付、保管及び配分に関すること 7 福祉関係施設の被害情報の収集及び災害対策に関すること （保育園を除く） 8 福祉対策部内の連絡調整に関すること |

| | | | |
|---------------|-----------------|--|--|
| | 避難者対策 ・救助対策班 | 高齢障がい支援課 こども家庭課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護医療品の供与に関する事 2 高齢者及び障がい者の緊急保護等に関する事 3 避難所の管理及び収容者の保護に関する事 4 その他被災者の援護等に関する事 |
| 産業 対策 部 | 農林水産班 | 農林水産課 農村整備課 商工観光課 農業委員会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関する事 2 農作物、営農用施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 3 森林、林道、林業者施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 4 水産物、漁港施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 5 災害時における病害虫の発生予防及び防除に関する事 6 被害農業者及び水産業者の融資に関する事 7 家畜の被害調査及び被害対策に関する事 8 家畜の伝染病予防及び防疫に関する事 9 災害用主要食糧の調達及び供給に関する事 10 農地及び農業用施設の被害情報の収集並びに災害対策に関する事 11 商工業製品、商工業施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 12 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 13 労務の供給に関する事 14 被害商工業者の融資に関する事 15 産業対策部内の連絡調整に関する事 |
| 建設 対策 部 | 建設水防班 | 建設課 都市計画課 定住推進課 下水道課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動の実施に関する事 2 排水ポンプ及び樋管、樋門の操作に関する事 3 災害応急復旧資材の確保及び供給に関する事 4 道路及び橋りょう等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 5 河川及び港湾施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 6 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 7 被災住宅の応急処理に関する事 8 被災者に対する住宅金融公庫等からの融資に関する事 9 下水道施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 10 下水道施設の応急復旧対策に関する事 11 下水道施設管理業者との連絡調整に関する事 12 建設対策部内の連絡調整に関する事 |
| 教育 対策 部 | 文教対策班 | 教育総務課 学校教育課 保育幼稚園課 生涯学習課 文化課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関する事 2 教育関係施設に避難所を開設することについての協力に関する事 3 教育関係義援金品の受付等に関する事 4 被災児童生徒の育英奨学に関する事 5 被災児童生徒に対する授業・保育に関する事 6 被災児童生徒の保健管理に関する事 7 教育関係施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 (保育園を含む) 8 文化財及び文化保存施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 9 災害活動に応援する婦人会等の連絡調整に関する事 10 教育対策部内の連絡調整に関する事 11 児童生徒の救急保護等に関する事 |
| 医療 対策 部 | 医療救護班 | 事務局 診療看 療護部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する医療活動に関する事 2 救護所の設置及び県への設置要請に関する事 3 医療救護班の編成及び派遣に関する事 |

(7) 配備体制及び要員

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとする。

(配備体制)

| 種別 | 配備内容 | 配備時期 |
|------------------|----------------------------|-----------------------|
| 災害対策本部 (第三配備) | 各対策部の全員を充て、状況により活動を開始できる体制 | 全地域又は局地的に甚大な災害が発生した場合 |

(配備要員)

| 配 備 要 員 |
|---------------|
| 災害対策本部 (第三配備) |
| 全職員 |

(8) 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

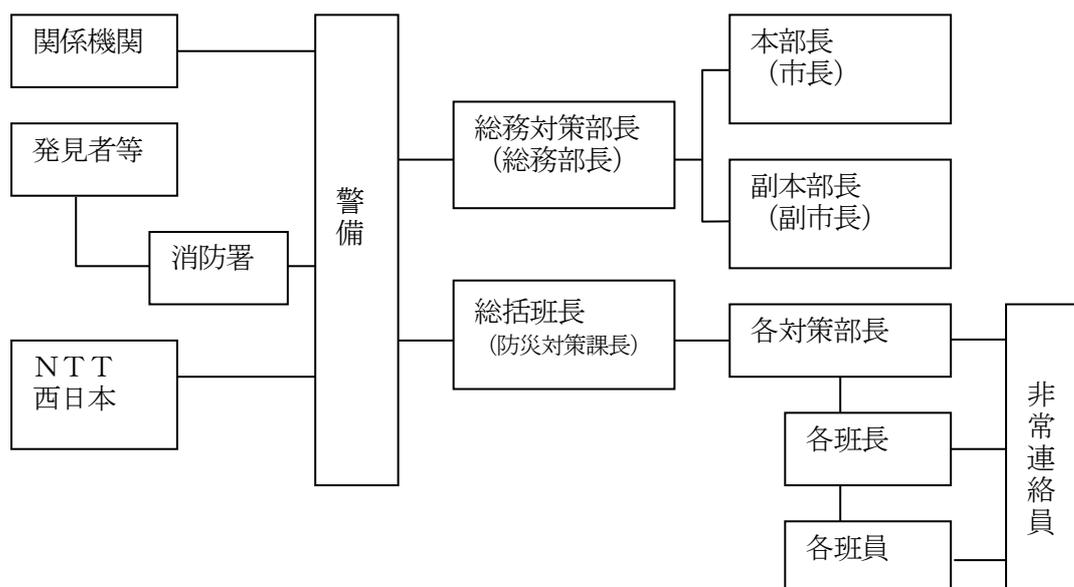
(9) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

ア 配備の伝達

配備要員の動員は、次により伝達する。

- ① 勤務時間中は、総務対策部総括班が庁内放送、電話等を通じて伝達する。
- ② 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、電話、防災行政無線その他最も迅速な方法により、次の系統に従い伝達する。



イ 非常連絡員

各対策部長は、部内の配備要員の動員を円滑にするため、非常連絡員を定める。

| 区 分 | 正 (主管課長等及び防災担当課長) | 副 (主管課職員及び防災担当職員) |
|-------|----------------------|-------------------------|
| 総務対策部 | 防災対策課長 | 防災対策課副課長 防災対策課消防防災係長 |
| | 総務課長 | 総務課副課長 総務課庶務文書係長 |
| 市民対策部 | 市民課長 | 市民課副課長 市民課市民係長 |
| 福祉対策部 | 健康福祉課長 | 健康福祉課副課長 健康福祉課地域福祉係長 |
| 産業対策部 | 農林水産課長 | 農林水産課副課長 農林水産課農政企画係長 |
| 建設対策部 | 建設課長 | 建設課副課長 建設課管理係長 |
| 教育対策部 | 教育総務課長 | 教育総務課副課長 教育総務課庶務係長 |
| 医療対策部 | 市民病院事務長 | 市民病院事務局職員 |

ウ 非常参集

全職員は、勤務時間外に

- ① 災害対策本部が設置され、第3配備の体制をとる旨伝達を受けた場合
- ② 市内に風水害が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

(10) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の班員が不足するときは、次の措置を講じる。

- ア 余裕のある他の班から応援を求める。
- イ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(11) 県その他関係機関との連携

県において、災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

災害対策本部長（市長）は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

(12) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な

代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(13) その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

4 緊急初動班

(1) 緊急初動班の設置

風水害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総務対策部長（総務部長）の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務対策部総括班長（防災対策課長）をもって充て、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総務対策部長（総務部長）と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、(4)の業務や総務対策部長（総務部長）から指示のあった事項について、その活動に当たる。

(2) 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な風水害を感知し、電話等の情報通信が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

(3) 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

(4) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ① 通信機器の点検
- ② 携帯用テレビ、ラジオ等の調達
- ③ NTTから防災用通信機材の借入れ

イ 情報の収集

- ① 県警察、消防署、県、市民その他からの情報収集
- ② 自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼
- ③ テレビ、ラジオによる情報収集
- ④ 職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ① 国への通報連絡
- ② 各対策部長及び配備要員の確保
- ③ 庁舎の電気、給水設備等の点検

5 小城市水防本部

水防本部の組織に関しては、水防法第32条の規定により定めた「小城市水防計画書」による。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警報レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

1 風水害に関する警報等の種類

(1) 気象関係

ア 特別警報、警報、注意報

| | | | | | | | |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 特別警報 | 暴風雪 特別警報 | 暴風 特別警報 | 大雨 特別警報 | 大雪 特別警報 | 高潮 特別警報 | 波浪 特別警報 | |
| 警報 | 暴風雪 警報 | 暴風 警報 | 大雨 警報 | 大雪 警報 | 高潮 警報 | 波浪 警報 | (洪水警報) 氾濫警戒情報(レベル3) 氾濫危険情報(レベル4) 氾濫発生情報(レベル5) |
| 注意報 | 風雪 注意報 | 強風 注意報 | 大雨 注意報 | 大雪 注意報 | 高潮 注意報 | 波浪 注意報 | (洪水注意報) 氾濫注意情報(レベル2) |

イ その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報

ウ その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報(警報級の可能性)、キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

(2) 指定河川の洪水予報

ア 国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

| | |
|------|----------------------------|
| 指定河川 | 嘉瀬川水系 嘉瀬川 六角川水系 六角川、牛津川 |
|------|----------------------------|

イ 洪水予報の種類

| | |
|-------|----------------------|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 |

(3) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

イ 内水

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

ウ 高潮

県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4) 水防関係

ア 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め発する警告。

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(5) 土砂災害警戒情報等の周知

国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災メール、広報車、携帯電話の緊急速

報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ適格に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

(6) 避難情報等

| 警戒レベル | 市民がとるべき行動 | 行動を促す情報 | 警戒レベル相当情報 |
|--------------------|--------------------|------------|---------------------|
| 警戒レベル5 (市が発令) | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 | 氾濫発生情報 大雨特別警報 等 |
| 警戒レベル4 (市が発令) | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等 |
| 警戒レベル3 (市が発令) | 危険な場所から 高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等 |
| 警戒レベル2 (気象庁が発表) | 避難行動の確認 | 大雨・洪水注意報 等 | 氾濫注意情報 等 |
| 警戒レベル1 (気象庁が発表) | 心構えを高める | 早期注意情報 | |

2 警報等の伝達

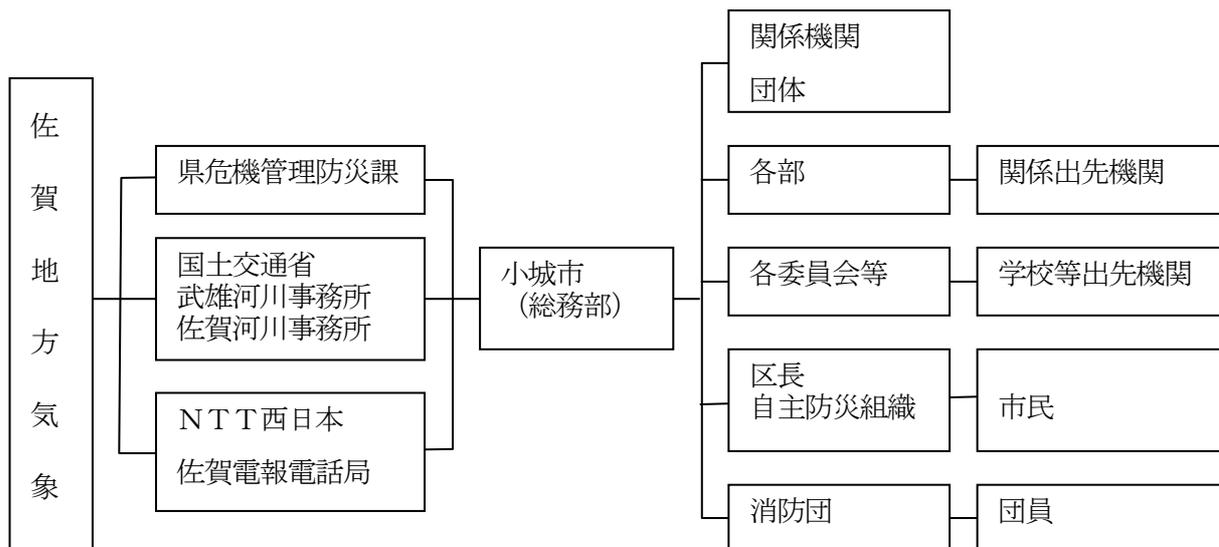
市は、次の系統により、風水害に関する警報等の伝達を受けるとともに、必要に応じ迅速かつ的確に市民等へ伝達するものとする。

また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市へ通知するものとし、通知を受けた市は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

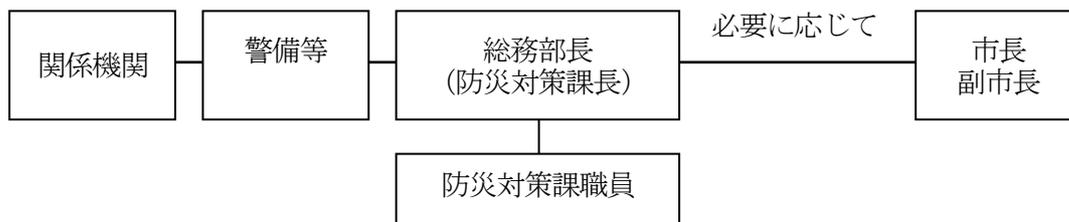
市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(1) 勤務時間内の通報連絡



(2) 勤務時間外（警戒配備体制前）の通報連絡



3 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

第2項 避難誘導

1 警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示を実施する者は、躊躇せず、時機を失することなく、行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極

的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公民館等の公共施設において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放・開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

5 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

6 住民への周知

市は、避難誘導に当たって指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7 市に対する助言

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3項 災害未然防止活動

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の

発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を市及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、風水害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、市及び県は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

市が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1 画像情報

- (1) 画像伝送システムによる情報
- (2) 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- (3) 電子メールによる情報

2 主要緊急被害情報

- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ搬送された負傷者の状況
- (4) 119番通報が殺到する状況等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- 1 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- 2 住家被害
- 3 ライフライン被害
- 4 公共施設被害
- 5 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- 1 応急対策の活動状況
- 2 災害対策本部の設置、活動状況等



第2項 災害情報の収集、共有

市は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市の職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等を活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属の長は、防災対策課（総務対策部総括班）へ、その映像を添え報告するものとする。

2 その他機関からの情報の活用

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

また、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、直接職員を現地に派遣し、情報収集に努めるものとする。

3 情報の共有

市、県、国その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3項 災害情報の連絡方法

市は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

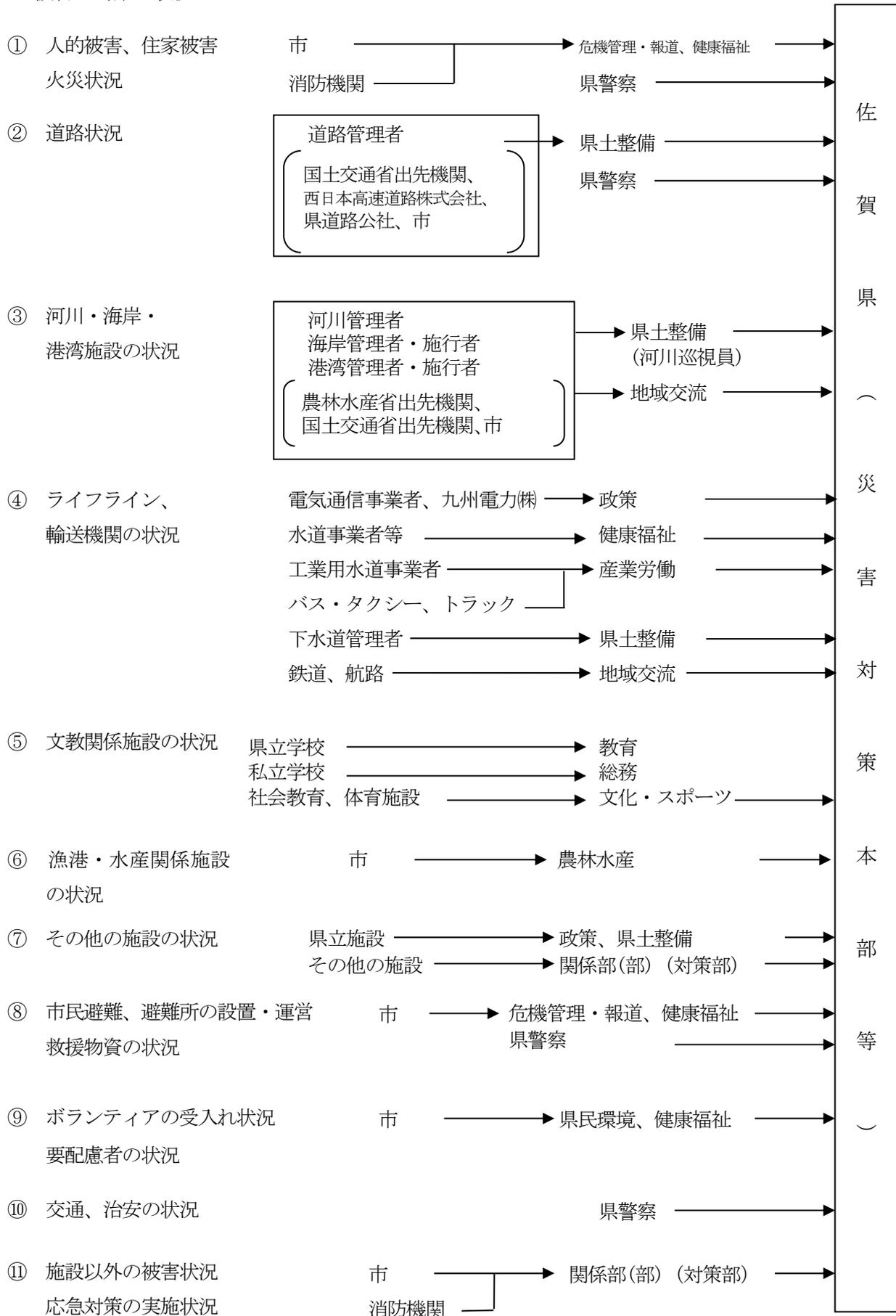
さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

国から「防災画像情報の相互提供に関する協定」により提供された画像情報は、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」により、必要に応じ県（現地機関を含む）、市、消防本部（佐賀広域消防局含む）及び県警察本部へ配信する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



第4項 被害状況等の報告

市、県及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

| 種 類 | 報 告 す る 情 報 | 時 期 |
|--------|---|---------------------|
| 被害概況即報 | 緊急災害情報 ア 画像情報 イ 主要緊急被害情報 ① ライフライン被害の範囲 ② 医療機関へ来ている負傷者の状況 ③ 119番通報が殺到する状況 等 | 災害の覚知後直ちに |
| 被害状況即報 | 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況 | 逐次 |
| 災害確定報告 | 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況 | 応急対策を終了した後 20日以内 |

(2) 報告を必要とする災害の基準

| | |
|---|--|
| <p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕</p> | <p>ア 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p> |
| <p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む</p> | <p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 市又は県が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 気象業務報13条の2に規定する特別警報が発表された災害</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれかにも該当しないもの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p> |
| <p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> | <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害</p> <p>オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる災害</p> |

災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(エ) 死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

(ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

(オ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

| 回線別 | | 区分 | 平日 (9:30~18:15) 応急対策室 | 左記以外 宿直室 |
|-------|-----|----|--------------------------|--------------|
| NTT回線 | TEL | | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |

県

| 回線別 | | 区分 | 平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部) | 左記以外 守衛室 |
|-------|-----|----|------------------------------------|--------------|
| NTT回線 | TEL | | 0952-25-7362 (0952-25-7107) | 0952-24-3842 |
| | FAX | | 0952-25-7262 | |

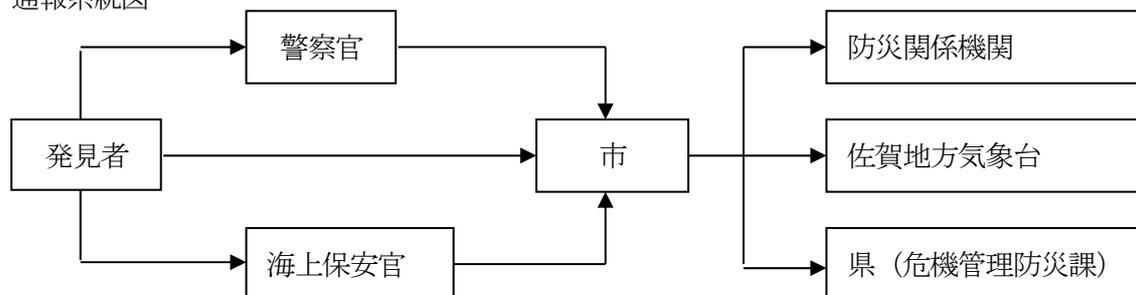
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市に通報又は連絡を行うものとする。

第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

- 異常潮位 …… 天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合
- 異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
- その他 …… 崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保

風水害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うよう要請する。

市は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人申し込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員、市長若しくはこの吏員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

| 対象作業 | 種類 | 執行者 | 根拠法令 |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------------|
| 災害応急対策作業 (応急措置一般) | ・ 従事命令 ・ 協力命令 | 知事 〔委任された場合は市長〕 | 災害対策基本法第71条 第1項・第2項 |
| 災害救助作業 (救助法に基づく救助) | ・ 従事命令 ・ 協力命令 | 知事 | 災害救助法第7条、8条 |
| 災害応急対策作業 (災害応急対策全般) | ・ 従事命令 | 市長等 | 災害対策基本法第65条 第1項、第2項 |
| 危害防止のための措置 | ・ 措置命令 | 警察官 | 警察官職務執行法第4条 |
| 非常事変に際し必要があるときの協力 | ・ 協力命令 | 海上保安官 | 海上保安庁法第16条 |
| 消防作業 | ・ 従事命令 | 消防吏員 消防団員 | 消防法第29条第5項 |
| 水防作業 | ・ 従事命令 | 水防管理者 水防団長 消防署の長 | 水防法第24条 |

2 従事命令又は協力命令の対象者

| 命令の区分 | 対象者 |
|--------------------------|--|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 |

| | |
|-----------------------------|---|
| | (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 | 応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害対策基本法による市長・警察官・海上保安官の従事命令 | 市内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による措置命令 | その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者 |
| 海上保安庁法による協力命令 | 付近にある人及び船舶 |
| 消防法による消防吏員・消防団員の従事命令 | 火災の現場附近にある者 |
| 水防法による水防管理者・水防団長・消防署の長の従事命令 | 区域内に居住する者または水防の現場にある者 |

第2項 損害補償（災害対策基本法第84条第1項）

知事、市長等が発する従事命令により、災害救助措置及び災害救助に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、市がそれぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

第1項 災害派遣要請基準

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請者

市長は知事に対して派遣を要求し、知事が自衛隊に対して出動を要請する。

2 要請の手続

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣要請の要求を行う。

なお、災害により第1項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、知事に対して電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

この要請は、防災対策課が担当する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊、機関の長一覧

| 区分 | 部隊の長 | 住所(担任部署) | 電話番号 | 災害派遣の担任 |
|-------|----------|-----------------------------|-------------------|------------------------------|
| 陸上自衛隊 | 西部方面総監 | 熊本市東区東町1-1-1 | (096) 368-5111 | 九州 |
| | 第4師団長 | 福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部) | (092) 591-1020 | 福岡県、佐賀県 長崎県、大分県 |
| | 西部方面混成団長 | 久留米市国分町100 (混成団本部第3科) | (0942) 43-5391 | 佐賀県(鳥栖市、神崎市、 神埼郡、三養基郡を除く) |
| | 九州補給処長 | 神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班) | (0952) 52-2161 | 鳥栖市、神崎市、 神埼郡、三養基郡 |

| | | | | |
|-------|------------|---------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 | 長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室) | (0956) 23-7111 | 九州(大分県、宮崎県を除く)及び山口県の一部 |
| 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 | 福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課) | (092) 581-4031 | 九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県 |
| | 第8航空団司令 | 福岡県築上郡築上町西八田 (防衛部防衛班) | (0930) 56-1150 | |
| | 第3術科学校長 | 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1(教務課計画班) | (093) 223-0981 | |

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

3 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請(災害派遣要請依頼書[様式1])をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。

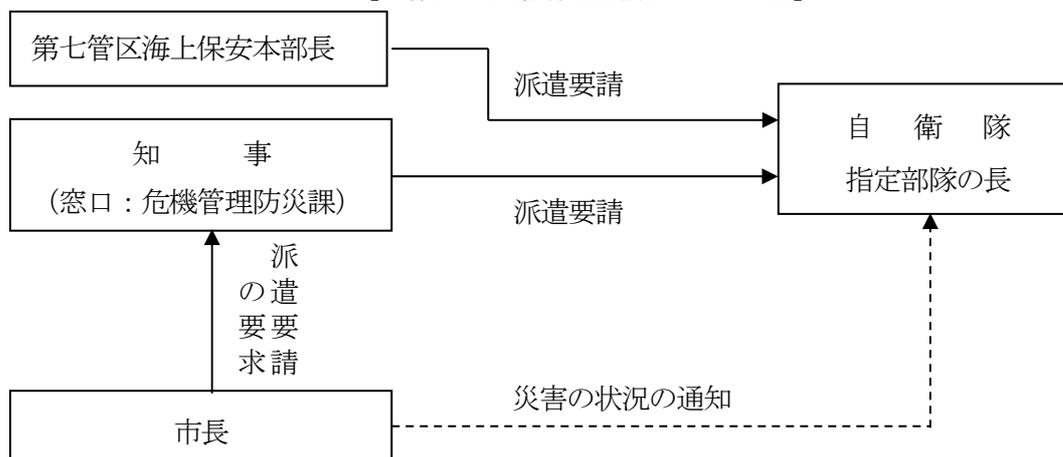
また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。(この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。)

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

| 区分 | 部隊の長 | 担任部署 |
|-------|------------|----------|
| 陸上自衛隊 | 西部方面混成団長 | 第3科 |
| | 第4師団長 | 第3部 |
| 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 | 防衛部第3幕僚室 |
| 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 | 防衛部運用課 |

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) -----は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第3項 自衛隊の活動範囲

| 活動項目 | 活動内容 |
|-------------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の搜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防署に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関が提供） |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供） |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 給食、給水及び入浴支援 | 被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。 |
| 物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注*） |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 |

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食糧品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第4項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

市は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

《市の災害派遣部隊用の施設》

| 部隊連絡所 | 電話 | 宿 舎 | 駐 車 場 |
|----------|---------|--|---|
| 小城市役所 庁舎 | 37-6111 | 小城体育センター 三日月体育館 牛津体育センター 芦刈地域交流センター | 小城体育センター駐車場 生涯学習センター駐車場 牛津公民館駐車場 芦刈地域交流センター駐車場 |

※自衛隊の災害派遣部隊用の宿舎は、災害の場所・規模等の状況により選定する。また、当該宿舎は、警察災害派遣隊・緊急消防援助隊等の災害応援部隊にも準用する。

1 部隊の受入れ準備

- (1) 市の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と(2)の計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

第5項 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食

- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの及び浄水錠、救急包帯等
自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災のように供する機材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動が生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第6項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第7項 撤収手続

1 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 市長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。

2 撤収方法

市長は、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるときは、自衛隊の災害派遣撤収要請依頼書（様式2）により知事（県危機管理防災課〔総括対策部総括班〕）に対して自衛隊の撤収を要請するよう依頼を行う。ただし、文書による報告のいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、文書は事後速やかに提出するものとする。

3 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

様式 1 災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）

- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

様式 2 撤収要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

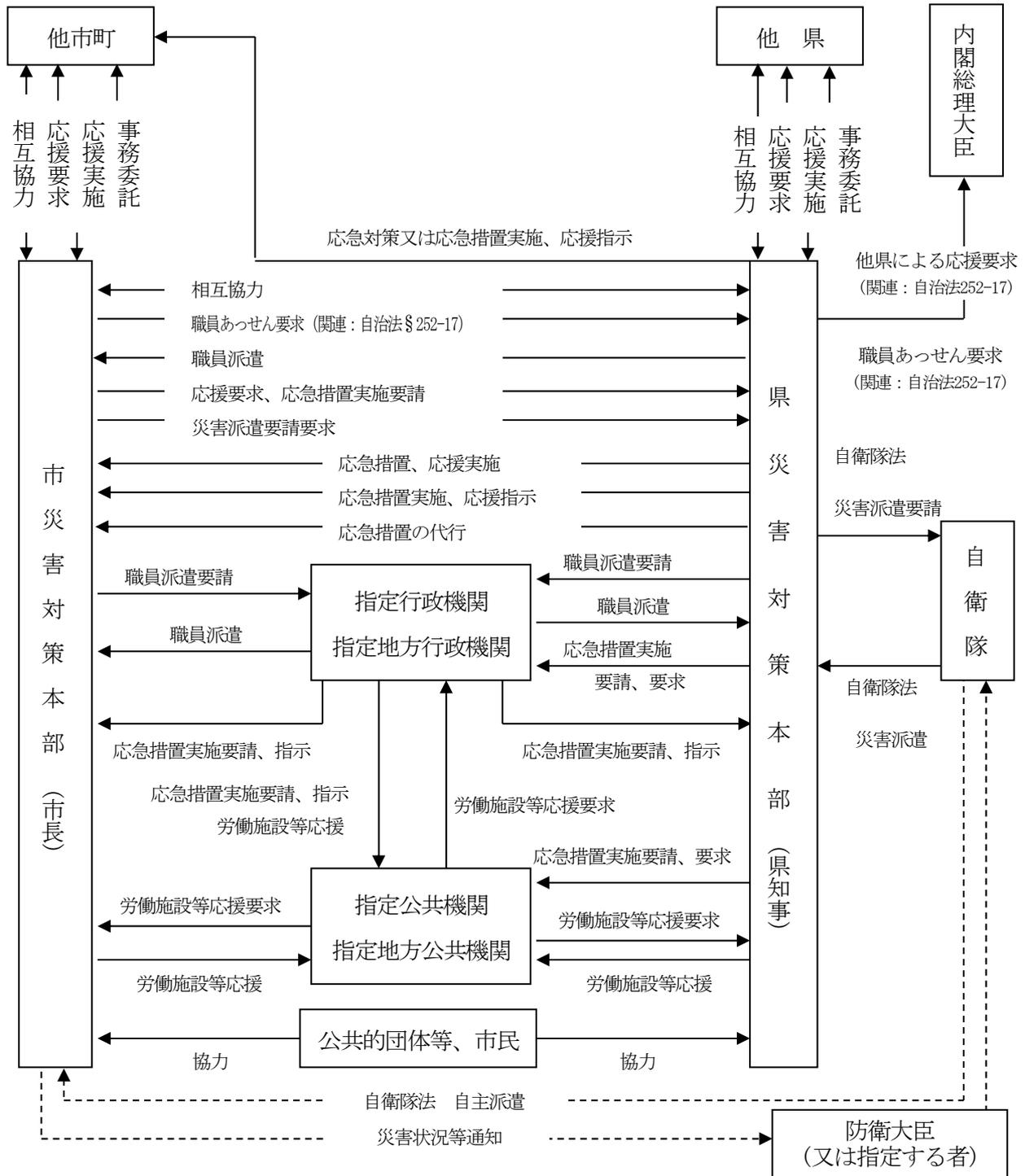
4 撤収作業内容

第7節 応援協力体制

市、県、国及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

また、市、県及び防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、市町や機関に対し、応援を要請するものとし、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。



第1項 相互協力体制

1 市、消防署が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

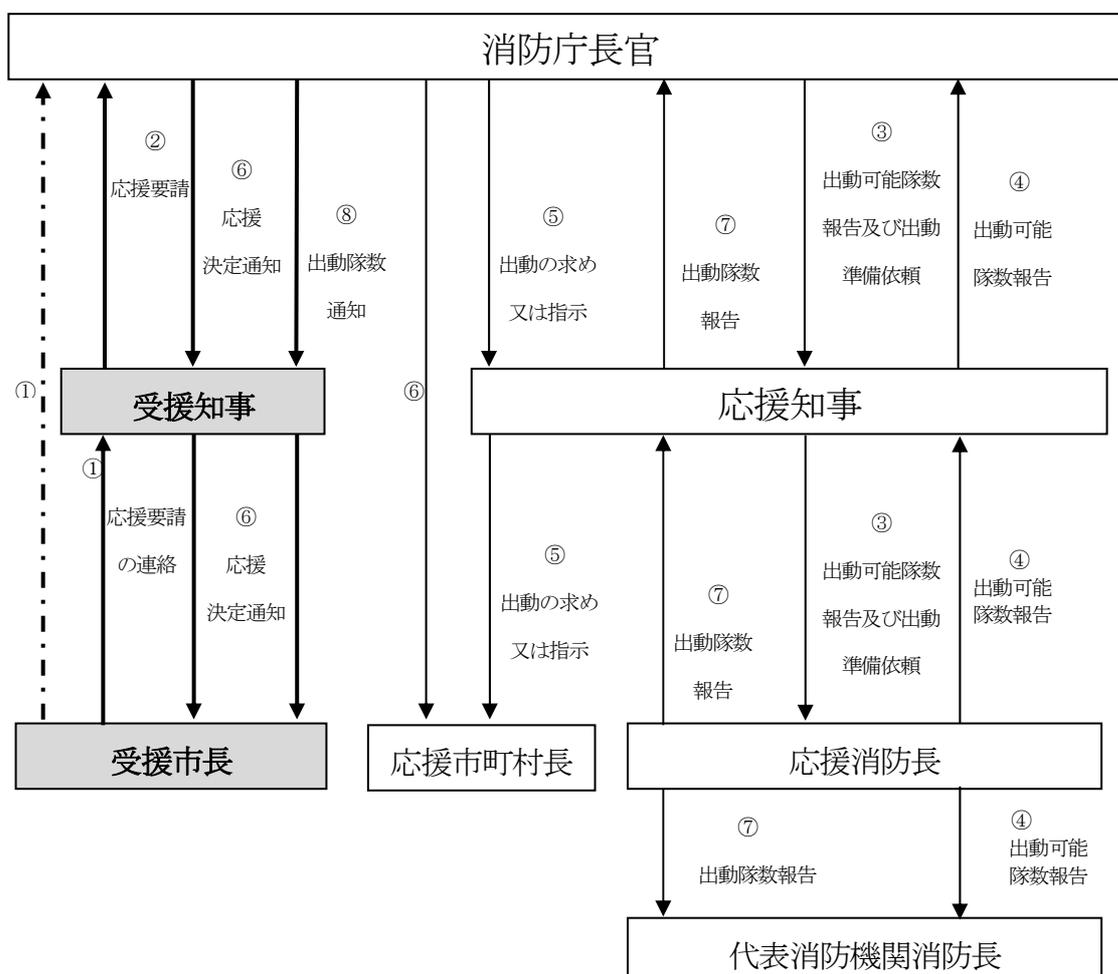
市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

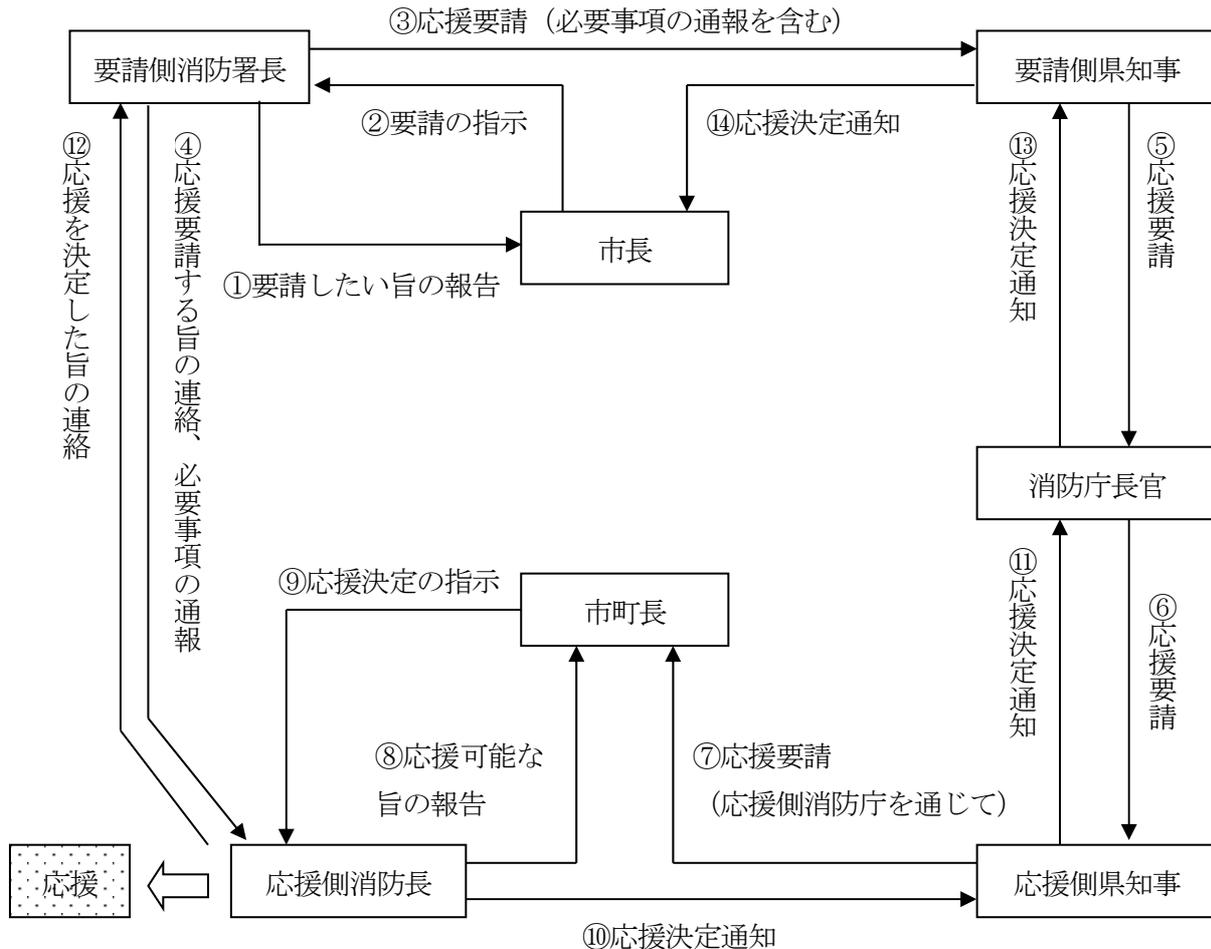
市又は消防署は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

【緊急消防援助隊の要請系統図】



<広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート>



(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員で要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

| 要 請 の 内 容 | 要 請 に 必 要 な 事 項 | 備 考 |
|--|---|--|
| 他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請 | ① 災害の状況 ② 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ④ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） ⑥ その他必要な事項 | 災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条 |
| 自衛隊災害派遣要請（要求） | 本章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照 | 自衛隊法第83条 |
| 指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合 | ① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他必要な事項 | 災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17 |
| 他県消防の応援の要請を求める場合 | ① 災害発生日時 ② 災害発生場所 ③ 災害の種別・状況 ④ 人的・物的被害の状況 ⑤ 応援要請日時 ⑥ 必要部隊数 ⑦ その他の情報 | 消防組織法第44条 |

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防署等との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、市との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ウ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- エ その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力

(7) 民間団体への協力要請

災害時における民間団体への協力の要請は、次によるものとする。

・組織の種別及び活動内容

| 団体名 | 活動内容 | 協力要請の際の担当課 |
|----------|--|------------|
| 自治会 | ア 救援物資の配給 イ 災害情報の収集、報告 ウ 遺体の捜索及び救助の協力 エ その他災害応急措置 | 防災対策課 |
| 地域婦人会 | ア 炊出しの応援 イ 清掃作業の応援 ウ 避難所の奉仕 | 生涯学習課 |
| 民間ボランティア | ア 被災者の救出 イ 災害応急復旧等作業の応援 ウ 炊出しの応援 エ 清掃作業の応援 オ 避難所の奉仕 | 健康福祉課 |
| 日本赤十字奉仕団 | ア 災害時における看護奉仕 イ 炊出し、食糧の配給奉仕等災者の世話 ウ 救助物資（金）の配給及び整理 エ 災害現場の後始末 | 健康福祉課 |

2 県が実施する相互協力措置

(1) 市、消防署からの要請への対応

県は、市、消防署から応援の要請があった場合又は円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2) 市の代行、業務支援

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について市に代わって実施する。

| 事 項 | 根 拠 |
|--|----------------|
| ア 避難の指示等 イ 屋内での待機等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法第60条第6項 |
| ウ 警戒区域の設定 エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等 オ 人的公用負担 | 災害対策基本法第73条第1項 |

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、市が十分な災害応急対策活動が行えないと判断した場合、市災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

第2項 相互協力の実施

1 基本的事項

市は、他の市町、防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、市は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア 派遣職員の旅費相当額

イ 応急措置に要した資材の経費

ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

エ 救援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援を要請する。また、県内外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

消防署は、他の全消防署と消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

《現在締結している協定等》

| 区分 | 協定名 | 相手方 | 締結日 |
|-----|--|-------------------------------|------------|
| 国 | 河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書 | 国土交通省武雄河川事務所 国土交通省筑後川河川事務所 | |
| | 小城市における大規模な災害時の応援に関する協定書 | 国土交通省九州地方整備局 | 平成23年6月6日 |
| 自治体 | 佐賀県・市町災害時相互応援協定 | 佐賀県、県内20市町 | 平成24年3月30日 |
| | 佐賀県小城市と鹿児島県南九州市との間における災害時等の相互応援に関する協定書 | 鹿児島県南九州市 | 平成24年10月9日 |
| | 大規模災害時の活動拠点に関する協定書 | 小城警察署 | 平成26年2月20日 |

| | | | |
|---------------------------|------------------------------|---|----------------|
| 物資 | 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 | サントリーフーズ株式会社 | 平成20年5月1日 |
| | 災害時における防災活動への協力に関する協定書 | ワタキューセイモア株式会社九州支社 | 平成21年6月2日 |
| | 災害時における段ボール製品の調達に関する協定 | 南日本段ボール工業組合 | 平成25年12月19日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定書 | NPO法人コメリ災害対策センター | 平成28年1月27日 |
| | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 株式会社ゼンリン | 平成28年12月22日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定 | 株式会社ナフコ | 令和元年12月25日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定 | 株式会社 グッデイ | 令和2年3月17日 |
| | 小城市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書 | 大塚製薬株式会社福岡支店 | 令和3年1月18日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定 | 佐賀板紙 株式会社 | 令和3年5月7日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定 | 三協フロンテア株式会社 | 令和3年7月8日 |
| | 災害時における物資供給に関する協定 | 株式会社 森谷リース | 令和3年11月19日 |
| | 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定 | 高原ミネラル株式会社 | 令和3年12月23日 |
| | 燃料 | 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書 | 佐賀県LPガス協会小城市支部 |
| 災害時における電気自動車による電気供給に関する協定 | | 日産自動車株式会社 佐賀日産自動車株式会社 株式会社日産サテオ佐賀 | 令和4年11月25日 |
| 住宅 | 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書 | 社団法人宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会佐賀県本部 | 平成23年6月27日 |
| 救助・救出 | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書 | 特定非営利活動法人九州救助犬協会 | 平成24年4月17日 |
| 情報収集 復旧 | 災害時の応急対策活動協力に関する協定書 | 天山サクラ会 | 平成24年9月28日 |
| | 小城市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定 | 小城市社会福祉協議会 | 令和3年11月19日 |
| | 災害時における支援協力に関する協定 | 佐賀災害支援プラットフォーム | 令和3年11月19日 |

| | | | |
|------|-------------------------------------|--|-------------|
| | 災害時における応急活動の協力に関する協定 | 佐賀レスキューサポート・バイクネットワーク | 令和3年11月19日 |
| 建設業 | 災害時の応急対策に関する協定書 | 一般社団法人小城建設業協会 | 平成25年4月1日 |
| | 空家等における緊急安全措置に関する協定書 | | 平成31年1月11日 |
| 廃棄物 | 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 | 一般社団法人佐賀県産業資源循環協会 | 平成28年10月17日 |
| | 災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬に係る支援協力に関する協定書 | 天山地区環境整備事業協同組合 | 平成30年12月18日 |
| 通信 | 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書 | 西日本電信電話株式会社佐賀支店 | 平成26年4月21日 |
| | 災害時における小城市と小城市内郵便局の協力に関する協定 | 小城市内郵便局 | 平成28年1月27日 |
| | 災害時に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | 令和2年2月27日 |
| | 防災パートナーシップに関する協定 | 九州朝日放送株式会社 | 令和3年7月2日 |
| 要配慮者 | 災害時における福祉避難施設の設置・運営に関する協定書 | 社会福祉法人清水福祉会 社会福祉法人慈恵会 社会福祉法人慈山会 社会福祉法人六親福祉会 | 平成26年5月19日 |
| | 災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 | 株式会社ニチイ学館佐賀支店、セントケア九州株式会社 | 平成26年5月30日 |
| | 福祉避難所の指定に関する協定書 | 佐賀県立小城高等学校 佐賀県立牛津高等学校 | 平成29年2月28日 |
| 相談支援 | 災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書 | 佐賀県行政書士会 | 平成30年4月11日 |
| 避難支援 | 災害時における一時避難所等施設利用に関する協定 | 株式会社BPM | 令和元年7月24日 |

第4項 国の制度に基づく保健医療福祉活動の受援

保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。

第5項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

第6項 受援のための措置

市、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、あらかじめ定めた受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずるものとする。

第8節 通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1 市防災行政無線

固定系は、市民への情報伝達、消防団への出動命令等に利用する。

2 IP無線

対策本部相互、現地において応急対策に従事している者及び他の機関への発信の補完的な通信手段として利用する。また、同様に防災メールを活用する。

3 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、有線回線（光ケーブル）及び衛星回線により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市、消防署、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

4 優先利用ができる一般加入電話

(1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話

| | | |
|--------|-------|-------------------------|
| 【設置場所】 | 防災対策課 | 指定番号：0952-73-2306（発信専用） |
| | 市民課 | 73-3113（発信専用） |
| | 健康福祉課 | 73-3114（発信専用） |
| | 農林水産課 | 73-2245（発信専用） |
| | 建設課 | 73-2242（発信専用） |
| | 教育総務課 | 73-2298（発信専用） |

5 移動体通信（携帯電話等）

携帯電話、自動車電話等

6 非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1) 非常通信として、取り扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- イ 風水害の予報等に関するもの。
- ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防署、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

7 放送機関の利用

市は、風水害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があるあり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

8 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

9 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

市は、風水害が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した防災行政無線を迅速に復旧するため、被災状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

市及び県は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

第9節 救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、市、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防署等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防署等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1 消防署及び市

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

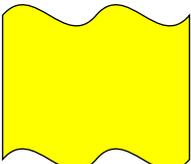
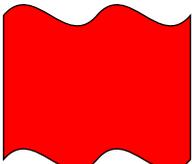
市及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

| | | | |
|---|-----------------------|--|--|
|  | 避難者がいることをしめす。 (黄色) |  | 避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。 (赤色) |
|---|-----------------------|--|--|

(2) 応援要請

ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

ウ 被災地の市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 被災地の市又は消防署は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」）について、要請の連絡を行う。

エ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市及び県は、公共施設等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署及び市、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5 海上保安部

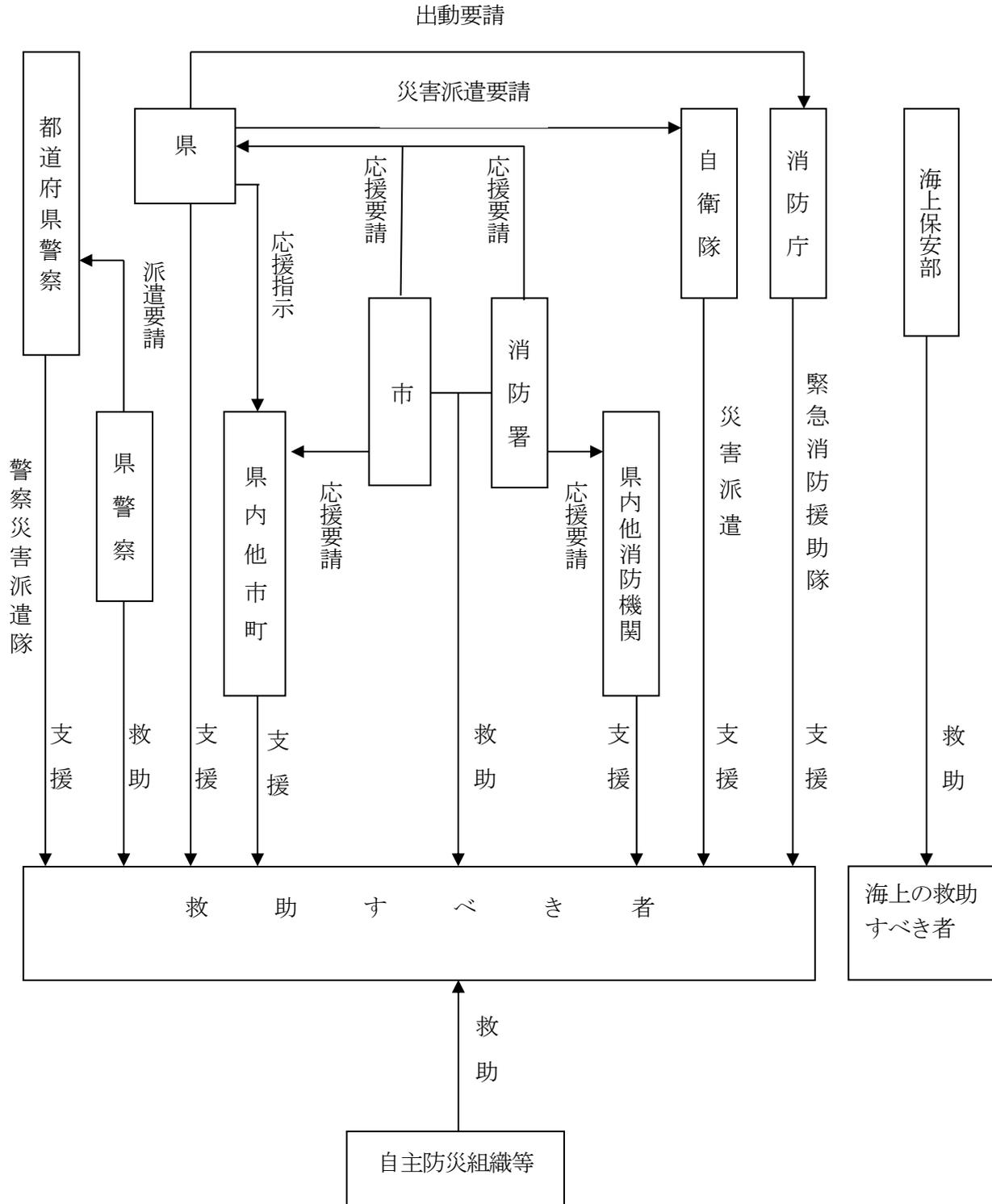
海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請す

る。

6 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防署及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。



第10節 保健医療福祉活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び多久・小城地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等に踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省等）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第1項 保健医療活動

1 保健医療福祉活動の総合調整について

(1) 保健医療福祉調整本部等の設置

県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療福祉活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療福祉調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療福祉調整本部を設置する。

(2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整

保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(3) 保健医療福祉調整本部の機能等について

保健医療福祉調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。

(4) 保健医療福祉調整本部等の設置場所について

保健医療福祉調整本部は正庁に、また現地保健医療福祉調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。

2 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

風水害時に、市は、市民病院において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

多久・小城地区医師会は、風水害時に、市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

3 救護所の設置、運営

(1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市保健福祉センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、適当な場所に、救護所を設置する。

(2) 広報、報告

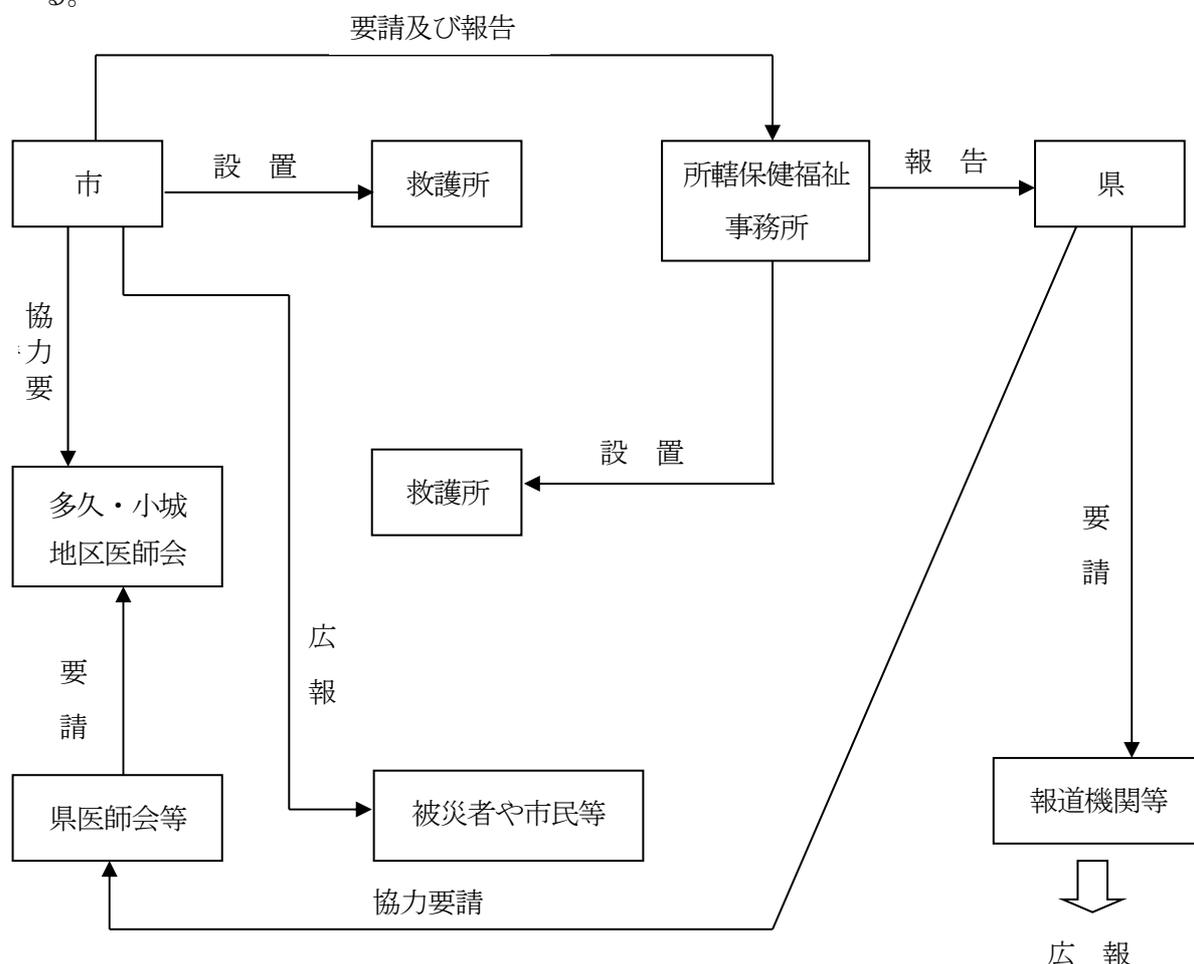
市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、市防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、多久・小城地区医師会、市内医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、多久・小城地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。



4 保健医療福祉活動チーム

(1) 活動

保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

| 派遣時期 | 派遣元 | 名称 |
|--------|------------------|------------------------------------|
| 急性期 | 災害拠点病院 | 災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む |
| | ドクターヘリ基地・連携病院 | ドクターヘリ |
| | 佐賀県医師会 | 医療救護班（JMAT佐賀） |
| | 協定締結医療機関 | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） |
| | 日本赤十字社 | 救護班 |
| | その他 | その他の医療救護班等 |
| 亜急性期以降 | 日本医師会 | 災害医療チーム（JMAT） |
| | 佐賀県歯科医師会 | 歯科医療救護班 |
| | 佐賀県看護協会 | 災害支援ナースによる看護班 |
| | 独立行政法人国立病院機構 | 医療救護班 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 医療救護班 |
| | 国立大学病院 | 医療救護班 |
| | その他 | その他の医療救護班等 |

(3) 市からの県への派遣要請

市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(4) 県による派遣要請・調整

県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。

(5) 日本赤十字社による医療救護活動

日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。

なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン（情報連絡員）等の派遣について要請するものとする。

(6) 他県等への応援要請

県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。

- (7) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援
災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

- (8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

5 人工透析対策

県及び市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

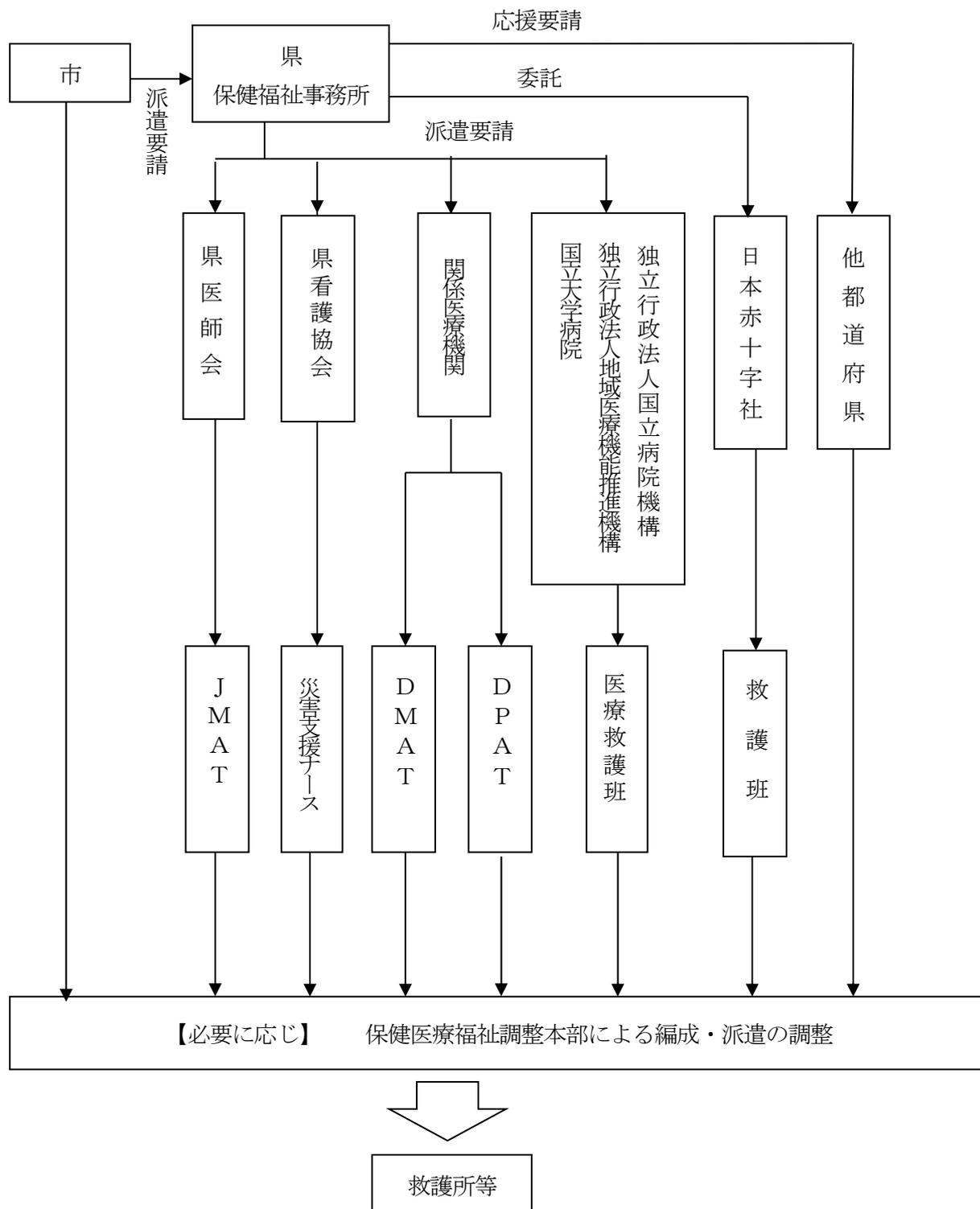
また、県、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災市民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、市は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、県、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災市民に対する相談体制の確立に努める。

また、県は、関係医療機関と協力し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣することによりメンタルヘルスケアを実施する。



第2項 医薬品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

市は、多久・小城地区医師会、佐賀県薬剤師会小城多久支部、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医科器械組合、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会九州地域本部に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ 保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

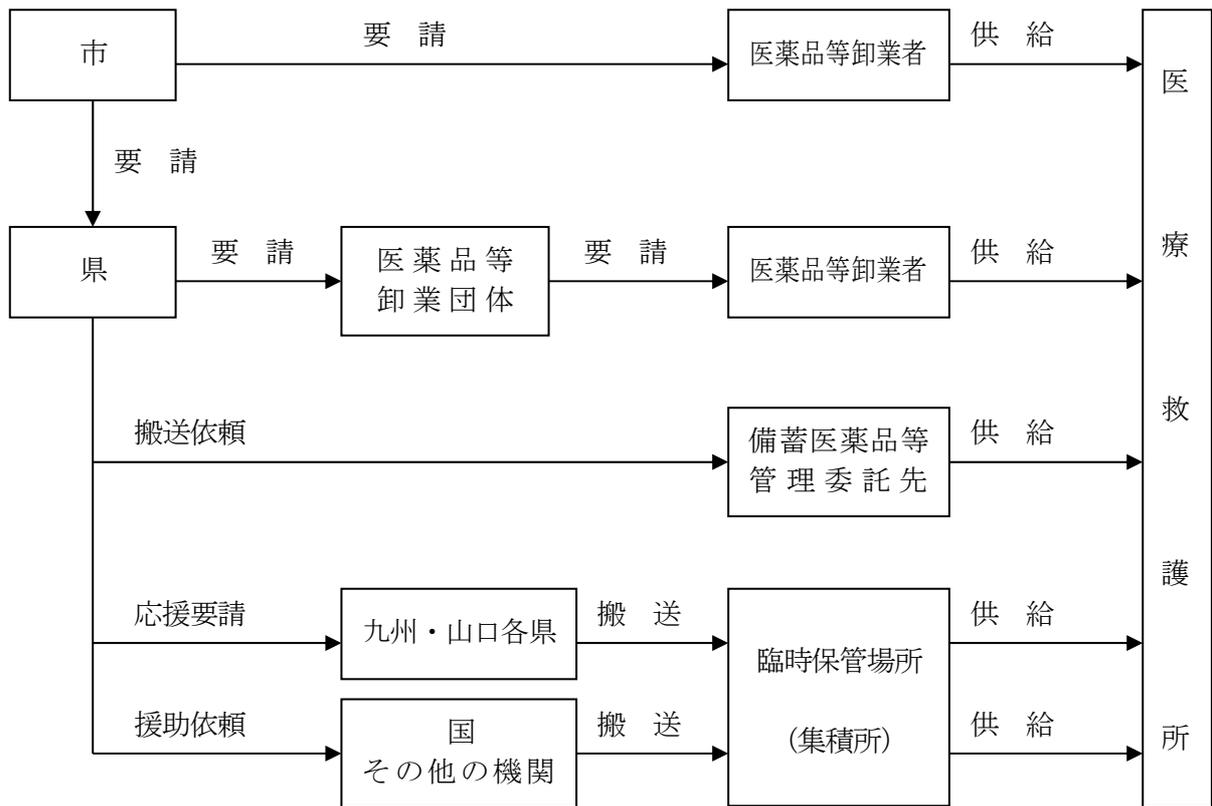
ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。



第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等に踏まえ、これらの施設の非常用電源稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省等）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

風水害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、次により対応するものとする。

1 登録窓口の設置、広報

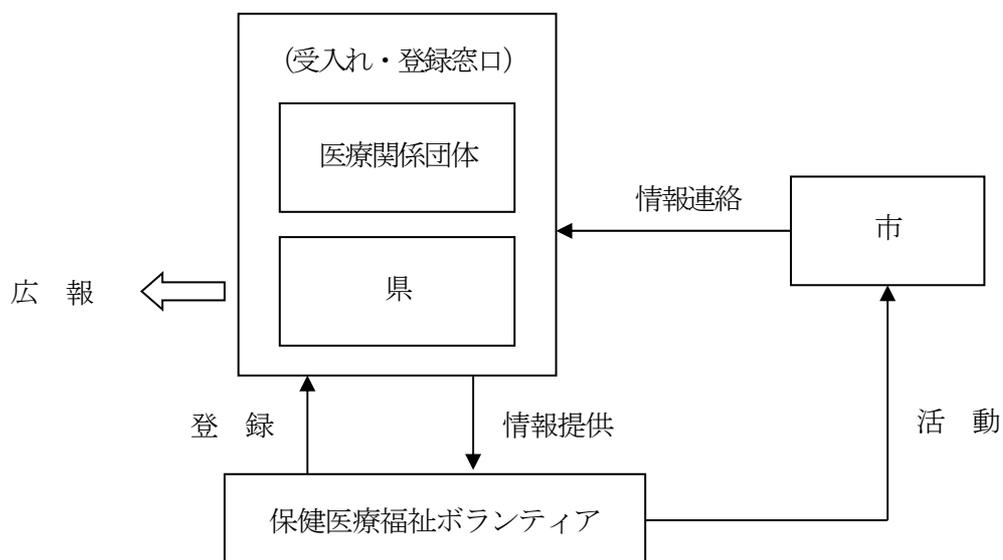
市は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること
- (2) 必要な医薬品、医療資機材の携行に努めること
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと



第11節 救急活動計画

消防署は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1 救急活動

消防署は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防署は、傷病者を所轄する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防署、市は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、広域航空消防応援、緊急消防援助隊の出動又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県及び大分県によるドクターヘリの運航に係る協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

消防署は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請

消防署は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防署は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

第12節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、

職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防署は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに都市下水路管理者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに都市下水路管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び都市下水路管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

国、県及び市は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第14節 避難計画

市等は、風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断に当たって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

| 実施責任者 | 要件(根拠) | 内容 | 対象者 | 備考 |
|--|---|--|-------------------------------|---|
| <p>●市長</p> <p>○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)</p> <p>○警察官又は海上保安官 (市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求</p> | <p>●災害が発生するおそれがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬとき。</p> <p>●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> | <p>●避難行動要支援者に対しては、立退きの指示</p> <p>(その他の者に対しては、立退きの高齢者等避難の発令)</p> <p>●立退きの勧告</p> <p>○立退き先の指示(必要があると認めるとき)</p> | <p>必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者</p> | <p>●市長が行った場合は、知事に報告すること。</p> <p>●警察官又は海上保安官が行った場合は、市長へ通知すること。</p> |

| | | | | |
|---|---|--------------------------------------|---|---|
| があったとき) | ●上記の場合で、急を要すると認めるとき。 | ●立退きの指示 ○立退き先の指示 (必要があると認めるとき) | | |
| | ●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 | ●屋内での退避等の安全確保措置の指示 | | |
| | (災害対策基本法 § 60、 § 61、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 § 20) | | | |
| ●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者 | 洪水又は高潮の氾濫(津波も含まれる)により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法 § 22) | 立退きの指示 | 必要と認める区域の居住者 | 水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。 |
| ●知事 ●知事の命を受けた県の職員 | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法 § 25) | 立退きの指示 | 必要と認める区域内の居住者 | 管轄警察署長に通知すること。 |
| ●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合) | ●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合 ●上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法 § 4、自衛隊法 § 94) | ●警告を発すること ●避難の措置 | ●その場に居合わせた者 ●その事物の管理者 ●その他関係者 ●危害を受けるおそれのある者 | ●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 ●自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。 |

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）

エ サイレン、警鐘

オ テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送

カ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール等）

キ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、ソーシャルメディア等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については、市からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

| 実施責任者 | 要件（根拠） | 内容 | 対象者 | 備考 |
|--|---|----------------------------------|-------------------------|---|
| <p>●市長等 （市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ）</p> <p>○警察官又は海上保安官 （市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき）</p> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合）</p> <p>○知事 （災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）</p> | <p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>（災害対策基本法 §63、§73）</p> | <p>●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令</p> | <p>災害応急対策に従事する者以外の者</p> | <p>●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。</p> <p>●知事が行う場合は、その旨公示すること。</p> |

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関

は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員、消防団及び自主防災組織等が連携して避難誘導にあたる。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導に当たって、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、避難の指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難支援等関係者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両・船舶等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待たないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難に当たっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、市民においても、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように務める。

なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

1 学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の病院等医療機関で

は転院に対処できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防署等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

5 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者施設、障がい児・障がい者施設、児童福祉施設、医療施設、教育施設とし（別表資料）のとおりとする。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、小城市避難所運営マニュアル等並びに県立学校にあっては「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、災害時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設に

についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

2 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養

養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めるものとする。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めるものとする。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴う

リスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 車中泊避難への対応

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市、県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災住宅の危険度判定

1 広報活動

市、県は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、連携し、市民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災宅地の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 応急仮設住宅の提供

市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、県等を通じて又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請し、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力を要請する。

第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公的住宅等の提供

1 公的住宅の提供

(1) 公営住宅

県及び市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(2) 職員宿舎

県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2 企業等の施設の供与

市、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、市民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

第1項 災害警備活動、治安維持活動

1 県警察

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ 警察署における救出救助活動

警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防署等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、市民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

イ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。

ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、市及び県が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難の指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、市民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、市民の避難先、救援物資の配布場所等市民の地域安全情報を、警察本部、警察

署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(12) 警察署庁舎の代替施設の確保

大規模災害の発生時において、警察署庁舎がその機能を喪失した場合又は警察署庁舎の安全が確保されていない場合、警察署機能を維持するため、災害の状況に応じて市庁舎又はその他の公共施設の一部を警察署の代替施設として使用するものとする。

2 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を風水害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

第17節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察署は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用

県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

エ 住民への周知

県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

オ 公安委員会の要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

カ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2 海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供

第2項 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者等は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者等に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者等は、県警察、消防署、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者等は、風水害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めるときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、市から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者等と協力して、居住者等道路利用者に対し、交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者等、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、市及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通

(1) 航路等の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国、県及び市に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(2) 港湾及び漁港の応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたとき認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 航空交通

市は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

第3項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない市は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。なお、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材については、県は、必要に応じ、災害対策基

本法第86条の18に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策のために特に必要がある場合に限り、県は、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資等の運送要請があった場合は、これに応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該要請に対応するものとし、こうした要請に対応できるよう、防災業務計画等において物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくこととする。

(1) 車両

- ア 県有車両の提供
- イ 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ウ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- エ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- オ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

- ア 九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、協力を要請

(3) 船舶

- ア 県有船舶の提供
- イ 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- ウ 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4) 航空機（ヘリコプター）

- ア ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- イ 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
- エ 県消防防災ヘリコプターを出勤

4 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

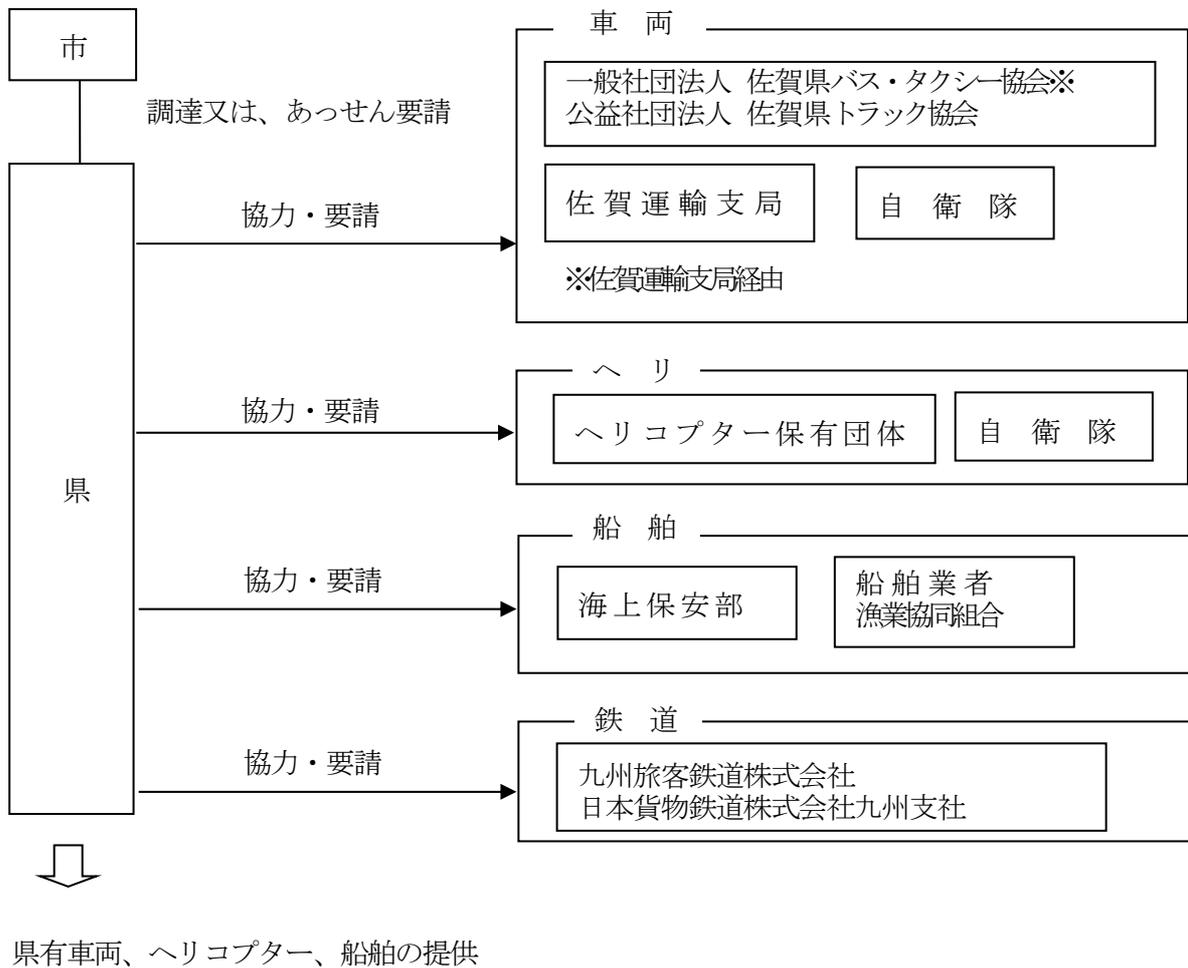
県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。



第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

市、県、防災関係機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ボトル飲料水を含む。）の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し食料等（ボトル飲料水を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給に当たっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 調達方法

(1) 市

市は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア 独自で備蓄している食料等を提供する。

イ 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。

なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章I第11に基づき、農林水産省農産局長に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3 国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1) パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県へのお荷物要請を行う。

(2) 関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

4 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

1 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

2 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

3 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

4 その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第22節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に市民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、市からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と

九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

| 品目 | 内容 |
|-------|---|
| 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| 衣類 | 洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類 (布地支給は適当でない) |
| 身の回り品 | タオル、靴下、サンダル、傘等 |
| 炊事道具 | 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等 |
| 食器 | 茶碗、皿、はし等 |
| 日用品 | オムツ(大人用・子供用)、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等 |
| 光熱材料 | マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等 |
| 情報機器 | ラジオ、乾電池等 |

2 調達方法

(1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合は、市は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、市は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

第4項 物資の配送計画

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第3章 第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じて、県・市が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

2 物資の配布

(1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要になると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

《市の集積場所》

| 場 所 | | 電 話 |
|-------------|---------------|---------|
| 一時集積所・地区集積所 | 三日月保健福祉センター | 73-9270 |
| 地区集積所 | 小城保健福祉センター | 73-7117 |
| 地区集積所 | 小城市健康スポーツセンター | 51-5515 |
| 地区集積所 | 芦刈保健福祉センター | 66-5566 |

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

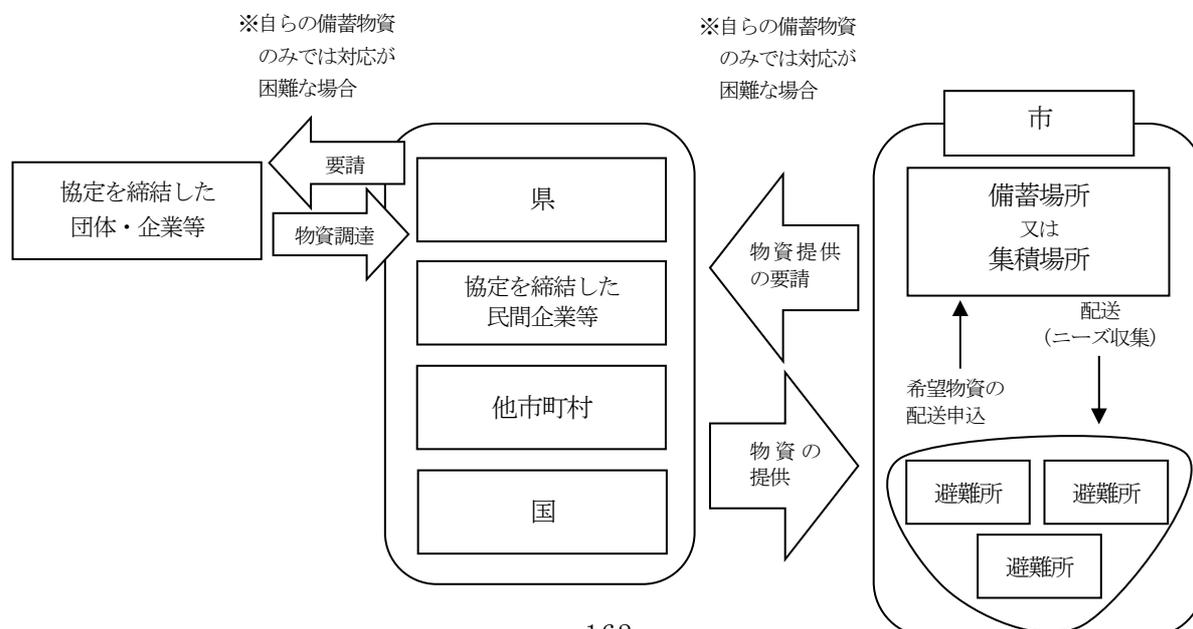
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、市が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3 在宅等被災者への対応

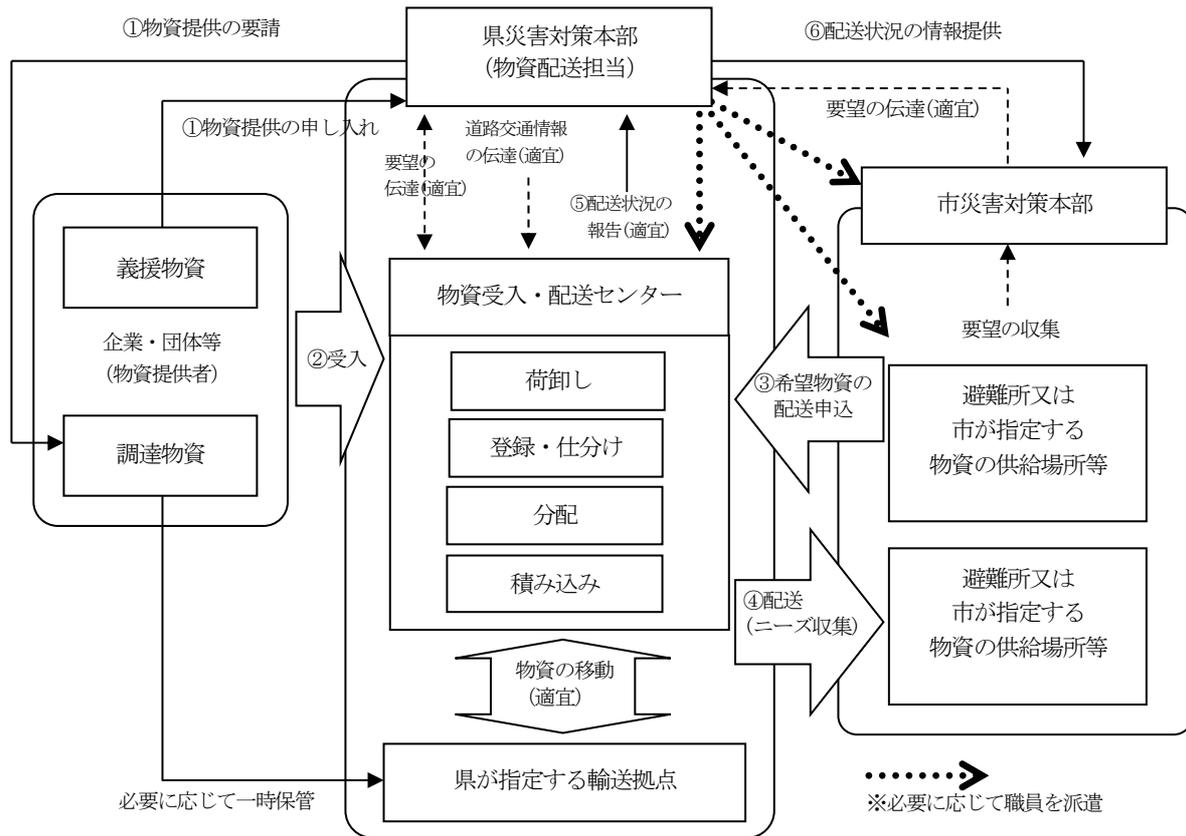
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



※県は、市からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐには必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送に当たっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第3章 第16節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

第19節 広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防署を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供しよう努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防署、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用しよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 市民への情報提供

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供に当たっては、市及び県は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 市による災害広報の実施

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは県、県警察その他防災関係機関と連携し広報を実施する。

ア 市民に対する広報

① 広報内容

a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- (a) 雨量、河川水位、潮位等の状況
 - (b) 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
 - (c) 市民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無等（警戒レベル等）
- b 災害発生直後の広報
- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
 - (h) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- c 応急復旧活動段階の広報
- (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- d 外部からの支援の受入れに関する広報
- (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- e 被災者に対する広報
- 安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- f その他の必要事項
- 災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど
- ② 広報の方法
- 市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。
- また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。
- なお、市は、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。
- a 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報
 - b 広報車による広報（消防広報車を含む）
 - c ハンドマイクによる広報
 - d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
 - e 広報誌、掲示板による広報
 - f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
 - g 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報

イ 報道機関に対する広報

市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 ラジオを活用した災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に市民に提供するため、市、県、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談

県、市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

県、市は、必要と認める場合、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係本部（部）の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

防災関係機関も、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防署、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第20節 文教対策計画

学校等は、風水害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時または発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、風水害の発生または発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校等は、風水害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2 応急復旧

県、市は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

| | |
|------|-----------------------|
| 第1順位 | 地域内の小・中学校及び高等学校 |
| 第2順位 | 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設 |
| 第3順位 | 地域外の学校又は公民館等の公共施設 |
| 第4順位 | 応急仮校舎の建設 |

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を市の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

県は非常災害又は特別の事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めたときは、県立高校の授業料、入学者選抜の手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除することができる（佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条及び第3条）。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室

の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、市民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに市及び施行者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者並びに都市下水路管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、

県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

県、市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港

1 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地農業用施設

1 被害状況の把握、連絡

市、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

国、県及び市と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第1項 水道施設

水道事業者等は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、県、市及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第2項 下水道施設

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び市民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

第3項 工業用水道施設

工業用水道事業者は、風水害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第4項 電力施設

九州電力送配電株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支社及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、風水害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防署等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 県、市等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員してもなお応援が必要と判断される場合は、県、市等に対し、次の協力要請を行う。

- ① 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- ② 県、市に対し、広報の協力要請
- ③ 県、市に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- ④ その他県、市等との事前協議に基づく協力の要請

第5項 電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

- ① 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）
- ② 資材及び物資対策（県、市に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）
- ③ 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第6項 ガス施設

1 液化石油ガス（LPガス）

(1) 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時は、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防署、県警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2) 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

(3) 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第7項 鉄道施設

風水害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- 1 風水害時の列車の運転規制
- 2 風水害時の代替輸送方法
- 3 災害対策本部の設置
- 4 連絡通報
- 5 応急措置（案内広報など）
- 6 施設の応急復旧

第8項 放送施設

風水害により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、

次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

- 1 放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
- 2 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あつせんを要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

3 木材の調達

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国（佐賀森林管理署）に対し、国有林材の供給等を要請する。

第24節 福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、県、市は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障がい者

市は、風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

1 緊急保護

市は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

市は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

1 保護等

市、県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルス対策

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、市及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、県から事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第2項 ニーズの把握、情報提供

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示

- 6 ボランティア活動の記録
- 7 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第26節 外国人対策

1 市における措置

市は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力⁺を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、風水害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第27節 帰宅困難者対策

市、県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28節 義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資

市及び県は、必要に応じて、義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

1 受入れの基本方針

- (1) 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 受入れの広報

市及び県は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付け窓口
- (2) 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災地のニーズを踏まえ、逐次改める)
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）
- (4) 個人からは、原則義援金として受付け
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

3 供給方法

「第2章 第17節 第4項 物資の配送計画」による。

第2項 義援金

1 受付け

県は、義援金の受付体制を整備する。市は、必要に応じて、速やかに義援金の受付けに関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付け体制を整備する。佐賀県共同募金会は、義援金の受付け体制を整備する。

2 受入れ、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。

県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分に当たっては、義援金の受入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

市は、自ら直接受入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第29節 災害救助法の適用

第1項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、県・市、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。
なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市ごとに行う。

- 1 市における住家の被害が、60世帯に達したとき。
- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市の被害世帯数が30世帯に達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3 死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1ヶ月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6 全焼、全壊、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

7 半焼、半壊

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

8 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第5項 救助の種類

市長が行う救助の種類は、次のとおりである。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視のほか、市は的確に搜索を行い、市は処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

市及び消防署は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

警察、海上保安庁、消防、県・市災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。

第2項 処理収容

1 検視、身元確認

市及び消防署は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。

海上保安部は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、天山地区共同斎場組合が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第31節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、天山地区共同衛生処理場組合、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割

1 天山地区共同衛生処理場組合

- (1) 事前に風水害時のし尿処理計画を策定する。
- (2) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (3) し尿処理施設等の被災状況の把握と、損害箇所の修理を行う。

2 市

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

3 県

- (1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

4 市民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

(1) 市

市は、あらかじめ避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(2) 県

県は、あらかじめ供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から供給要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2 処理の方法

(1) 市、天山地区共同衛生処理場組合

ア 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

ウ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。

エ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

オ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

カ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2) 県

ア 市の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第3項 ごみの処理

1 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実行計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを市民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や市民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

- (1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
- (3) 建築物等の解体等工事にあってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

3 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市町に代わって実施する。

第32節 防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1 防疫活動

県、市は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断等の実施

ア 疫学調査

県は、風水害の規模に応じ、市、天山地区共同衛生処理場組合、多久・小城地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条及び第20条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市に実施させる。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。また、県は、市から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、市民に対し、広報する。

3 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

(2) 市に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

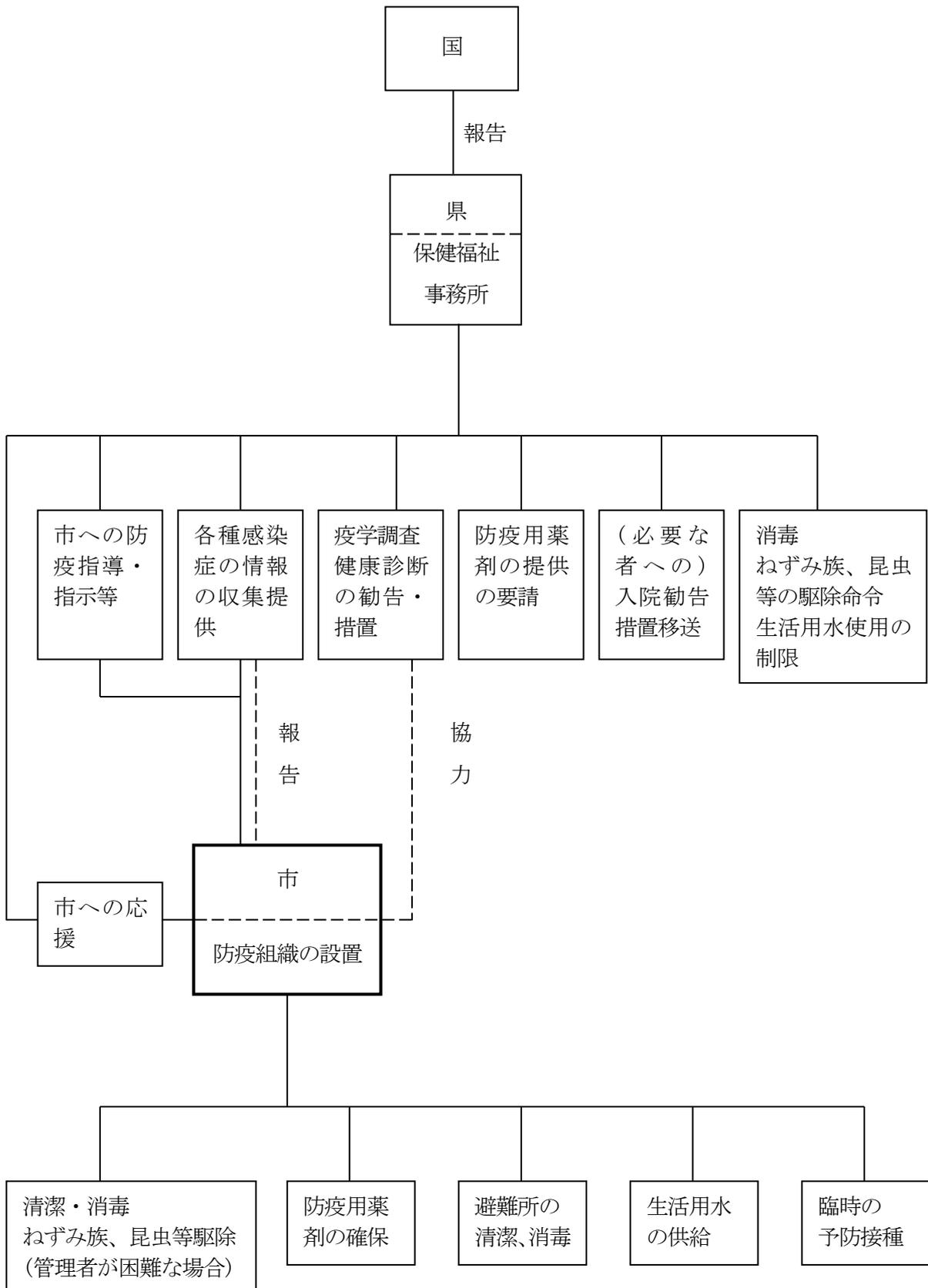
(3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に

対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。



第33節 保健衛生計画

風水害時において、県及び市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理

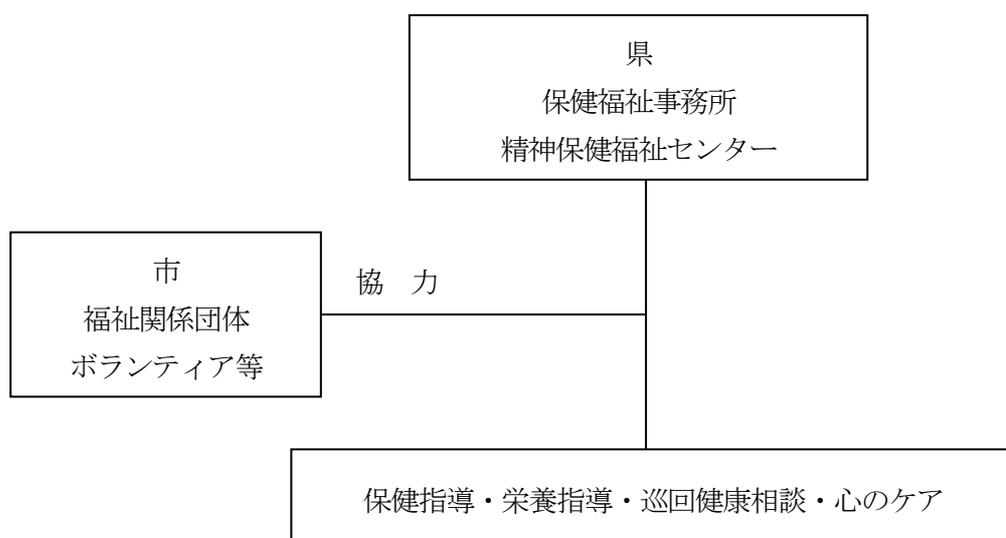
県及び市は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災市民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。



第2項 食品衛生管理

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第34節 病虫害防除、動物の管理等計画

第1項 病虫害防除

市は、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。

1 既設防除器具の活用

2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、関係機関団体等と連携のうえ、その調達のあっせんに努める。

第2項 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

市は、風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2 防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

(1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3) 家畜伝染性疾病の予防注射

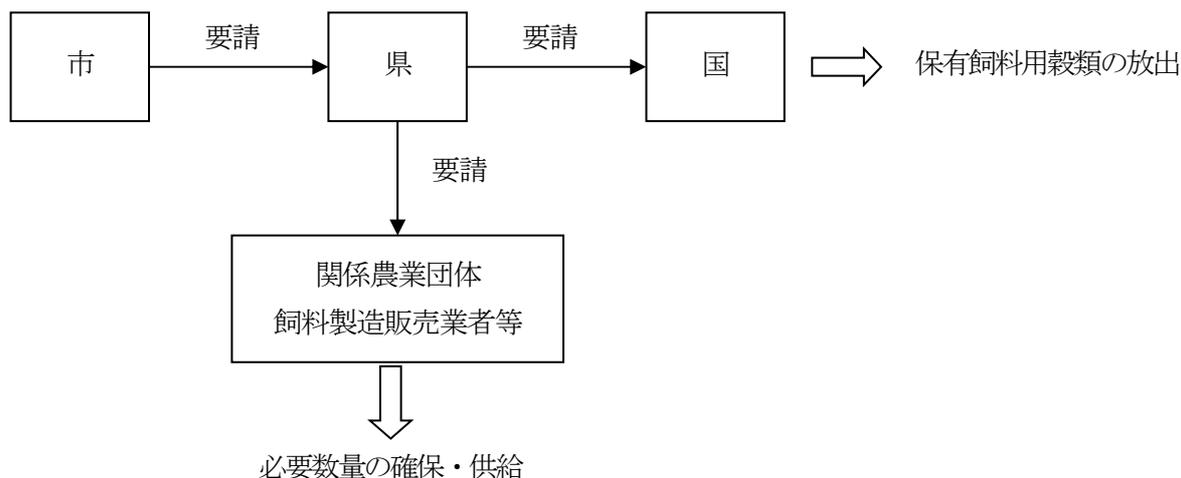
風水害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

4 飼料の確保

県は、風水害により飼料の確保が困難となり、市から要請があった場合は、国に対し、国保有の飼料用穀類の放出を要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1項 高圧ガス

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防署、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防署は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

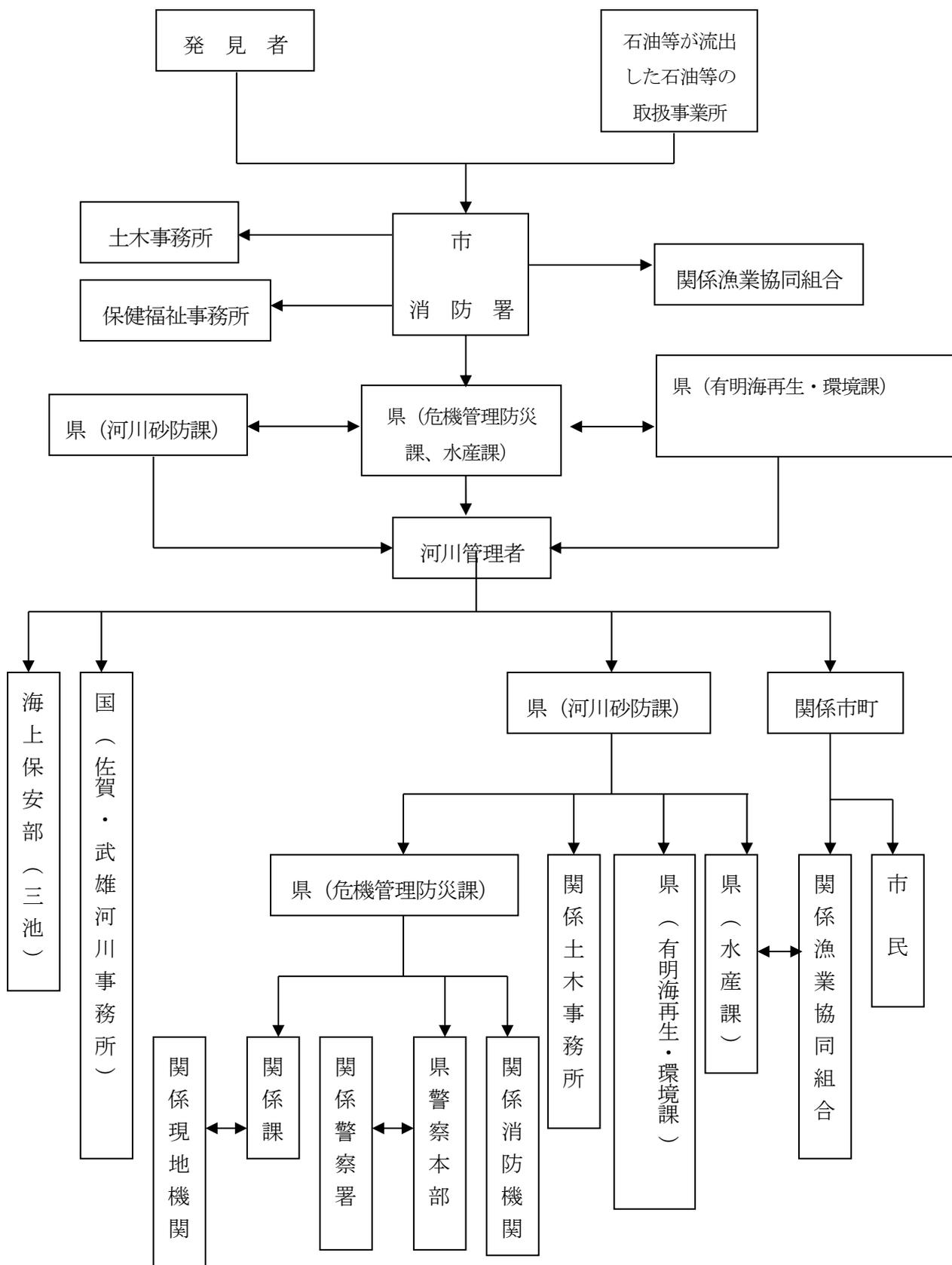
風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

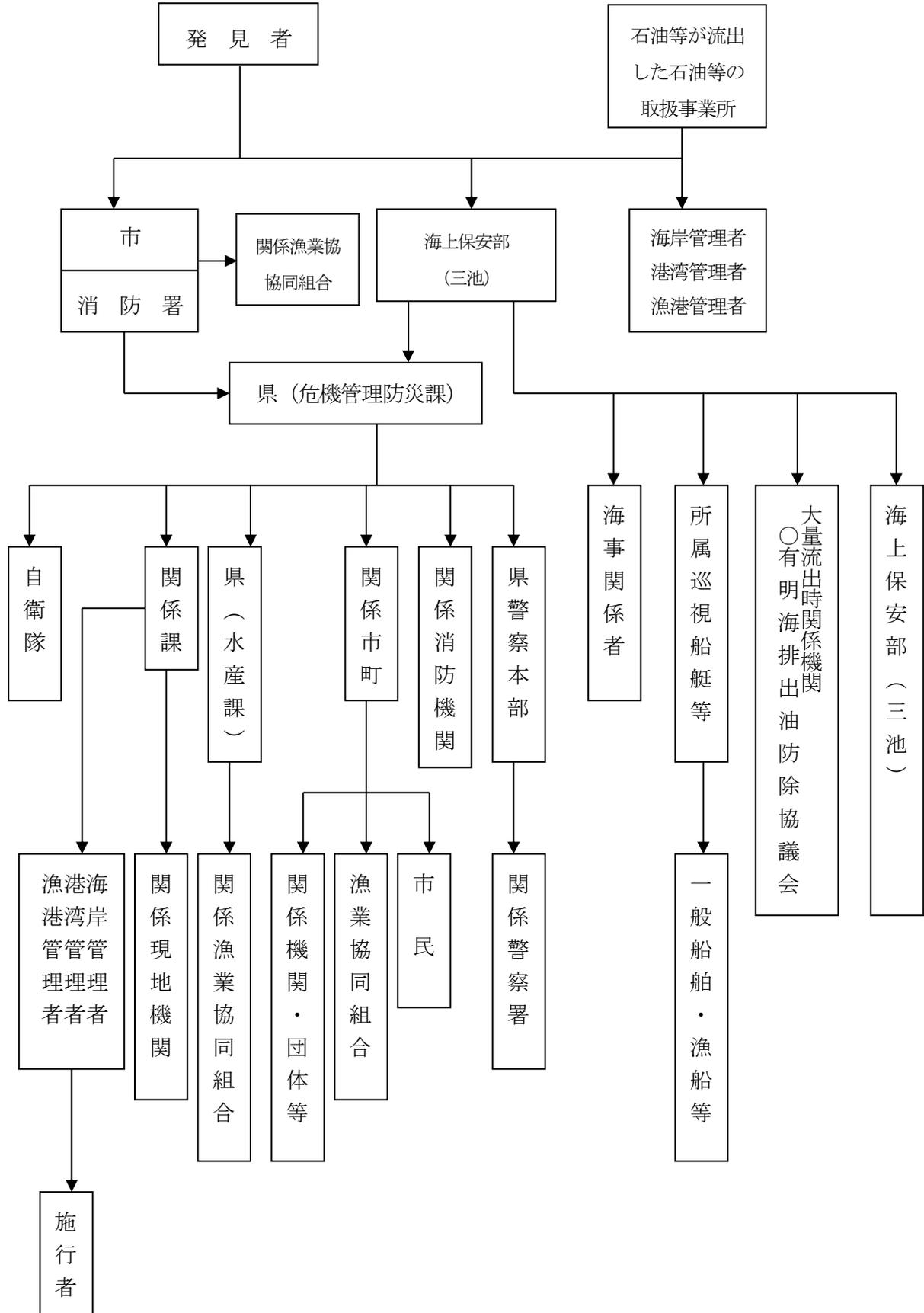
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 災害対策連絡調整本部等の設置

- ① 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

海上保安部、県、県警察、市、沿岸消防署、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- a 災害情報の交換、収集及び解析

b 総合的な応急対策の策定及び調整

c 関係機関等に対する協力要請

② 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

a 筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会

b 六角川・松浦川水系等水質保全対策協議会

イ 主な応急対策

① 石油等の取扱事業所の従業員等の救助

② 流出石油等の拡散防止

③ 消火対策等

④ 漂着石油等の処理

⑤ 流出石油等の防除資機材の調達

第37節 応急金融対策

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所等は、風水害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、国、県、市と協力し必要な対策について万全の措置を講じる。

第38節 孤立地域対策活動

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県及び市等各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、県は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

県及び市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第39節 生活再建対策

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会を实

施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。



風水害の終息

終息後
～72時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

- ◇公共施設等の点検・応急復旧
- ◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
- ◇孤立地域の道路等の応急復旧
- ◇災害救助法の適用
- ◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分
- ◇ボランティアの受入
- ◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- ◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- ◇災害廃棄物（ガレキ等）の仮置場設置、受入

終息後
～1週間

【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】

- ◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
- ◇被災者の心のケア
- ◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
- ◇被災生徒へ授業料免除等への支援
- ◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理
- ◇家畜の避難等、家庭動物の保護

終息後
～1か月

【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】

- ◇応急仮設住宅の建設
- ◇教育の再開
- ◇義援金の配分
- ◇被害者生活再建支援法の適用

※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「『迅速な原状復旧』を目指すのか」、又は、「更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る『計画的復興』を目指すのか」について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第2項 迅速な原状復旧

市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

復旧にあたり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

1 復旧事業の対象施設

- (1) 公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）
- (2) 空港施設
- (3) 農林水産施設
- (4) 都市施設
- (5) 上水道、工業用水道
- (6) 社会福祉施設
- (7) 公立学校
- (8) 社会教育施設
- (9) 公営住宅
- (10) 公立医療施設
- (11) ライフライン施設
- (12) 交通輸送施設
- (13) その他の施設

2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

- (1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
 - エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
 - オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
 - カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (2) 地方債の発行が許可される主なもの
 - ア 補助災害復旧事業
 - イ 直轄災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - エ 公営企業災害復旧事業
 - オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法

律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
 - (2) 河川等の治水安全度の向上
 - (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保 等
- 県は、市が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会等）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、県や他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談

市は、必要に応じて、市民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1 罹災証明の交付

(1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害により障がい者となった市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

- (2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- (3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）
- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

- (1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）
申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【2か月以内】

- (2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）
【1年（やむを得ない場合2年）以内】
- (3) 県税の減免
 - ア 個人の県民税（地方税法第45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
 - ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
 - エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
 - オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
 - カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、小城市税条例第18条の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）
- (3) 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、小城市税条例第51条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、小城市税条例第71条）
 - ウ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、小城市税条例第139条の3）
 - エ 国民健康保険税（地方税法第717条、小城市国民健康保険税条例第23条）
 - 注）特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

市、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2）

- (3) 減免（地方税法第717条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払い
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い
- (4) 解約還付金の非常即時払い
- (5) 保険貸付金の非常即時払い

第8項 生活資金の確保

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災

害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等

1 公営住宅の提供

県、市は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

第8項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- 4 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 5 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

市、県は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 農林漁業金融公庫資金（農林漁業金融公庫法）

小城市地域防災計画

第3編 地震・津波災害対策

令和7年5月
小城市防災会議

目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第3編 地震・津波災害対策 | 1 |
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 地震に関する本市の特性 | 1 |
| 第3節 被害想定 | 9 |
| 第4節 地震・津波災害に関する調査研究の推進 | 24 |
| 第2章 災害予防対策計画 | 25 |
| 第1節 安全・安心な市土づくり | 25 |
| 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 | 40 |
| 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画 | 75 |
| 第4節 市民等の防災活動の推進 | 75 |
| 第5節 技術者の育成・確保 | 83 |
| 第6節 孤立防止対策計画 | 83 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 85 |
| 第1節 活動体制 | 85 |
| 第2節 地震、津波の情報伝達 | 90 |
| 第3節 災害情報の収集・連絡、報告 | 101 |
| 第4節 労務確保計画 | 109 |
| 第5節 従事命令及び協力命令 | 111 |
| 第6節 自衛隊災害派遣要請計画 | 113 |
| 第7節 応援協力体制 | 121 |
| 第8節 通信計画 | 128 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 第9節 | 救助活動計画 | 131 |
| 第10節 | 保健医療福祉活動計画 | 134 |
| 第11節 | 消防活動計画 | 142 |
| 第12節 | 惨事ストレス対策 | 144 |
| 第13節 | 水防活動計画と二次災害の防止活動 | 144 |
| 第14節 | 避難計画 | 146 |
| 第15節 | 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 | 155 |
| 第16節 | 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 | 158 |
| 第17節 | 交通及び輸送対策計画 | 161 |
| 第18節 | 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 | 167 |
| 第19節 | 広報、被災者相談計画 | 175 |
| 第20節 | 文教対策計画 | 178 |
| 第21節 | 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 | 181 |
| 第22節 | ライフライン等公益施設の応急復旧計画 | 183 |
| 第23節 | 災害対策用機材、復旧資材等の調達 | 187 |
| 第24節 | 福祉サービスの提供計画 | 188 |
| 第25節 | ボランティアの活動対策計画 | 190 |
| 第26節 | 外国人対策 | 191 |
| 第27節 | 帰宅困難者対策 | 191 |
| 第28節 | 義援物資、義援金対策計画 | 192 |
| 第29節 | 災害救助法の適用 | 194 |
| 第30節 | 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 | 197 |
| 第31節 | 廃棄物の処理計画 | 199 |
| 第32節 | 防疫計画 | 203 |

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 第33節 | 保健衛生計画 | 206 |
| 第34節 | 動物の管理、飼料の確保等計画 | 207 |
| 第35節 | 危険物等の保安計画 | 209 |
| 第36節 | 石油等の大量流出の防除対策計画 | 210 |
| 第37節 | 応急金融対策 | 214 |
| 第38節 | 孤立地域対策活動 | 214 |
| 第39節 | 生活再建対策 | 215 |
| 第40節 | 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール | 215 |
| 第4章 | 災害復旧・復興計画 | 218 |
| 第1節 | 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 | 218 |
| 第2節 | 被災者の生活再建等への支援 | 222 |
| 第3節 | 地域の経済復興の推進 | 227 |
| 第5章 | 津波災害対策 | 228 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 228 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 232 |

第3編 地震・津波災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、小城市防災会議が作成する小城市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための総合的な計画であり、市、佐賀広域消防局小城消防署（以下「消防署」という。）、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震災害又は津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害又は津波災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 地震に関する本市の特性

第1項 本市の地形、地質、地盤

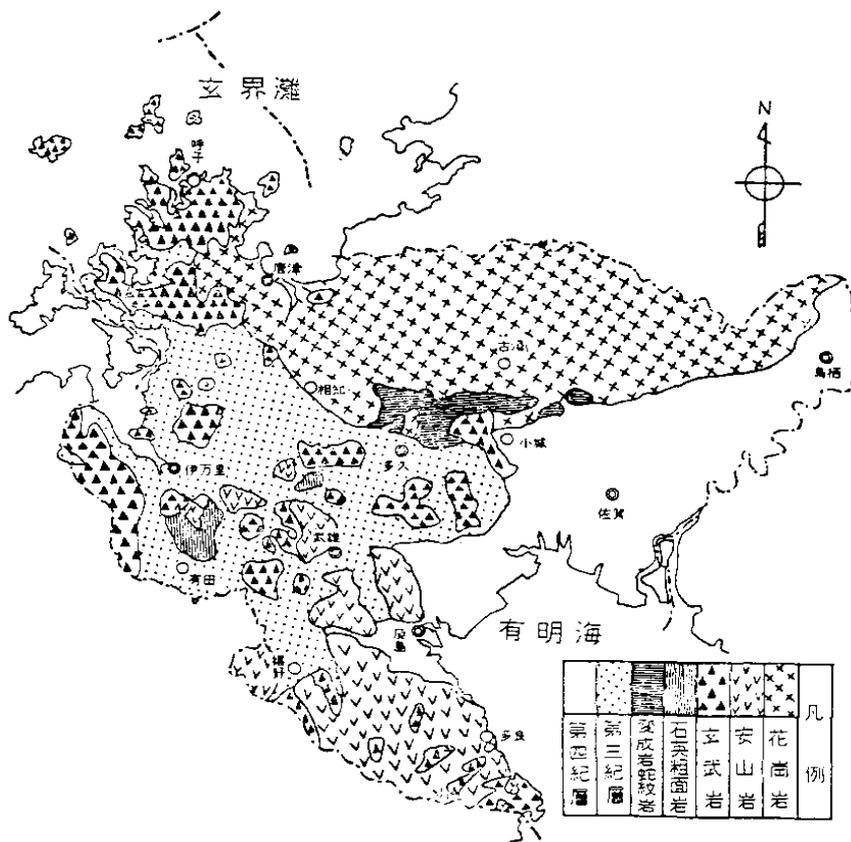
本市は南北に細長い地形をなし、北部には天山山系が連なり、花崗岩を主とする深成岩類が広く分布しており、中部及び南部は佐賀平野の西部にあたる起伏のほとんどない平坦低地であり、有明粘土層と呼ばれる軟弱な沖積粘土層であり、地震が発生した場合は相当規模の被害が生じるおそれがある。

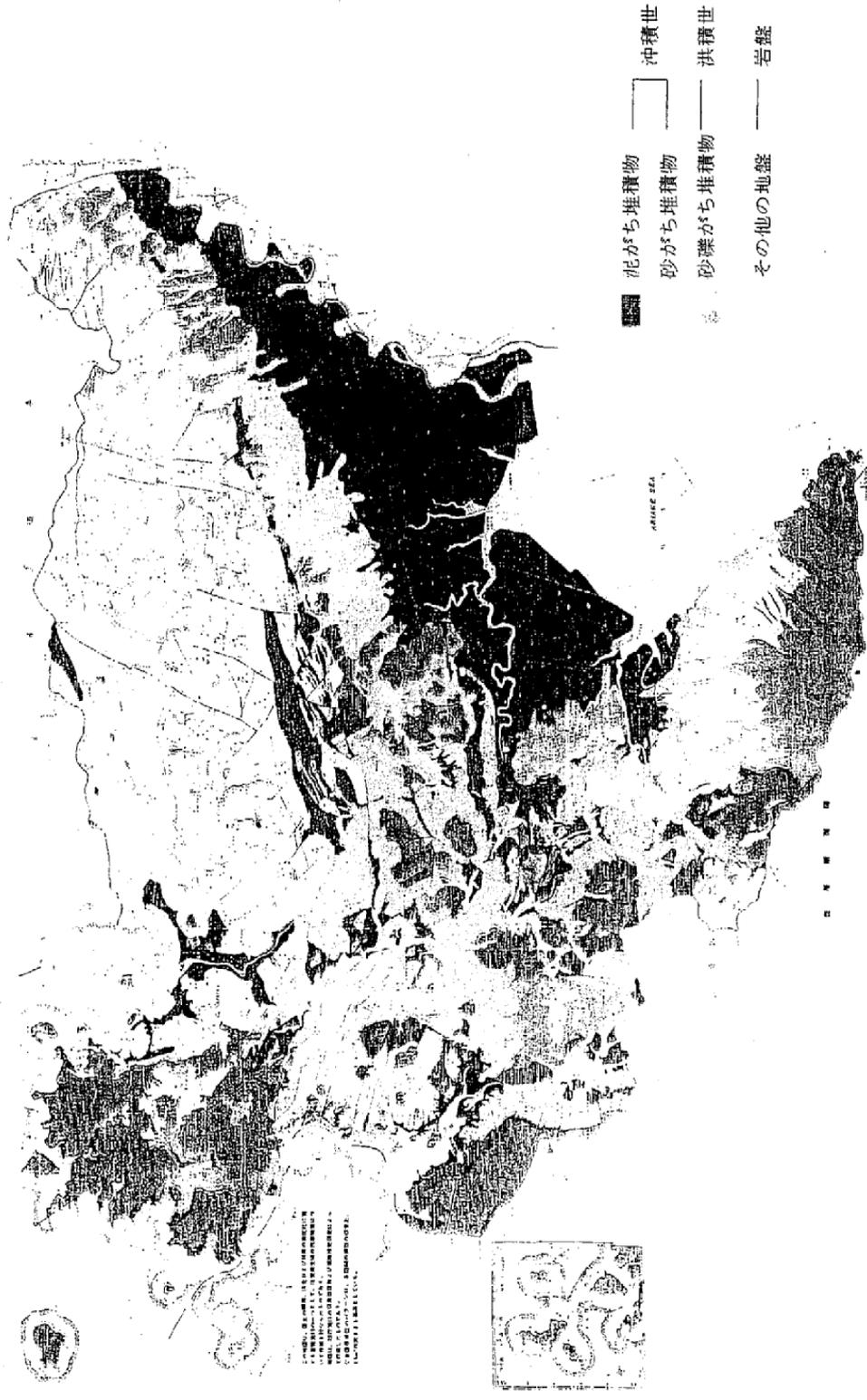
地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられ、地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることがわかっている。

【 佐 賀 県 の 地 勢 】



【 佐 賀 県 の 地 質 】





出典：土地分類図（佐賀県）—表層地質図一、経済企画庁総合開発局、監修、（財）日本地図センター発行、1974
 表層地質図

第2項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

本県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

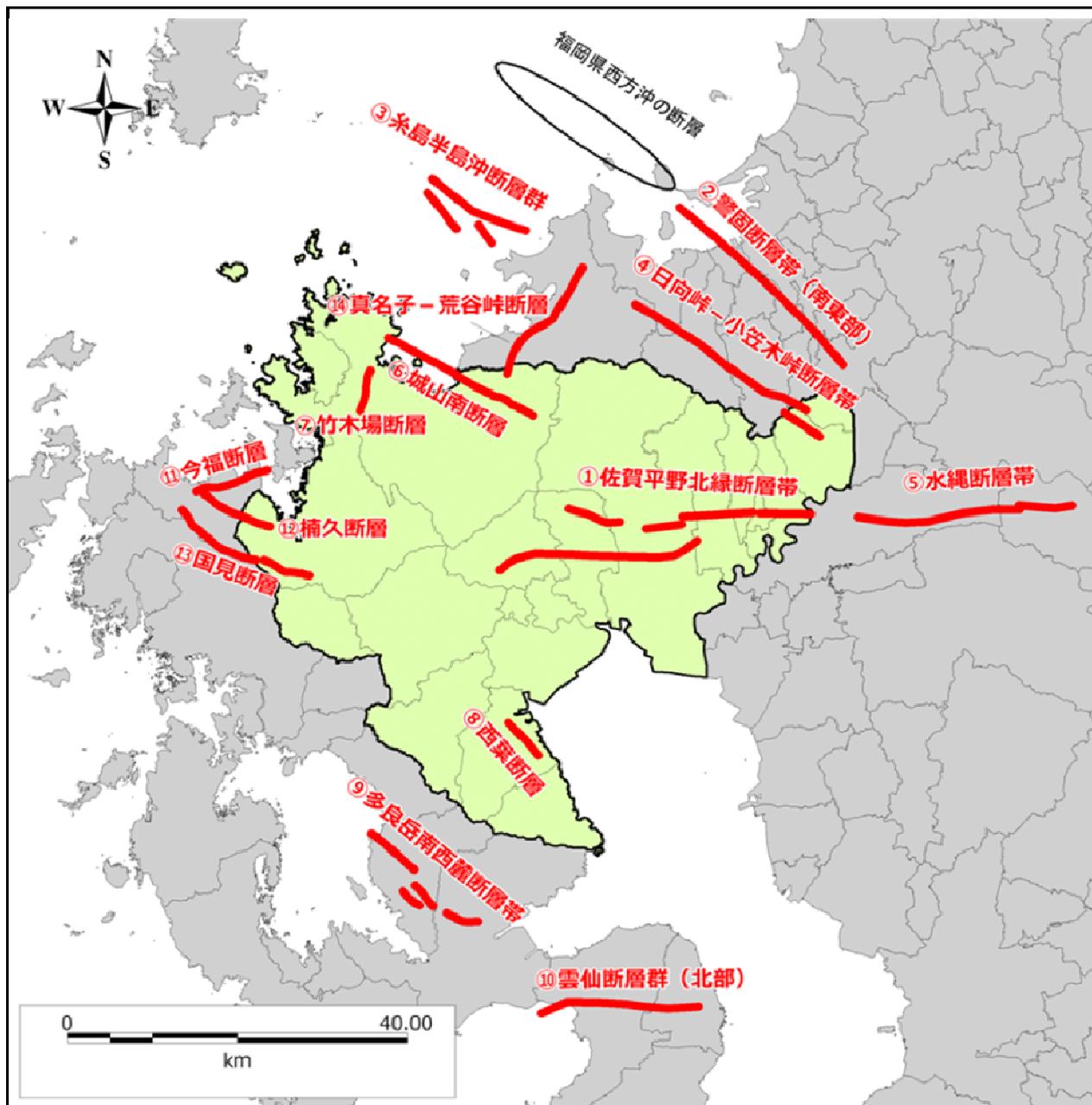
■地震調査研究推進本部の評価対象

- 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯
- 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層：⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層：⑥城山南断層

【佐賀県内および周辺の活断層】



出典：佐賀県地震被害等予測調査業務報告書

第3項 これまでの地震・津波災害等

【地震災害】

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2015（平成27）年までに佐賀県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で佐賀県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者14名、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間において県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015（平成27）年11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016年（平成28）4月14日21時26分に、熊本県熊本地方の深さ11kmでM6.5の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度4を観測した。また、2日後の4月16日1時25分に、深さ12kmでM7.3の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度5強を佐賀市川副、佐賀市久保田神崎市千代田、上峰町坊所で観測し、1時27分に有明・八代海の沿岸に津波注意報が発表された。この一連の地震活動は「平成28年熊本地震」と命名され、県内では重症者4名、軽傷者9名などの被害が生じた。市内でも震度5弱を観測したが、被害はなかった。

【津波災害】

佐賀県内において発生した津波災害は、1792（寛政4）年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものだけが記録されている程度であり、少ない。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

しかし、2010（平成22）年2月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999（平成11）年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。唐津港で20cmなどの津波が観測されたが、被害はなかった。チリ近海では50年前にも大きな地震がおり、日本では三陸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。

平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、唐津港19cmの津波が観測された。

令和6年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。

《佐賀県内における過去の主要被害地震》

| 発生年月日 | 震央地名 | 地震の規模 (マグニチュード) | 記 事 |
|-----------------------------|-------------|--------------------|--|
| 679年一月一日 (天武7年) | 筑紫国 | 6.5～7.5 | 家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。 |
| 1700年4月15日 (元禄13年2月26日) | 壱岐・対馬 | 7.0 | 佐賀・平戸(瓦落つ)有感。 |
| 1703年6月22日 (元禄16年5月9日) | 小城 | 不明 | 古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。 |
| 1769年8月29日 (天明9年7月28日) | 日向・豊後 | 7.7 | 佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破 |
| 1792年5月21日 (寛政4年4月1日) | 雲仙岳 | 6.4 | 佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害) |
| 1831年11月14日 (天保2年10月11日) | 肥前 | 6.1 | 肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し |
| 1889年7月28日 (明治22年) | 熊本 | 6.3 | 神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり |
| 1898年8月10～12日 (明治31年) | 福岡県西部 | 6.0 | 糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂 |
| 1929年8月8日 (昭和4年) | 福岡県 雷山付近 | 5.1 | 佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒 |
| 1931年11月2日 (昭和6年) | 日向灘 | 7.1 | 佐賀市で電灯線切断の小被害 |
| 1946年12月21日 (昭和21年) | 南海道沖 | 8.0 | 佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。 |
| 1966年11月12日 (昭和41年) | 有明海 | 5.5 | 佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損 |
| 1968年4月1日 (昭和43年) | 日向灘 | 7.5 | 佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断 |
| 1987年3月18日 (昭和62年) | 日向灘 | 6.6 | 大きな被害なし |
| 2001年3月24日 (平成12年) | 安芸灘 | 6.7 | 大きな被害なし |
| 2005年3月20日 (平成17年) | 福岡県 北西沖 | 7.0 | みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 ※被害は、平成17年4月20日の最大余震も含まれる。 |
| 2016年4月14日 (平成28年) | 熊本地方 | 6.5 | 佐賀県南部・北部で震度4を観測 |
| 2016年4月16日 (平成28年) | 熊本地方 | 7.3 | 佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重傷者4名、軽傷者9名 |
| 2019年1月3日 (平成31年) | 熊本地方 | 5.0 | 大きな被害なし |

- (資料) 福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)
小城市災異誌第1卷(1964年3月)、第2卷(1974年3月)
日本被害地震総覧 (1996年)
福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

第3節 被害想定

第1項 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、佐賀県が実施した下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波について小城市の被害想定等を整理する。

■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課（現：危機管理防災課））

■ 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課（現：農山村課））

■ 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

○震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

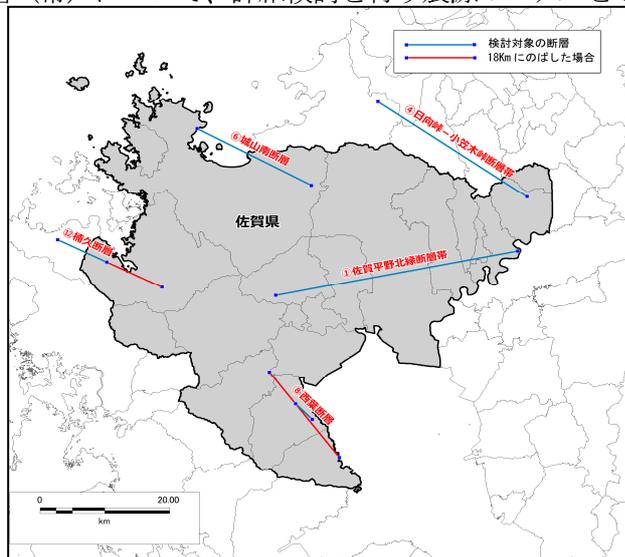
第2項 地震による被害の想定

1 想定地震の設定

(1) 想定候補となる地震、詳細検討を行う震源のモデル設定

第1章第2節第2項で示した佐賀県内及び周辺地域の14の活断層のうち、佐賀県地域防災計画では県内への影響が大きい5つの断層（帯）について、詳細検討を行う震源のモデルとして設定している。

- ① 佐賀平野北縁断層帯
- ② 日向峠—小笠木峠断層帯
- ③ 城山南断層
- ④ 西葉断層
- ⑤ 楠久断層



出典・佐賀県地域防災計画

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域^{※1}の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとしている。

※ 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル^{※2}

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

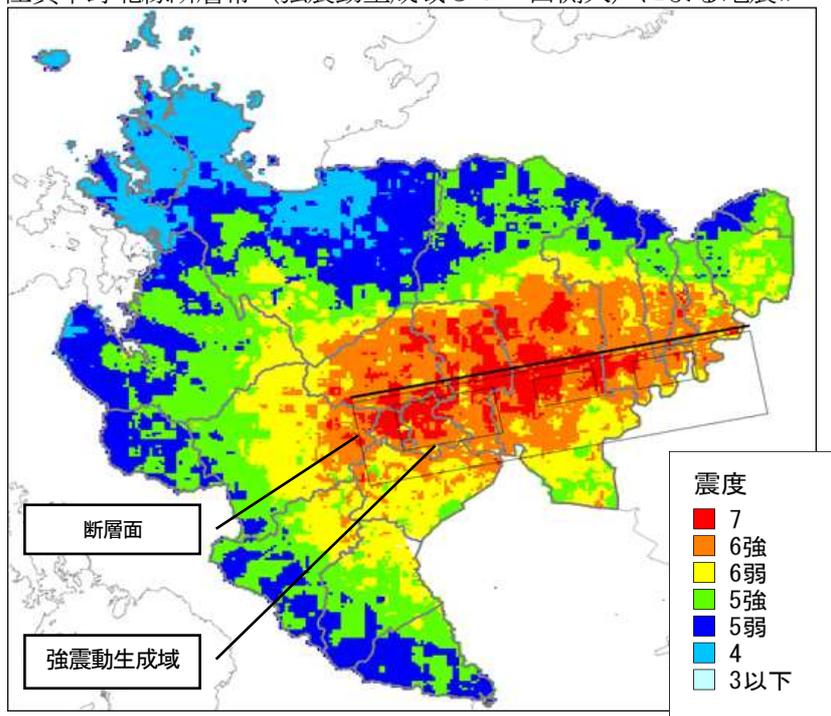
| 断層(帯)名 | 断層の長さ(km) | | 走向(°) | 傾斜(°) | 上端深さ(km) | 幅(km) | マグニチュードM | モーメントマグニチュード ^{※7} Mw | 計算用断層モデル(km) | |
|-------------|-----------|--------|-------|---------|----------|-------|----------|-------------------------------|--------------|----|
| | 既往資料 | 検討上の長さ | | | | | | | 長さ | 幅 |
| 佐賀平野北縁断層帯 | 38 | 38 | 79 | 80S→60S | 3→2 | 17 | 7.5 | 6.9 | 40 | 18 |
| 日向峠-小笠木峠断層帯 | 28 | 28 | 305 | 90 | 3→1 | 15 | 7.2 | 6.7 | 28 | 16 |
| 城山南断層 | 19.5 | 19.5 | 118.6 | 90 | 3→1 | 17 | 7.0 | 6.5 | 20 | 18 |
| 西葉断層 | 3.5 | 18 | 143 | 75SW | 3→2 | 18 | 6.9 | 6.5 | 18 | 18 |
| 楠久断層 | 8.6 | 18 | 116 | 90 | 3 | 18 | 6.9 | 6.5 | 18 | 18 |

出典：佐賀県地域防災計画

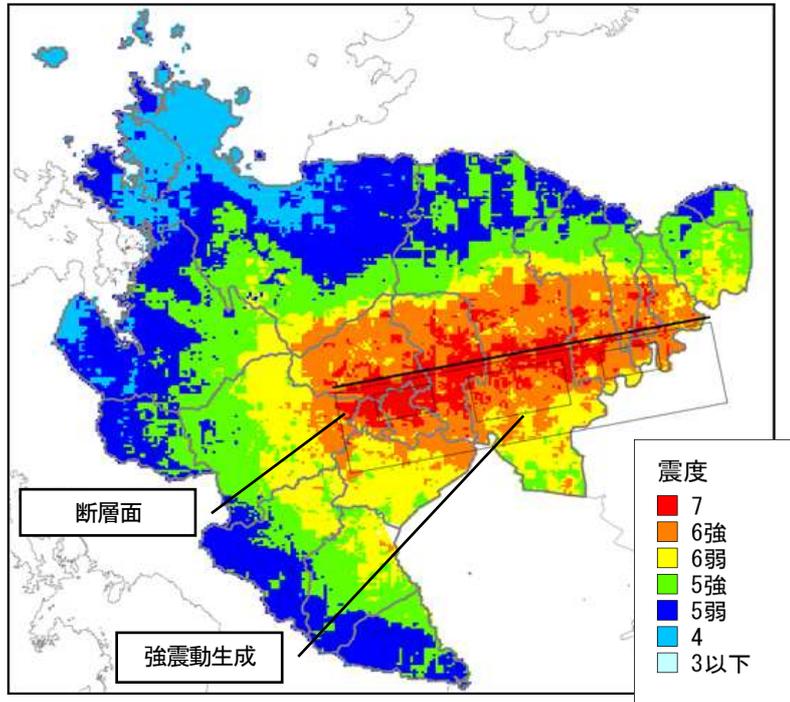
(2) 地震動の想定

県が行った地震動の予測結果のうち、本市への影響が最大とされている佐賀平野北縁断層帯の「強振動予測図」は次のとおりである（5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震》



《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震》



出典：佐賀県地域防災計画

【用語の解説】

※1 強震動生成域

断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語の Asperity のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。

※2 特性化震源モデル

強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期1秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞ったモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。

2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施したものである。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・ 冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

佐賀県地震被害等予測調査（平成26年度）に基づき、県が示した本市の地震被害の予測結果は次のとおりである。

地震の被害想定結果一覧表：小城市

| 被害項目 | 震源断層 季節・時間 | 佐賀平野北縁断層帯 ケース3 | | | 佐賀平野北縁断層帯 ケース4 | | | 日向峠-小笠木峠断層帯 | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------------|----------|----------|-------------------|----------|----------|-------------|---------|---------|---------|
| | | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | |
| 建物被害 | 建物棟数(棟) | 25,000 | | | 25,000 | | | 25,000 | | | |
| | 全壊・焼失棟数(棟) | 約7,100 | 約7,100 | 約7,300 | 約8,200 | 約8,300 | 約8,500 | * | * | * | |
| | 全壊・焼失率(%) | 28 | 29 | 29 | 33 | 33 | 34 | 0 | 0 | 0 | |
| | 半壊棟数(棟) | 約5,800 | | | 約5,800 | | | 約70 | | | |
| | 半壊率(%) | 23 | | | 23 | | | 0 | | | |
| 人的被害 | 滞留人口(人) | 45,000 | 38,000 | 41,000 | 45,000 | 38,000 | 41,000 | 45,000 | 38,000 | 41,000 | |
| | 死者数(人) | 約470 | 約220 | 約370 | 約550 | 約270 | 約440 | * | * | * | |
| | 死者率(%) | 1.0 | 0.6 | 0.9 | 1.2 | 0.7 | 1.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 負傷者数(人) | 約1,800 | 約1,500 | 約1,500 | 約2,000 | 約1,700 | 約1,700 | 約10 | 約10 | 約10 | |
| | 負傷者率(%) | 4.0 | 3.9 | 3.6 | 4.4 | 4.5 | 4.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 自力脱出困難者数(人) | 約1,000 | 約610 | 約760 | 約1,200 | 約740 | 約890 | - | - | - | |
| 自力脱出困難者率(%) | 2.3 | 1.6 | 1.9 | 2.7 | 2.0 | 2.2 | - | - | - | | |
| ライフライン被害 <被災直後> | 電力 | 電灯軒数(軒) | 約18,000 | | | 約18,000 | | | 約18,000 | | |
| | | 停電軒数(軒) | 約1,200 | 約1,300 | 約1,400 | 約1,400 | 約1,500 | 約1,800 | - | - | - |
| | | 停電率(%) | 6 | 7 | 8 | 8 | 8 | 10 | - | - | - |
| | 上水道 | 給水人口(人) | 46,000 | | | 46,000 | | | 46,000 | | |
| | | 断水人口(人) | 約43,000 | 約43,000 | 約43,000 | 約44,000 | 約44,000 | 約44,000 | 約3,000 | 約3,000 | 約3,000 |
| | | 断水率(%) | 93 | 93 | 94 | 96 | 96 | 96 | 7 | 7 | 7 |
| | 下水道 | 処理人口(人) | 20,000 | | | 20,000 | | | 20,000 | | |
| | | 機能支障人口(人) | 約3,700 | 約3,800 | 約4,000 | 約4,400 | 約4,500 | 約4,700 | 約20 | 約20 | 約20 |
| | | 機能支障率(%) | 18 | 19 | 20 | 22 | 22 | 23 | 0 | 0 | 0 |
| | 固定電話 | 回線数(回線) | 8,000 | | | 8,000 | | | 8,000 | | |
| | | 不通回線数(回線) | 約1,000 | 約1,100 | 約1,200 | 約1,200 | 約1,300 | 約1,500 | - | - | - |
| | | 不通回線率(%) | 12 | 13 | 15 | 15 | 16 | 18 | 0 | 0 | 0 |
| | 携帯電話 | 停波基地局率(%) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| | | 不通ランク | E | E | E | E | E | E | - | - | - |
| | 都市ガス | 復旧対象需要家数(戸) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 供給停止戸数(戸) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 供給停止率(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | LPガス | 復旧対象消費者戸数(戸) | 約7,900 | 約7,800 | 約7,700 | 約7,200 | 約7,100 | 約6,900 | 約16,000 | 約16,000 | 約16,000 |
| 供給停止戸数(戸) | | 約800 | 約790 | 約780 | 約850 | 約840 | 約820 | * | * | * | |
| 供給停止率(%) | | 10 | 10 | 10 | 12 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 | |
| 生活支障 <被災1週間後> | 避難者 | 夜間人口(人) | 45,000 | | | 45,000 | | | 45,000 | | |
| | | 避難者数(人) | 約21,000 | 約21,000 | 約21,000 | 約22,000 | 約23,000 | 約23,000 | 約310 | 約310 | 約310 |
| | | うち避難所(人) | 約10,000 | 約10,000 | 約10,000 | 約11,000 | 約11,000 | 約11,000 | 約160 | 約160 | 約160 |
| | 避難者率(%) | 45 | 46 | 46 | 50 | 50 | 51 | 1 | 1 | 1 | |
| | 物資 | 食料(食/日) | 約37,000 | 約37,000 | 約38,000 | 約40,000 | 約41,000 | 約41,000 | 約560 | 約560 | 約560 |
| | | 飲料水(ℓ/日) | 約113,000 | 約113,000 | 約113,000 | 約118,000 | 約118,000 | 約118,000 | 約3,500 | 約3,500 | 約3,500 |
| 毛布(枚) | | 約14,000 | 約14,000 | 約15,000 | 約16,000 | 約16,000 | 約17,000 | 約20 | 約20 | 約20 | |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物(万m ³) | 約60 | 約60 | 約60 | 約70 | 約70 | 約70 | * | * | * | |

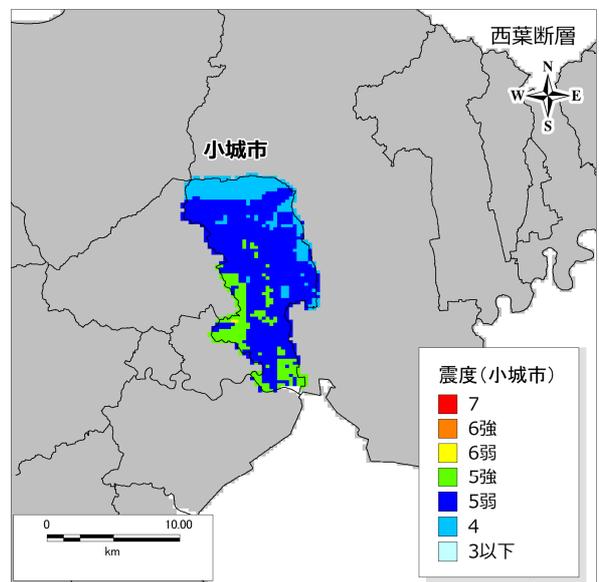
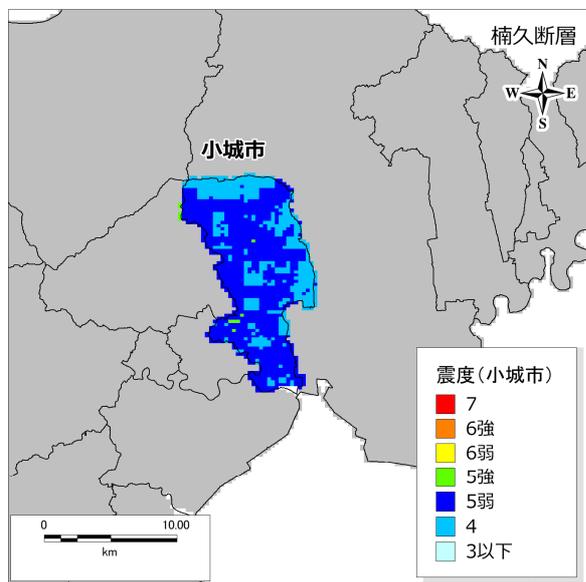
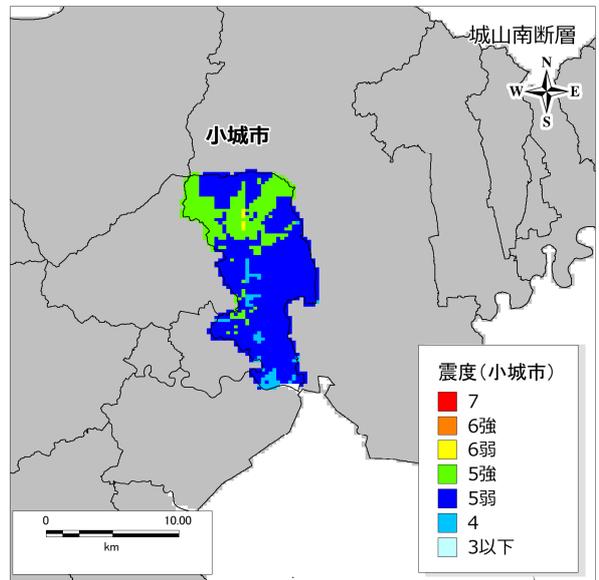
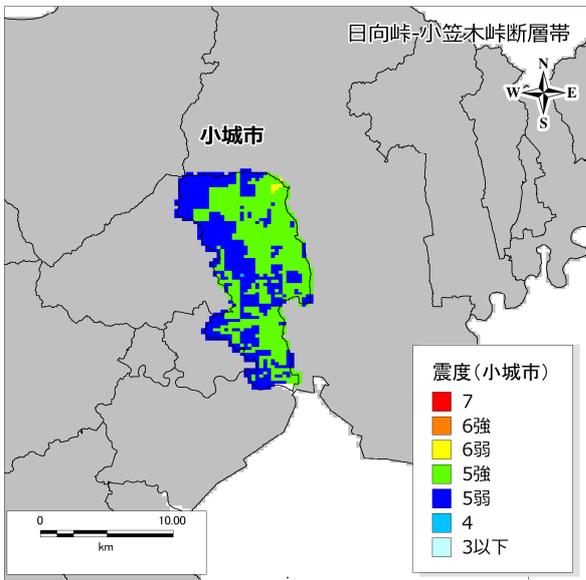
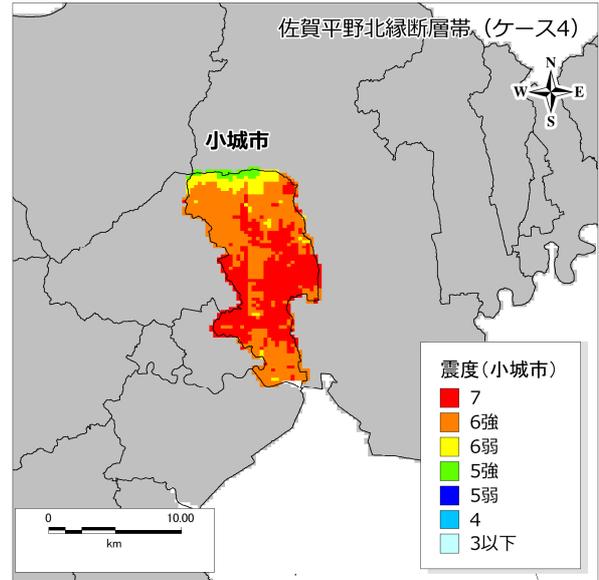
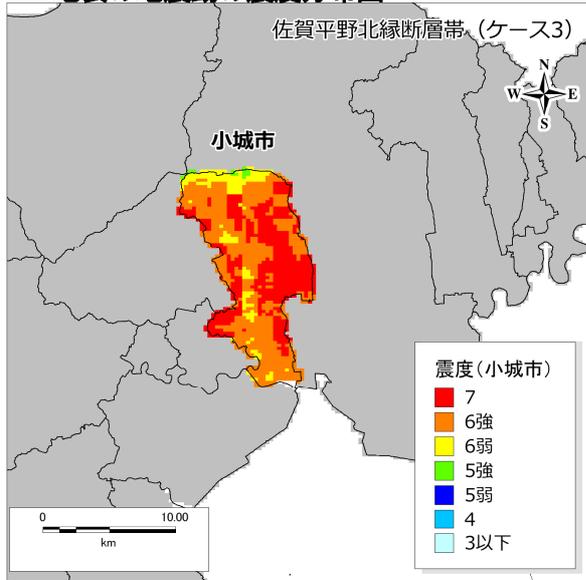
(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、(注2) * : わずか
 数量はある程度幅をもって見る必要がある。
 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
 ・1,000未満 : 1の位を四捨五入
 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入

- : 被害なし、対象なし
 0 : 小数点以下は四捨五入して表現
 E : 携帯電話不通ランクE= 停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

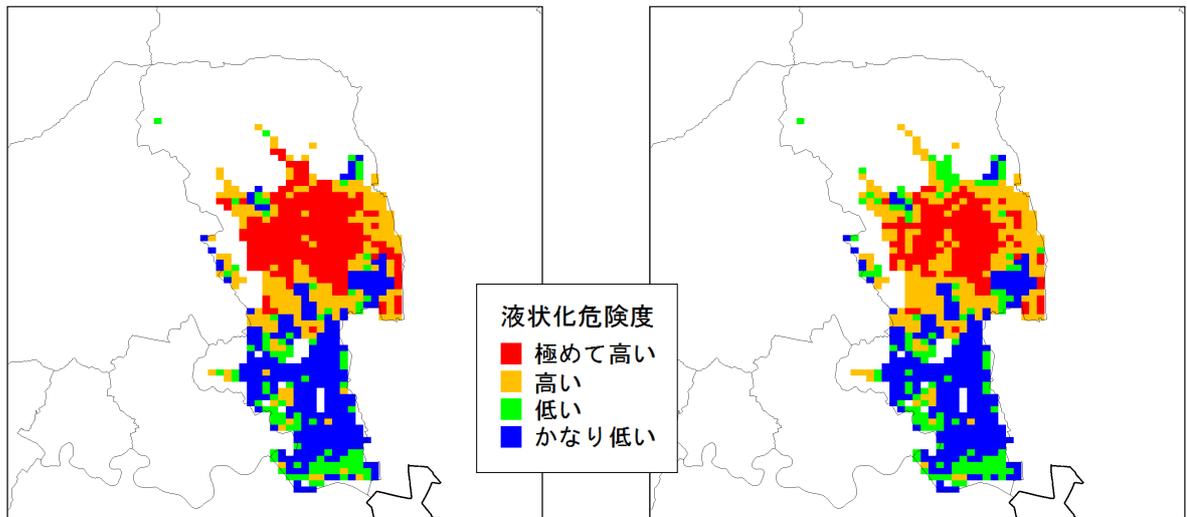
| 被害項目 | 震源断層 季節・時間 | 城山南断層 | | | 楠久断層 | | | 西葉断層 | | | |
|--------------------|---------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | |
| 建物被害 | 建物棟数(棟) | 25,000 | | | 25,000 | | | 25,000 | | | |
| | 全壊・焼失棟数(棟) | * | * | * | * | * | * | 約10 | 約10 | 約10 | |
| | 全壊・焼失率(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 半壊棟数(棟) | 約10 | | | * | | | 約50 | | | |
| | 半壊率(%) | 0 | | | 0 | | | 0 | | | |
| 人的被害 | 滞留人口(人) | 45,000 | 38,000 | 41,000 | 45,000 | 38,000 | 41,000 | 45,000 | 38,000 | 41,000 | |
| | 死者数(人) | * | * | * | * | * | * | * | * | * | |
| | 死者率(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 負傷者数(人) | * | * | * | * | * | * | * | * | * | |
| | 負傷者率(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 自力脱出困難者数(人) | - | - | - | - | - | - | * | * | * | |
| | 自力脱出困難者率(%) | - | - | - | - | - | - | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| ライフライン被害 <被災直後> | 電力 | 電灯軒数(軒) | 約18,000 | | | 約18,000 | | | 約18,000 | | |
| | | 停電軒数(軒) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 停電率(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上水道 | 給水人口(人) | 46,000 | | | 46,000 | | | 46,000 | | |
| | | 断水人口(人) | - | - | - | - | - | - | 約1,100 | 約1,100 | 約1,100 |
| | | 断水率(%) | - | - | - | - | - | - | 2 | 2 | 2 |
| | 下水道 | 処理人口(人) | 20,000 | | | 20,000 | | | 20,000 | | |
| | | 機能支障人口(人) | 約10 |
| | | 機能支障率(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 固定電話 | 回線数(回線) | 8,000 | | | 8,000 | | | 8,000 | | |
| | | 不通回線数(回線) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 不通回線率(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 携帯電話 | 停波基地局率(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 不通ランク | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 都市ガス | 復旧対象需要家数(戸) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 供給停止戸数(戸) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 供給停止率(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | LPガス | 復旧対象消費者戸数(戸) | 約16,000 |
| | | 供給停止戸数(戸) | * | * | * | - | - | - | * | * | * |
| | | 供給停止率(%) | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 生活支障 <被災1週間後> | 避難者 | 夜間人口(人) | 45,000 | | | 45,000 | | | 45,000 | | |
| | | 避難者数(人) | * | * | * | * | * | * | 約110 | 約110 | 約110 |
| | | うち避難所(人) | * | * | * | * | * | * | 約60 | 約60 | 約60 |
| | | 避難者率(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 物資 | 食料(食/日) | 約10 | 約10 | 約10 | * | * | * | 約210 | 約210 | 約210 |
| 飲料水(ℓ/日) | | - | - | - | - | - | - | 約1,100 | 約1,100 | 約1,100 | |
| 毛布(枚) | | * | * | * | * | * | * | 約20 | 約20 | 約20 | |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物(万m3) | * | * | * | * | * | * | * | * | | |

- 注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、(注2) * : わずか
数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
・1,000未満 : 1の位を四捨五入
・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入
・10,000以上 : 100の位を四捨五入
- : 被害なし、対象なし
0 : 小数点以下は四捨五入して表現
E : 携帯電話不通ランクE = 停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

地表の地震動の震度分布図

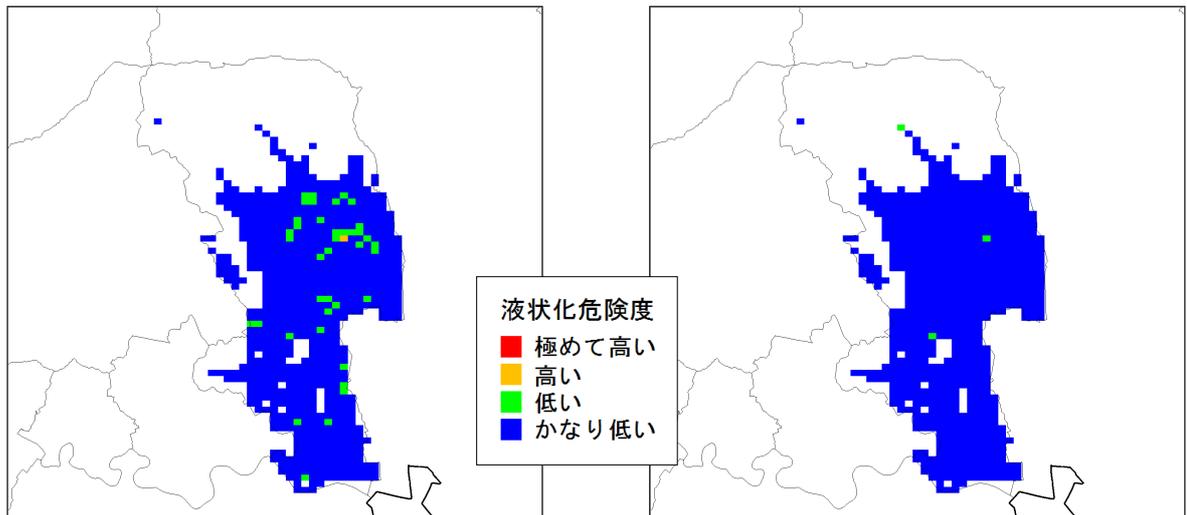


液状化危険度の評価値の分布図



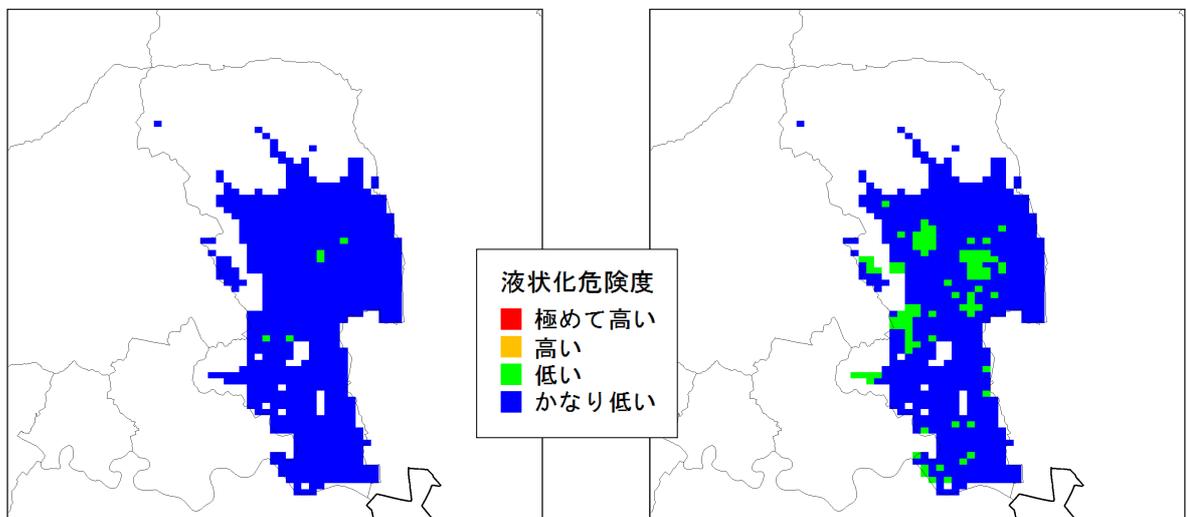
佐賀平野北縁断層帯ケース3の地震

佐賀平野北縁断層帯ケース4の地震



日向峠-小笠木峠断層帯の地震

城山南断層の地震

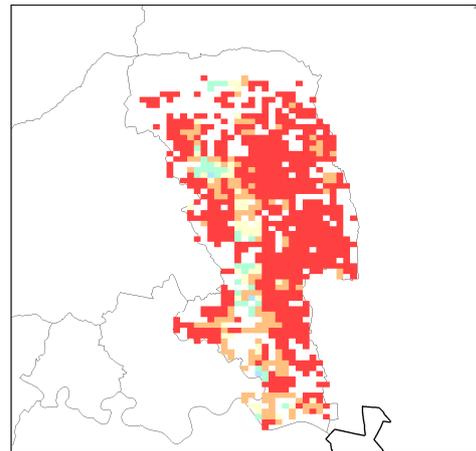
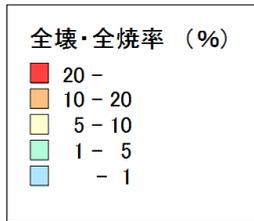


楠久断層の地震

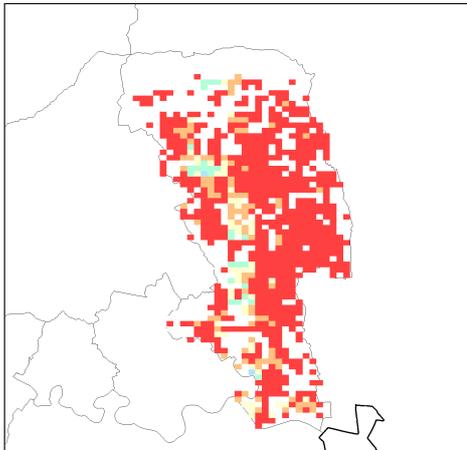
西葉断層の地震

建物被害想定結果

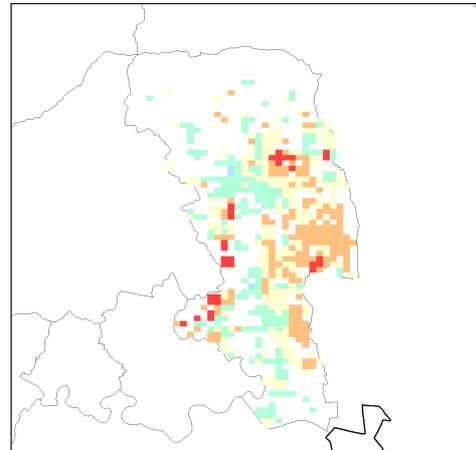
・佐賀北縁断層帯ケース3の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

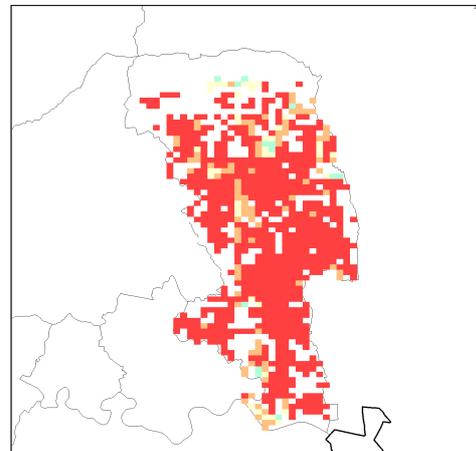
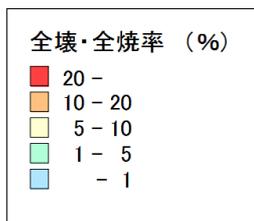


木造建物の全壊・全焼率

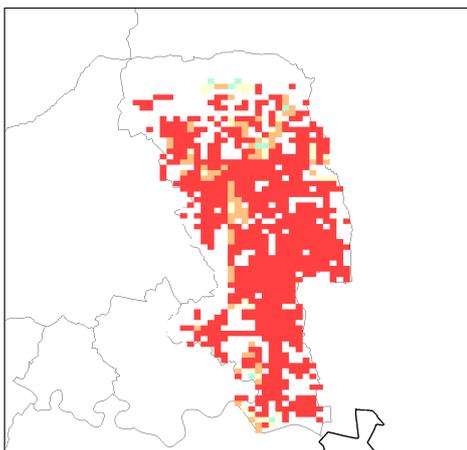


非木造建物の全壊・全焼率

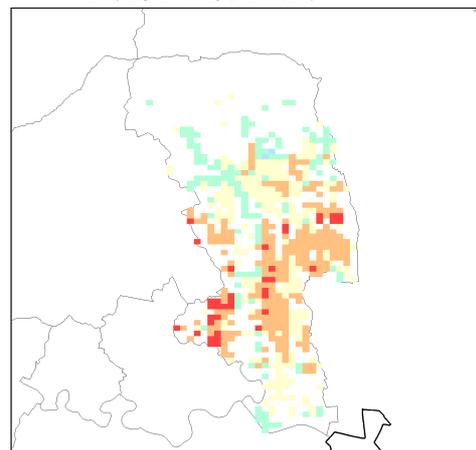
・佐賀北縁断層帯ケース4の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

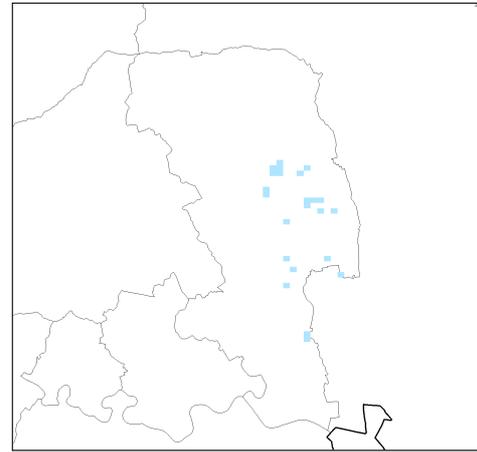
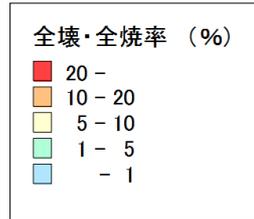


木造建物の全壊・全焼率

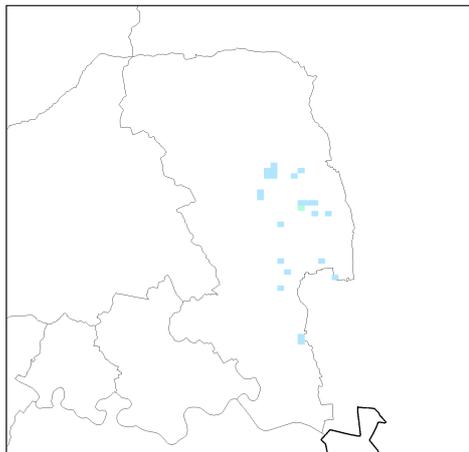


非木造建物の全壊・全焼率

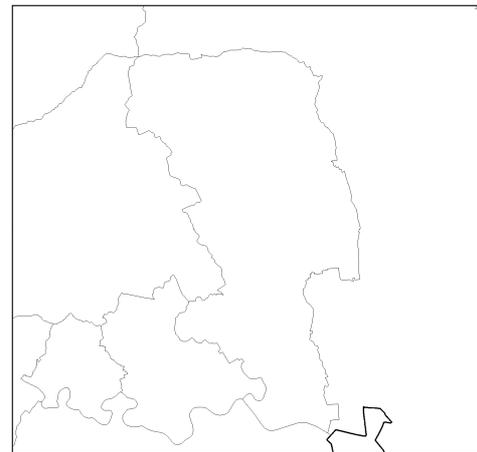
・日向峠-小笠木峠断層帯の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

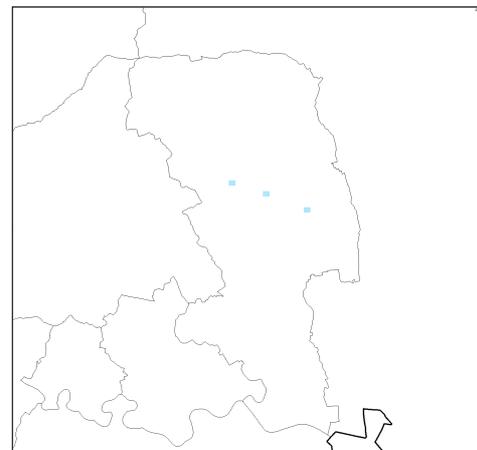
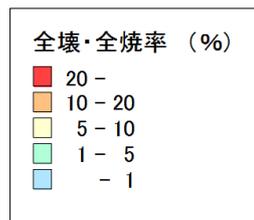


木造建物の全壊・全焼率

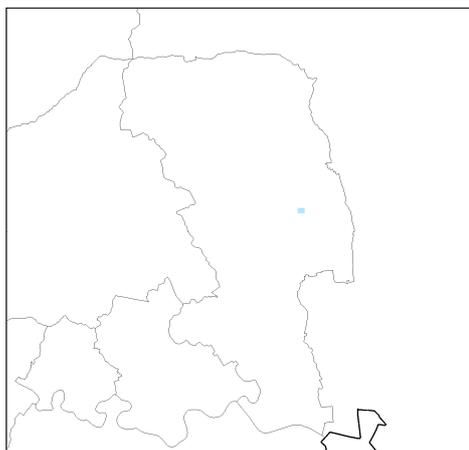


非木造建物の全壊・全焼率

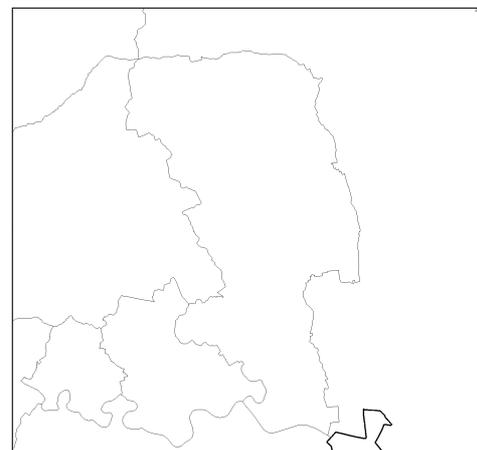
・城山南断層の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

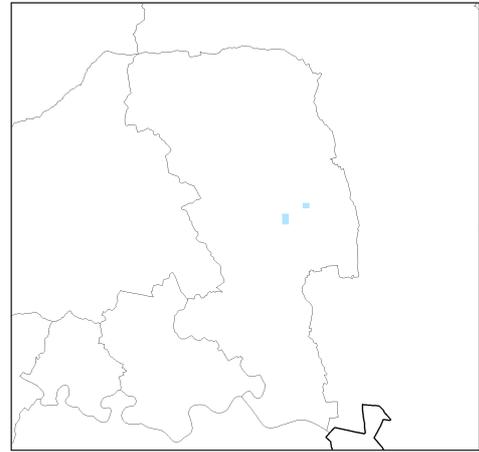
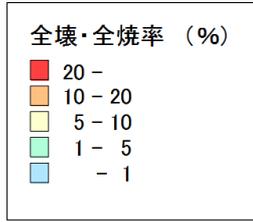


木造建物の全壊・全焼率

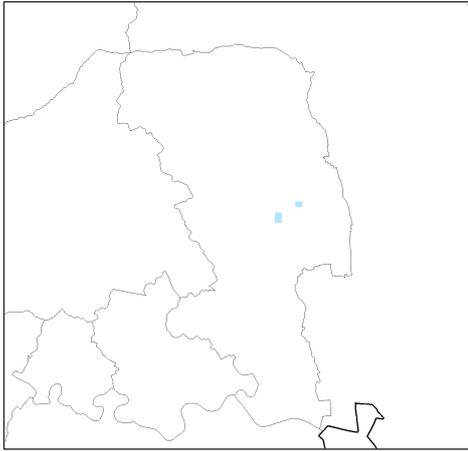


非木造建物の全壊・全焼率

・楠久断層の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

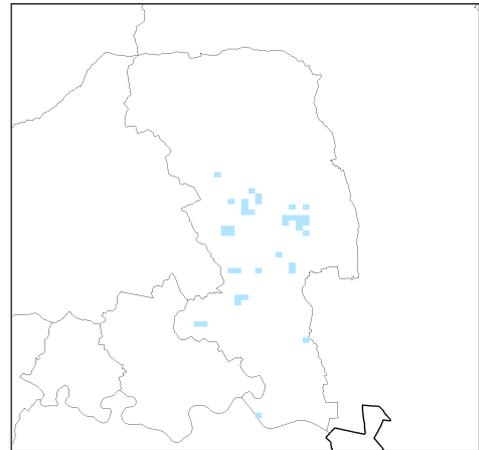
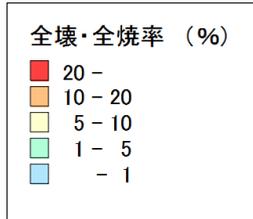


木造建物の全壊・全焼率

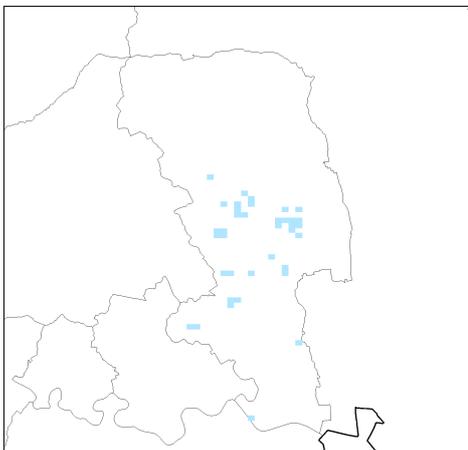


非木造建物の全壊・全焼率

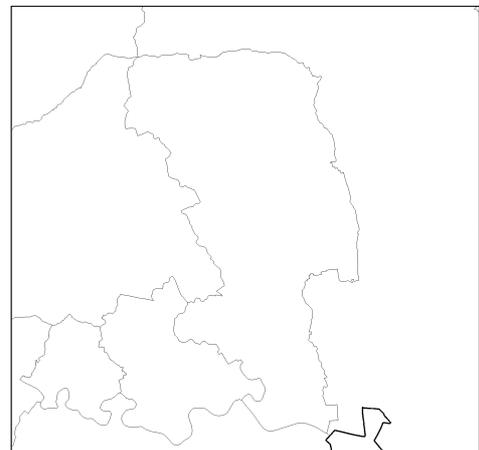
・西葉断層の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率



木造建物の全壊・全焼率



非木造建物の全壊・全焼率

第3項 津波による被害の想定

1 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日 法律第123号）及び「津波浸水想定
の設定の手引き Ver. 2.00」（平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術
政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、最大クラスの津波を想定し、その津波があっ
た場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

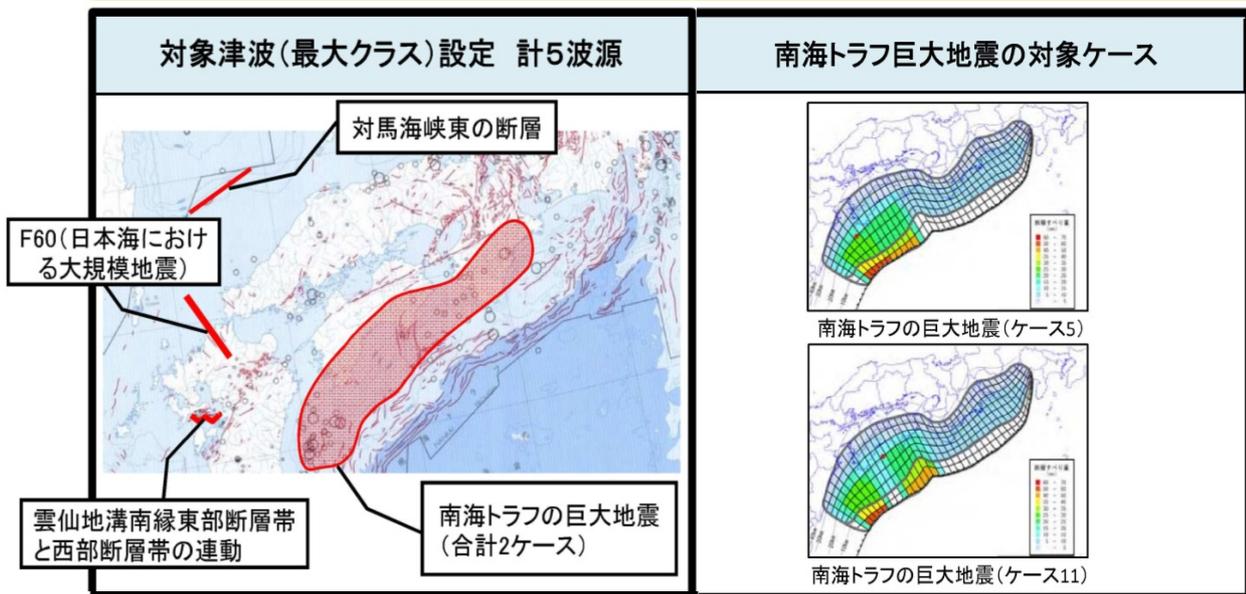
(1) 波源の設定

想定する津波の波源については、以下のとおり設定した。

○有明海沿岸

- ・雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動（ $M_w=7.1$ ）
- ・南海トラフ巨大地震（ $M_w=9.1$ ）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第2次報告） 津波断層モデル編」（内閣府 平成24年8月公表）
におけるケース5及びケース11



出典：佐賀県地域防災計画

(2) 津波の概要及び浸水想定

波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側ごとに各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位：初期潮位は、有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、有明海：TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

【想定最大津波高等】

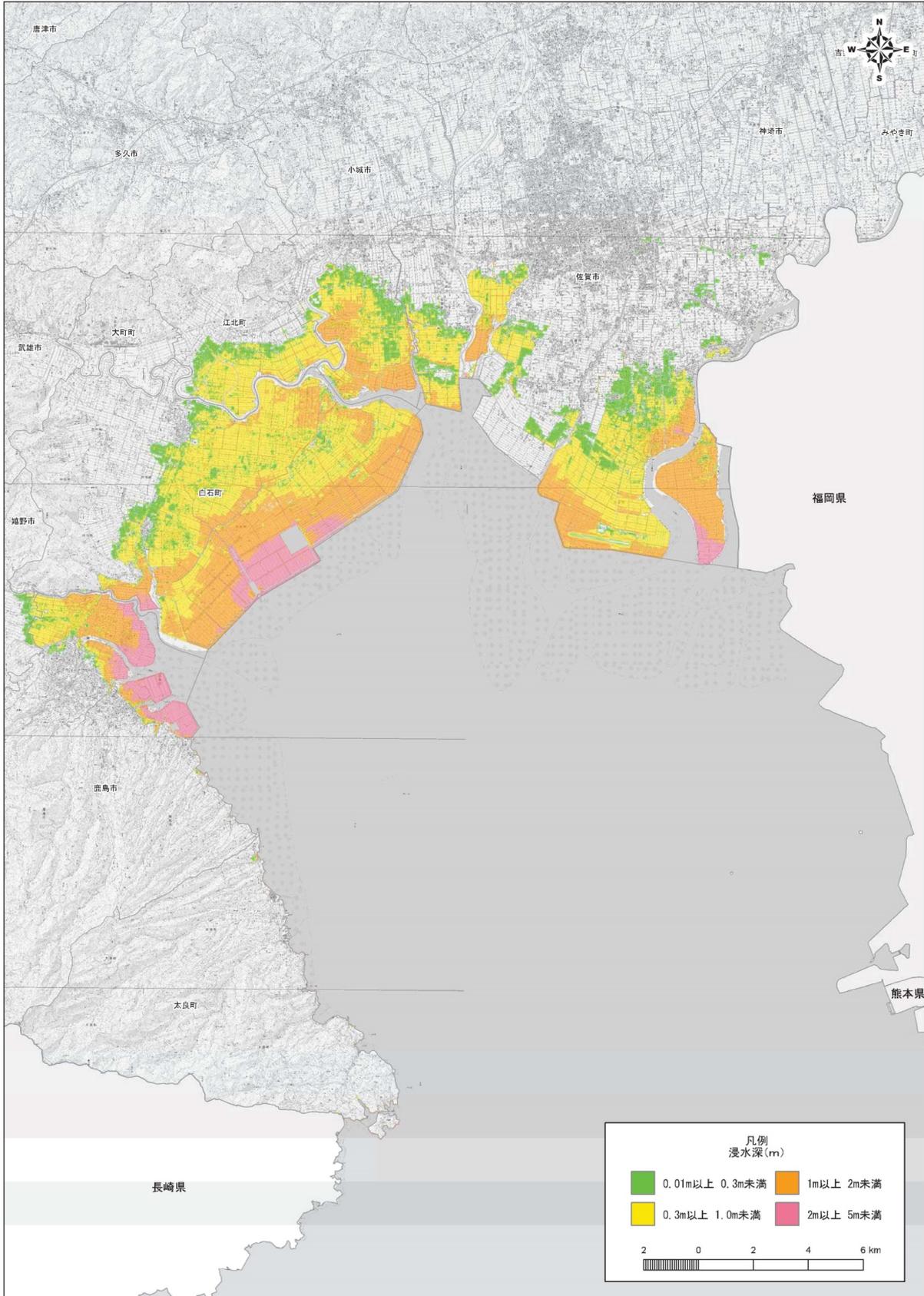


| 有明海沿岸 | 想定最大津波高 | | | 最大津波到達時間 (3)の到達時間 (4) |
|-------|---------------|---------------|--------------------------|-----------------------------|
| | 最大津波皮高 (1) | 潮位(IP) (2) | 最大津波高(IP) (3)=(1)+(2) | |
| 佐賀市 | 0.48m | 2.72m | 3.2m | 286分 |
| 小城市 | 0.38m | 2.72m | 3.1m | 290分 |
| 白石町 | 0.48m | 2.72m | 3.2m | 289分 |
| 鹿島市 | 0.48m | 2.72m | 3.2m | 299分 |
| 太良町 | 0.78m | 2.72m | 3.5m | 48分 |

出典：佐賀県地域防災計画

【浸水想定図（有明海）】

出典：佐賀県地域防災計画



※ 有明海側については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所のほとんどは河川堤防からの流入となっている（ほとんどは津波による直接の浸水ではない）。これは、堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである。

2 被害の想定

有明海における津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

ただし、有明海側の人的被害（死者・負傷者）については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から（津波到達よりも前に）堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良したものである。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施したものである。

- ・ 深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・ 昼12時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・ 夕18時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火器の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮にされている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～②の4ケースを想定して検討した。

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

| | | 避難行動別の比率 | | |
|---|----------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| | | 避難する | | 切迫避難 あるいは 避難しない |
| | | すぐに避難する (直接避難) | 避難するが すぐには避難 しない (用事後避難) | |
| ① | 早期避難者比率が低い場合 | 20% | 50% | 30% |
| ② | 早期避難者比率が高い場合 | 70% | 20% | 10% |
| ③ | 早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ) | 70% | 30% | 0% |
| ④ | 全員が発災後すぐに避難を開始した場合 | 100% | 0% | 0% |

津波の被害想定の結果一覧表

| | | 玄界灘 | | | 有明海 | | | |
|--------|-----------------------------|---------------------|---------|---------|---------------------------------|---------|---------|---------|
| | | 西山断層帯 | | | 雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震 | | | |
| | | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 | |
| 建物被害 | 建物棟数 (棟) | 116,000 | | | 226,000 | | | |
| | 全壊 (棟) | 約30 | | | 約210 | | | |
| | 半壊 (棟) | 約590 | | | 約6,900 | | | |
| | 計 (全半壊) (棟) | 約620 | | | 約7,100 | | | |
| | 全半壊率 (%) | 0.5 | | | 3.1 | | | |
| 人的被害 | 早期避難者比率が低い場合 | 滞留人口 (人) | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 387,000 | 397,000 | 393,000 |
| | | 死者 (人) | 約30 | 約40 | 約30 | 約260 | 約180 | 約210 |
| | | 負傷者 (人) | 約340 | 約340 | 約330 | 約2,600 | 約1,800 | 約2,000 |
| | | 死者率 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 |
| | | 負傷者率 (%) | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | 0.5 | 0.5 |
| | 早期避難者比率が高い場合 | 滞留人口 (人) | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 387,000 | 397,000 | 393,000 |
| | | 死者 (人) | 約20 | 約20 | 約20 | 約90 | 約60 | 約70 |
| | | 負傷者 (人) | 約230 | 約240 | 約240 | 約1,500 | 約970 | 約1,100 |
| | | 死者率 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 負傷者率 (%) | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.4 | 0.2 | 0.3 |
| | 早期避難者比率が高い場合 + 避難呼びかけ | 滞留人口 (人) | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 387,000 | 397,000 | 393,000 |
| | | 死者 (人) | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 |
| | | 負傷者 (人) | 約180 | 約200 | 約190 | 約1,100 | 約630 | 約770 |
| | | 死者率 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 負傷者率 (%) | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.2 |
| | 全員が発災後すぐに避難を開始した場合 | 滞留人口 (人) | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 387,000 | 397,000 | 393,000 |
| | | 死者 (人) | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 |
| | | 負傷者 (人) | 約170 | 約190 | 約190 | 約980 | 約560 | 約690 |
| | | 死者率 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 負傷者率 (%) | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.2 |
| 災害廃棄物等 | 災害廃棄物 (m ³) | 約2,800 | | | 約16,000 | | | |
| | 津波堆積物 (m ³) | 約229,000 ~ 約366,000 | | | 約2,823,000 ~ 約4,516,000 | | | |
| | 計 (m ³) | 約232,000 ~ 約369,000 | | | 約2,839,000 ~ 約4,532,000 | | | |

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入
・10,000以上 : 100の位を四捨五入

第4節 地震・津波災害に関する調査研究の推進

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定の一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、各防災関係機関は、地震・津波災害に関する各種の調査研究の実施に努めるものとする。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な市土づくり

市、県、国及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1項 市土保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市は、森林の整備・保全を通じて、地震に伴う山地災害による被害を防止・軽減するため、県と連携して治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

イ 山地災害危険箇所の点検

市は、県と共同して、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、県と連携して砂防施設の整備を推進する。

イ 砂防指定地の点検

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知等

市は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

市は、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、県と連携して地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

市は、県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

市は、地すべり防止区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市及び県は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|------------|---------------------|------|
| 急傾斜地崩壊防止事業 | 急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など | 県・市 |

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ 土砂災害警戒情報等の提供

国と県は、市長が防災活動や市民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災メール、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、小城市地域防災計画等において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

① 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、市民への周知を行う。

⑤ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧表、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県又は国は、重大な土砂災害が急迫している場合は、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

市は、崩壊の危険性のあるボタ山について、県と連携し、市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(7) 採石災害防止対策の推進

市は、地震に伴う採石場の災害を防止するため、県及び関係機関と連携して災害の防止に努める。

ア 採石業者への指導等

市は、県と連携して採石場の点検等を実施し、防災措置などを確認するものとする。

イ 採石場跡地の防災対策

市は、県と連携して採石場跡地の防災対策を推進する。

(8) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

イ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 市又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(イ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（小城市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成17年条例第169号））

(9) 大規模盛土造成地における宅地耐震化の推進

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落防止工事などの予防対策の推進に努めるものとする。

(10) 地盤の液状化対策の推進

市、県等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、市民への適切な情報提供等を図る。

(11) 地盤沈下防止等対策の推進

市、県、国は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

2 河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操

作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

(2) クリークの整備

ア クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、災害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

(3) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|--------|---|------|
| 高潮対策事業 | 津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など | 県・市 |
| 侵食対策事業 | 特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。 | |

| | | |
|-----------------|---|--|
| 海岸環境整備事業 | 国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。 | |
| 津波・高潮危機管理対策緊急事業 | 既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。 | |
| 海岸耐震対策緊急事業 | 海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。 | |
| 海岸メンテナンス事業 | 海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。 | |

(4) 下水道・都市下水路等の整備

市は、地震に対する安全性を確保するため、都市下水路等の整備を促進する。

また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|------------------------------------|------|
| 下水道・都市下水路維持管理 | 都市の浸水被害を防除するための施設整備と施設の適正な維持管理を行う。 | 市 |

(5) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定するとともに、市と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|----------|---|------|
| ため池等整備事業 | ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。 | 県・市 |

第2項 公共施設、交通施設等の整備

市、県、国及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

- (2) 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなる恐れがあるもの
 - イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの
 - ウ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

市、県、県警察、消防署、国は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

| 施設の種類 | 施設の名称 |
|-----------------|------------------------|
| 災害応急対策活動に必要な施設 | 庁舎など |
| 救護活動施設 | 保健福祉センター、市民病院、消防関係施設など |
| 避難所として位置づけられた施設 | 学校、公民館、保健福祉センターなど |
| 多数の者が利用する施設 | 図書館、集会施設、福祉施設など |

3 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進す

る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

ア. 橋梁及び横断歩道橋 イ. トンネル ウ. 信号機 エ. 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 |
|--------|-----------------|-------|
| 道路事業 | 道路の新設・改良、補修の実施 | 国・県・市 |
| 街路事業 | 都市計画街路の新設・改良の実施 | |
| 交通安全事業 | 歩道の新設・改良、補修の実施 | |
| 道路防災事業 | 落石等危険箇所の整備 | |
| 橋梁補修事業 | 落橋防止対策の実施 | |

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3) 港湾・漁港

県は、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

(小城地区)

| ヘリポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|-------------|---------|---------|---------|
| 小城町185番地 | 小城公園自楽園 | 6, 400 | — |
| 小城町岩蔵1941番地 | 岩松小学校 | 4, 646 | 73-2555 |
| 小城町畑田2099番地 | 晴田小学校 | 7, 260 | 73-3226 |
| 小城町栗原1256番地 | 三里小学校 | 6, 342 | 73-3239 |
| 小城町松尾4104番地 | 小城中学校 | 11, 886 | 73-2191 |
| 小城町 | 天山稜線 | 10, 000 | — |

(三日月地区)

| へりポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|---------------|----------|--------|---------|
| 三日月町長神田339番地1 | 三日月グラウンド | 8, 100 | 72-1616 |

(牛津地区)

| へりポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|--------------|--------|---------|---------|
| 牛津町柿通頼922番地 | 牛津小学校 | 11, 461 | 66-0047 |
| 牛津町上砥川1405番地 | 砥川小学校 | 5, 214 | 66-0130 |
| 牛津町牛津549番地 | 牛津中学校 | 20, 220 | 66-0022 |
| 牛津町勝1136番地1 | 牛津総合公園 | 16, 200 | — |

(芦刈地区)

| へりポート予定地 | 施設の名称 | 面積 (㎡) | TEL |
|--------------|----------|--------|---------|
| 芦刈町三王崎16番地 | 芦刈中学校 | 3, 020 | 66-0403 |
| 芦刈町永田2753番地4 | ムツゴロウ公園 | 4, 400 | — |
| 芦刈町芦溝764番地2 | 芦溝地区農村公園 | 4, 080 | — |

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

《防災上重要な施設》

○医療機関、社会福祉施設等

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道

(1) 下水道施設の耐震化

市は、下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法の第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ 地震又は火災に備えて主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

7 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるよう I C T 部門の業務継続計画（B C P）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第 4 項 建築物等の耐震性の確保

1 特定建築物

学校、病院、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 8 年法律第 1 2 3 号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市は、その指導に当たる。

2 一般建築物

市は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、市民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 文化財

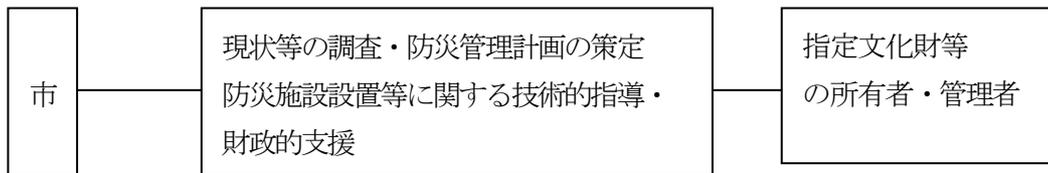
文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第5項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

市、県及び国は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的实施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防署は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防署は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

ウ 防災教育

市は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（L P ガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

第6項 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の緊急避難場所を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

市は、都市基幹公園及び住区基幹公園等の緊急避難場所を計画的に配置・整備し、緊急避難場所や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 市民の避難路の確保

市は、市民が安全に歩いて緊急避難場所に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定及び既指定

地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市、県及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民等から情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

さらに、県は、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が市の情報収集のため市に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時

も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市、県及び各防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、観測施設・設備の維持及び整備充実を努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

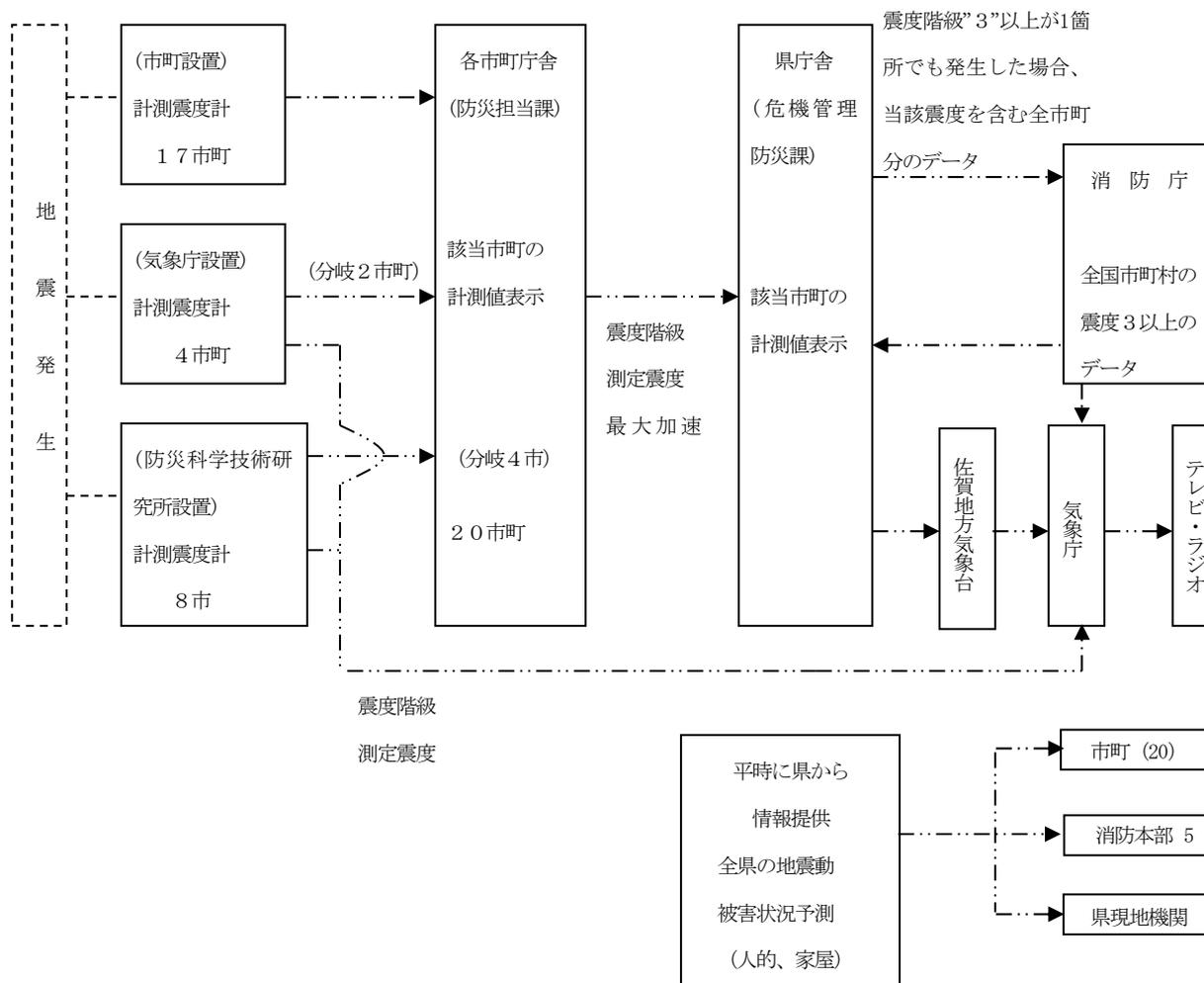
また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 震度情報ネットワークシステムの充実

県は、大規模地震が発生した場合に、被害の全体像を早期に推定把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内市町に計測震度計を設置し、市町から震度情報を収集するとともに、その情報を消防庁及び佐賀地方気象台に発信する「佐賀県震度情報ネットワークシステム」を整備した。

また、地震発生時に自動的に送られてくる震度情報をもとに、全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に推測するシステムの整備を図る。

【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】



(6) 災害情報提供システムの整備

市は、防災情報、災害情報等を市民等へ提供するため、情報通信技術を活用した災害情報提供システムの整備を図る。

ア 災害情報提供

気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報等を、市ホームページやメールで提供することにより、市民の防災活動に資するものとする。

イ 主な災害情報の提供

- ① 市ホームページ (水害監視カメラシステム含む) による情報提供
- ② 携帯端末への情報提供
- ③ 登録した市民へのメールによる情報提供

(7) 市における体制の充実・強化

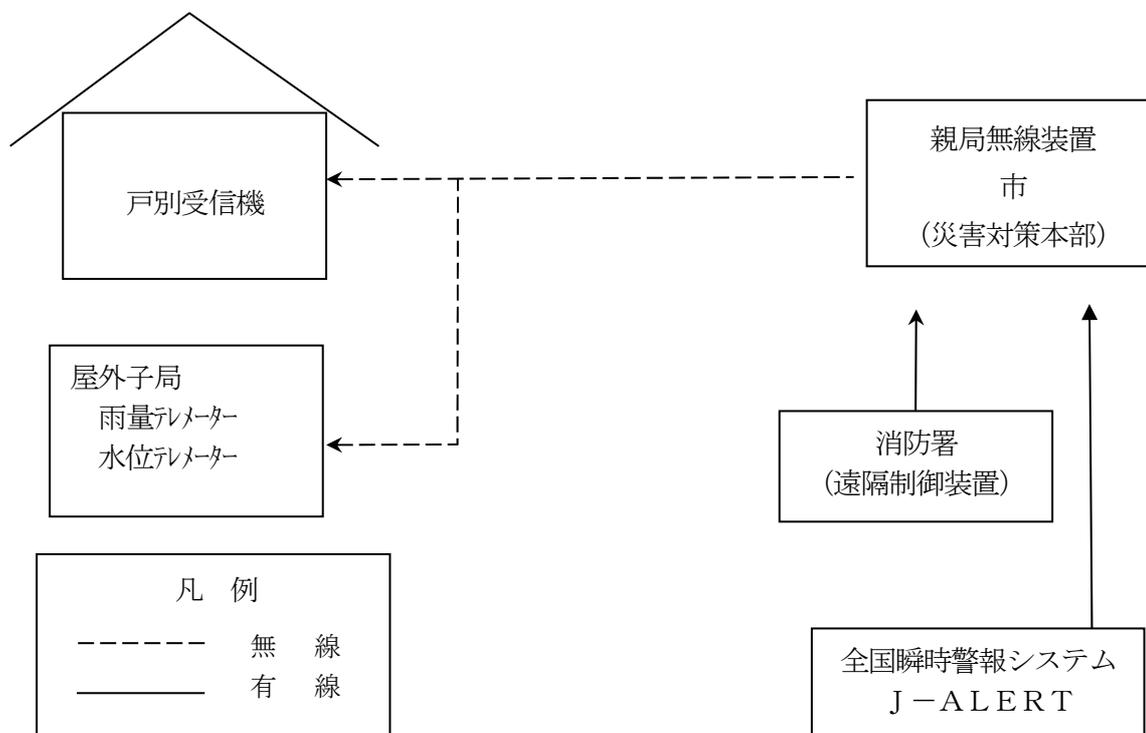
市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、防災行政無線や全国瞬時警報システム (J-ALERT) の施設・設備の管理に万全を期すとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビなどが普及している地域においては、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において市民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティF

Mや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、市は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、市民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

【市防災行政無線系統図】



(8) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

2 情報の分析整理

市、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整

理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

・災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外を含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、地震災害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

県は、防災関係機関に対し、地震災害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

市、消防署、県、県警察、各防災関係機関は、地震災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1 職員の体制

(1) 市職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

市は、職員の中から、災害発生後緊急に参集し、情報収集等に当たる職員を確保する。

イ 24時間体制の推進

市は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため整備した24時間体制の的確な運用を進めるとともに、大規模な災害が予想される際には、初動対応を行う職員の前日からの待機等といった弾力的な対応を検討する。

ウ 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

エ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる部長級と、班長となる課長級は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

また、大規模な災害が予想される市災害情報連絡室の設置時には、市の幹部職員及び緊急初動班員に対し、事前に周知を行うとともに各自の役割についての確認に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

市、消防署及び各防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市、消防署及び各防災関係機関は、地域の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

市、県及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市及び県、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災地方公共団体への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部等

ア 市は、防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する庁舎等について、土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など、必要な機能の充実を図るとともに、地震に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

さらに、地震により庁舎等が使用できない場合には、代わりに災害対策本部等を設置する施設を選定する。

イ 県は、情報通信機器を備えた常設の災害対策本部室（県危機管理センター）を整備する。

ウ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(3) 非常用電源の確保

市及び消防署は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市及び消防署は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 防災拠点施設の整備

市は、大規模地震災害発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設の整備に努める。

(1) 防災拠点施設

市は、災害時に本庁舎が被災した場合の代替機能を果たすとともに、災害時に市内の緊急物資輸送（ヘリポート機能を含む。）、備蓄、要員確保等の災害対策活動の拠点となり、さらに、平常時には防災に関する啓発、教育、訓練を行う場となる防災拠点施設の整備に努める。

(2) 航空消防防災拠点

県は、防災航空センターを航空消防防災拠点として、受援機能等の航空消防防災体制の強化に努めるものとする。

4 市の防災拠点の整備

市は、大規模地震災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市に1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

5 コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区市民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

6 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7 業務継続性の確保

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

8 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

(1) パーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度

市は、防災対策課（総務対策部）など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入することにより、バックアップ体制の構築を図る。

9 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

各防災関係機関は、広範囲にかつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 市町村間の相互応援

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

2 市・消防署と防災関係機関等との応援協定

市、消防署は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

市及び各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

《現在締結している協定等》

第2編 風水害対策に掲載

4 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4項 応急復旧及び二次災害の防止活動

1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市、県及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市、県及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被災状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、

各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 資機材等の確保

市、県及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

3 市と県の役割分担

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備

市、県、国、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。

1 救助活動体制の整備

市及び消防署、県警察、自衛隊及び海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

2 救急搬送体制の強化

消防署は、救急搬送能力を高め、運送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動

車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。
さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

市及び消防署は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防署は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 消火活動体制の整備

市及び消防署は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 医療応援体制の整備

市、県、消防署及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(2) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第6項 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路などの輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(1) 広域物資輸送拠点の指定

市は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。

(2) 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、地震災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、市は、輸送拠点に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

(3) 沿道建築物の耐震化

市及び県は、緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化を推進するものとする。

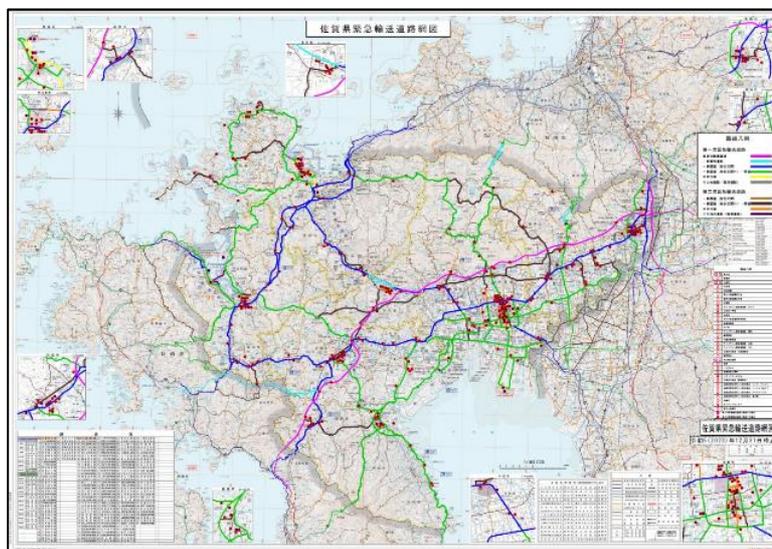
特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化を図られるよう取り組むものとする。

(4) 運送事業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市及び県は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

【参考／佐賀県緊急輸送道路網図】



2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

ア 道路管理者

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去によ

る道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

イ 県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、地震災害時における緊急輸送道路の確保、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送体制の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

(4) 緊急通行車両の事前届出

市及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

3 鉄道輸送の確保

県は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4 海上輸送の確保

港湾管理者は、災害発生後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと港湾機能の維持・継続のための体制を検討し、建設業者と協定を締結するなど、必要な対策を講じる。

市は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、県は、要請手続等について海上保安部と調整しておくものとする。

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 等

5 航空消防防災体制の強化

県は、地震災害時に、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できる航空消防防災体制の強化に努める。

第7項 避難及び情報提供活動

1 市の避難計画

- (1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

(ア) 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- h 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め

るものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大
- b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保

(ウ) 非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう努める。

ウ 避難所の指定

市は、上記の指定基準をもとに次のとおり避難所を指定する。ただし、災害の状況により

避難所を市内全域に設置する必要がない場合は、各地区の1つを避難所とする。

◎各地区の拠点避難所

| 拠点避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|------------|--------------|-----------|---------------|---------|
| 小城保健福祉センター | ○ | ○ | 小城町畑田750番地 | 73-7117 |
| 生涯学習センター | ○ | ○ | 三日月町長神田1845番地 | 72-1616 |
| 牛津公民館 | ○ | ○ | 牛津町柿樋瀬1100番地1 | 37-6143 |
| 芦刈保健福祉センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1522番地 | 66-5566 |

◎各地区の避難所

(小城地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------|--------------|-----------|--------------|---------|
| 小城保健福祉センター | ○ | ○ | 小城町畑田750番地 | 73-7117 |
| 小城体育センター | ○ | ○ | 小城町畑田98番地1 | 73-2368 |
| 桜岡小学校 | ○ | ○ | 小城町166番地 | 73-3070 |
| 岩松小学校 | ○ | ○ | 小城町岩蔵1941番地 | 73-2555 |
| 晴田小学校 | ○ | ○ | 小城町畑田2099番地 | 73-3226 |
| 三里小学校 | ○ | ○ | 小城町栗原1256番地 | 73-3239 |
| 小城中学校 | ○ | ○ | 小城町松尾4104番地 | 73-2191 |
| まちなか市民交流プラザ | ○ | ○ | 小城町253番地21 | 37-6601 |
| 小城公民館青田支館 | | ○ | 小城町晴気2096番地1 | 72-4951 |
| 小城公民館三里支館 | | ○ | 小城町栗原1244番地1 | 72-4952 |
| 小城保育園 | | ○ | 小城町畑田44番地 | 72-4307 |
| 晴田幼稚園 | | ○ | 小城町晴気793番地1 | 73-3092 |

(三日月地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------|--------------|-----------|----------------|---------|
| 三日月保健福祉センター | ○ | ○ | 三日月町長神田2312番地3 | 73-9280 |
| 三日月体育館 | ○ | ○ | 三日月町長神田1848番地9 | 72-5657 |
| 生涯学習センター | ○ | ○ | 三日月町長神田1845番地 | 72-1616 |
| 三日月小学校 | ○ | ○ | 三日月町長神田1680番地 | 73-2950 |
| 三日月中学校 | ○ | ○ | 三日月町長神田1650番地 | 73-2016 |
| 三日月幼稚園 | | ○ | 三日月町三ヶ島88番地1 | 73-2601 |
| 児童センター | | ○ | 三日月町長神田1821番地1 | 72-1300 |

(牛津地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|-------|--------------|-----------|---------------|---------|
| 牛津公民館 | ○ | ○ | 牛津町柿樋瀬1100番地1 | 37-6143 |

| | | | | |
|---------------|---|---|---------------|---------|
| 牛津体育センター | ○ | ○ | 牛津町柿樋瀬1100番地1 | 66-4127 |
| 牛津公民館別館 | ○ | ○ | 牛津町勝1324番地1 | 37-6143 |
| 小城市健康スポーツセンター | ○ | ○ | 牛津町勝1221番地1 | 51-5515 |
| 牛津小学校 | ○ | ○ | 牛津町柿樋瀬922番地 | 66-0047 |
| 砥川小学校 | ○ | ○ | 牛津町上砥川1405番地 | 66-0130 |
| 牛津中学校 | ○ | ○ | 牛津町牛津549番地 | 66-0022 |
| 牛津武道館 | | ○ | 牛津町牛津556番地1 | 66-5259 |
| 砥川保育園 | | ○ | 牛津町上砥川1413番地1 | 66-0562 |

(芦刈地区)

| 避難所 | 指定緊急 避難場所 | 指定 避難所 | 住 所 | 連絡先 |
|------------|--------------|-----------|--------------|---------|
| 芦刈保健福祉センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎1522番地 | 66-5566 |
| 芦刈文化体育館 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎172番地1 | 66-5691 |
| 芦刈地域交流センター | ○ | ○ | 芦刈町三王崎349番地 | 37-6140 |
| 芦刈小学校 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎14番地 | 66-0279 |
| 芦刈中学校 | ○ | ○ | 芦刈町三王崎14番地 | 66-0403 |

◎福祉避難所（室）〔公共施設〕

| 福祉避難所（室） | 住 所 | 連絡先 |
|---------------|----------------|---------|
| 小城保健福祉センター | 小城町畑田750番地 | 73-7117 |
| 生涯学習センター | 三日月町長神田1845番地 | 72-1616 |
| 三日月保健福祉センター | 三日月町長神田2312番地3 | 73-9280 |
| 牛津公民館 | 牛津町柿樋瀬1100番地1 | 37-6143 |
| 小城市健康スポーツセンター | 牛津町勝1221番地1 | 51-5515 |
| 芦刈保健福祉センター | 芦刈町三王崎1522番地 | 66-5566 |
| 佐賀県立小城高等学校 | 小城町167番地 | 73-2295 |
| 佐賀県立牛津高等学校 | 牛津町牛津274番地 | 66-1811 |

◎福祉避難施設〔民間施設〕

| 福祉避難施設 | 住 所 | 連絡先 |
|-------------------------|-------------------|---------|
| 特別養護老人ホーム 清水園 | 小城町820番地 | 72-3165 |
| ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 清水園 | 小城町826番地1 | 72-1365 |
| 介護老人保健施設 蛍水荘 | 小城町814番地1 | 72-1717 |
| 特別養護老人ホーム 鳳寿苑 | 三日月町甲柳原68番地1 | 72-8011 |
| 特別養護老人ホーム るんびこ園 | 杵島郡江北町大字惣領分4153番地 | 86-5500 |
| 特別養護老人ホーム あしはらの園 | 芦刈町三王崎1523番地 | 51-5033 |

(3) 避難路及び誘導體制

ア 市は、市民の安全を第一に、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ

め避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段・通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- (ア) 避難行動要支援者の実態把握
- (イ) 避難路の整備及び選定
- (ウ) 避難所の受入環境
- (エ) 避難誘導責任者及び支援者の選定

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の实情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～ウに関する計画を定めておくものとし、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

オ 県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市及び県の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

カ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、市の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(4) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、「小城市避難所マニュアル」及び「小城市避難所運営マニュアル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(5) 避難生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

飲料水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市及び県は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 家庭動物との避難への対応について

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れる

とともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法について、あらかじめ定め保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防署等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(5) 市、県による指導等の充実

市、県は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

県、市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

市は、大規模地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

県、市は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5 被災者支援体制の整備

市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

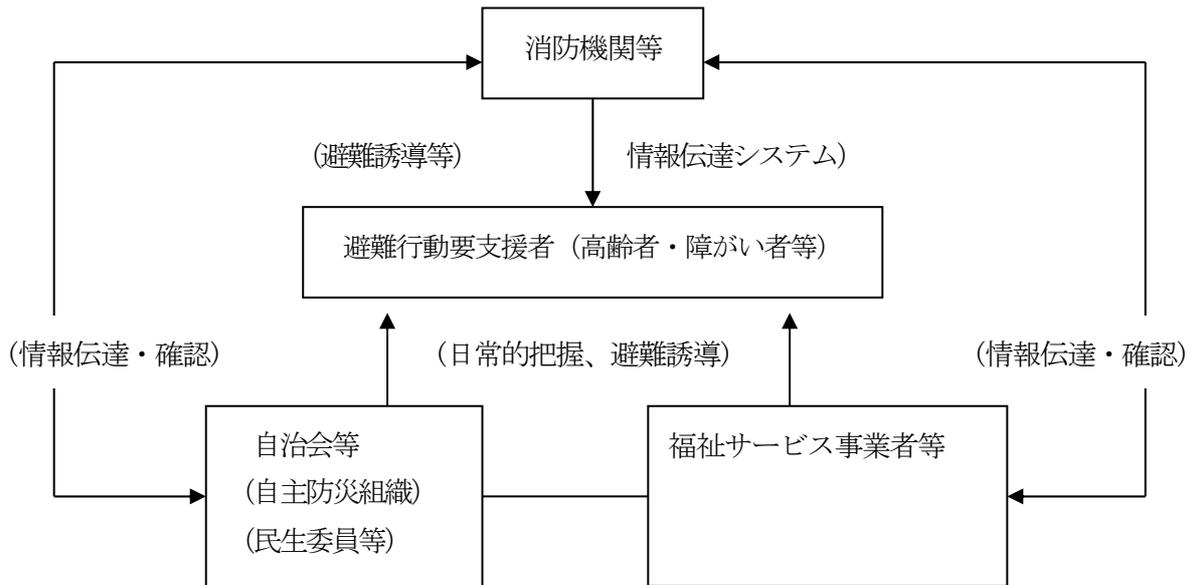
地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

市は、平時における市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】



(2) 避難行動要支援者名簿の把握と支援体制の整備

ア 要配慮者の日常的把握

市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等多様な主体の協力を得ながら、平常時より高齢者、障がい者等の要配慮者に関する情報の把握に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成、管理及び更新

(ア) 市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるものとする。

(イ) 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(ウ) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たって、市の教育委員会その他の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努めるものとする。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、主として「①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力」「②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力」「③避難行動を取る上で必要な身体能力」に着目して判断することとし、その要件に該当する者は次のとおりとする。

- a 高齢者のみの世帯で要介護1から5までの認定を受けている者
- b 身体障害者手帳1級又は2級（総合等級）を所持する者（心臓、肝臓機能障害のみで該当する者を除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者

- e 特定疾患又は小児慢性特定疾患で特に避難支援が必要と認められる者
 - f 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
 - g 自ら登録を希望した者
- (カ) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (キ) 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するものとする。
- (ク) 市は、避難行動要支援者名簿について「小城市情報セキュリティポリシー」を遵守し、適正な情報管理を行うものとする。
- (コ) 市は、避難行動要支援者の住民異動や身体障害者手帳等の交付事務を通じて、避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等
- (ア) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たっては、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。
- (イ) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合において、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たって避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。
- (ロ) 避難支援等関係者は、次に掲げるものとする。
- a 消防署
 - b 県警察
 - c 小城市民生委員・児童委員
 - d 社会福祉法人小城市社会福祉協議会
 - e 小城市消防団
 - f 自治会、自主防災組織
- (エ) 市は、避難行動要支援者名簿情報の提供に当たって、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- a 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者

に限り提供すること。

- b 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、市に対し、個人情報の適正な管理に関する確認書等を提出すること。
- c 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- d 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること。
- e 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- f 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保の措置

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報の提供に係る同意を得る際は、避難支援等関係者は可能な範囲で避難支援を行うものであることの理解を求めるものとする。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作ることが適切であること等の周知を行うものとする。

オ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

カ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

キ 地域全体での支援体制づくり

市は、地震災害時に、消防署、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

ク 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、小城市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよ

う、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、小城市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ケ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けまいよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、耐震性の確保に配慮するとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した

防災関係施設・設備、資機材等の整備に努めるとともに、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺市民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ県内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を県に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに災害時要援護者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

加えて、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 外国人の安全確保対策

県、市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市、県は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市、県及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

(4) 災害派遣福祉チーム（DWA T）

県は、災害派遣福祉チーム（DWA T）を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。

第9項 帰宅困難者への対策

県、市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、避難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

市及び県は、地震災害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、市は、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理し、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 確保の役割分担

(1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

市は、地震災害時における精米を調達するため、県から米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

市は、応急用備蓄食料について、県・自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

市は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の備蓄等

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。

(1人1日3リットル)

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

県は、市及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市及び水道事業者等から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また、市、水道事業者及び県等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

4 生活必需品

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市及び県は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第11項 防災訓練

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等感染症等の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 県総合防災訓練

毎年、県及び関係市町が主催して実施する総合防災訓練に、防災担当課職員、消防団員等関係職員を積極的に参加させる。

2 消防訓練

消防団は、自主的に次の訓練を実施する。

- ① 操法訓練 小型ポンプ操法訓練を実施する。
- ② 文化財防火訓練 中継訓練を主に実施する。
- ③ 避難訓練 消防署とともに医療機関、社会福祉施設等において消火、避難、救急訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第12項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- ④ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ⑤ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑥ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑦ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑧ 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 建物の耐震化等

市、県、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(4) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体

制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(5) アスベスト使用建築物等の把握

市及び県は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 県

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4 復興対策の研究

市及び防災関係機関は、市民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第13項 複合災害対策

市、県、国及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、

それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に記載された市が実施する事業について積極的な推進に努める。

市での計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (10) 海岸法に規定する海岸保全施設又は河川法に規定する河川管理施設
- (11) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (15) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

1 市職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる市職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、市は、市職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

市は、市職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

市は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の市職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

市は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

市は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

市は、市民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 市、県及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成

の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報時や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 市、県及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないように、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (エ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること
- (オ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、市、県、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震・津波対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

なお、市及び県は、地震発生後 1 週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に 2～3 日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般市民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財が被災した場合の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市は、県・国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、市民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第 2 項 消防団の育成強化

消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防衛活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、

住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、大規模災害等に備えた安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、必要な資格の取得など実践的な教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、自治会などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1 地域住民等の自主防災組織

市は、市地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

《自主防災組織の活動例》

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 平常時 | 防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検 | 災害時 | 出火防止・初期消火 救出・救助 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力 |
|-----|--|-----|--|

2 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、消火、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防火体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

3 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、小城市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、小城市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は、平常時からCSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、小城市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小城市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（小城市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、小城市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるもの

とする。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア団体等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市及び県は地域住民やボランティア団体等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

市及び県は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|----------|---|
| 専門ボランティア | (1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） (4) 土砂災害警戒区域等の調査（防災・砂防ボランティア協会） (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8) 無線（アマチュア無線技士） (9) 特殊車両操作（大型重機等） (10) 通訳（語学） (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援 |

| | |
|----------|--|
| | (防災・砂防ボランティア) (13) その他特殊な技術を有する者 |
| 一般ボランティア | (1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業 |

第7項 災害教育の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする

第5節 技術者の育成・確保

県、市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

| 技術者名 | 業務内容 |
|-------------|------------------------|
| 建築物応急危険度判定士 | 被災建築物の危険度の判定を行う技術者 |
| 建築物耐震診断技術者 | 建築物の耐震診断を行う技術者 |
| 砂防ボランティア | 二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報 |
| 被災宅地危険度判定士 | 宅地を調査し、その危険度を判定する技術者 |
| 手話通訳者 | 聴覚障がい者に対する手話による支援 |

第6節 孤立防止対策計画

市及び県は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時か

ら通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

また、県及び市町は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。

1 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の耐震化等の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。
- (6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。

2 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 市民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

市は、市域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

市は、市域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は大津波警報・津波予報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害情報連絡室

(1) 設置基準

「災害対策連絡室」、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

ア 市内で震度4の地震が発生した場合（自動設置）

イ 市内沿岸（津波予報区 有明・八代海）に津波注意報が発表された場合（自動設置）

ウ 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。（庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

(3) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(4) 構成及び配備要員

防災対策課、建設課、農村整備課及び情報収集が必要となる所属部で構成し、災害情報連絡室の要員は、総務部長及び情報収集が必要となる所属部長があらかじめ専任した者をもって構成する。

災害情報連絡室長は、総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、災害情報連絡室の設置の伝達を受けた場合又は設置基準の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに総務部防災対策課に集合し、災害情報連絡室長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

2 災害対策連絡室

(1) 設置基準

ア 市内で震度5強、5弱又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動設置）

イ 市内沿岸（津波予報区 有明・八代海）に津波警報が発表された場合（自動設置）

ウ 市内で震度4の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。(庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。)

(3) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(4) 構成及び配備要員

防災対策課、建設課、農村整備課及び情報収集が必要となる所属部で構成し、災害対策連絡室の要員は、総務部長及び情報収集が必要となる所属部長があらかじめ専任した者をもって構成する。

災害対策連絡室長は、総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、災害対策連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは市内で震度5(強・弱)以上の地震が発生したことを知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やか総務部防災対策課に集合し、災害対策連絡室長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

(6) 体制

「災害対策連絡室」は、予想される災害の種類、規模等に応じて、次の体制とする。

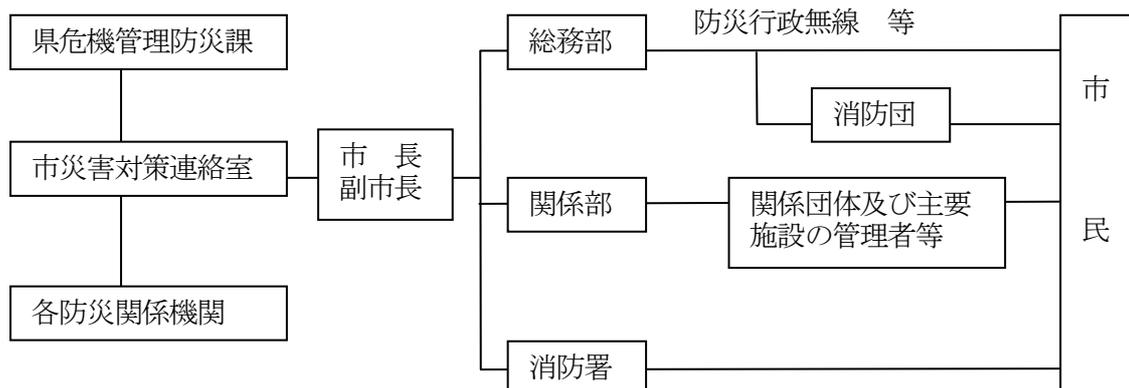
(配備体制)

| 種別 | 配備内容 | 配備時期 |
|--------------------------------------|---|--|
| 災害対策連絡室 (第一配備) (水防計画書 1班体制) | 各対策部の要員を充て、情報連絡活動を円滑に行う体制 | 1 地震が発生し被害が発生するおそれがある場合 2 地震が発生し津波等の被害が発生するおそれがある場合 |
| 災害対策連絡室 (第二配備) (水防計画書 2班体制) | 各対策部の要員を充て、事態の推移により速やかに第三配備体制に切り替えることができる体制 | 地震により局地的に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 |

(配備要員)

| 配 備 要 員 | |
|----------------|----------------|
| 災害対策連絡室 (第一配備) | 災害対策連絡室 (第二配備) |
| 30~60 名程度 | 60~120 名程度 |

(組 織)



3 災害対策本部

(1) 設置基準

- ア 市内で震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 市内沿岸に大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ウ 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合
- エ 津波により甚大な被害が生じた場合で、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

(3) 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

地震・津波災害対策における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

(6) 所掌事務

地震・津波災害対策における災害対策本部の所掌事務については、「第2編 風水害対策」に準じる。

(7) 配備体制及び要員

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとする。

(配備体制)

| 種別 | 配備内容 | 配備時期 |
|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 災害対策本部 (第三配備) | 各対策部の全員を充て、状況により活動を開始できる体制 | 地震により全地域又は局地的に甚大な被害が発生した場合 |

(配備要員)

| 配 備 要 員 |
|---------------|
| 災害対策本部 (第三配備) |
| 全職員 |

(8) 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

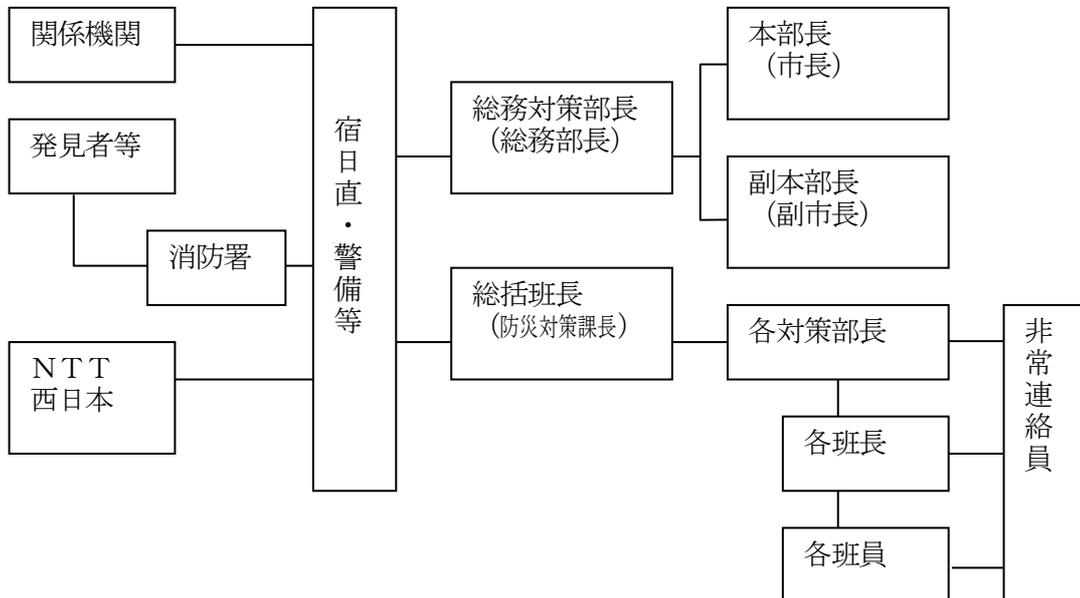
(9) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

ア 配備の伝達

配備要員の動員は、次により伝達する。

- ① 勤務時間中は、総務対策部総括班が庁内放送、電話等を通じて伝達する。
- ② 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、電話、防災行政無線その他最も迅速な方法により、次の系統に従い伝達する。



イ 非常連絡員

各対策部長は、部内の配備要員の動員を円滑にするため、非常連絡員を定める。

なお、非常連絡員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

ウ 非常参集

全職員は、勤務時間外に

- ① 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 市内に震度5強以下の地震が発生し、市内に甚大な被害が生じたことを知った場合
- ③ 地震により電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

(10) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。

ア 余裕のある他の班から応援を求める。

イ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(11) 県その他関係機関との連携

県において、災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

災害対策本部長（市長）は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に係関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

(12) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(13) その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

4 職員の登庁

(1) 緊急初動班の設置

地震災害、津波災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総務対策部長（総務部長）の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務対策部総括班長（防災対策課長）をもって充て、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総務対策部長（総務部長）と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、(4)の業務や総務対策部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

(2) 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度6弱以上）を感知し、または有明海沿岸に津波警報が発表された場合で電話等の情報通信が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

(3) 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

(4) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ① 通信機器の点検
- ② 携帯用テレビ、ラジオ等の調達
- ③ NTTから防災用通信機材の借入れ

イ 情報の収集

- ① 県警察、消防署、県、市民その他からの情報収集
- ② 自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼
- ③ テレビ、ラジオによる情報収集
- ④ 職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ① 国への通報連絡
- ② 各対策部長及び配備要員の確保
- ③ 庁舎の電気、給水設備等の点検

第2節 地震、津波の情報伝達

市、県及び防災関係機関は、地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、地震が発生した場合、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、大地震に関する情報の種類、津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

【気象庁震度階級関連解説表（一部）】

| 震度階級 | 人の体感・行動 |
|------|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 |

| | |
|----|--------------------------------|
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。 |
| 7 | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 |

2 地震情報の種類、発表基準と内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|---|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |

3 地震活動に関する解説資料等

| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------------------|--|---|
| 地震解説資料 (全国速報版・地域速報版) | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料 |
| 地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版) | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある） |
| 地震活動図 | ・定期（毎月初旬） | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料 |
| 週間地震概況 | ・定期（毎週金曜） | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料 |

4 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波

注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される災害と取るべき行動 |
|----------|--|--------------------------------|------------|---|
| | | 数値での発表 (予想される津波の高さ区分) | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報※ | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | 巨大 | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

5 津波情報の種類と発表内容

| 情報の種類 | 発表内容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※) や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 ^(※1) |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。 ^(※2) |

(*1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

〈津波観測に関する情報の発表例〉

| | | | |
|----|----------|-----------|------|
| 宮古 | 第1波到達時刻 | 11日15時01分 | 引き |
| | これまでの最大波 | 観測中 | |
| 釜石 | 第1波到達時刻 | 11日14時46分 | 押し |
| | これまでの最大波 | 11日14時56分 | 3.2m |

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-----------|------------|-------------------------------|
| 大津波警報を発表中 | 1m超 | 数値で発表 |
| | 1m以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報を発表中 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報を発表中 | (すべての場合) | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。) |

(*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値

※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。
最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(沖合の津波観測に関する情報の発表例)

| | | |
|-------------------------|-----------|------|
| 【沖合で観測した津波の観測値】 | | |
| 青森八戸沖 | | |
| 第1波観測時刻 | 11日14時51分 | 押し |
| これまでの最大波 | 11日14時52分 | 1.0m |
| 岩手釜石沖 | | |
| 第1波観測時刻 | 11日14時50分 | 引き |
| これまでの最大波 | 観測中 | |
| 【沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ】 | | |
| 青森県太平洋沿岸 | | |
| 第1波の推定到達時刻 | 11日14時56分 | |
| これまでの最大値の推定到達時刻 | 11日14時57分 | |
| 推定される津波の高さ | 5m | |
| 岩手県 | | |
| 第1波の推定到達時刻 | 11日14時55分 | |
| これまでの最大値の推定到達時刻 | 推定中 | |
| 推定される津波の高さ | 推定中 | |

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※1)の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 沿岸で推定される津波の高さ | 内容 |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報を發表中 | 3m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報を發表中 | 1m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 沖合での観測値※2、沿岸での推定値とも数値で発表 |

※1 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

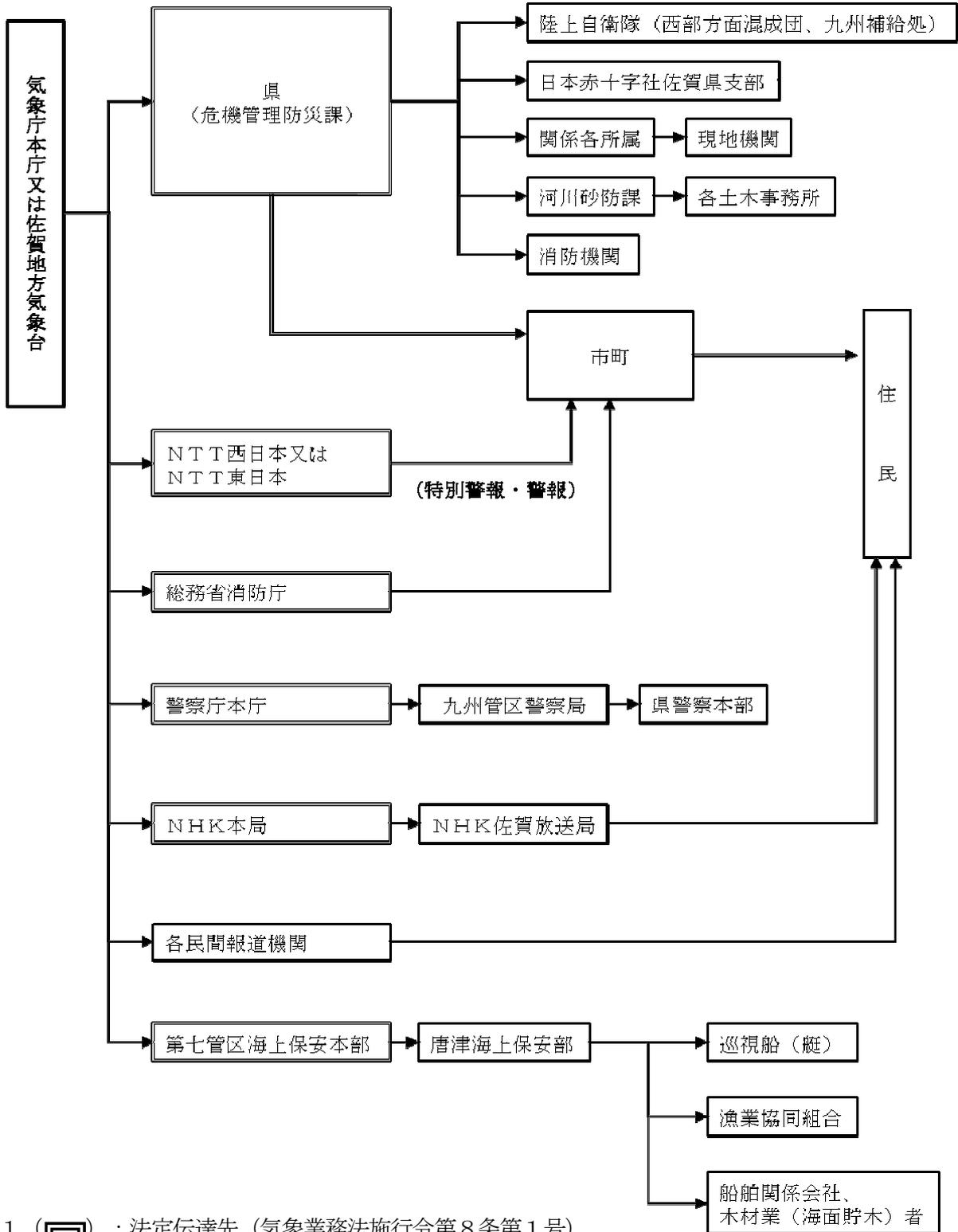
※2 沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現します。

6 津波予報

| 発表基準 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 津波が予想されないとき | (地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき | (津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | (津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表 |

第2項 情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。



※1 (☐) : 法定伝達先 (気象業務法施行令第8条第1号)

※2 (≡) : 大津波警報 (特別警報) の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務法第15条の2)

※県からの情報伝達について、時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登

庁した後伝達（緊急の場合は、自宅から）

第3項 関係機関による措置事項

1 気象台

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、NTT西日本又はNTT東日本、NHKの機関等に通知する。

- (2) 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

- (3) 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

2 県

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市及び消防署に通知するとともに、関係部（局）及び関係の防災関係機関に通報する。この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。

- (2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市及び消防署、県警察に伝達するとともに、関係部（局）及び関係する防災関係機関に通報する。

- (3) 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、市、消防署、県警察に対して伝達するとともに、関係部（局）、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

- (4) 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市、消防署及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

- (5) 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

3 県警察

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

(2) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、市民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市に通報するものとする。

4 市

気象庁から発信される緊急地震速報、震度速報等の地震情報や津波等に関する情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要であることから、以下により取り扱うものとする。

(1) 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J-ALERT）で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等へ伝達する。

住民への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。

この場合、警察署、消防署、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ 沿岸市民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れないよう注意する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(3) 近地地震津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表前であっても津波が襲来するおそれがある。

強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、市は、直ちに、次の措置を講ずる。

(ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

(イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 市に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとる

ものとする。

ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(4) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波等）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(5) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防署

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、市民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

消防署は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸市民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

6 海上保安部

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、

ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ 津波の到達まで十分時間がある場合は、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を指示する。

ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

7 西日本電信電話株式会社

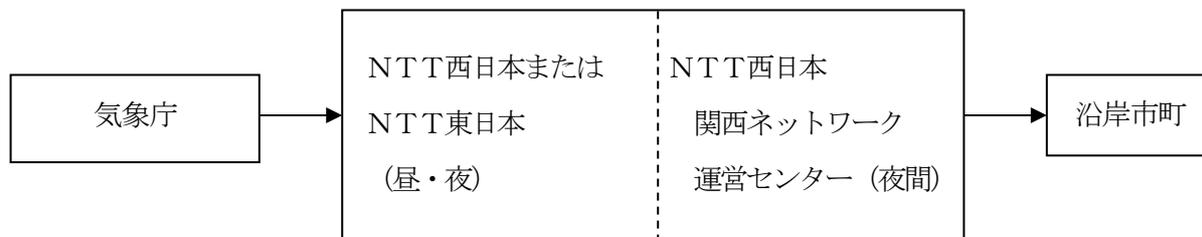
(1) 大津波警報・津波警報の伝達

気象庁からNTT西日本またはNTT東日本等へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、FAXにより市に連絡する。

(2) 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、大津波警報・津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



第3節 災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、地震災害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、市、県は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1 震度情報ネットワークシステムの情報

(1) 県内の各市の震度

2 画像情報

(1) 画像伝送システムによる情報

(2) ヘリコプターによる被害情報

(3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報

(4) 電子メールによる情報

3 主要緊急被害情報

(1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害の発生状況等）

(2) ライフライン被害の範囲

(3) 医療機関へ来ている負傷者の状況

(4) 119番通報が殺到する状況 等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

1 人的被害（行方不明者の数を含む。）

2 住家被害

3 ライフライン被害

4 危険物施設等の被害

5 公共施設被害

6 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害） 等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

1 応急対策の活動状況

2 災害対策本部の設置、活動状況 等



第2項 災害情報の収集、共有

市は、可能な限りの手段を講じて、災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要員及び、ヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、防災対策課（総務対策部総括班）へ、その映像を添え報告するものとする。

2 その他機関からの情報の活用

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

また、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、直接職員を現地に派遣し、情報収集に努めるものとする。

3 情報の共有

市、県、国その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3項 災害情報の連絡方法

市は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

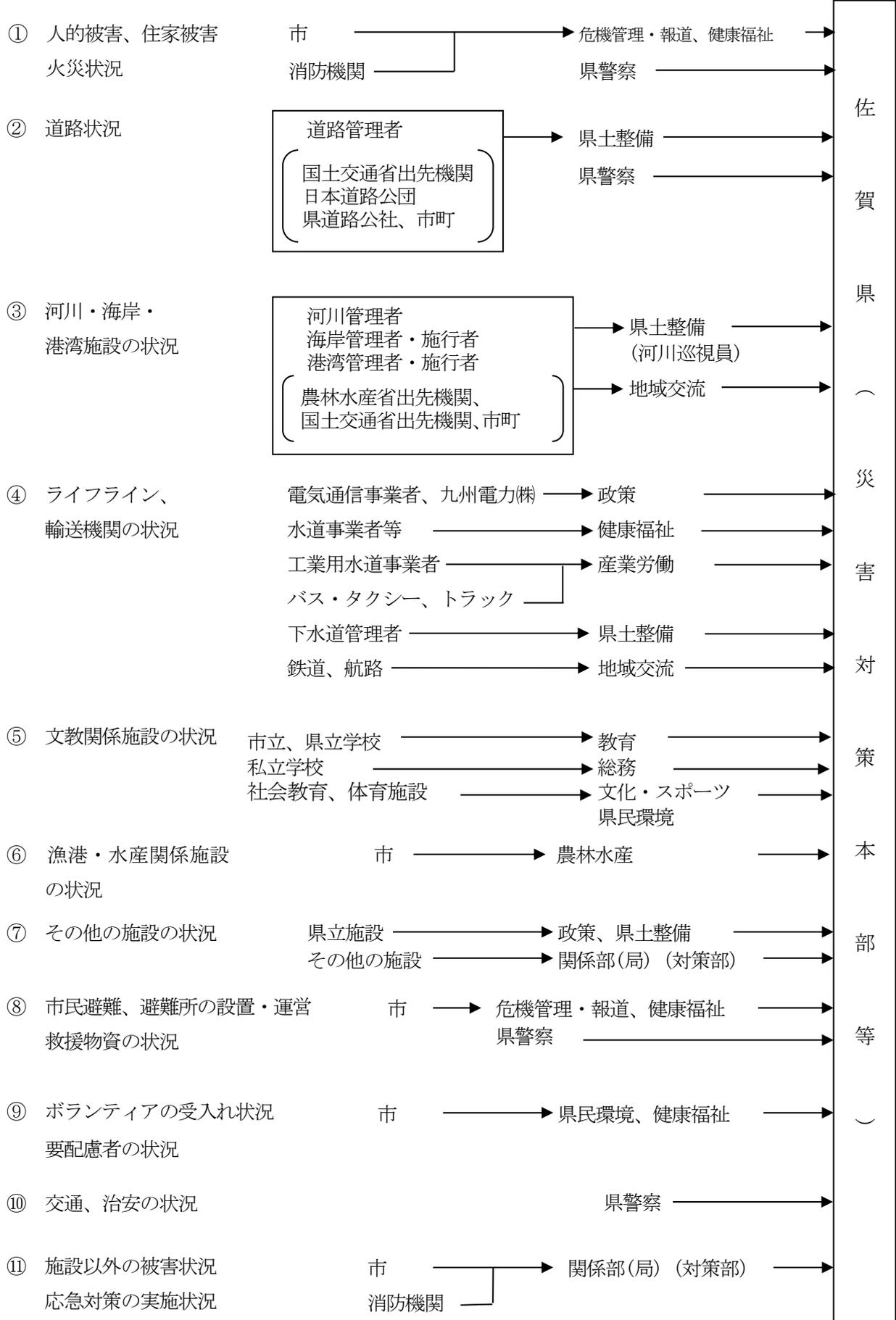
さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

国から「防災画像情報の相互提供に関する協定」により提供された画像情報は、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」により、必要に応じ県（現地機関を含む）、市、消防本部（佐賀広域消防局含む。）及び県警察本部へ配信する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



第4項 被害状況等の報告

市及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、市は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

| 種 類 | 報 告 す る 情 報 | 時 期 |
|--------|--|---|
| 被害概況即報 | 緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報 イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 ① 概括的被害状況 （人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等） ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況 等 | 災害の覚知後直ちに （特に、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合には、30分以内に、応急対策の状況を含めて、報告する。） |
| 被害状況即報 | 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況 | 逐次 |

| | | |
|--------|---|---------------------|
| 災害確定報告 | 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況 | 応急対策を終了した後 20日以内 |
|--------|---|---------------------|

(2) 報告を必要とする災害の基準

| | |
|---|---|
| <p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕</p> | <p>ア 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p> |
| <p>火災・災害等即時要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む</p> | <p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当）</p> <p>イ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当）</p> <p>ウ 人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p> |
| <p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> | <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> |

| | |
|--|--|
| | エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて 報告する必要があると認められる災害 |
|--|--|

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

（3） 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害又は津波災害の発生後直ちに、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(エ) 当該区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

(ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者と

して把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

(オ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

| 区分 | | 平日 (9:30~18:15) 応急対策室 | 左記以外 宿直室 |
|-------|-----|--------------------------|--------------|
| NTT回線 | TEL | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |

県

| 区分 | | 平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部) | 左記以外 守衛室 |
|-------|-----|------------------------------------|--------------|
| NTT回線 | TEL | 0952-25-7362 (0952-25-7107) | 0952-24-3842 |
| | FAX | 0952-25-7262 | |

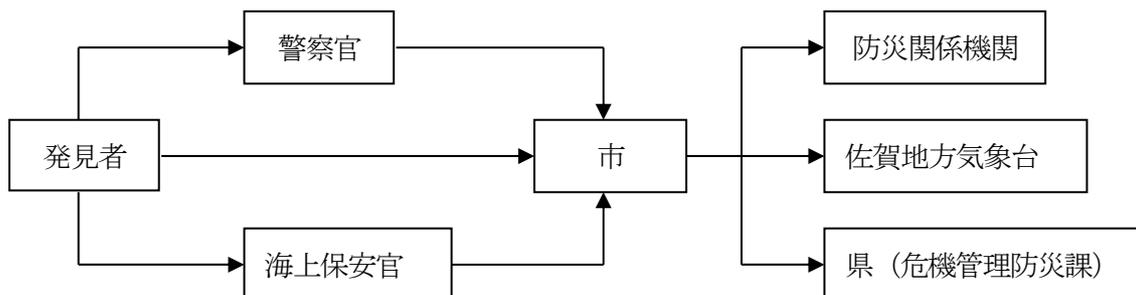
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市に通報または連絡を行うものとする。

第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

異常潮位 …… 天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

地震動により …… 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等
引き起こされる現象

その他地震等に …… 群発地震、噴火現象
関するもの

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任者

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保

地震災害又は津波災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力要請を行う。

市は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人申し込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員、市長若しくはこの吏員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にはいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

| 対象作業 | 種類 | 執行者 | 根拠法令 |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------------|
| 災害応急対策作業 (応急措置一般) | ・ 従事命令 ・ 協力命令 | 知事 (委任された場合は市長) | 災害対策基本法第71条 第1項・第2項 |
| 災害救助作業 (救助法に基づく救助) | ・ 従事命令 ・ 協力命令 | 知事 | 災害救助法第7条、8条 |
| 災害応急対策作業 (災害応急対策全般) | ・ 従事命令 | 市長等 | 災害対策基本法第65条 第1項、第2項 |
| 危害防止のための措置 | ・ 措置命令 | 警察官 | 警察官職務執行法第4条 |
| 非常事変に際し必要があるときの協力 | ・ 協力命令 | 海上保安官 | 海上保安庁法第16条 |
| 消防作業 | ・ 従事命令 | 消防吏員、 消防団員 | 消防法第29条第5項 |
| 水防作業 | ・ 従事命令 | 水防管理者 水防団長 消防署の長 | 水防法第24条 |

2 従事命令または協力命令の対象者

| 命令の区分 | 対象者 |
|--------------------------|--|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 |

| | |
|-----------------------------|---|
| | (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 | 応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害対策基本法による市長・警察官・海上保安官の従事命令 | 市内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による措置命令 | その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者 |
| 海上保安庁法による協力命令 | 付近にある人及び船舶 |
| 消防法による消防吏員・消防団員の従事命令 | 火災の現場附近にある者 |
| 水防法による水防管理者・水防団長・消防署の長の従事命令 | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

第2項 損害補償（災害対策基本法第84条第1項）

知事、市長が発する従事命令により、災害救助措置及び災害救助に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、市がそれぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害、津波災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

第1項 災害派遣要請基準

地震災害、津波災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請者

市長は知事に対して派遣を要求し、知事が自衛隊に対して出動を要請する。

2 要請の手続

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣要請の要求を行う。

なお、災害により第1項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、知事に対して電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

この要請は、防災対策課が担当する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊、機関の長一覧

| 区分 | 部隊の長 | 住所(担任部署) | 電話番号 | 災害派遣の担任 |
|-------|----------|-----------------------------|-------------------|------------------------------|
| 陸上自衛隊 | 西部方面総監 | 熊本市東区東町1-1-1 | (096) 368-5111 | 九州 |
| | 第4師団長 | 福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部) | (092) 591-1020 | 福岡県、佐賀県 長崎県、大分県 |
| | 西部方面混成団長 | 久留米市国分町100 (混成団本部第3科) | (0942) 43-5391 | 佐賀県(鳥栖市、神崎市、 神埼郡、三養基郡を除く) |
| | 九州補給処長 | 神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班) | (0952) 52-2161 | 鳥栖市、神崎市、 神埼郡、三養基郡 |

| | | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 | 長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室) | (0956) 23-7111 | 九州(大分県、宮崎県を除く)及び山口県の一部 |
| 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 | 福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課) | (092) 581-4031 | 九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県 |
| | 第8航空団司令 | 福岡県築上郡築上町西八田 (防衛部防衛班) | (0930) 56-1150 | |
| | 第3術科学校長 | 福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 (教務課計画班) | (093) 223-0981 | |

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

3 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請(災害派遣要請依頼書[様式1])をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。

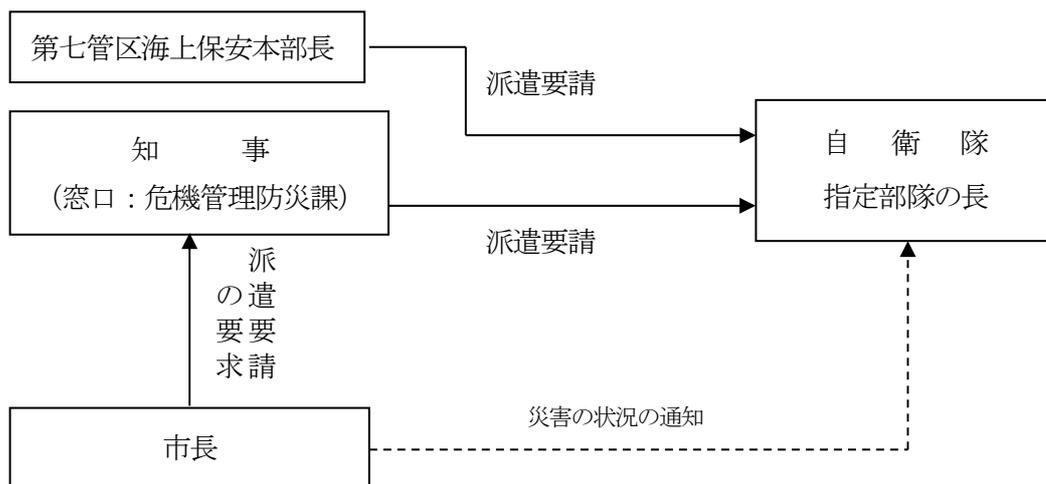
また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。(この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。)

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

| 区分 | 部隊の長 | 担任部署 |
|-------|------------|----------|
| 陸上自衛隊 | 西部方面混成団長 | 第3科 |
| | 第4師団長 | 第3部 |
| 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 | 防衛部第3幕僚室 |
| 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 | 防衛部運用課 |

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第3項 自衛隊の活動範囲

| 活動項目 | 活動内容 |
|-------------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運積込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防署に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関が提供) |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供） |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 給食、給水及び入浴支援 | 被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。 |

| | |
|-------------|--|
| 物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注*） |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 |

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食糧品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第4項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

市は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

《市の災害派遣部隊用の施設》

| 部隊連絡所 | 電話 | 宿 舎 | 駐 車 場 |
|----------|---------|--|---|
| 小城市役所 庁舎 | 37-6111 | 小城体育センター 三日月体育館 牛津体育センター 芦刈地域交流センター | 小城体育センター駐車場 生涯学習センター駐車場 牛津公民館駐車場 芦刈地域交流センター駐車場 |

※自衛隊の災害派遣部隊用の宿舎は、災害の場所・規模等の状況により選定する。また、当該宿舎は、警察災害派遣隊・緊急消防援助隊等の災害応援部隊にも準用する。

1 部隊の受入れ準備

- (1) 市の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とこの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

第5項 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災のように供する機材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動が生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第6項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第7項 撤収手続

1 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 市長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。

2 撤収方法

市長は、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるときは、自衛隊の災害派遣撤収要請依頼書（様式2）により知事（県危機管理防災課〔総括対策部総括班〕）に対して自衛隊の撤収を要請するよう依頼を行う。ただし、文書による報告のいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、文書は事後速やかに提出するものとする。

3 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

様式 1 災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）

- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

様式2 撤収要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

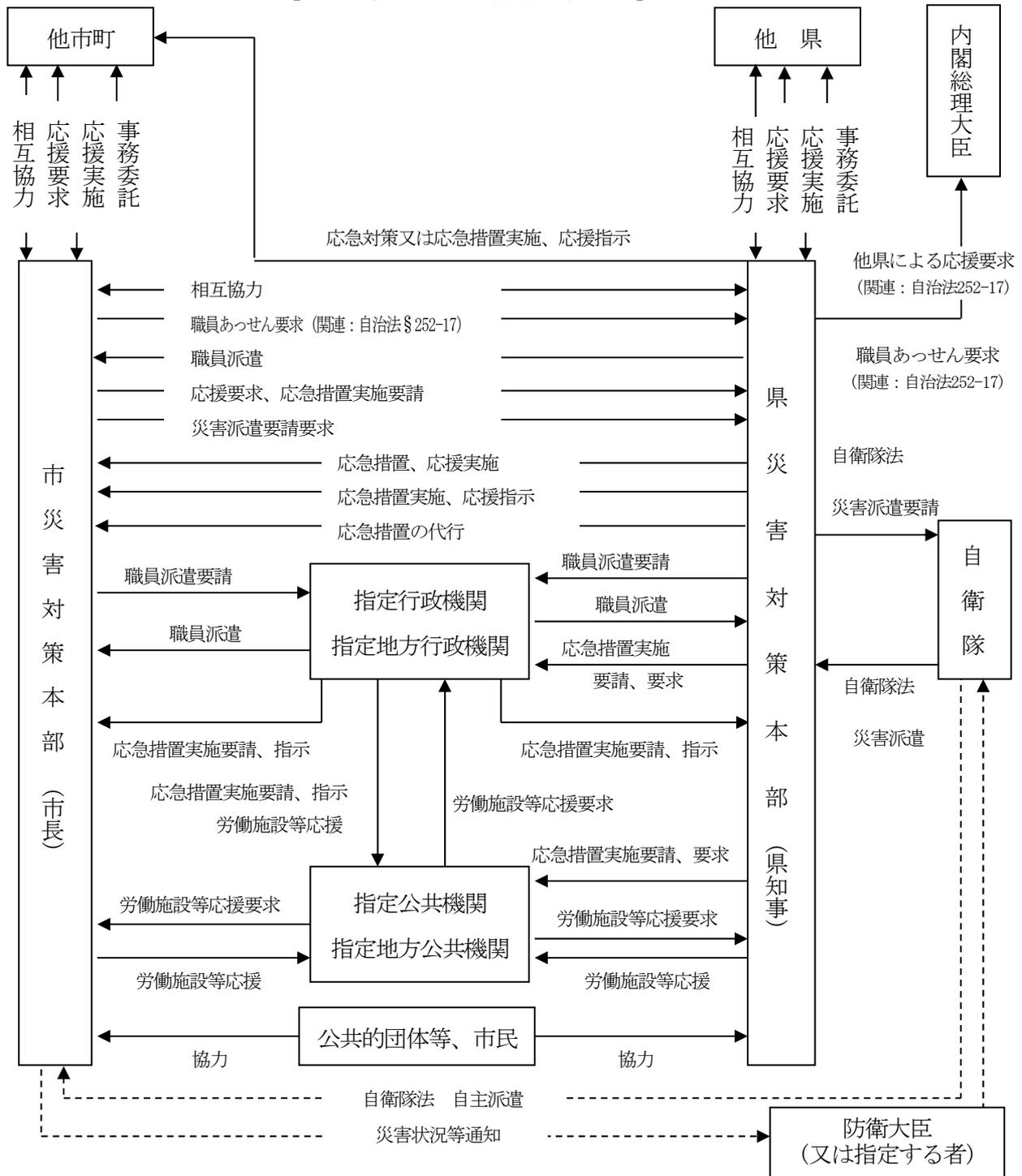
第7節 応援協力体制

国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

また、市、県及び防災関係機関は、地震災害、津波災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、市町や機関に対し、応援を要請するものとし、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

【地震災害時の応急対策協力関係図】



第1項 相互協力体制

1 市、消防署が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

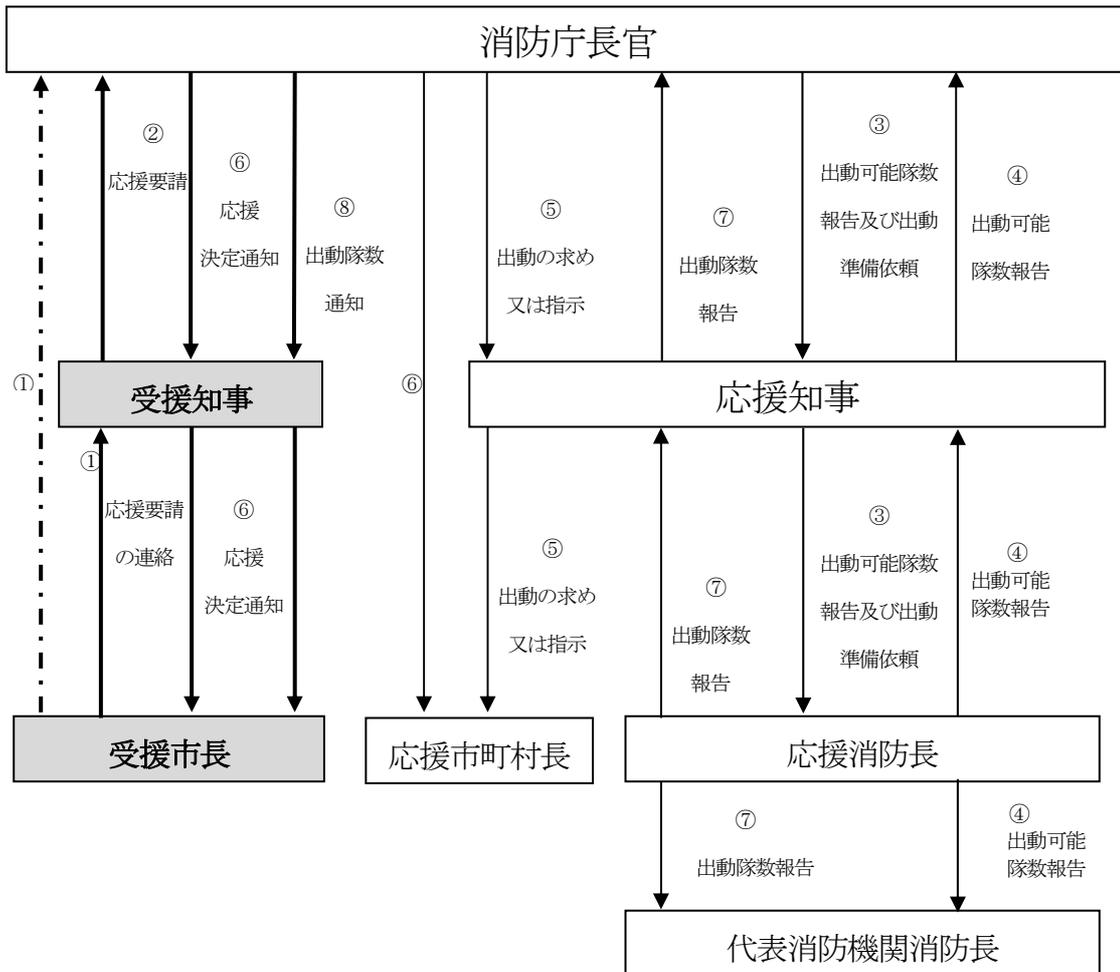
(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防署は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

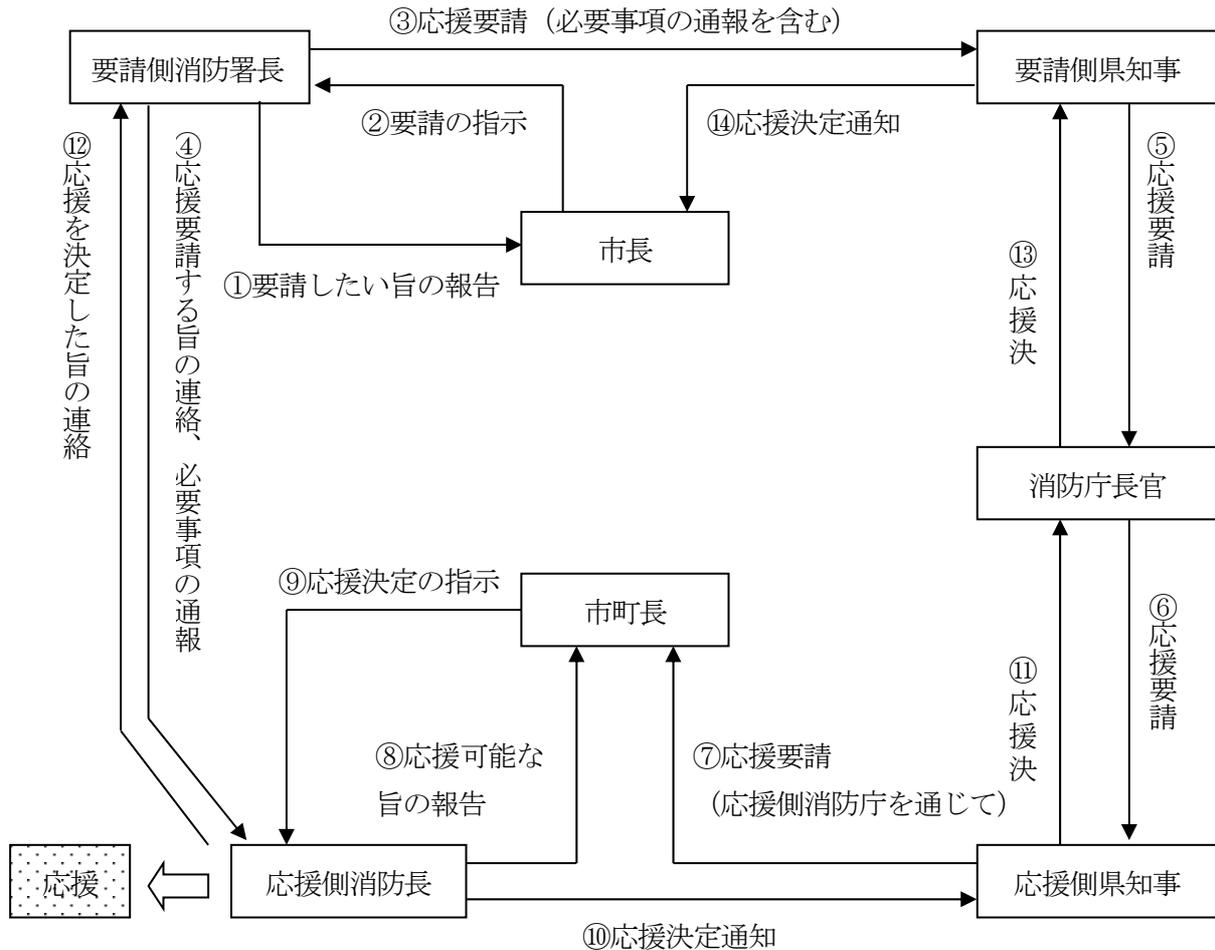
県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

なお、大規模地震時においては、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊が出動する。

【緊急消防援助隊の要請系統図】



＜広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート＞



(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員で要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

| 要 請 の 内 容 | 要 請 に 必 要 な 事 項 | 備 考 |
|--|---|--|
| 他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請 | ① 災害の状況 ② 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ④ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） ⑥ その他必要な事項 | 災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条 |
| 自衛隊災害派遣要請（要求） | 本章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照 | 自衛隊法第83条 |
| 指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合 | ① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他必要な事項 | 災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17 |
| 他県消防の応援の要請を求める場合 | ① 災害発生日時 ② 災害発生場所 ③ 災害の種別・状況 ④ 人的・物的被害の状況 ⑤ 応援要請日時 ⑥ 必要部隊数 ⑦ その他の情報 | 消防組織法第44条 |

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防署等との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、市との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ウ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- エ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力

(7) 民間団体への協力要請

災害時における民間団体への協力の要請は、次によるものとする。

・組織の種別及び活動内容

| 団体名 | 活動内容 | 協力要請の際の担当課 |
|----------|--|------------|
| 自治会 | ア 救援物資の配給 イ 災害情報の収集、報告 ウ 遺体の捜索及び救助の協力 エ その他災害応急措置 | 防災対策課 |
| 地域婦人会 | ア 炊出しの応援 イ 清掃作業の応援 ウ 避難所の奉仕 | 生涯学習課 |
| 民間ボランティア | ア 被災者の救出 イ 災害応急復旧等作業の応援 ウ 炊出しの応援 エ 清掃作業の応援 オ 避難所の奉仕 | 健康福祉課 |
| 日本赤十字奉仕団 | ア 災害時における看護奉仕 イ 炊出し、食糧の配給奉仕等災者の世話 ウ 救助物資（金）の配給及び整理 エ 災害現場の後始末 | 健康福祉課 |

2 県が実施する相互協力措置

(1) 市、消防署からの要請への対応

県は、市、消防署から応援の要請があった場合又は円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2) 市の代行、業務支援

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について市に代わって実施する。

| 事 項 | 根 拠 |
|--|----------------|
| ア 避難の指示等 イ 屋内での待機等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法第60条第6項 |
| ウ 警戒区域の設定 エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等 オ 人的公用負担 | 災害対策基本法第73条第1項 |

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、市が十分な災害応急対策活動が行えないと判断した場合、市災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

第2項 相互協力の実施

1 基本的事項

市は、他の市町、各防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、市は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア 派遣職員の旅費相当額

イ 応急措置に要した資材の経費

ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

エ 救援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援を要請する。また、県内外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

消防署は、他の全消防署と消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

《現在締結している協定等》 第2編 風水害対策の第3項 応援協定に掲載

第4項 国の制度に基づく保健医療福祉活動の受援

保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。

第5項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

第6項 受援のための措置

市、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、あらかじめ定めた受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずるものとする。

第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1 市防災行政無線

固定系は、市民への情報伝達、消防団への出動命令等に利用する。

2 IP無線

対策本部相互、現地において応急対策に従事している者及び他の機関への発信の補完的な通信手段として利用する。また、同様に防災メールを活用する。

3 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、有線回線（光ケーブル）及び衛星回線により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市、消防署、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

4 優先利用ができる一般加入電話

災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話。

| | | |
|--------|-------|-------------------------|
| 【設置場所】 | 防災対策課 | 指定番号：0952-73-2306（発信専用） |
| | 市民課 | 73-3113（発信専用） |
| | 健康福祉課 | 73-3114（発信専用） |
| | 農林水産課 | 73-2245（発信専用） |
| | 建設課 | 73-2242（発信専用） |
| | 教育総務課 | 73-2298（発信専用） |

5 移動体通信（携帯電話等）

携帯電話、自動車電話等

6 非常通信

地震災害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1) 非常通信として、取り扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- イ 大津波警報・津波警報・津波注意報等に関するもの。
- ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防署、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

7 放送機関の利用

市は、地震災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

8 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

9 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

市は、地震が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した防災行政無線を迅速に復旧するため、被害状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うも

のとする。

市及び県は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、市、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

地震が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防署等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防署等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1 消防署及び市

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

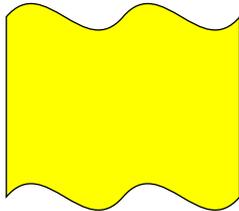
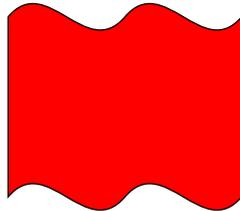
市及び県は、地震発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがあることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

| | | | |
|---|-----------------------|--|--|
|  | 避難者がいることをしめす。 (黄色) |  | 避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。 (赤色) |
|---|-----------------------|--|--|

(2) 応援要請

- ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。
- イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。
- ウ 被災地の市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- エ 被災地の市又は消防署は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」）について、要請の連絡を行う。
- オ 市は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市及び県は、公共施設等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署及び市から応援を求められた場合は、消防署及び市、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

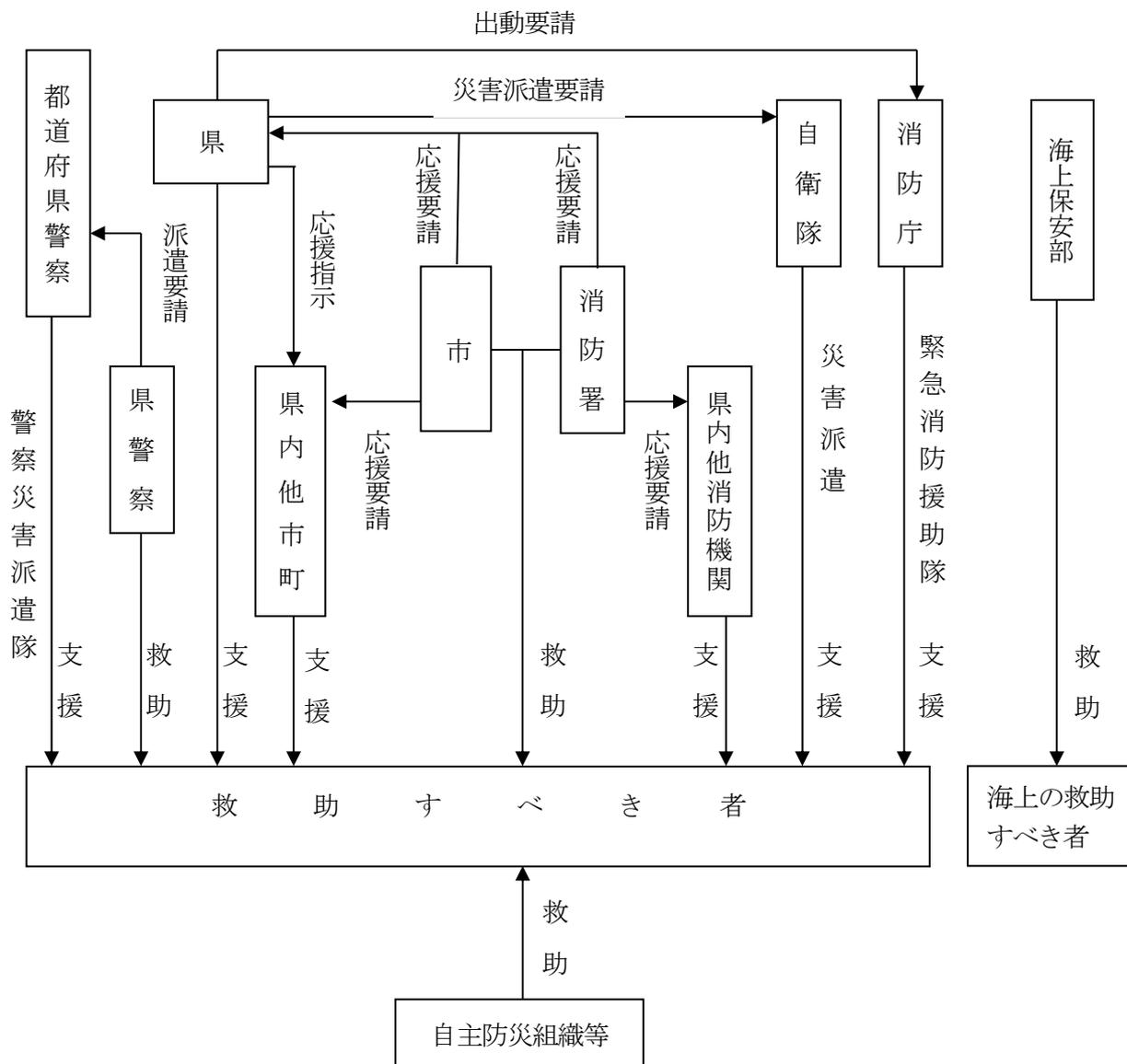
5 海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

6 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防署及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。



第10節 保健医療福祉活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び多久・小城地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

第1項 保健医療福祉活動

1 保健医療福祉活動の総合調整について

(1) 保健医療福祉調整本部等の設置

県は、傷病者の数、避難者の数、避難機関等から保健医療福祉活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療福祉調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療福祉調整本部を設置する。

(2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整

保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(3) 保健医療福祉調整本部の機能等について

保健医療福祉調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所管する。

(4) 保健医療福祉調整本部等の設置場所について

保健医療福祉調整本部は正庁に、また現地保健医療福祉調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。

2 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

地震発生時に、市は、市民病院において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

多久・小城地区医師会は、地震発生時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を

確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

3 救護所の設置、運営

(1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市保健福祉センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、適当な場所に救護所を設置する。

(2) 広報、報告

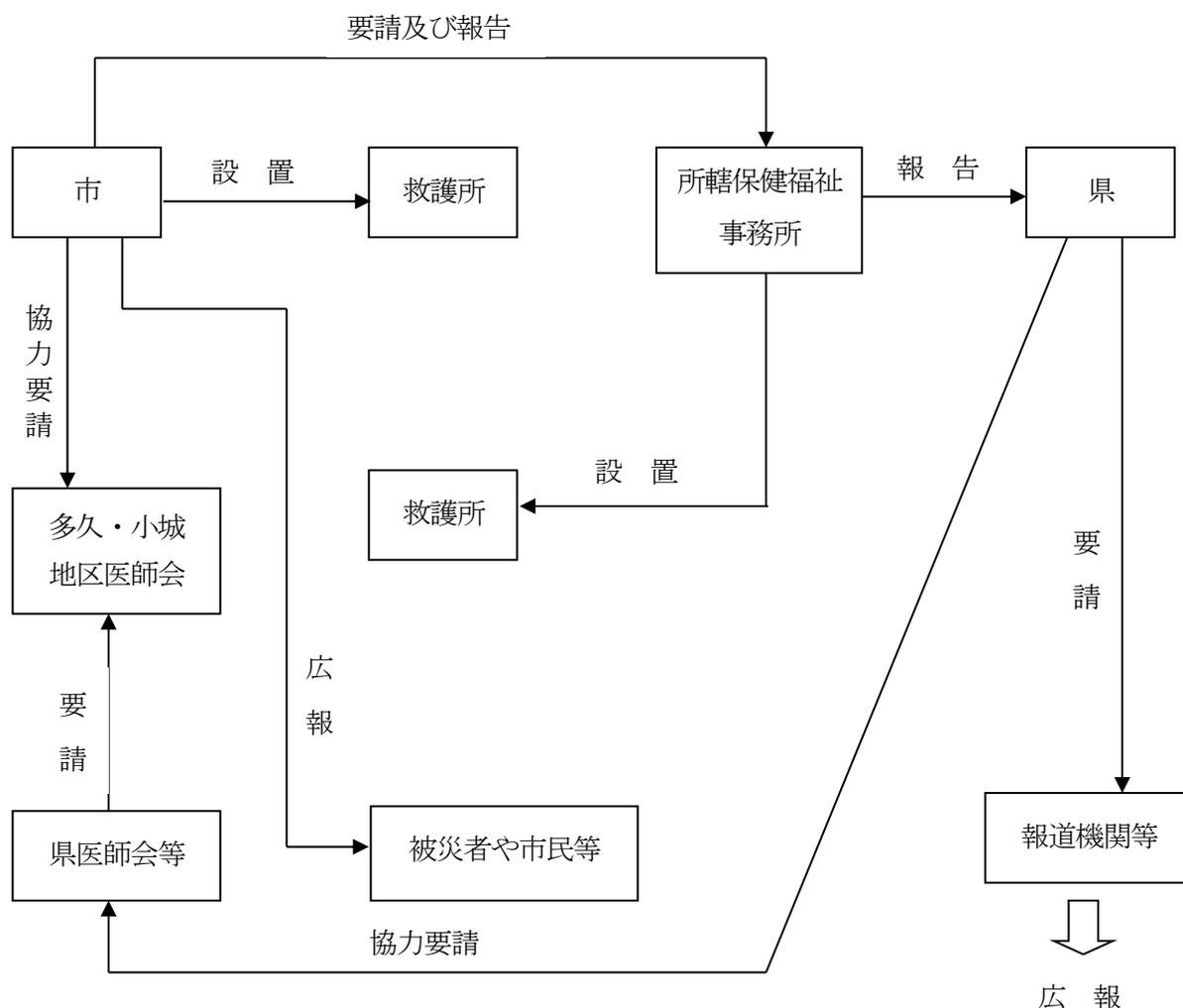
市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、多久・小城地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、多久・小城地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。



4 保健医療福祉活動チーム

(1) 活動

保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

| 派遣時期 | 派遣先 | 名称 |
|--------|------------------|----------------------------------|
| 急性期 | 災害拠点病院 | 災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックチーム含む |
| | ドクターヘリ基地・連携病院 | ドクターヘリ |
| | 佐賀県医師会 | 医療救護班（JMAT佐賀） |
| | 協定締結医療機関 | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） |
| | 日本赤十字社 | 救護班 |
| | その他 | その他の医療救護班等 |
| 亜急性期以降 | 日本医師会 | 災害医療チーム（JMAT） |
| | 佐賀県歯科医師会 | 歯科医療救護班 |
| | 佐賀県看護協会 | 災害支援ナースによる看護班 |
| | 独立行政法人国立病院機構 | 医療救護班 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 医療救護班 |
| | 国立大学病院 | 医療救護班 |
| | その他 | その他の医療救護班等 |

(3) 市からの県への派遣要請

市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言を行うものとする。

(4) 県による派遣要請・調整

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。

(5) 日本赤十字社による医療救護活動

日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。

なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン（情報連絡員）等の派遣について要請するものとする。

(6) 他県等への応援要請

県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。

- (7) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援
災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

- (8) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JM A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

5 人工透析対策

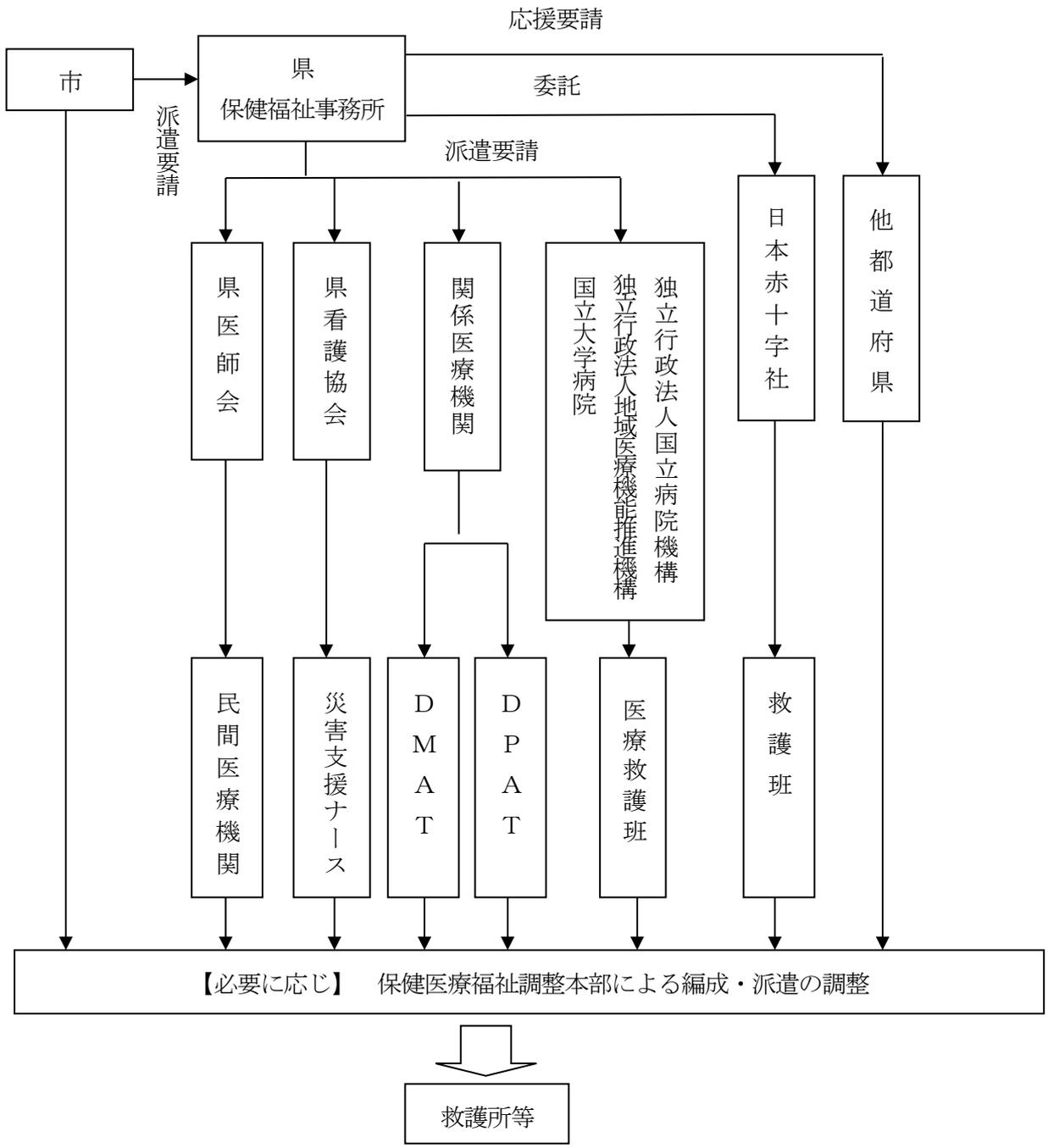
県及び市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6 精神対策医療

県は、関係医療機関と協力して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣することによりメンタルヘルスケアを実施する。



第2項 医薬品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

市は、多久・小城地区医師会、佐賀県薬剤師会小城多久支部、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会九州地域本部に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ 保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

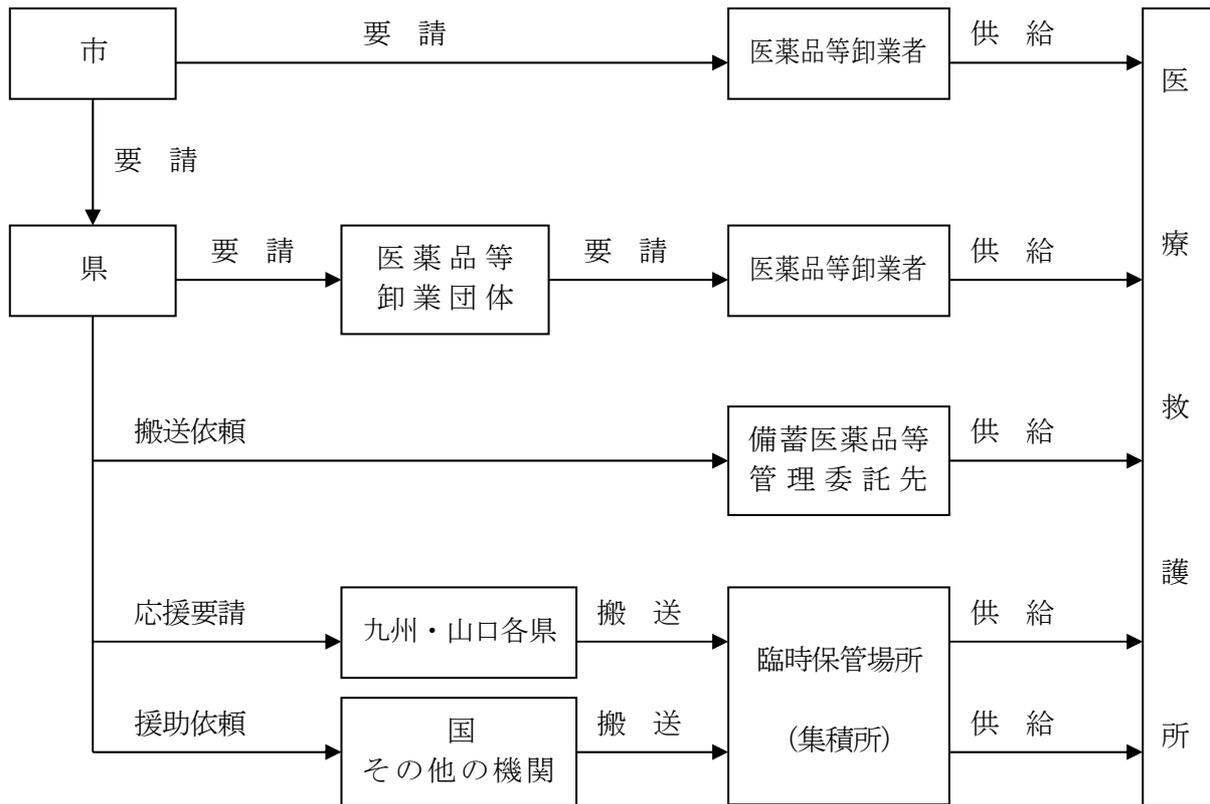
ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。



第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、地震発生後速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省等）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

地震災害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、次により対応するものとする。

1 登録窓口の設置、広報

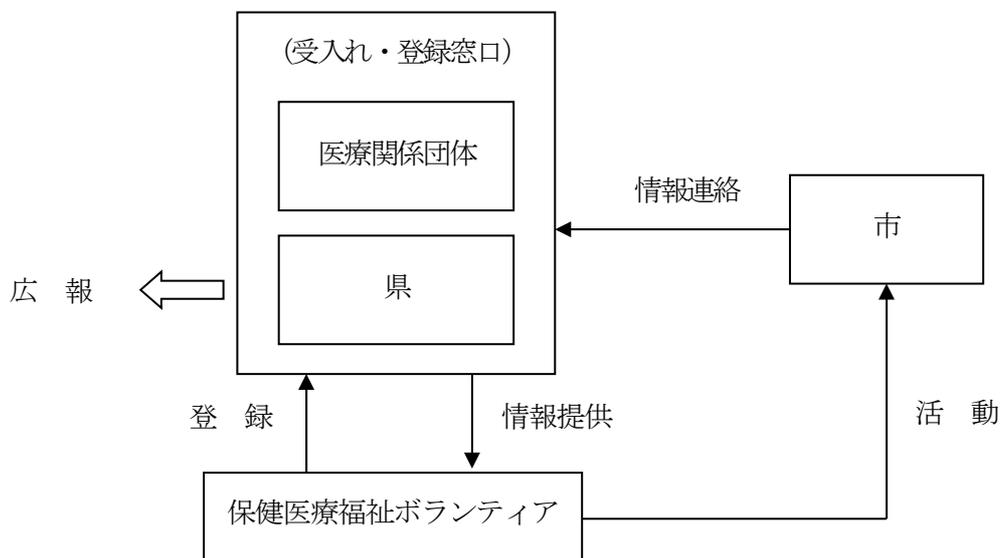
市は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は市及び県他、関係者の指示に従うこと



第11節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

市民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防署に協力するよう努めるものとする。

消防署は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

市は、消防署の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第1項 出火防止、初期消火

市及び消防署は、地震発生時に、市民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

市民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第2項 消火活動

市及び消防署は、地震により火災が発生した場合は、市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第3項 応援の要請

1 近隣、県内の他消防署に対する応援要請

市及び消防署は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」及び「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防署に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

被災市を所管する消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市及び消防署は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第4項 救急活動

消防署は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1 救急活動

消防署は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防署は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援要請を行う。

さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防署、市は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、広域航空消防応援、緊急消防援助隊の出動又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県及び大分県によるドクターヘリの運航に係る協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

消防署は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防署は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結して

いる「消防相互応援協定」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防応援隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防署は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

地震発生に伴い、河川、海岸、ため池等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、津波による河川、海岸等の堤防、護岸及び施設等の損壊及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのためせきとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池、海岸等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者並びに市は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、ため池等の管理者及び市は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により津波及び浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら

施設の管理者及び施工者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市は、発災後の降雨・地震等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

市等は、地震発生後、津波、火災、崖くずれ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

| 実施責任者 | 要件(根拠) | 内容 | 対象者 | 備考 |
|---|---|--|------------------------|---|
| <p>●市長</p> <p>○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)</p> <p>○警察官又は海上保安官 (市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき)</p> | <p>●災害が発生するおそれがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬとき。</p> | <p>●避難行動要支援者に対しては、立退きの指示</p> <p>(その他の者に対しては、立退きの準備情報の発令)</p> | 必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 | <p>●市長が行った場合は、知事に報告すること。</p> <p>●警察官又は海上保安官が行った場合は、市長へ通知すること。</p> |
| | <p>●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> | <p>●立退きの勧告</p> <p>○立退き先の指示 (必要があると認めるとき)</p> | | |
| | <p>●上記の場合で、急を要すると認めるとき。</p> | <p>●立退きの指示</p> <p>○立退き先の指示 (必要があると認めるとき)</p> | | |
| | <p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。</p> | <p>●屋内での退避等の安全確保措置の指示</p> | | |
| | <p>(災害対策基本法 § 60、§ 61、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 § 20)</p> | | | |

| | | | | |
|---|---|---------------------|---|---|
| ●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者 | 洪水又は高潮のはん濫(津波も含まれる)により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法 § 22) | 立退きの指示 | 必要と認める区域の居住者 | 水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。 |
| ●知事 ●知事の命を受けた県の職員 | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法 § 25) | 立退きの指示 | 必要と認める区域内の居住者 | 管轄警察署長に通知すること。 |
| ●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合) | ●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合 ●上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法 § 4、自衛隊法 § 94) | ●警告を発すること ●避難の措置 | ●その場に居合わせた者 ●その事物の管理者 ●その他関係者 ●危害を受けるおそれのある者 | ●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 ●自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。 |

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び市民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関(市、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等)と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 船艇、航空機(拡声器、垂れ幕等)

エ サイレン、警鐘

オ テレビ(ケーブルテレビを含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)の放送

カ 携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報メール等)

キ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、ソーシャルメディア等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については、市からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

| 実施責任者 | 要件(根拠) | 内容 | 対象者 | 備考 |
|--|---|----------------------------------|-------------------------|---|
| <p>●市長等 (市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ)</p> <p>○警察官又は海上保安官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき)</p> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合)</p> <p>○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)</p> | <p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(災害対策基本法 § 63、§ 73)</p> | <p>●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令</p> | <p>災害応急対策に従事する者以外の者</p> | <p>●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。</p> <p>●知事が行う場合は、その旨公示すること。</p> |

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員、消防団及び自主防災組織等が連携して避難誘導にあたる。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しく

ないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難支援等関係者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両・船舶を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難に当たっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

市は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、市民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

公立の学校等は、生徒等の在校時に、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに、市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

また、県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、市及び県に対し速やかにその旨を連絡する。

地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防署等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自ら

その必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

5 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者施設、障がい児・障がい者施設、児童福祉施設、医療施設、教育施設とし（別表資料）のとおりとする。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、小城市避難所運営マニュアル等並びに県立学校にあつては「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

2 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努め

るとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、市は、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によること

なく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮への配慮

要配慮については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めるものとする。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めるものとする。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約

し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 車中泊避難への対応

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災住宅の応急危険度判定等

1 広報活動

県、市は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、市民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物等の応急危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の応急危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 応急仮設住宅の提供

市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、県等を通じて又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要援護者に配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請し「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力を要請する。

第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公的住宅等の提供

1 公的住宅の提供

(1) 公営住宅

県及び市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(2) 職員宿舎

県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2 企業等の施設の供与

市、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

地震発生時において、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

第1項 災害警備活動、治安維持活動

1 県警察

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察は、地震発生後、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察は、地震災害が発生した場合は、県警本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防署等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、市民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

イ 高齢者及び障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。

ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、市及び県が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難の指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、市民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、地震災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、市民の避難先、救援物資の配布場所等市民の地域安全情報を、警察本部、警察

署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(12) 警察署庁舎の代替施設の確保

大規模災害の発生時において、警察署庁舎がその機能を喪失した場合又は警察署庁舎の安全が確保されていない場合、警察署機能を維持するため、災害の状況に応じて市庁舎又はその他の公共施設の一部を警察署の代替施設として使用するものとする。

2 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を地震災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集 等

第17節 交通及び輸送対策計画

地震災害時において、救助、救急、医療、消火活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察署は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用

県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

エ 住民への周知

県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

オ 公安委員会の要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

カ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2 海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供

第2項 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者等は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者等は、県警察、消防署、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者等は、地震により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋

滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めるときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、市から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者等と協力して、居住者等道路利用者に対し、交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者等、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、市及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通

(1) 航路等の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国、県及び市に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(2) 港湾及び漁港の応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 航空交通

市は、地震災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定し

た臨時ヘリポートを開設する。

第3項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

- (1) 第1段階（災害発生直後）
 - ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
 - エ 負傷者等の医療機関への搬送
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等
- (2) 第2段階（災害応急対策時）
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（災害復旧対策時）
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない市は、県に対して、その調達又はあつせんを要請する。

市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ車両等輸送手段の調達又はあつせんに努める。

なお、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材については、県は、必要に応じ、災害対策基本法第86条の16に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策のために特に必要がある場合に限り、県は、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資等の運送要請があった場合は、これに応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該要請に対応するものとし、こうした要請に対応できるよう、防災業務計画等において物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくこととする。

(1) 車両

- ア 県有車両の提供
- イ 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ウ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- エ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- オ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

- ア 九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社、に対し、協力を要請

(3) 船舶

- ア 県有船舶の提供
- イ 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- ウ 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4) 航空機（ヘリコプター）

- ア ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- イ 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
- エ 県消防防災ヘリコプターを出動

4 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、地震発生からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

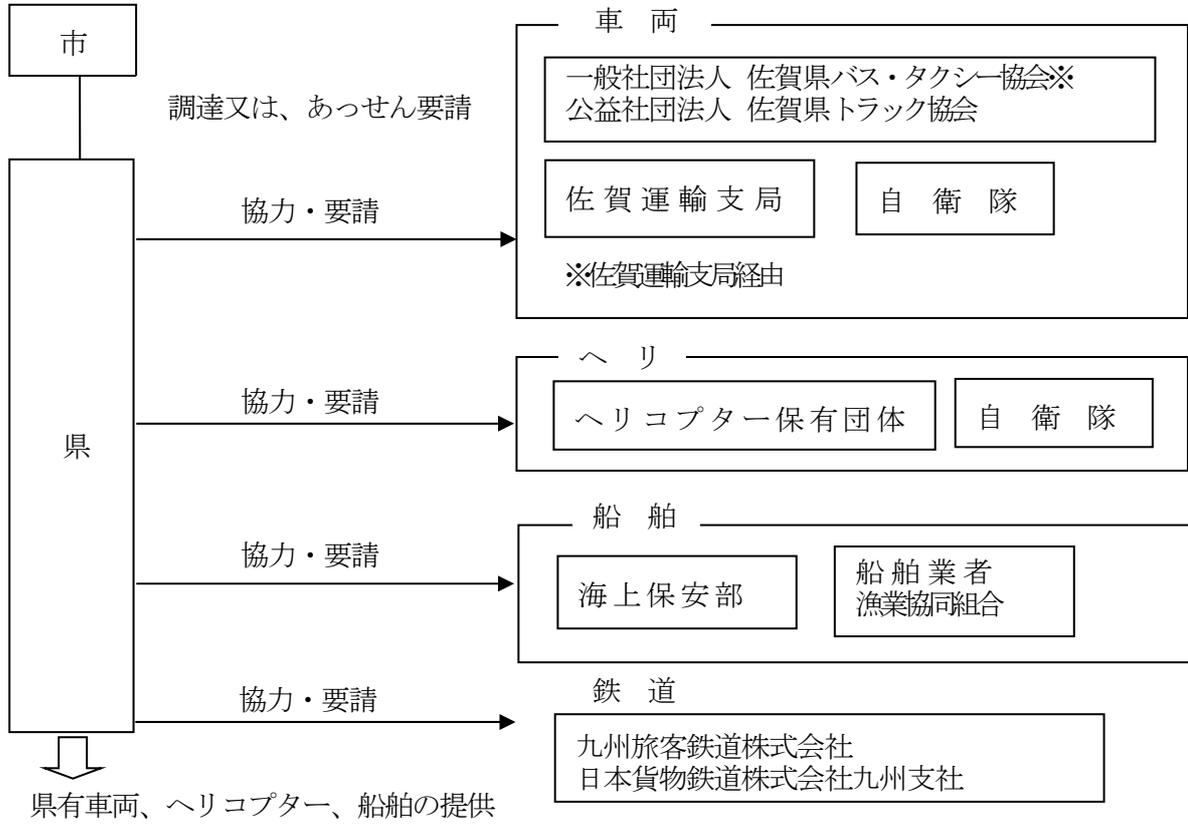
県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。



第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

市、県、防災関係機関は、大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ボトル飲料水を含む。）の供給計画

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し食料等（ボトル飲料水を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給に当たっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 調達方法

(1) 市

市は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

- ア 独自で備蓄している食料等を提供する。
- イ 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。
- ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。
なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。
- エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章I第11に基づき、農林水産省農産局長に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3 国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県へのお荷要請を行う。
- (2) 関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

4 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

1 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

2 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

3 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

4 その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

地震災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第22節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に市民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、市からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 必要に応じ、県内の他の市の応援、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

| 品目 | 内容 |
|-------|--|
| 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| 衣類 | 洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類 (布地支給は適当でない) |
| 身の回り品 | タオル、靴下、サンダル、傘等 |
| 炊事道具 | 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等 |
| 食器 | 茶碗、皿、はし等 |
| 日用品 | オムツ(大人用・子供用)、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレトペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等 |
| 光熱材料 | マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等 |
| 情報機器 | ラジオ、乾電池等 |

2 調達方法

(1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合は、市は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、市は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

第4項 物資の配送計画

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第2章 第16節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、県・市が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

2 物資の配布

(1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

《市の集積場所》

| 場 所 | | 電 話 |
|-------------|---------------|---------|
| 一時集積所・地区集積所 | 三日月保健福祉センター | 73-9280 |
| 地区集積所 | 小城保健福祉センター | 73-7117 |
| 地区集積所 | 小城市健康スポーツセンター | 51-5515 |
| 地区集積所 | 芦刈保健福祉センター | 66-5566 |

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、市が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

《県が指定する輸送拠点》

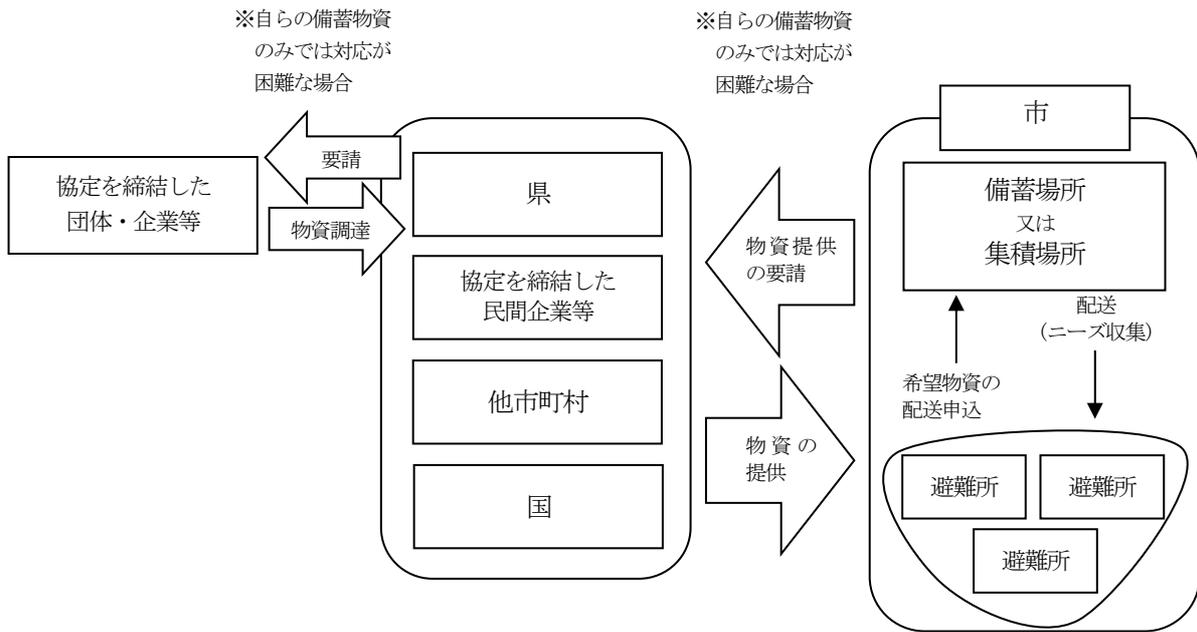
| | |
|---------------------|------|
| SAGAサンライズパーク | 佐賀市 |
| 唐津市文化体育館 | 唐津市 |
| 佐賀競馬場 | 鳥栖市 |
| 伊万里市国見台公園（国見台体育館） | 伊万里市 |
| 全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」 | 嬉野市 |

3 在宅等被災者への対応

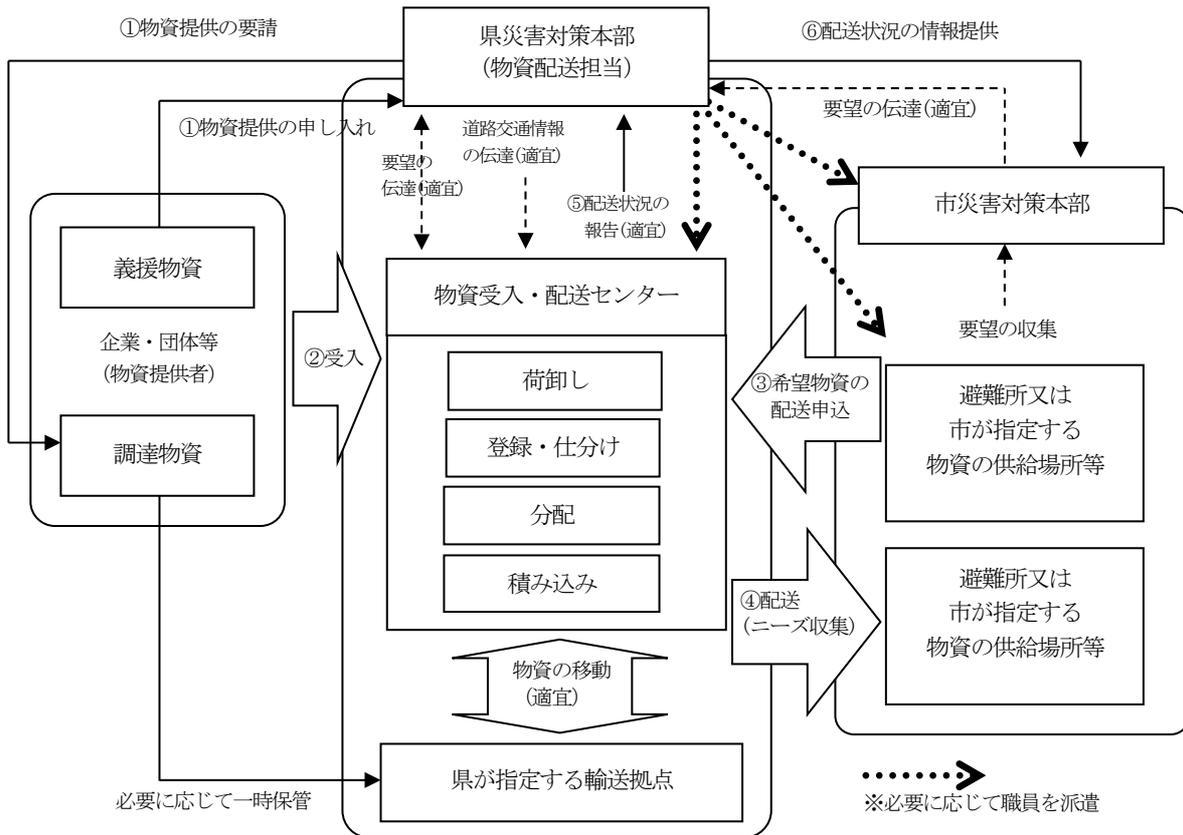
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



※県は、市からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送に当たっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第3章 第16節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

第19節 広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民に対し、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防署を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、消防署、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 市民への情報提供

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への情報提供に当たっては、市及び県は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 市による災害広報の実施

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは県、県警察その他防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 市民に対する広報

① 広報内容

a 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通しや防災上に関する呼びかけ）
 - (b) 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表状況）
 - (c) 市民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無等（大津波警報・津波警報・津波注意報発表や避難指示発令を察した場合は、即時広報）
- b 地震による被害発生時の広報
- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 応急危険度判定体制の設置状況（必要性と要請方法）
 - (h) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
 - (i) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- c 応急復旧活動段階の広報
- (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- d 外部からの支援の受入れに関する広報
- (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- e 被災者に対する広報
- 安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- f その他の必要事項
- 災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど
- ② 広報の方法
- 市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。
- また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。
- なお、市は、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。
- a 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報
 - b 広報車による広報（消防広報車を含む。）
 - c ハンドマイクによる広報
 - d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
 - e 広報誌、掲示板による広報

- f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
- g 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報
- イ 報道機関に対する広報
市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 ラジオを活用した災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に市民に提供するため、市、県、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談

県、市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

県、市は、必要と認める場合、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係本部（部）の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防署、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第20節 文教対策計画

学校等は、地震災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、地震災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、地震災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校等は、地震災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2 応急復旧

県、市は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

| | |
|------|-----------------------|
| 第1順位 | 地域内の小・中学校及び高等学校 |
| 第2順位 | 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設 |
| 第3順位 | 地域外の学校又は公民館等の公共施設 |
| 第4順位 | 応急仮校舎の建設 |

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を市の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

県は非常災害又は特別の事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めたときは、県立高校の授業料、入学者選抜の手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除することができる（佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条及び第3条）。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室

の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

地震災害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、市民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生したおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに市及び施行者は、地震により、各施設に被害のおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者並びに都市下水道管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂

防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

県、市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港

1 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、地震災害が発生した場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地農業用施設

1 被害状況の把握、連絡

市、農業用排水施設管理者は、地震災害が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

国、県及び市と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第1項 上水道施設

水道事業者等は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、県、市及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第2項 下水道施設

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び市民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

第3項 工業用水道施設

工業用水道事業者は、地震発生後、施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第4項 電力施設

九州電力株式会社は、地震災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支社及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置し、対策要員は、呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

地震災害の発生が予想される場合、又は地震災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、地震災害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防署等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ、電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 県、市等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員してもなお応援が必要と判断される場合は、県、市等に対し、次の協力要請を行う。

- ① 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- ② 県、市に対し、広報の協力要請
- ③ 県、市に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- ④ その他県、市等との事前協議に基づく協力の要請

第5項 電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

地震災害の発生が予想される場合、又は地震災害が発生した場合は、通信ができないことによる社会不安の解消のため、通信及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災

害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

- ① 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）
- ② 資材及び物資対策（県、市に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）
- ③ 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第6項 ガス施設

1 液化石油ガス（L Pガス）

(1) 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防署、警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2) 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害の発生の防止のため応急措置を行う。

(3) 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第7項 鉄道施設

地震災害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- 1 地震災害時の列車の運転規制
- 2 地震災害時の代替輸送方法
- 3 災害対策本部の設置
- 4 連絡通報
- 5 応急措置（案内広報など）
- 6 施設の応急復旧

第8項 放送施設

地震により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

- 1 放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
- 2 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あつせんを要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

3 木材の調達

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国（佐賀森林管理署）に対し、国有木材の供給等を要請する。

第24節 福祉サービスの提供計画

地震発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、県、市は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障がい者

市は、地震発生後直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、地震発生後直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

1 緊急保護

市は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

市及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

地震災害の発生に際しては、この地震災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

- 1 保護等
市、県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。
- 2 メンタルヘルス対策
県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。
- 3 児童の保護等のための情報伝達
市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、市及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第2項 ニーズの把握、情報提供

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示

- 6 ボランティア活動の記録
- 7 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第26節 外国人対策

1 市における措置

市は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、地震発生時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第27節 帰宅困難者対策

県、市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28節 義援物資、義援金対策計画

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受け付け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資

市及び県は、必要に応じて、義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

1 受入れの基本方針

- (1) 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 受入れの広報

市及び県は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受け付け窓口
- (2) 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災地のニーズを踏まえ、逐次改める)
- (3) 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む。)
- (4) 個人からは、原則義援金として受け付け
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

3 供給方法

「第2章 第17節 第4項 物資の配送計画」による。

第2項 義援金

1 受付け

県は、義援金の受付体制を整備する。

市は、必要に応じて、速やかに義援金の受付けに関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受入れ、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。

県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

市は、自ら直接受入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第29節 災害救助法の適用

第1項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、県・市、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市ごとに行う。

- 1 市における住家の被害が、60世帯に達したとき。
- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市の被害世帯数が30世帯に達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3 死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1ヶ月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6 全焼、全壊、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

7 半焼、半壊

住家はその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

8 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第5項 救助の種類

市長が行う救助の種類は、次のとおりである。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

地震発生時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による見分のほか、市は、的確に搜索、処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

市及び消防署は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

警察、海上保安庁、消防、県・市災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。

第2項 処理収容

1 検視、身元確認

市及び消防署は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。

海上保安部は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健

医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、天山地区共同斎場組合が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第31節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、天山地区共同衛生処理場組合、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速廃棄物を処理する。

第1項 役割

1 天山地区共同衛生処理場組合

- (1) 事前に地震災害時のし尿処理計画を策定する。
- (2) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (3) し尿処理施設等の被災状況の把握と、損害箇所の修理を行う。

2 市

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

3 県

- (1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

4 市民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

(1) 市

市は、あらかじめ避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(2) 県

県は、あらかじめ供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から供給要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2 処理の方法

(1) 市、天山地区共同衛生処理場組合

ア 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実施計画を立て、収集運搬及び処分する。

ウ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

エ 必要な場合、近隣市町、関係業者に支援を要請し、対応できない場合には県へ支援を要請する。

オ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2) 県

ア 市の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な支援要請を行うとともに、支援活動の全体調整を行う。

イ 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広

域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第3項 ごみの処理

1 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した地震災害時の廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実行計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを市民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

- (1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
- (3) 建築物等の解体工事にあってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

3 国

大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市町に代わって実施する。

第32節 防疫計画

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1 防疫活動

県、市は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、地震災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断等の実施

ア 疫学調査

県は、地震災害の規模に応じ、市、天山地区共同衛生処理場組合、多久・小城地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者等に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条及び第20条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市に実施させる。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な地震災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。また、県は、市から報告のあった情報を国に対し報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し市民に対し広報する。

3 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

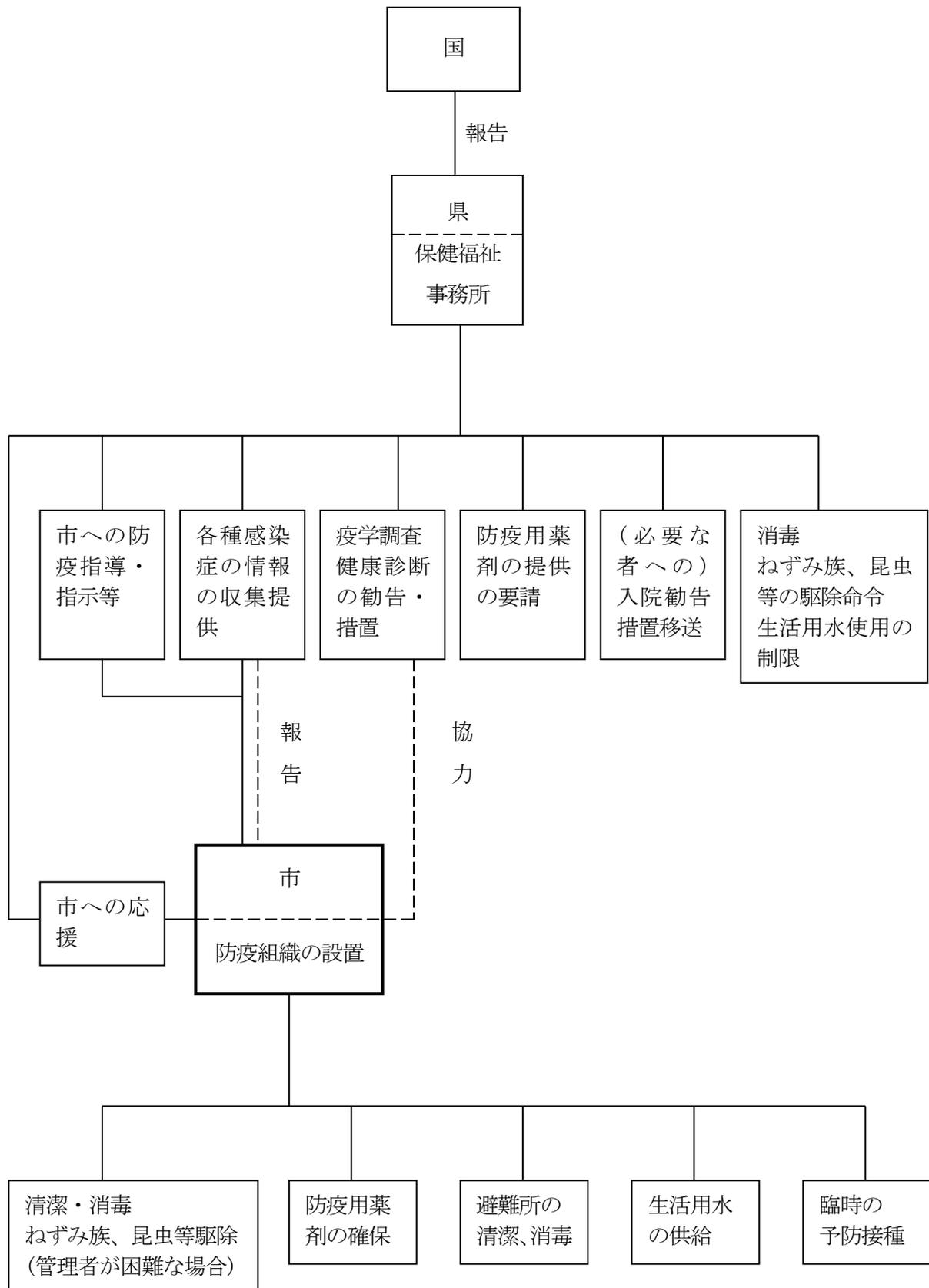
(2) 市に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

(3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。



第33節 保健衛生計画

地震発生時において、県及び市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理

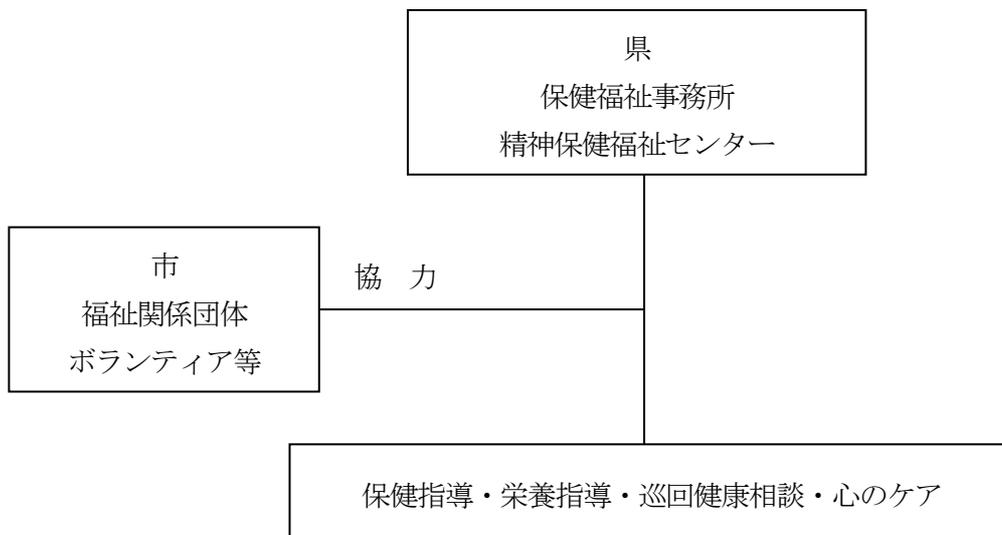
県及び市は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時のこころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、市民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。



第2項 食品衛生管理

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第34節 動物の管理、飼料の確保等計画

第1項 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

市は、地震発生後、地震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2 防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

(1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3) 家畜伝染性疾病の予防注射

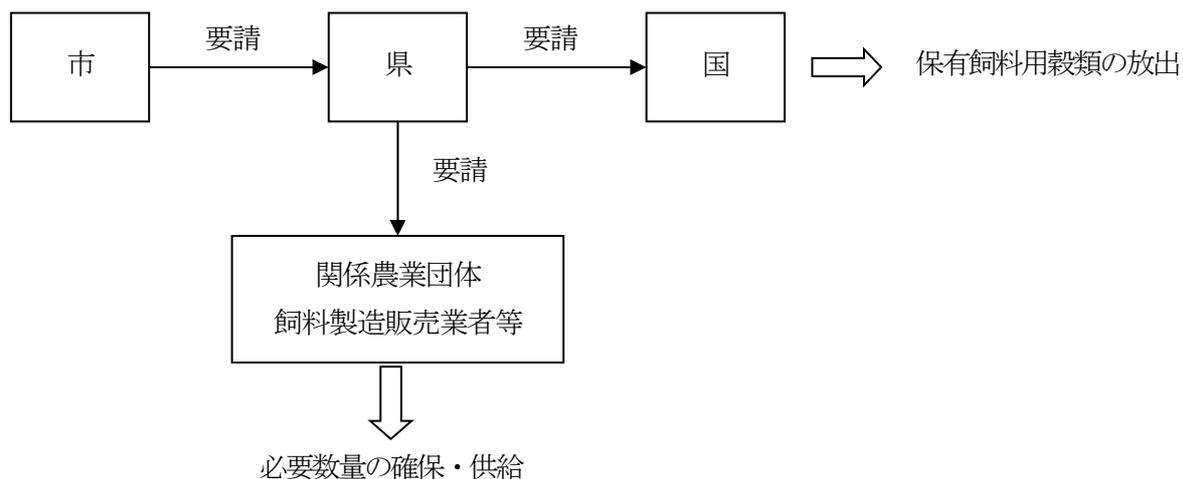
地震災害後、発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

4 飼料の確保

県は、地震災害により飼料の確保が困難となり、市から要請があった場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



第2項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

市及び県は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1項 高圧ガス

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防署、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防署は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

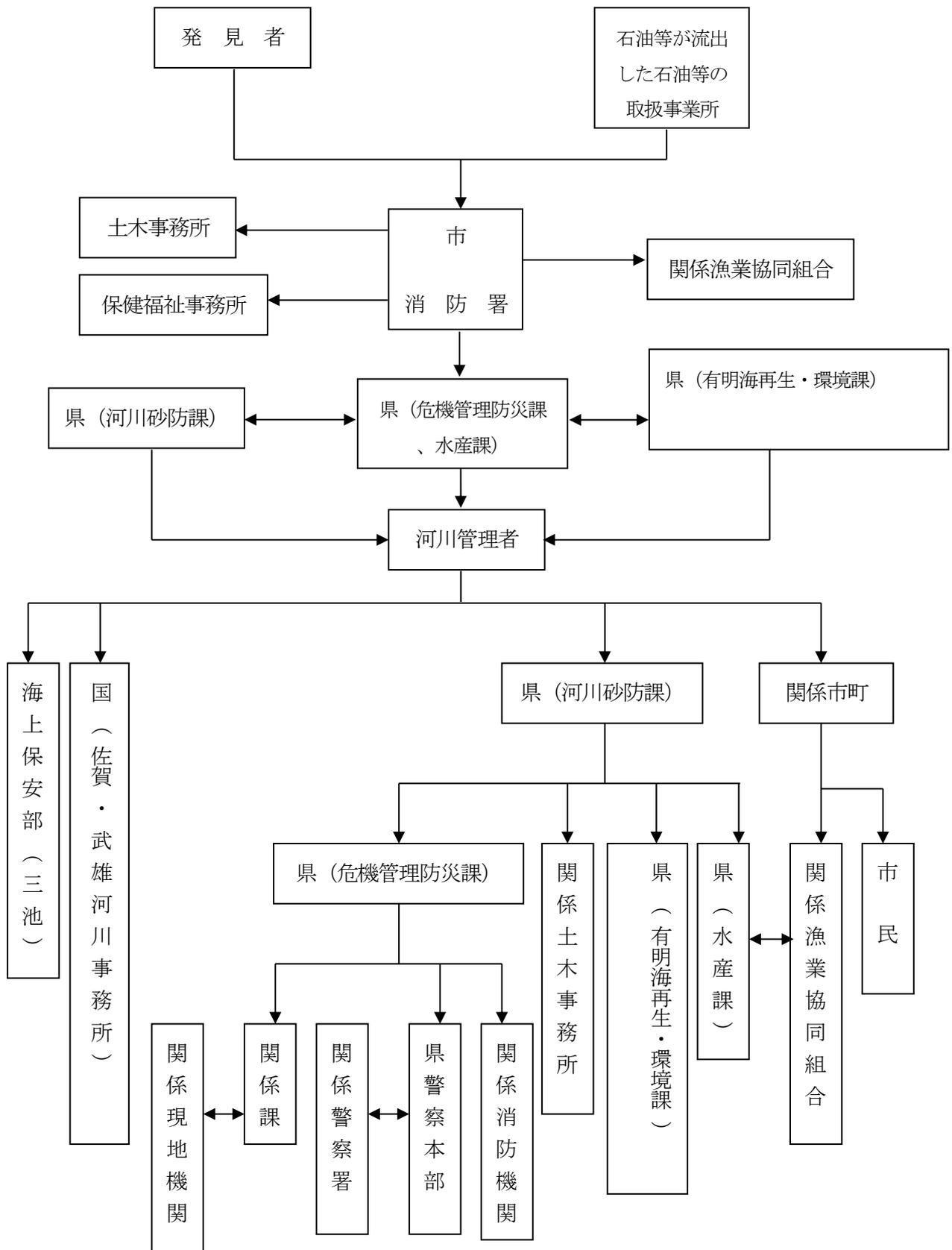
地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

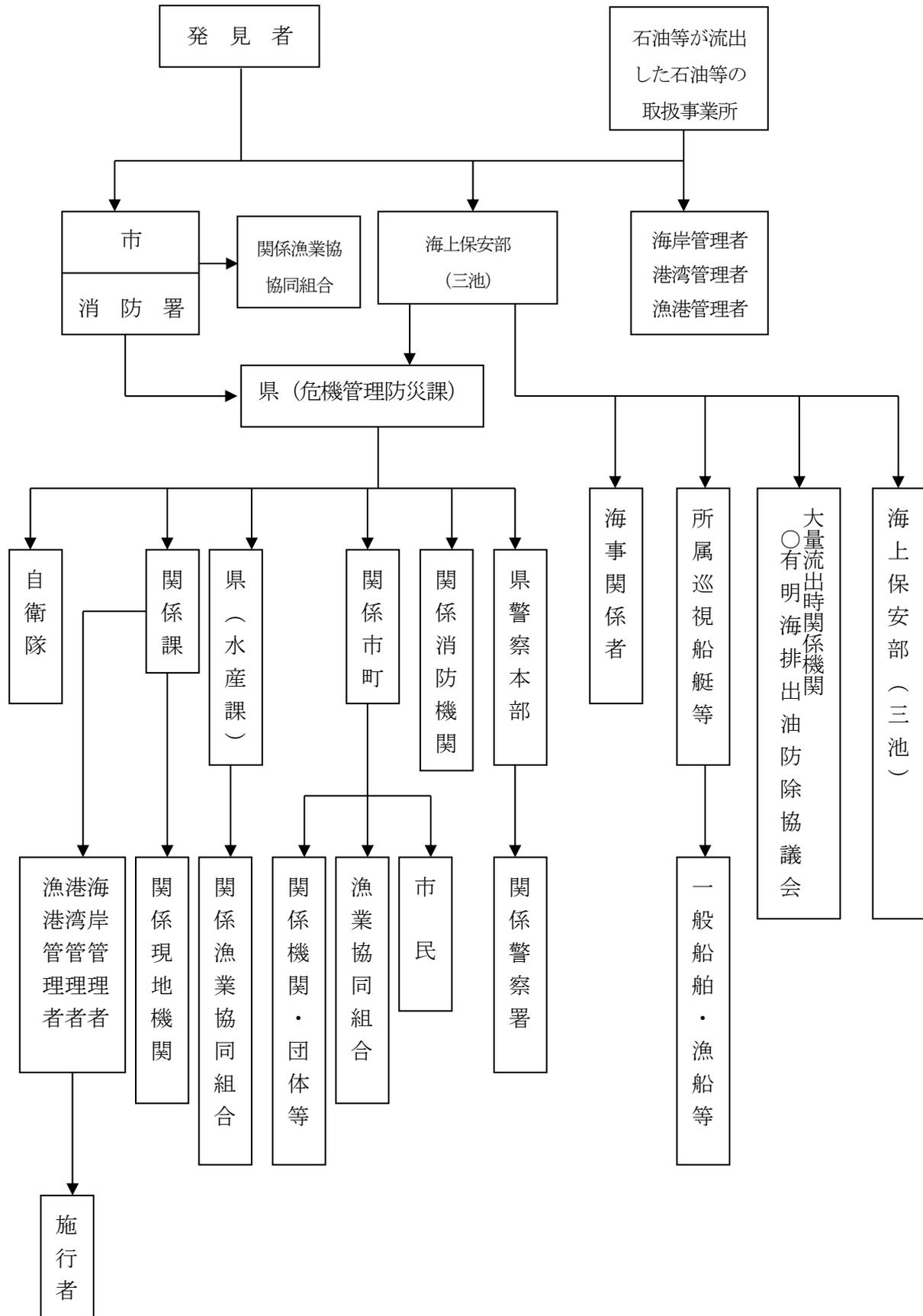
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺市民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺市民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 災害対策連絡調整本部等の設置

- ① 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

海上保安部、県、県警察、市、沿岸消防署、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- a 災害情報の交換、収集及び解析

- b 総合的な応急対策の策定及び調整
- c 関係機関等に対する協力要請
- ② 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
 - a 筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会
 - b 六角川・松浦川水系等水質保全対策協議会

イ 主な応急対策

- ① 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- ② 流出石油等の拡散防止
- ③ 消火対策等
- ④ 漂着石油等の処理
- ⑤ 流出石油等の防除資機材の調達

第37節 応急金融対策

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所等は、地震災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、国、県、市と協力し必要な対策について万全の措置を講じる。

第38節 孤立地域対策活動

地震災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県及び市等各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、被災地の状況を把握するとともに、迅速な救急救助活動を実施するほか、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、県は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

県及び市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第39節 生活再建対策

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

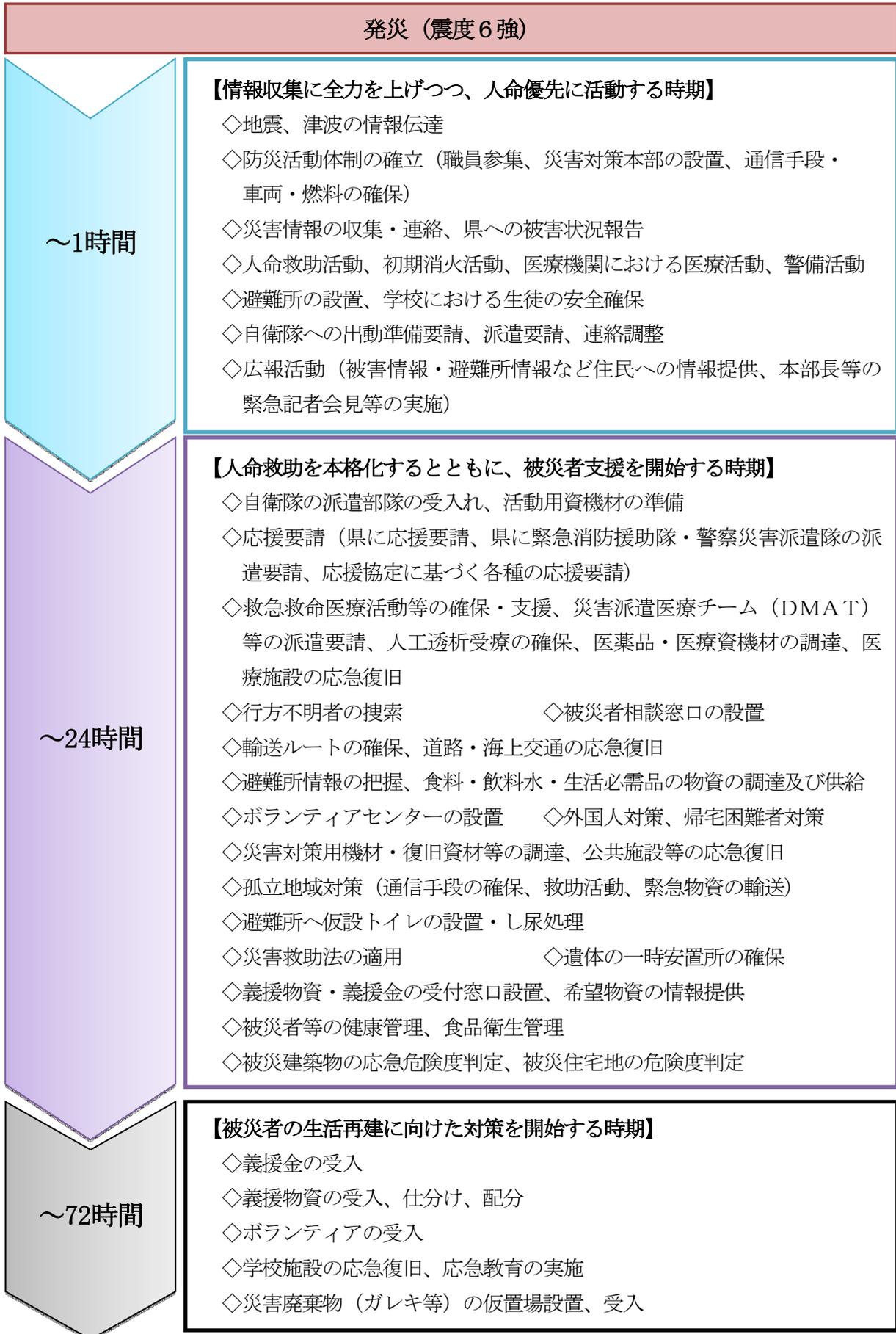
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

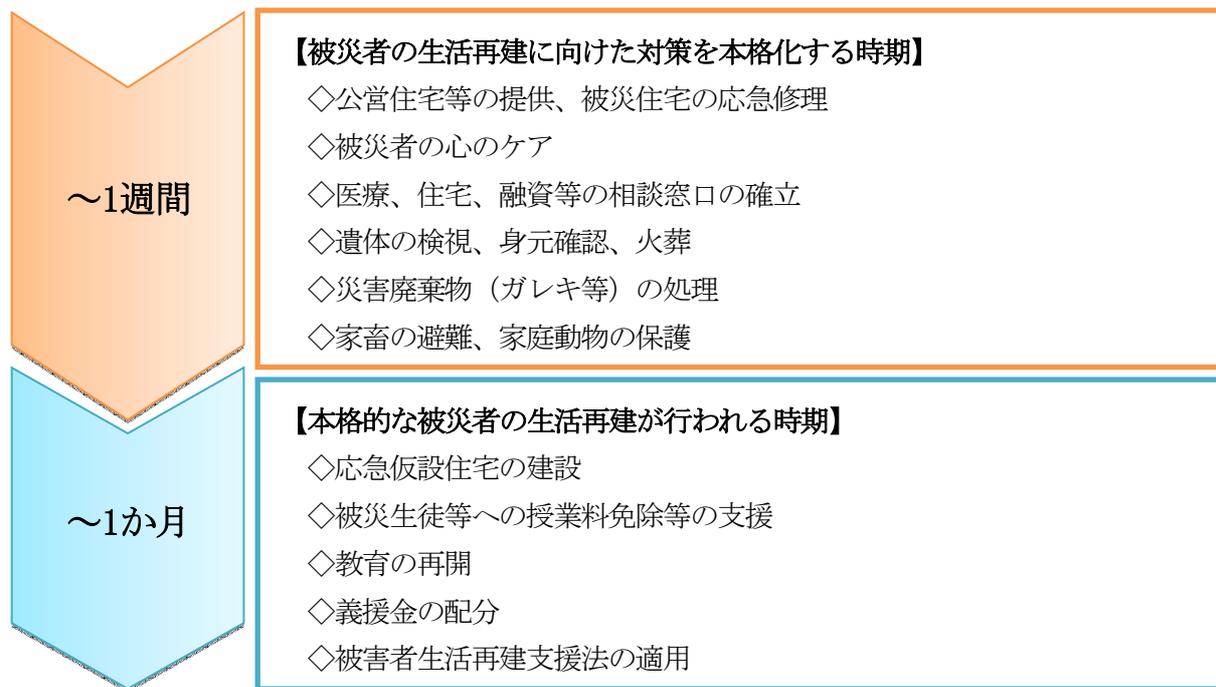
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

地震災害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「『迅速な原状復旧』を目指すのか」、又は、「更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る『計画的復興』を目指すのか」について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第2項 迅速な原状復旧

市が迅速な原状復旧を目指す場合は、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

復旧にあたり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

1 復旧事業の対象施設

- (1) 公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）
- (2) 空港施設
- (3) 農林水産施設
- (4) 都市施設
- (5) 上水道、工業用水道
- (6) 社会福祉施設
- (7) 公立学校
- (8) 社会教育施設
- (9) 公営住宅
- (10) 公立医療施設
- (11) ライフライン施設
- (12) 交通輸送施設
- (13) その他の施設

2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

- (1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
 - エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
 - オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
 - カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (2) 地方債の発行が許可される主なもの
 - ア 補助災害復旧事業
 - イ 直轄災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - エ 公営企業災害復旧事業
 - オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年

法律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備など

によるライフラインの耐震化等

- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置 等

県は、市が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会等）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、県や他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談

市は、必要に応じて、市民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1 罹災証明書の交付

(1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることをないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、地震災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、地震災害により障がい者となった市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者に対する生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関す

る期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

- (2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- (3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）
- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

- (1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）
申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【2月以内】

- (2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）
【1年（やむを得ない場合2年）以内】
- (3) 県税の減免
 - ア 個人の県民税（地方税法第45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
 - ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
 - エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
 - オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
 - カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、小城市税条例第18条の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）
- (3) 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、小城市税条例第51条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、小城市税条例第71条）
 - ウ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、小城市税条例第139条の2）
 - エ 国民健康保険税（地方税法第717条、小城市国民健康保険税条例第13条）注）特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

市、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法§15）

- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法 § 20 の 5 の 2）
- (3) 減免（地方税法 § 717）
- (4) 延滞金の減免（地方税法 § 723）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法 § 44）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払い
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い
- (4) 解約還付金の非常即時払い
- (5) 保険貸付金の非常即時払い

第8項 生活資金の確保

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第9項 住宅の供給、資金の貸し付け等

1 公営住宅の提供

市、県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

第8項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第11項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- 4 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 5 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

市、県は、地震災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第5章 津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、「第3編 第2章 地震災害対策」によるものとする。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い市土の形成

1 市土保全施設の整備等

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強いまちの形成

市及び県等は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備に努め、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置個所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、市の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

第2項 津波避難計画等の策定

1 津波避難計画の周知

市は、地震等による津波災害の発生に備え、佐賀県津波避難計画策定指針及び小城市津波避難計画に基づき、その内容について市民等へ周知を図るものとする。

2 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正することが重要である。

第3項 避難収容活動

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用

できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3 防災対応職員等の安全確保

市及び防災関係機関は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4項 防災知識の普及

1 防災知識の普及・啓発等

市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 避難行動に関する知識

ア 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら

率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと など

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること など

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること など

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど

2 津波防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制

市は、地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

市地域防災計画に定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第2項 津波警報等の情報伝達

津波警報等の情報伝達については、「第3章 第2節 地震、津波の情報伝達」に準じる。

第3項 避難対策

市及び消防署は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達するものとする。この際は要配慮者に十分配慮する。

また、津波警報や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策に当たっては、小城市津波避難計画等に基づくものとする。

市、消防署、県警察及び防災関係機関は、消防職員、消防団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する津波到達予想時刻も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

第4項 水防対策等

水防管理団体は、県と連携し、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する津波到達予想時刻も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、消防団及び消防署を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

なお、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

第5項 津波に対する自衛措置

沿岸付近の住民、海浜にある釣り人、観光客等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くとも長い時間ゆっくりとしたゆれを感じたときは、大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで緊急指定避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。

小城市地域防災計画

第4編 原子力災害対策

令和7年5月
小城市防災会議

目 次

| | |
|---|----|
| 第4編 原子力災害対策 | 1 |
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第3節 計画の周知徹底 | 1 |
| 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域 における防護措置の概要 | 2 |
| 第5節 災害の想定 | 4 |
| 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | 4 |
| 第2章 災害予防対策 | 8 |
| 第1節 基本方針 | 8 |
| 第2節 情報の収集、連絡体制等の整備 | 8 |
| 第3節 組織体制等の整備 | 9 |
| 第4節 緊急時モニタリング体制の整備 | 9 |
| 第5節 広域防災体制の整備 | 10 |
| 第6節 避難収容活動体制の整備 | 10 |
| 第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 | 11 |
| 第8節 緊急輸送活動体制の整備 | 12 |
| 第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 | 12 |
| 第10節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発 | 13 |
| 第11節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成 | 13 |
| 第12節 防災訓練への参加 | 14 |
| 第3章 災害応急対策 | 15 |
| 第1節 基本方針 | 15 |
| 第2節 通報連絡、情報収集活動 | 15 |

| | | |
|------|---------------------------|----|
| 第3節 | 活動体制の確立 | 22 |
| 第4節 | 緊急時モニタリング活動 | 22 |
| 第5節 | 避難、屋内退避等の防護措置 | 22 |
| 第6節 | 医療活動等 | 25 |
| 第7節 | 飲料水、飲料物の摂取制限等 | 25 |
| 第8節 | 住民等への的確な情報伝達活動 | 27 |
| 第9節 | 文教対策計画 | 30 |
| 第10節 | 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール | 32 |
| 第4章 | 災害復旧対策 | 35 |
| 第1節 | 基本方針 | 35 |
| 第2節 | 緊急事態解除宣言後の対応 | 35 |
| 第3節 | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 35 |
| 第4節 | 放射性物質による環境汚染への対処 | 35 |
| 第5節 | 放射性物質の付着した廃棄物の処理 | 36 |
| 第6節 | 各種制限措置の解除 | 36 |
| 第7節 | 復旧に向けた環境放射線モニタリング | 37 |
| 第8節 | 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等 | 37 |
| 第9節 | 風評被害等の影響の軽減 | 37 |
| 第10節 | 被災中小企業等に対する支援 | 37 |
| 第11節 | 心身の健康相談活動 | 38 |

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 小城市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、小城市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日改正）及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成したものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

2 小城市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「小城市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「小城市地域防災計画（第2編風水害対策、第3編地震・津波災害対策）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

佐賀県地域防災計画では、防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、以下のとおり定めている。

1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone 以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに依拠して、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。

【PAZ】

| 対 象 地 域 | |
|---------|---|
| 玄海町 | 外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藪地区、仮屋地区、石田地区 |
| 唐津市 | 肥前町（京泊地区） 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、うしお台地区） 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区） |

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下「EAL」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

【緊急事態区分の概要】

| 区分 | 対象事象等 | 概要 |
|------|--|---|
| 警戒事態 | 警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階 |

| | | |
|----------|--|--|
| 施設敷地緊急事態 | 特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階 |
| 全面緊急事態 | 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 |

※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone 以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所2、3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。

【UPZ】

| 対象地域 | |
|------|----------|
| 玄海町 | PAZを除く全域 |
| 唐津市 | PAZを除く全域 |
| 伊万里市 | 全域 |

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2

月及び令和2年12月の冷却告示において定められている。

この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level 以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

3 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町等

佐賀県地域防災計画では、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、PAZ又はUPZに含まれる玄海町及び関係周辺市としている。

本市は、玄海原子力発電所から半径30km超から50kmの円内に位置し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の市と位置付けられているものの、市として実施すべき緊急時モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項について、佐賀県地域防災計画との整合を図り、原子力災害対策編として定めるものとする。

第5節 災害の想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、小城市地域防災計画第1編総則第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

| 機 関 名 | 所 掌 事 項 |
|--------------------|--|
| (1) 小城市 (全市町共通) | ア 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること イ 教育及び訓練の実施に関すること ウ 他の市町との相互応援に関すること |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>エ 事故発生時における国、県等との連絡調整に関する事</p> <p>オ 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関する事</p> <p>カ 緊急時モニタリングへの協力に関する事</p> <p>キ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事</p> <p>ク 行政機関、学校等の退避に関する事</p> <p>ケ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事</p> <p>コ 被ばく者の診断及び措置への協力に関する事</p> <p>サ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事</p> <p>シ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事</p> <p>ス 汚染飲食物の摂取制限に関する事</p> <p>セ 汚染農林水産物等の出荷制限等に関する事</p> <p>ソ 文教対策に関する事</p> <p>タ 放射性物質による汚染の除去に関する事</p> <p>チ 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事</p> <p>ツ 各種制限措置の解除に関する事</p> <p>テ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事</p> <p>ト 風評被害等の影響の軽減に関する事</p> <p>ナ その他災害対策に必要な措置に関する事</p> |
| (2) 玄海町、関係周辺市 | <p>ア 原子力防災体制の整備に関する事</p> <p>イ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事</p> <p>ウ 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事</p> <p>エ 環境条件の把握に関する事</p> |
| (3) 小城市 (その他市町) | <p>ア (2)の市町の住民等の避難受入に係る協力に関する事</p> |

2 県

| 所 掌 事 項 |
|-------------------------------|
| (1) 原子力防災体制の整備に関する事 |
| (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事 |
| (3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関する事 |
| (4) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 |
| (5) 環境条件の把握に関する事 |
| (6) 原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事 |
| (7) 教育及び訓練の実施に関する事 |
| (8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関する事 |
| (9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関する事 |
| (10) 自衛隊の災害派遣に関する事 |
| (11) 他の都道府県との相互応援に関する事 |

- (12) 災害に関する情報収集及び伝達に関すること
- (13) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (14) 市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関すること
- (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
- (16) 被ばく者の診断及び措置に関すること
- (17) 行政機関、学校等の退避に関すること
- (18) 市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関すること
- (19) 市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関すること
- (20) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (21) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
- (22) 災害時の文教対策に関すること
- (23) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (24) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること
- (25) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること
- (26) 風評被害等の影響の軽減に関すること
- (27) その他災害対策に必要な措置に関すること

3 県警察

| 所 掌 事 項 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等の退避及び避難誘導に関すること (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関すること (3) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (6) 警察災害派遣隊等に関すること |

4 原子力事業者

| 機 関 名 | 所 掌 事 項 |
|--------------|---|
| 九州電力 株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所の災害予防に関する事 (2) 原子力発電所の防災体制の整備に関する事 (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備に関する事 (4) 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関する事 (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関する事 (7) 教育及び訓練の実施に関する事 (8) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事 (9) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に関する事 (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策に関する事 (12) 緊急時モニタリングの実施に関する事 (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事 (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関する事 (15) 相談窓口の設置等災害復旧に関する事 |

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

市、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 市及び関係機関相互の連携体制の確保

市、県、県警察、国、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び関係周辺市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化に努める。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

市、県、県警察及び玄海町、関係周辺市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、緊急時通信に係る設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により円滑な運用が図られるよう努めるものとする。

(1) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第3節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを作成するなど必要な体制を整備しておくものとする。

1 災害対策連絡室の整備

市は、県から警戒事態の通報を受けた場合又は県が災害警戒対策本部等を設置した場合、あるいは原子力事業者から「佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定書（以下「安全協定」という。）」第3条第1号又は第4条に基づく非常時又は異常時の連絡を受けた場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

災害対策連絡室の設置、体制及び運営については、「第3編 地震・津波災害対策」に準じる。この場合において、緊急時モニタリングの実施体制を整備する。

2 災害対策本部の整備

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は県知事若しくは玄海町長又は関係周辺市長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

災害対策本部の設置、体制及び運営並びに避難所の設置及び運営体制については、「第3編 地震・津波災害対策」に準じる。この場合において、避難所の設置及び運営体制を整備する。

第4節 緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時からモニタリング機器の維持管理、要員の確保、訓練を通じた関係機関との連携の強化等により、緊急時モニタリング実施体制を整備する。

1 緊急時モニタリング機器の維持管理

市は、平常時又は緊急時に、原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、県が市に配置した可搬型モニタリングポストの整備・維持に協力するとともに、県の指導のもと、その操作の習熟に努める。

2 緊急時モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及び役割等をあらかじめ定めておくものとする。

3 訓練等を通じた連携の強化

県は、平常時から国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携・意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

第5節 広域防災体制の整備

市、県、玄海町、関係周辺市及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災体制の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

また、市及び玄海町、関係周辺市は、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るものとする。

《現在締結している協定等》

| 区分 | 協定名 | 相手方 | 締結日 |
|-----|-------------------------------------|--|------------|
| 自治体 | 佐賀県・市町災害時相互応援協定 | 佐賀県、県内20市町 | 平成24年3月30日 |
| | 佐賀県内住民の安全及び安心に係る 原子力防災高度化に関する協定書 | 九州電力株式会社 佐賀市、鳥栖市、多久市、 武雄市、鹿島市、嬉野市、 神埼市、吉野ヶ里町、基山 町、上峰町、みやき町、有 田町、大町町、江北町、白 石町、太良町 | 平成25年8月26日 |
| | 原子力災害時における住民避難に関 する覚書 | 唐津市、玄海町 | 平成27年5月1日 |

第6節 避難収容活動体制の整備

市、県、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

1 玄海町及び関係周辺市における避難計画の策定

玄海町及び関係周辺市は、国、県、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、以下の点に配慮し、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

- (1) PAZについては、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難誘導計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難、緊急事態宣言発出時には直ちにPAZの住民等の避難等が可能な体制を構築するものとする。
- (2) UPZについては、OILに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画を策定するものとする。ただし、PAZの住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を実施することを原則とする。

- (3) 避難先は、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外に確保する。
- (4) 個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請するものとする。
- (5) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (6) 円滑な避難のため、避難経路は可能な範囲で分散するよう努めるものとする。
- (7) 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう単一の避難経路及び避難先をあらかじめ定める。ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておくものとする。
- (8) P A Z区域内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設として、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設を確保するよう努める。

2 指定避難所等の指定等

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 避難所、避難方法等の周知

市は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

県は、市、玄海町、関係周辺市に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

県は、市、国、玄海町、関係周辺市及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

市、県、県警察、国及び道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 道路管理

市、県及び国は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(2) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 運転者の義務の周知等

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

県は、報道関係機関に対する的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ市を指導する。

市は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

市は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

市、県、国及び原子力事業者は、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第11節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

市は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制に関する事
- 2 原子力施設の概要に関する事
- 3 原子力災害とその特性に関する事
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事
- 5 緊急時モニタリングに関する事
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関する事
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する事
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関する事
- 10 その他緊急時対応に関する事

第12節 防災訓練への参加

市は、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び各防災関係機関が実施する訓練に参加し、緊急事態応急対策に従事する者の技術・知識の習得、防災関係機関相互の連携等を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、県又は原子力事業者から「警戒事態又は施設敷地緊急事態」の発生の連絡があった場合の対応及び同法第15条に基づく「緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力合同

警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態用避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、市、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 玄海町及び関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部又は県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、自治会長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、PAZを含む玄海町及び唐津市は、施設敷地緊急事態要援護者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、PAZの住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

ウ 国の専門官の確認等

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び玄海町に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Zの住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Zの屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Zの住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町、関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、自治会長、消防団、農協及び漁業等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び唐津市は、必要に応じP A Zの住民への避難準備（施設敷地緊急事態要援護者の避難）情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要援護者の避難を行う。

さらに、玄海町及び関係周辺市は、U P Zの屋内退避準備を行う。

2 全面緊急事態の連絡等

(1) 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに国、県及び市の対応

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行うものとする。

イ 国、県、玄海町及び関係周辺市からの連絡

国、県、玄海町及び関係周辺市は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとする。

ウ 原子力緊急事態宣言

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、関係省庁、玄海町及び指定行政機関に連絡を行う。また、玄海町及び唐津市に対し、P A Zの住民等の避難、U P Zの住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

エ 県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

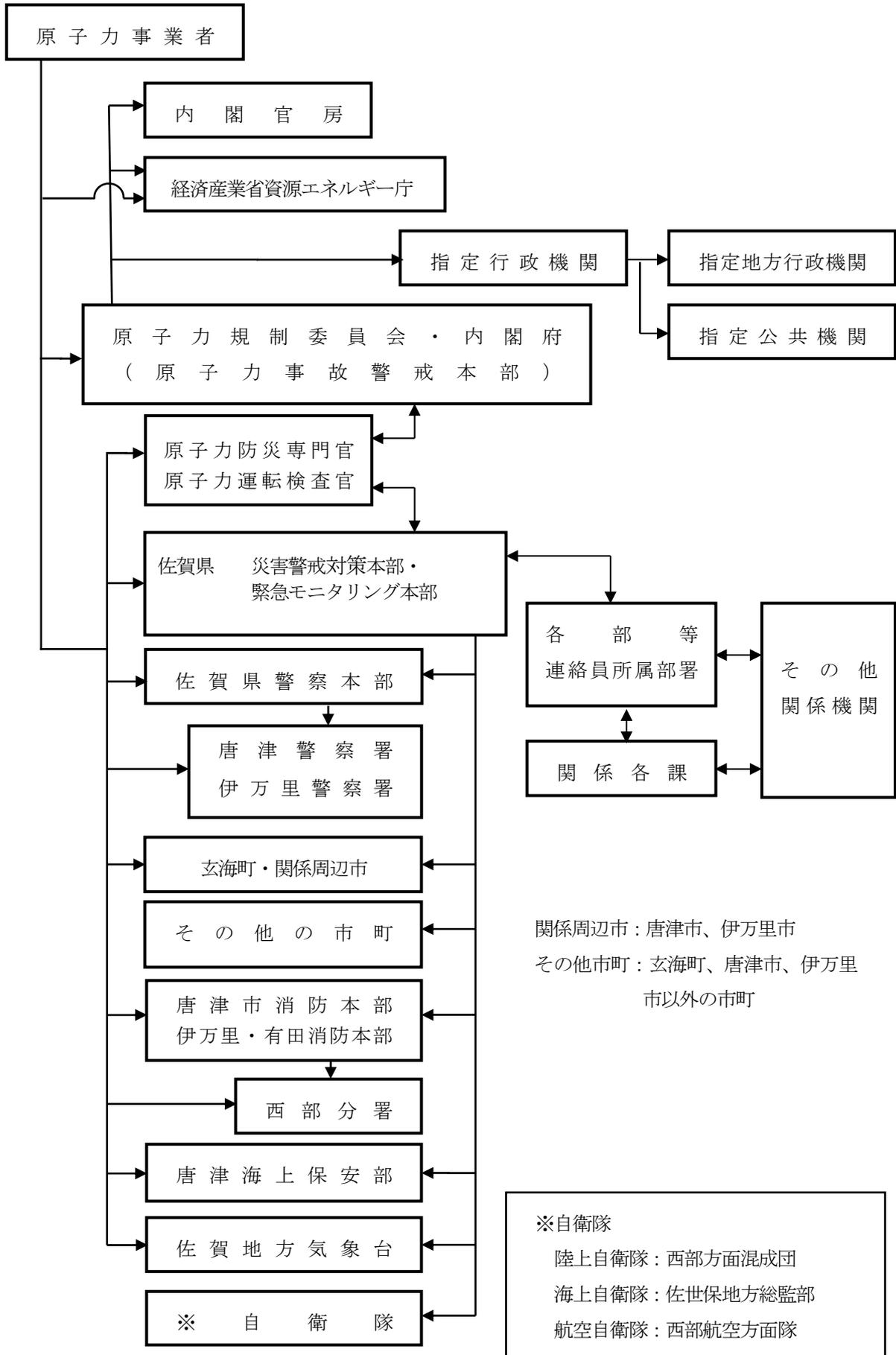
なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Zの住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町、関係周辺市の対応

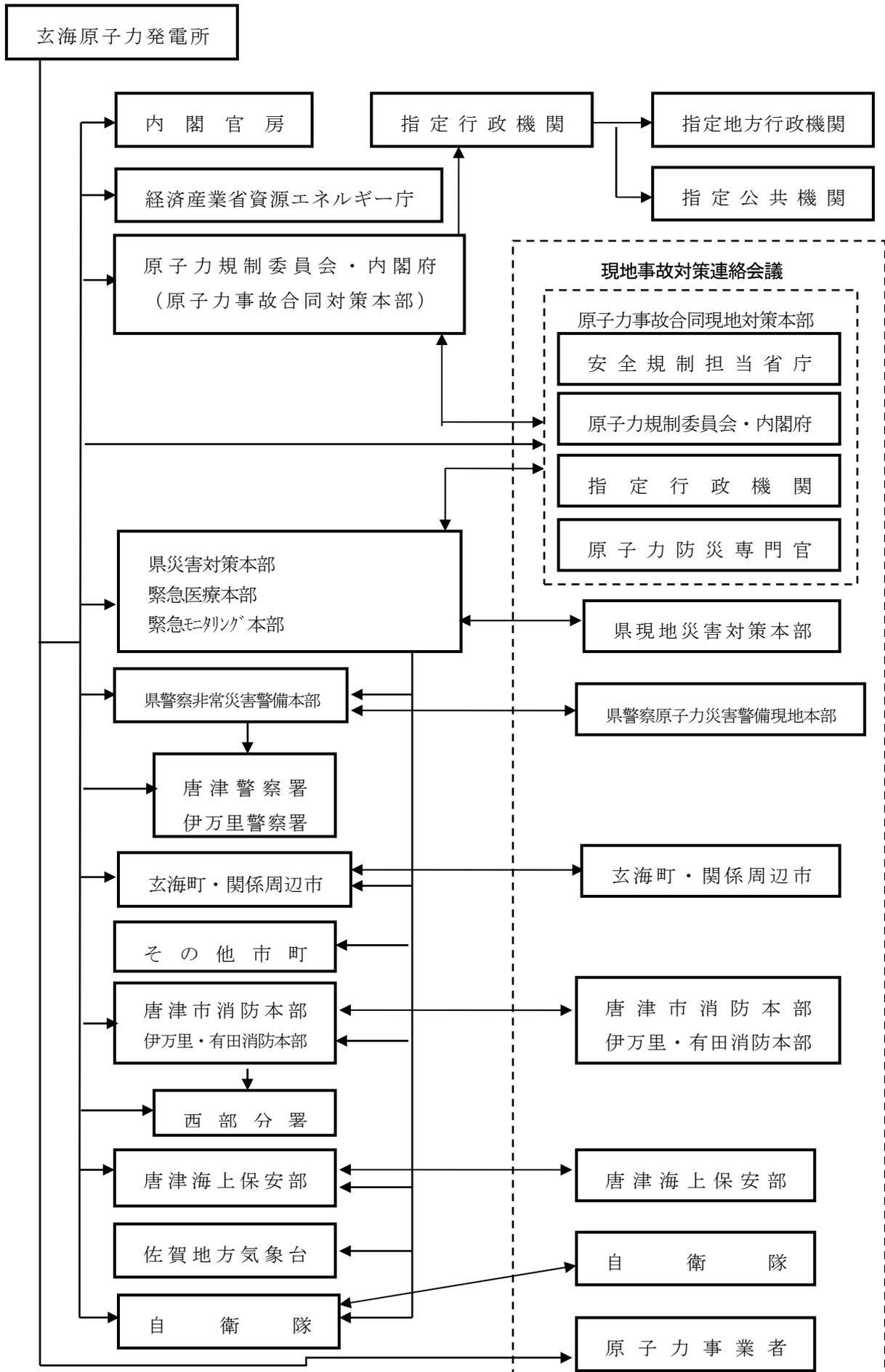
玄海町及び関係周辺市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び関係周辺市は、P A Zの住民等の避難、U P Zの住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

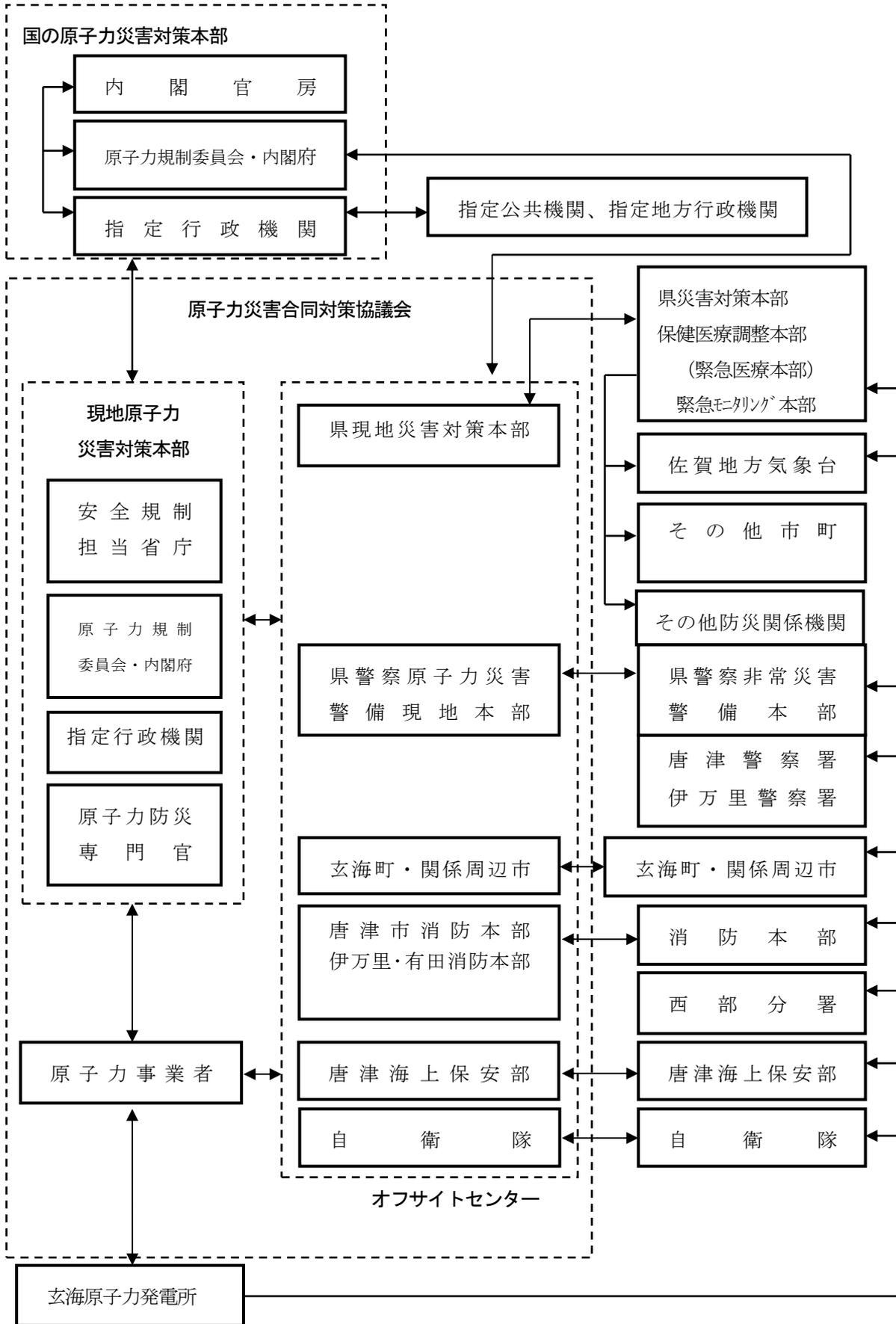
【警戒事態発生時の情報伝達経路】



【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



【緊急事態宣言後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

第3節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる活動体制を確立する。

1 市の活動体制の確立

(1) 災害対策連絡室の設置

市は、県から警戒事態発生 of 通報を受けた場合、県が災害警戒対策本部等を設置した場合又は玄海町、関係周辺市の長が必要と認めた場合、あるいは原子力事業者から安全協定第3条第1号又は第4条に基づく非常時又は異常時（警戒事態を判断するEALに該当する事象の発生に限る。）の連絡を受けた場合において、災害対策連絡室を設置し、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制など必要な体制をとるとともに、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

災害対策連絡室の設置、体制及び運営については、「第3編 地震・津波災害対策」に準じる。

(2) 災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、内閣総理大臣が「緊急事態宣言」を発出した場合、県が災害対策本部を設置した場合又は玄海町、関係周辺市の地域に避難指示等が出された場合において、災害対策本部を設置し、あらかじめ指定した避難所の設置、玄海町、関係周辺市の避難者の誘導など必要な支援を行う体制をとる。

災害対策本部の設置、体制及び運営並びに避難所の設置及び運営体制については、「第3編 地震・津波災害対策」に準じる。

第4節 緊急時モニタリング活動

市は、県から緊急時モニタリングの実施要請があった場合は、可搬型モニタリングポストをあらかじめ指定した場所に設置し、空間放射線量率のモニタリングを実施するものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

1 玄海町、唐津市の住民等の避難受け入れ

市は、緊急事態宣言の発出等により、玄海町、唐津市の住民等に対し避難指示等が行われた場合は、玄海町、唐津市と本市が締結した「原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書」に基づき、玄海町、唐津市と連絡調整を行うとともに、避難者の受け入れのためにあらかじめ指定した避難所を提供し、避難所において玄海町、唐津市の職員の補助を行うなど必要な支援を行う。

また、市は、玄海町、唐津市の住民等の避難が円滑に実施されるように、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置するなどの支援のほか、玄海町、唐津市から避難所において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合は、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき必

要な支援を行う。

2 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 緊急事態宣言発出時における避難の指示等

市は、緊急事態宣言が発出された場合は、住民等に対し、国若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、市の地域において、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住居者等に対し、屋内での退避等の避難行動を指示することができるものとする。

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、国及び関係地方公共団体と綿密な連携を行うものとする。

(2) O I Lに基づく避難等

市は、市の地域において、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(3) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案が市に伝達された場合、市は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、県は、市から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県並びに玄海町及び周辺市は、避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、事前の状況把握等を行うとともに、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針（施設敷地緊急事態の場合）
- ・P A Z内の避難者の数及び避難の方針（全面緊急事態の場合）
- ・U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針（全面緊急事態の場合）
- ・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針（全面緊急事態の場合）
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(4) 広域避難に係る調整等

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になるなど避難計画に定める避難先以外へ避難する必要が生じた場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

【参考／避難等に関するOIL [原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル]】

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ※1 | 防護措置の概要 |
|--------|-------|--|--|--|
| 緊急防護措置 | OIL 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2 | 数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む) |
| | OIL 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。 |
| 早期防護措置 | OIL 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2 | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5 |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間

値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

【佐賀県地域防災計画より抜粋（出典：原子力災害対策指針 表3）】

第6節 医療活動等

市、佐賀県医師会及び多久・小城地区医師会は、避難所における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力する。

第7節 飲料水、飲料物の摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の接種制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を指示する。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指示及び要請に基づき、放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な措置をとるよう市に指示する。

市は、国の指導、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

市及び県は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

【飲食物摂取制限に関するOIL ※1（佐賀県地域防災計画より抜粋）】

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ※ 2 | 防護措置の概要 |
|-----------------|---|---|--|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4 | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| OIL 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | (別表を参照) | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |

(別表)

| 核種 ※5 | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他 |
|-----------------------|---------------|----------------------|
| 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ※6 |
| 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg |
| プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg |
| ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg |

※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency 以下、「IAEA」とする。）では、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、市に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、措置を講じるよう指示する。

市及び県は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、市の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

市、県及びその他防災関係機関は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう市、国及び玄海町、関係周辺市との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への放送要請によるテレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFM）等の有効活用や、緊急速報エリアメール及び防災ネットあんあんの活用により住民等への情報伝達を図る。

市は、住民等への情報提供を図るため、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、

専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市及び県は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難所など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、市は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

市及び県は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表するなど、誤情報の拡散抑制に努める。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

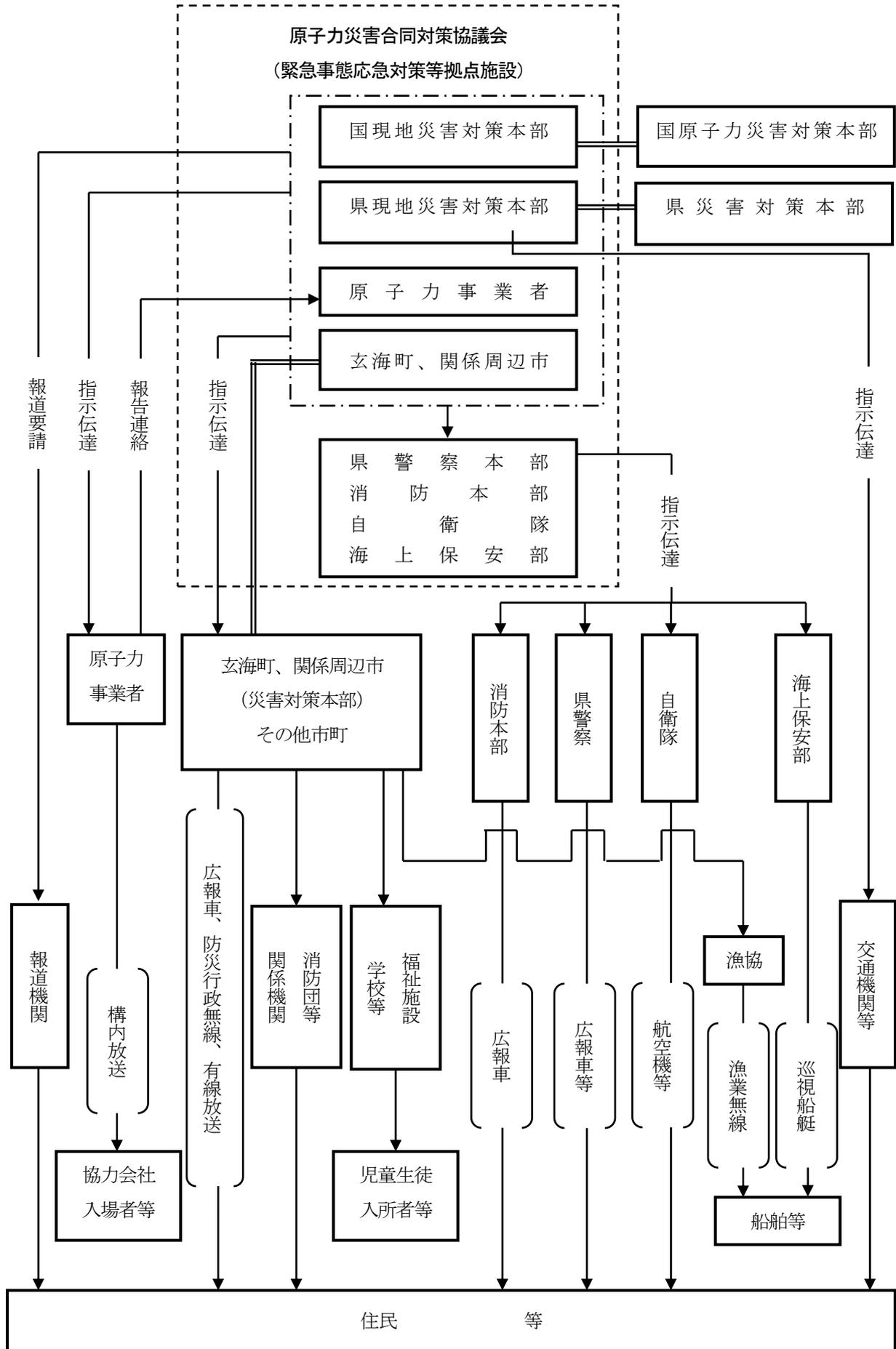
(1) 市、県、国及び原子力事業者は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて受付体制等の対応を実施する。

また、市、県、国及び原子力事業者は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防署、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



第9節 文教対策計画

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校等」という。）は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、市及び県に対し学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

市及び県は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

私立学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

学校等並びに市、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

市、県及び私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

- (ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるか否かを問わず、教科書名、被害冊数等を市の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。また、このことを文部科学省に対し、報告する。
- (イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4 被災生徒等への支援

(1) 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2) 育英資金貸付金

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

5 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

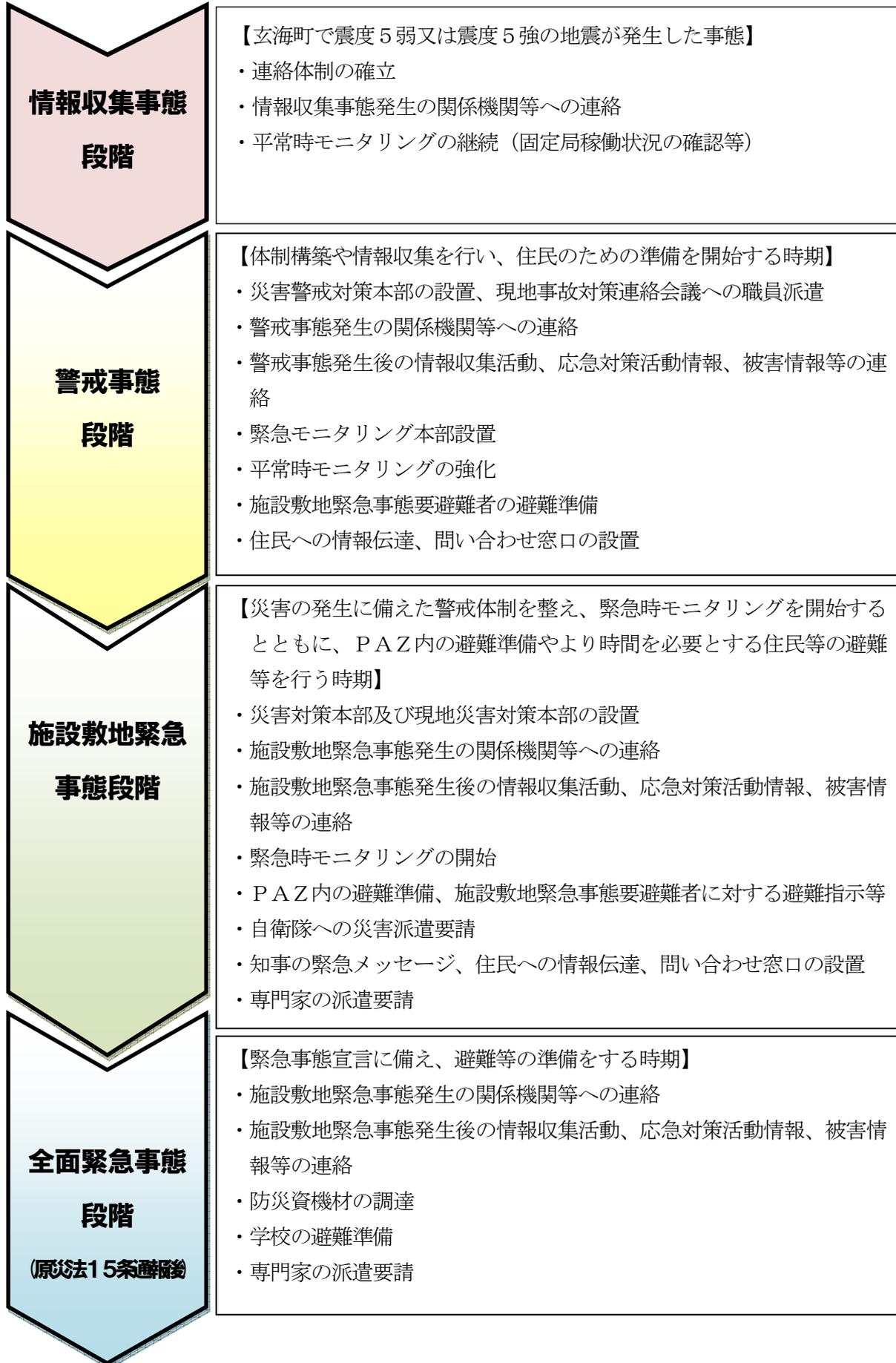
指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第10節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることも留意が必要である。

【原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期】



**全面緊急事態
段階（緊急事態
宣言発出後）**

【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】

- ・ 合同対策協議会の設置・職員の派遣
- ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
- ・ 原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請
- ・ P A Z への避難指示、U P Z への屋内退避指示等
- ・ 防災資機材の装備
- ・ 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

**O I L に基
づく避難指
示等が出さ
れた場合
（大量の放
射性物質が
放出された
場合）**

【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】

- ・ O I L に基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む）
- ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
- ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給
- ・ 原子力災害医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示、避難退域時検査）
- ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
- ・ O I L に基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
- ・ 風評被害に対する相談窓口の設置
- ・ 治安の維持
- ・ 災害救助法の適用
- ・ 除染、廃棄物処理 など

**大量の放射
性物質放出
が長期に及
んだ場合**

【被災者の生活再建に向けた対策の時期】

- ・ 警戒区域の設定
- ・ 応急教育の実施、教育の再開
- ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
- ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
- ・ 風評被害対策
- ・ 家畜対策
- ・ 義援物資・義援金の受入
- ・ 健康管理対策
- ・ 除染、廃棄物処理 など

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市、県、国、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難指示等を行った場合、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物資による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、ため池、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染するなど妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市に除染等に必要の防災資機材を貸与するとともに、市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び住民は、避難指示等があった地域以外に関する除染に当たっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示等があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

(1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝

打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。

線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去するなど、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなどなど、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第5節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、県、国及び原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物など除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第6節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導、助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第7節 復旧に向けた環境放射線モニタリング

国、県、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

第8節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

市及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市、県及び国は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行うなど国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

県は、国及び市と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第11節 心身の健康相談活動

市、県、国、佐賀県医師会及び多久・小城地区医師会は、国からの放射性物資による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、市及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物資による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

小城市地域防災計画

第5編 その他の災害対策

令和7年5月
小城市防災会議

目 次

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第5編 | その他の災害対策 | 1 |
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第2章 | 航空災害対策 | 2 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 2 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 6 |
| 第3章 | 林野火災対策 | 21 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 21 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 25 |
| 第3節 | 災害復旧計画 | 34 |
| 第4章 | 海上災害対策 | 35 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 35 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 37 |
| 第3節 | 災害復旧計画 | 51 |
| 第5章 | 大規模火事災害対策 | 52 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 52 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 56 |
| 第3節 | 災害復旧・復興計画 | 64 |
| 第6章 | 鉄道災害対策 | 65 |
| 第1節 | 災害予防対策計画 | 65 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 68 |
| 第3節 | 災害復旧計画 | 76 |

第5編 その他の災害対策

第1章 総則

- 1 本編においては、風水害対策、地震・津波災害対策、原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - 航空災害対策
 - 林野火災対策
 - 海上災害対策
 - 大規模火事災害対策
 - 鉄道災害対策

- 2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第2編（風水害対策）、第3編（地震・津波災害対策）、第4編（原子力災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等

市、県、県警察、消防署、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報収集の施設・設備・機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、市、県及び各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

さらに、市、県及び各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集体制の整備

市及び県は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

市、県、県警察、消防署、航空運送事業者その他防災関係機関は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 市防災行政無線施設の点検と運用方法の習熟

市は防災行政無線施設の機能が十分発揮できるよう、無線設備の総点検を定期的実施する。

市、県、県警察、消防署その他防災関係機関は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

(2) 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(3) 非常通信体制の整備

ア 非常通信訓練の実施

市、県及びその他防災関係機関は、航空災害時等に必要に応じて電波法（昭和25年法律

第131号)第52条の規定に基づく非常通信の活用(目的外使用)が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

イ 非常通信の普及・啓発

県は、防災関係機関に対し、風水害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 参集体制の整備

市、県、県警察、消防署、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

1 市

(1) 職員の確保

市は、航空災害時等応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、配備体制や職員の参集基準を明確にし、これに当たる職員の確保を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

(3) 航空事故時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる部長は、各対策部が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図る。

2 各防災関係機関

県警察、県、消防署、航空運送事業者その他防災関係機関は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

第3項 広域防災体制の強化

市、県、県警察、消防署その他防災関係機関は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

1 市、消防署

市及び消防署は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

2 その他防災関係機関

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定の締結等を進める。

3 「佐賀空港緊急時対応計画」に定められた防災関係機関等

市、県、県警察、消防署その他防災関係機関等は、「佐賀空港緊急時対応計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、連携強化を図るものとする。

第4項 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

市、県、県警察、消防署、海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、航空災害時等の搜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

1 搜索用資機材等の整備

市、県警察は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

海上保安部は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇の整備を行う。

2 救助・救急及び消火用資機材等の整備

市、県及び消防署は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県警察、海上保安部及び自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

県は、市、消防署、海上保安部その他防災関係機関に係る資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

市、県及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動体制の整備

(1) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(2) 医療救護資機材等の備蓄

市、県その他防災関係機関は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

第5項 交通管理体制の整備

県警察及び道路管理者は、航空災害時における消火、救急活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。

1 道路交通管理体制の整備

県警察及び道路管理者は、信号機、交通情報板等の道路交通管理施設の整備に努める。

2 交通規制の周知

県警察は、航空災害時において交通規制が実施された場合の運転者がとるべき措置について、車両運転者に対しその内容の周知を図っておくものとする。

第6項 住民等への情報提供体制の整備

市、県及び放送事業者は、住民や家族等へ正確な情報を適切に提供するための体制を整備しておくものとする。

1 情報提供体制の整備

市、県及び放送事業者は、住民等へ航空災害に関する正確な情報を適切に提供できるような体制の整備を図る。

2 被災者の家族等への対応体制の整備

市、県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておくものとする。

第7項 職員への周知及び防災訓練

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

1 防災担当職員等への周知徹底

市、県、県警察、消防署及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知するものとする。

2 防災訓練の実施

市、県、県警察、消防署、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、その他防災関係機関は、航空災害時等において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

(1) 災害情報連絡室

ア 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生する恐れがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼航空機等の墜落事故・行方不明が発生し、又は発生する恐れがある場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課及び情報収集が必要となる課で構成する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

エ 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

航空災害対策における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

カ 配備要員

航空災害対策における災害対策本部の配備要員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

キ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は航空災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに集合し、所定の場所で配備につくものとする。

ク 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

ケ 県その他関係機関との連携

市災害対策本部は、県、関係市町、国の対策本部等と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

また、市は、航空災害を覚知したときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

コ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

2 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

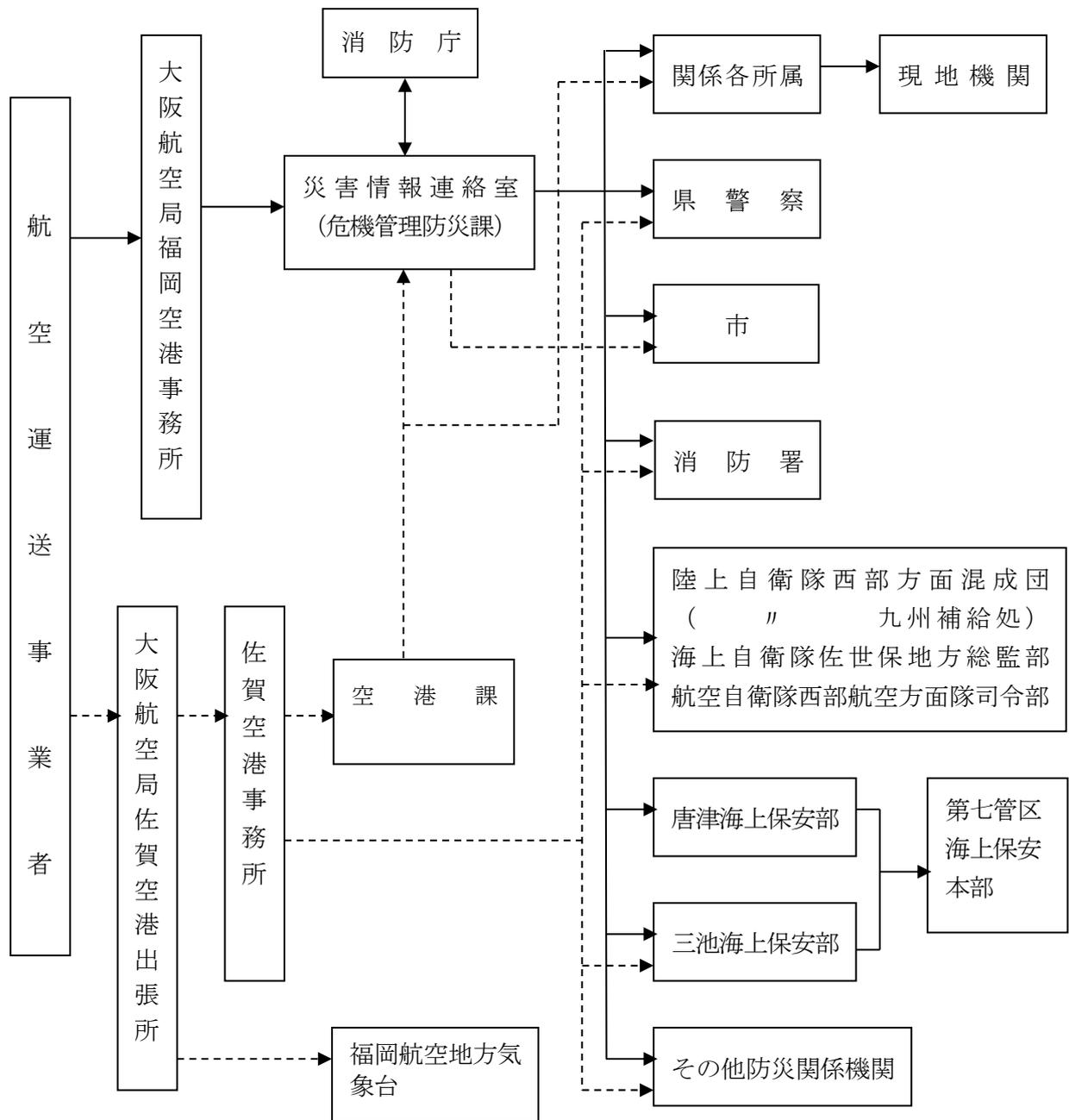
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、海上保安部、消防署、自衛隊、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

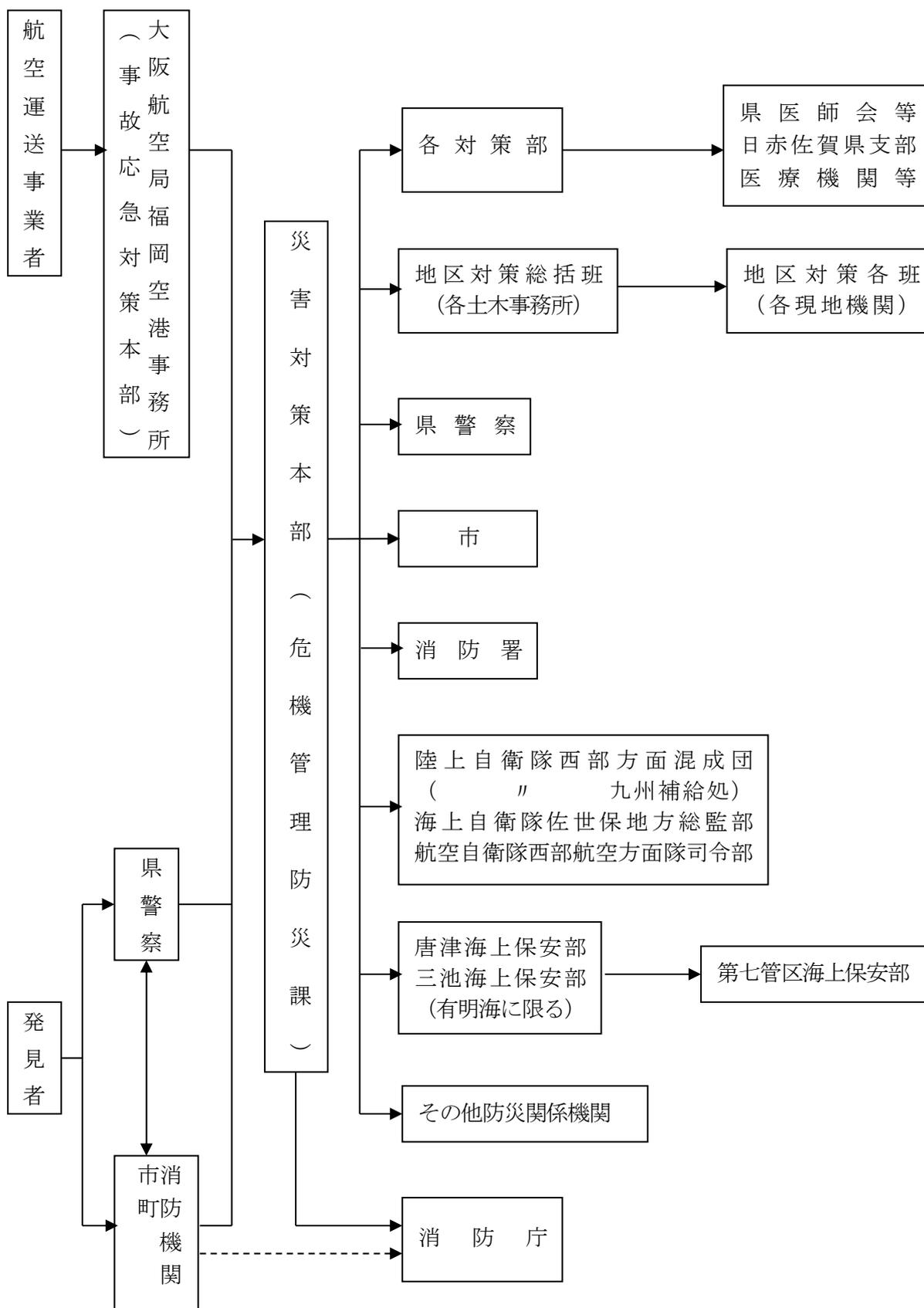
1 航空事故発生時等の情報連絡ルート

(1) 災害情報連絡室の場合



※ -----は、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づく連絡ルート

(2) 災害対策本部の場合



※ ----- は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）
- イ 事故発生時刻、発生場所
- ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名
- エ 搭乗人員及び搭乗者名

[第2段階]

- ア 被害情報
 - ① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
 - ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）
 - ④ 航空事故に伴う周辺の被害状況
- イ 応急対策活動情報
 - ① 応急対策の活動状況
 - ② 災害対策本部の設置、活動状況等

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

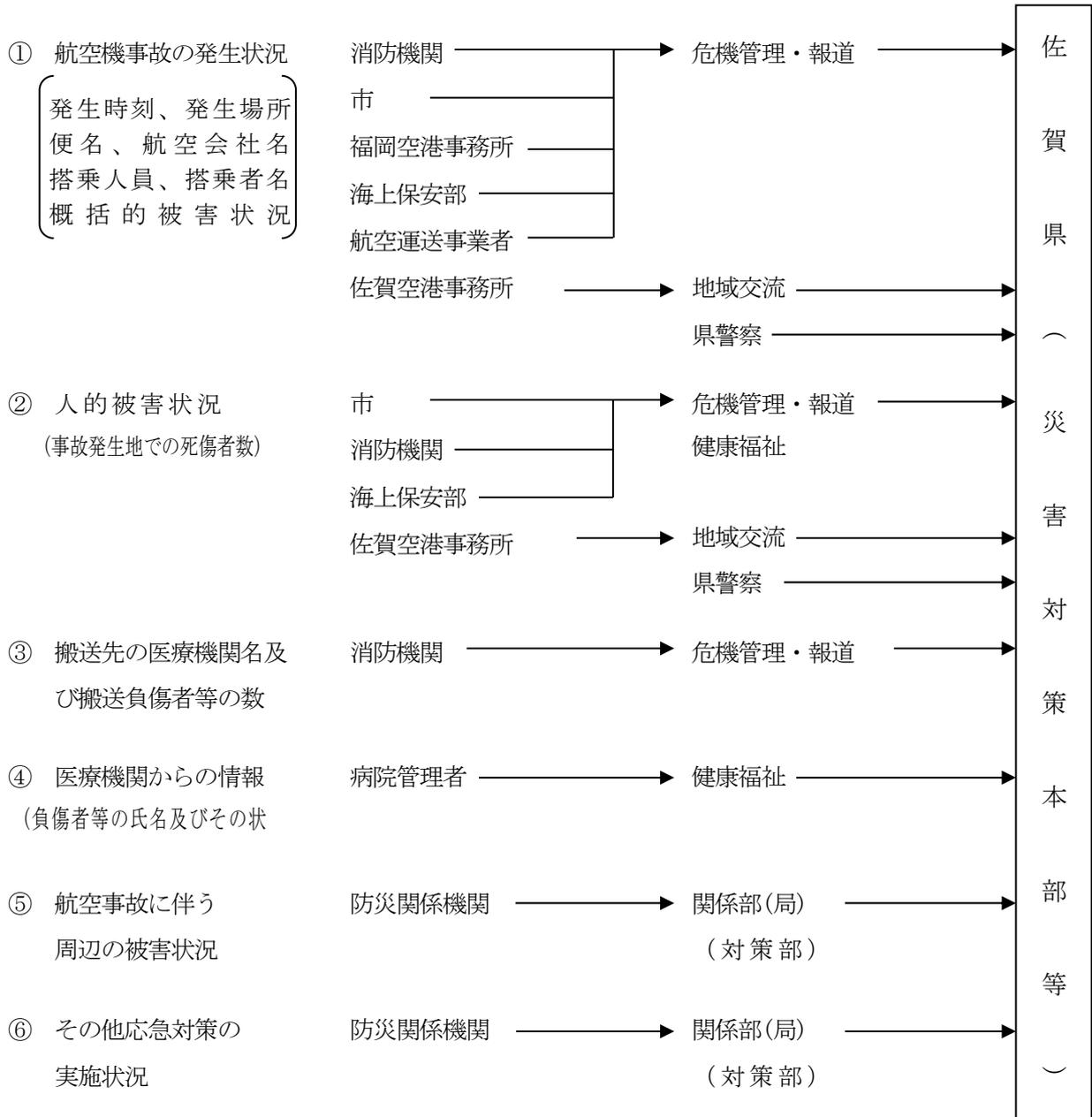
各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



3 国への被害状況等の報告

市、県及び消防署は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害対策」の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

[報告を必要とする災害の基準]

| | |
|-------------|--|
| 消防庁への即報基準 | <p>【一般基準】</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>【個別基準】</p> <p>航空機火災</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> |
| 消防庁への直接即報基準 | 航空機火災 |

第3項 自衛隊災害派遣要請

航空災害が発生し、被害状況の把握、遭難者等の捜索救助、応急医療、緊急輸送などのため自衛隊の支援が必要と認める場合、市長は、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

第七管区海上保安本部長は、海上において航空災害が発生し、必要があると認める時は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

1 市長の災害派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

航空災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合

(2) 災害派遣要請の手続き

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。

なお、災害により(1)の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、知事に対して電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考になるべき事項

この要請は、防災対策課が担当する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭または電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。

2 第七管区海上保安本部長の災害派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

海上において航空災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要と認める場合。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 要請先

| | |
|-------|--------|
| 海上自衛隊 | 佐世保地方隊 |
| 航空自衛隊 | 築城基地 |
| 航空自衛隊 | 芦屋基地 |

イ 要請の手続き

第七管区海上保安本部と自衛隊の災害協定による。

3 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

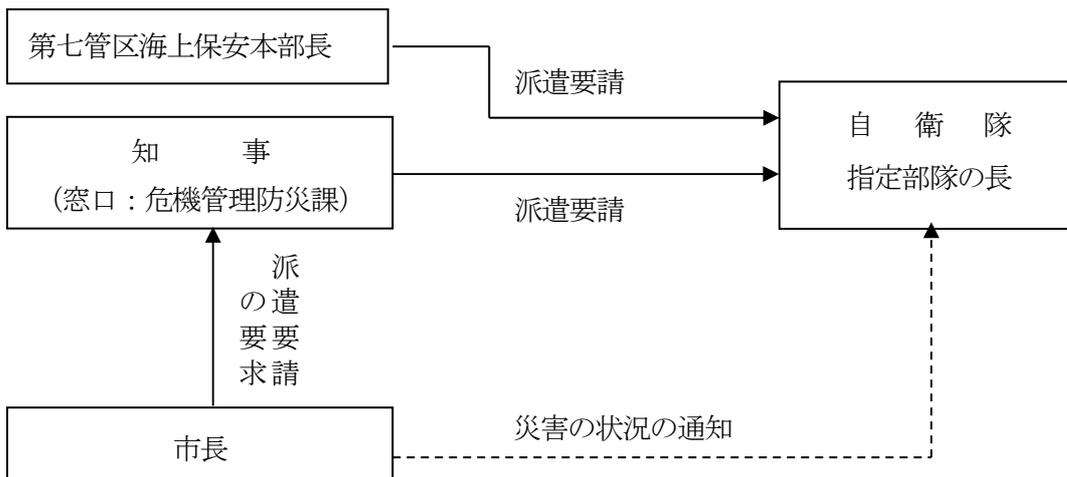
市長は、市の地域に係る航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を次表の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

| 区 分 | 部 隊 の 長 | 担 任 部 署 |
|-------|------------|----------|
| 陸上自衛隊 | 西部方面混成団 | 第3科 |
| | 第4師団長 | 第3部 |
| 海上自衛隊 | 佐世保地方総監 | 防衛部第3幕僚室 |
| 航空自衛隊 | 西部航空方面隊司令官 | 防衛部防衛課 |

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) -----は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

4 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、航空災害に際し、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、例えば、

大規模な航空事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態が発生したことを探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣など、特に、緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第83条第2項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

自衛隊の活動範囲及び自衛隊の派遣部隊との連絡調整等に関しては、「第2編『風水害対策』第3章第6節第3項から第7項」までに準じるものとする。

第4項 捜索活動

市、県、県警察、海上保安部、消防署及び自衛隊は、相互に協力して航空機の事故発生場所の捜索活動を円滑・迅速に実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署、市及びその他防災関係機関の捜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる捜索活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、ヘリコプターなどによる捜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

3 海上保安部

海上保安部は、海上において巡視船艇等による捜索活動に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4 消防署及び市

消防署及び市は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、捜索活動を行う。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

5 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、捜索活動を実施する。

第5項 救助・救急及び消火活動

市、県、県警察、海上保安部、消防署及び自衛隊は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 県

(1) 応援の指示又は出動・派遣の要請

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、市及び消防署、他の防災関係機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- ア 県消防防災ヘリコプターによる救助・救急及び消火活動を実施する。
- イ 他の市町に対し、応援を指示する。
- ウ 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。
- エ 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(2) 「佐賀空港緊急時対応計画」に基づく活動

佐賀空港事務所は、空港内及びその周辺海上において航空機事故が発生した場合には、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づき、速やかに被害状況を把握するとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り、積極的に支援活動を行う。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 被災者の救助
- (3) 救助・救急活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3 海上保安部

海上保安部は、海上において航空災害が発生した場合は巡視船艇等を出動させ、救助・救急及び消火活動を実施する。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4 消防署及び市

(1) 救助・救急活動

消防署及び市は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、県、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

消防署は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防署は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

消防署及び市は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

5 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助・救急及び消火活動を実施する。

第6項 保健医療活動

市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び多久・小城地区医師会等は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 救護所の設置、運営

(1) 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市から要請があった場合は、県医師会等に対し、多久・小城地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

佐賀空港事務所は、空港及びその周辺海上における航空事故により負傷者等が発生した場合は、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づき、トリアージ地区及び救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、医師会、医療機関等に協力を要請する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り医療資機材搬送車を活用した支援活動を実施する。

(2) 市

市は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、多久・小城地区医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

2 その他

その他の事項については、「第3編 地震・津波災害対策 第2章 第2節 第10項」に準じる。

第7項 警戒区域の設定等

警戒区域の設定を実施する者は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第8項 輸送対策

市、県、県警察その他防災関係機関は、航空災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1 緊急輸送の実施

市、県、県警察その他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送手段の確保

市、県、県警察その他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

市は、必要となる車両等輸送手段が確保できないときは、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

県は、市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。

なお、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材については、県は、必要に応じ、災害対策基本法第86条の16に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策のために特に必要がある場合に限り、県は、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資等の運送要請があった場合は、これに応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該要請に対応するものとし、こうした要請に対応できるよう、防災業務計画等において物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくこととする。

(1) 車両

- ア 県有車両の提供
- イ 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ウ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両確保を要請（運送命令の措置を含む）
- エ 社会福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- オ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 船舶

- ア 県有船舶の提供
- イ 船舶事業者、漁業協同組合等に対し、協力の要請

- ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
- (3) 航空機（ヘリコプター）
 - ア 県消防防災ヘリコプターによる輸送
 - イ 消防庁に対し、広域航空消防応援の要請
 - ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

3 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県公安委員会（県警察）が行う。

また、県は、原則として、県関係車両分について行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。

第9項 住民等への情報提供活動

市、県、県警察、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害の状況等について正確な情報を適切に提供するものとする。

1 住民等への情報提供

(1) 市

ア 広報資料の収集

市は、県、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関から収集した情報を広報資料として整理する。

イ 広報活動

防災行政無線、防災メール、公用車、テレビ（ケーブルテレビを含む。）・ラジオ等放送媒体、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア（ツイッター等）等）等の保有する広報手段を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

- ① 航空機事故の発生状況
- ② 人的被害及び救助・救急活動の状況
- ③ 火災・消火活動の状況
- ④ 負傷者等の収容状況
- ⑤ その他必要と認められる情報

(2) 各防災関係機関等

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2 被災者の家族等への情報伝達

市、県、航空運送事業者その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

市、県及び航空運送事業者は、必要と認める場合、専用電話、ファックス及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。また、総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第10項 遺体の処理収容

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察、海上保安部による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、市は必要に応じ安置所を設置する。

1 検視、身元確認等

(1) 県警察

県警察は、市から連絡があった場合又は自ら災害発生現場において遺体を発見した場合は、刑事訴訟法又は死体取扱規則、検視規則等に基づき、速やかに検視等を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(2) 海上保安部

海上保安部は、市から連絡があった場合又は自ら発災現場において遺体を発見した場合は、海上保安庁死体取扱規則等に基づき速やかに検視等を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(3) 市及び消防署

市及び消防署は、災害発生現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

(4) 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

2 遺体の収容

市は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

第11項 心のケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障がいや心的外傷後ストレス障がい（PTSD）など精神的に不安的な状況になるなど、心の健康に大きな影響を及ぼす。

このため、市、県及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、市は、「佐賀県災害時心のケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、県、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

市、県、森林管理署、消防署及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

1 住民等への予防思想の普及啓発

市、県、森林管理署及び消防署は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

市、県、森林管理署及び消防署は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

市及び消防署は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、小城市火入れに関する条例（平成17年条例第149号）に基づき必ず市長の許可を受けること。
- (2) 市火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は市が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。

(6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市及び消防署への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

市、県、森林管理署及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市は、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

市、県及び森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

市、県、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の関係市町が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 消火活動体制の整備

市、県及び消防署は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

1 消防施設の整備

市及び県は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

市及び消防署は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県はヘリコプター及び空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防署と協議の上、適正な分散配置に努める。

3 林野火災用防災マップの作成

市、県及び消防署は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

(1) 市及び消防署

市及び消防署は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

ア 現場における統轄的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

- ① 補給基地及び臨時ヘリポートの確保
- ② 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備
- ③ 必要人員の把握

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

(2) 県

県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。

また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|------------------------|-----------|---|---|---|---|
| 避難・収容体制の整備 | 地震・津波災害対策 | 3 | 2 | 2 | 7 |
| 情報の収集・連絡手段の整備等 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 参集体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 2 |
| 広域防災体制の強化 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 3 |
| 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 4 |
| 住民等への情報提供体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 6 |
| 職員への周知及び防災訓練 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 7 |

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、直ちに市及び消防署へ通報し、通報を受けた市及び消防署は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1 県

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、県防災行政無線の自動一斉指令等により、直ちに市及び消防署に通報する。

2 市

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、火の使用を制限する。

また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

3 消防署

消防署は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

市、県その他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

(1) 災害情報連絡室

ア 設置基準

林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 焼損面積が5ha以上と推定される場合
- ② 住家等へ延焼するおそれがある場合
- ③ その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課、農林水産課及び情報収集が必要となる課並びに関係現地機関で構成する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(2) 災害対策連絡室

ア 設置基準

林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 焼損面積が10ha以上と推定される場合
- ② 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合
- ③ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合
- ④ 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合
- ⑤ その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整並びに空中消火の実施に関すること。

ウ 構成

災害対策連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課、農林水産課及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

エ 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(3) 災害対策本部

ア 設置基準

延焼拡大により林野火災が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

- ① 焼損面積が20ha以上に達すると推定される場合
- ② 多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ③ その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

エ 指揮命令系統

市長が不在または事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

林野火災対策における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

カ 配備要員

林野火災対策における災害対策本部の配備要員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

キ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに集合し、所定の場所で配備につくものとする。

ク 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

ケ 県その他関係機関との連携

市災害対策本部は、県、関係市町、国の対策本部等と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

また、市は、林野火災を覚知したときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

コ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

2 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

3 森林所有者

森林所有者は、市、県、県警察及び消防署との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

第3項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、森林管理署、消防署、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - ① 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
 - ② 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - ③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - ④ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - ⑤ 住民等の避難状況及び避難所
- イ 応急対策活動情報
 - ① 災害対策本部等の設置状況
 - ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県への応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集する。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 市及び消防署の情報収集と連絡

市及び消防署は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

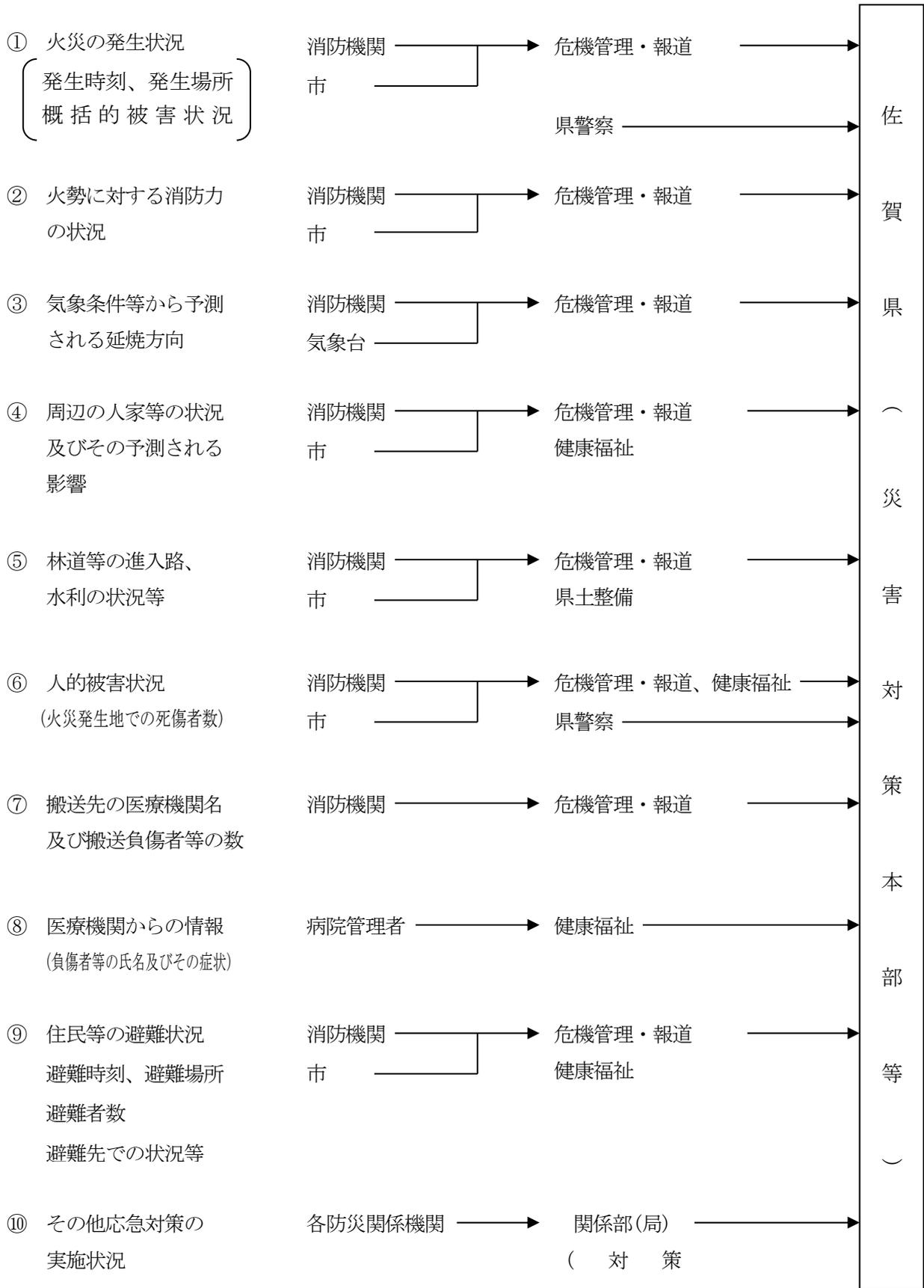
各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



3 被害状況等の報告

市、県及び消防署は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告に当たっては、第2編「風水害対策」の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

[報告を必要とする災害の基準]

| | |
|-----------|--|
| 消防庁への即報基準 | 【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 ア 焼損面積10ha以上と推定されるもの イ 空中消火を要請又は実施したもの ウ 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの航空機火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの |
| 林野庁への速報基準 | ア 焼損面積（10ha以上のもの） イ 人身事故を伴ったもの ウ 住家等施設焼失を伴ったもの エ 重要な森林（保安林、自然公園等）で県が特に必要と認めたもの |

第4項 消火活動

市、県、消防署及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 現場指揮本部の設置

市及び消防署は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

市及び消防署は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生

の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎよ活動を実施する。

(2) 安全管理

市及び消防署は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

市及び消防署は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

市及び消防署は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

ア 市及び消防署

市及び消防署は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

① 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

② 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

③ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

イ 県

県は、県消防防災ヘリコプターを出動する。また、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。

(3) 空中消火の実施

ア 市及び消防署

市及び消防署は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

① 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。

② 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

③ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

④ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

イ 県

県は、市及び消防署から空中消火用資機材の調達の要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、他の消防署に対し、保管している空中消火用資機材を空中消火活動の拠点となる補給

基地へ輸送するよう要請する。

また、火勢等の状況から、空中消火用資機材が不足又は不足するおそれがある場合は、隣県等に資機材の提供及び輸送を要請する。

ウ ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、市、県及び消防署と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6項 二次災害の防止

市、県及び森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

市及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|-------------|-----------|---|---|----|----|
| 避難計画 | 地震・津波災害対策 | 3 | 3 | 14 | — |
| 自衛隊災害派遣要請 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 3 |
| 救助・救急及び消火活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 5 |
| 医療活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 6 |
| 輸送対策 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 8 |
| 住民等への情報提供活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 9 |
| 遺体の処理収容 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 10 |

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

市、県及び森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 海上災害対策

この海上災害対策計画は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び海上運送事業者等（海上運送事業者、石油事業団体及びその他の民間事業者をいう。以下同じ。）が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 消火活動体制の整備

市、海上保安部及び消防署は、海上火災の発生に備えた消火用資機材等の整備等による消火活動体制の整備に努める。

1 消火用資機材等の整備

海上保安部は、消防設備を有する船艇及び資機材の整備に努める。

市及び消防署は、消火用資機材等の整備に努める。

2 消火活動にかかる連携の強化

海上保安部及び消防署は、船舶火災に関し協定等の締結を推進し、必要に応じて入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況など必要な資料及び情報を常時相互に交換するなど連携の強化に努める。

第2項 油の大量流出時における防除資機材等の整備

市、県、海上保安部、消防署、海上運送事業者等その他防災関係機関は、各々必要に応じて、油が大量に流出した場合に備えて、船艇、オイルフェンス、油回収装置、油吸着マット及び油処理剤などの資機材等の整備に努める。

また、市、県及び海上保安部は、防災関係機関等の資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行う。

第3項 流出油の防除に関する協議会の会員の連携強化

有明海排出油防除協議会は、大量の流出油事故に迅速な対応ができるよう、会員が有する資機材等についての情報交換、流出油防除に関する調査研究及び訓練の実施等により会員の連携強化に努める。

第4項 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安部は、海上災害が発生した場合、現場付近の船舶による新たな事故等の二次災害の発生を防止するため、船舶の航行制限・禁止、避難誘導等の措置及び航行中の船舶に対し迅速な周知活動を行う体制の整備に努める。

市、県警察及び消防署は、係留中の船舶等に火災、爆発、油流出等の海上災害が発生した場合、二次災害の発生を防止するため、付近住民への迅速な周知活動並びに避難誘導を行う体制の整備に努める。

【その他必要な事項】

その他必要な事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|------------------------|--------|---|---|---|---|
| 情報の収集・連絡手段の整備等 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 参集体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 2 |
| 広域防災体制の強化 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 3 |
| 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 4 |
| 住民等への情報提供体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 6 |
| 職員への周知及び防災訓練 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 7 |

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、県、海上保安部、事故の原因者その他防災関係機関は、海上災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

(1) 災害情報連絡室

ア 設置基準

海上災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 市海域を航行中又は係留中の船等において火災、爆発等の事故が発生した場合
- ② 市又は近隣の海域で、大量の油流出事故が発生した場合
- ③ その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課、環境課、農林水産課及び情報収集が必要となる課で構成する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(2) 災害対策連絡室

ア 設置基準

海上災害の発生又はその拡大により、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 救助を要する者が多数発生した場合
- ② 大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から市沿岸に流出油が漂着し又はその恐れがあるなど、相当な被害が予想される場合
- ③ その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

ウ 構成

災害対策連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課、環境課、農林水産課及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

エ 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(3) 災害対策本部

ア 設置基準

次のいずれかに該当する海上災害が発生した場合で、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

- ① 船の事故等により多数の死傷者が発生し、又はその恐れがある場合
- ② タンカーの事故等により大量の流出油が市沿岸の広範囲に漂着するなどその防除に相当な期間を要すると認められ、県が総合的な対策を講じる必要がある場合
- ③ その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

エ 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

海上災害応急対策における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

カ 配備要員

海上災害応急対策における災害対策本部の配備要員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報、流出油の防除その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

キ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、災害応急対策活動に従事するため、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに集合し、所定の場所で配備につくものとする。

ク 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

ケ 県その他関係機関との連携

市災害対策本部は、県、関係市町、国の対策本部等と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

また、市は、海上災害を覚知した時は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

コ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

2 海上保安部

海上保安部は、事故発生後速やかに、防災業務計画及び排出油防除計画等に基づき災害対策本部等の体制を確立し、災害の拡大防止のための必要な措置を講じる。

3 事故の原因者

事故の原因者は、事故発生後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

4 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

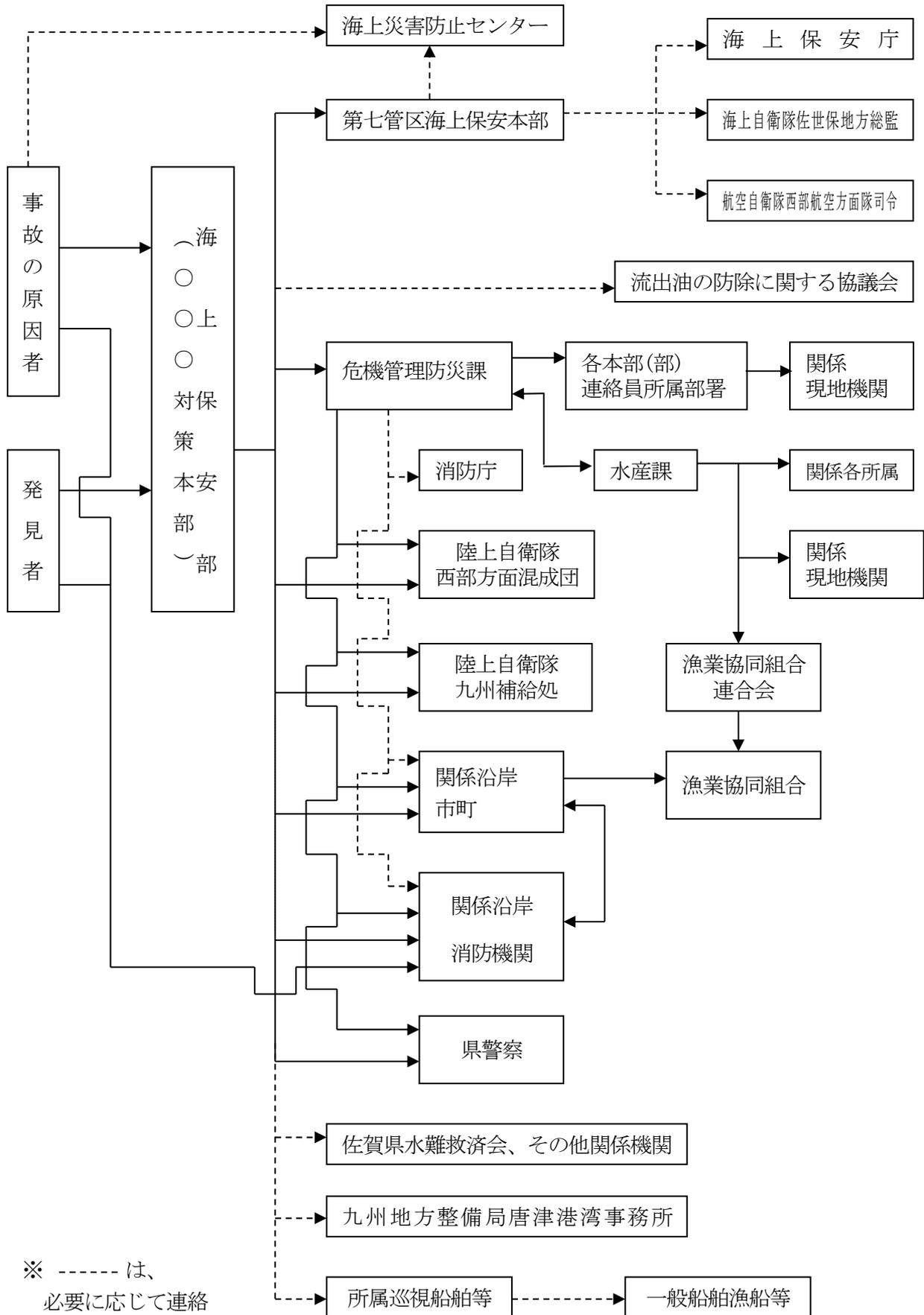
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、海上保安部、消防署、事故の原因者その他防災関係機関は、海上災害発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 海上災害発生時等の情報連絡ルート

(1) 災害情報連絡室の設置以降



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（船舶の規模、種類、破損状況等）
- ウ 事故に遭った船舶名及び船舶会社
- エ 乗客人員数及び乗組員数
- オ 油の流出状況等
 - ① 船体破損部等の油流出箇所の状況
 - ② 流出油の種類及び性状並びに積載量及び積載状況
 - ③ 流出油の推定量
 - ④ 流出油の漂流状況
 - ⑤ 付近海域における気象・海流等の状況

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - ① 人的被害状況（死傷者数、行方不明者数）
 - ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - ④ 油の流出、漂流及び漂着状況
 - a 流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無
 - b 流出油の漂流予測
 - c 流出油の海岸等への漂着のおそれの有無及び予測時間
 - ⑤ 流出油による水産資源及び環境への影響
- イ 応急対策活動情報
 - ① 災害対策本部等の設置状況
 - ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を海上保安部に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 事故の原因者の情報収集と連絡

事故の原因者は、速やかに被害状況を把握し、海上保安部及びその他関係機関に対し連絡する。

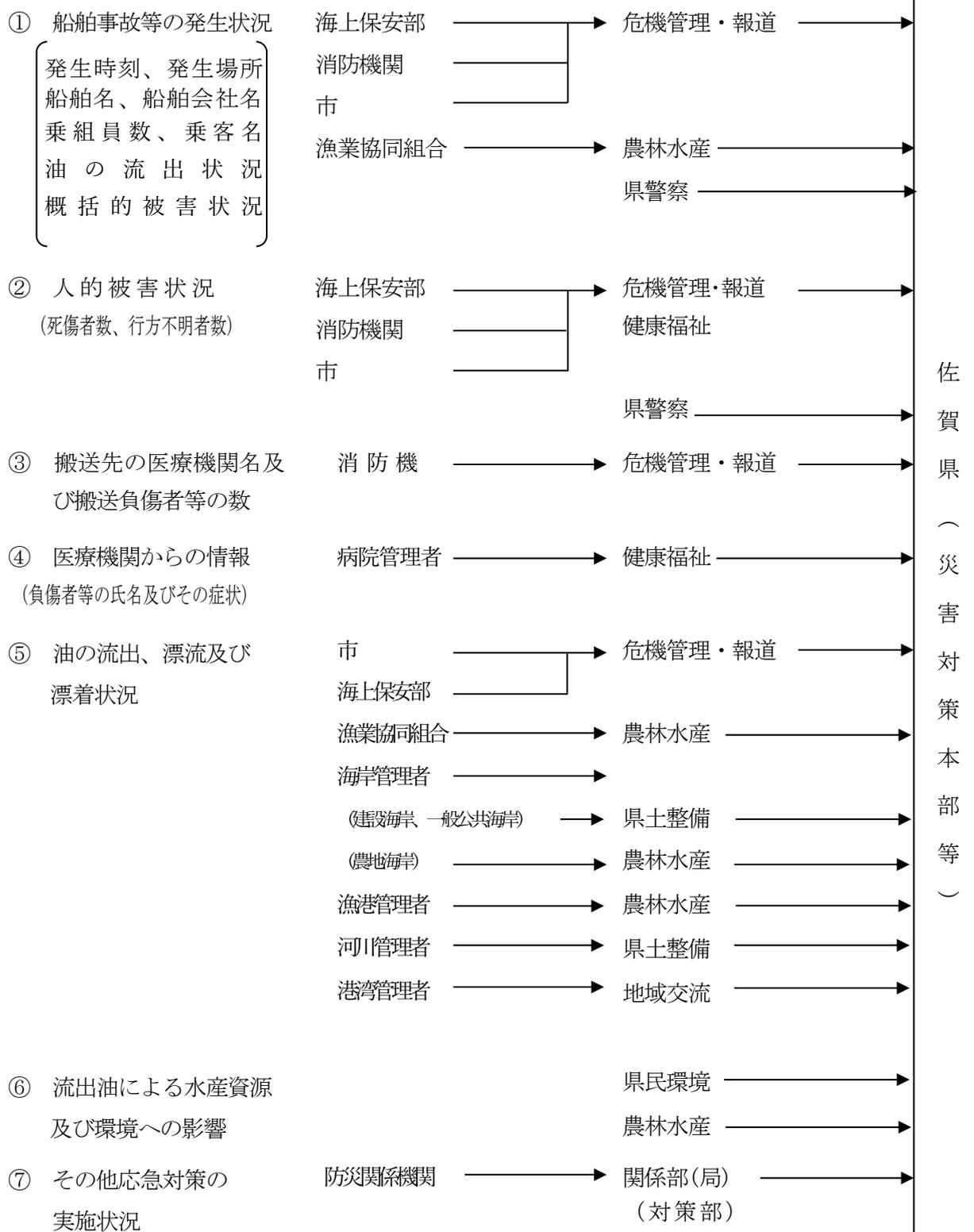
ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



3 被害状況等の報告

市、県及び消防署は、海上災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告に当たっては、第2編「風水害対策」の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

[報告を必要とする災害の基準]

| | |
|-------------|---|
| 消防庁への即報基準 | 【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 ア タンカー火災 イ 社会的影響度が高い船舶火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの |
| 消防庁への直接即報基準 | ア タンカー火災 イ 社会的影響度が高い船舶火災 |

第3項 救助・救急活動

市、県、県警察、海上保安部、消防署及び自衛隊は、海上災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は海上保安部、消防署若しくは市から応援を求められた場合は、救助・救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県の所有するヘリコプター及び船舶による救助を行う。
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助・救急活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3 海上保安部

海上保安部は、海上災害が発生した場合は、巡視船艇等を出動させ、救助・救急活動を実施する。
また、必要に応じ、佐賀県水難救済会に対し、出動を要請するほか、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4 市及び消防署

市及び消防署は、海上保安部からの通報を受けた場合、救助者の引渡し場所等を確認し、負傷者等について、引渡し場所から医療機関（救護所を含む）への搬送活動を実施する。

消防署は、負傷者等の搬送に当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防署は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

5 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助・救急活動を実施する。

第4項 消火活動

市、県、海上保安部、消防署、事故の原因者及び海上災害防止センターは、海上火災が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 県

県は、海上保安部からの通報を受けて必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 他の市に対し、応援を指示する。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (3) 県消防防災ヘリコプターを出動する。

2 海上保安部

海上保安部は、船舶において火災等による海上災害が発生した場合には、巡視船艇等を出動による消火活動を実施し、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇等の増援を要請する。

また、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、消防署と協力して、消火活動を実施する。

3 市及び消防署

市及び消防署は、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、海上保安部と協力し、迅速に消火活動を実施する。

また、海上航行又は沖合停泊中の船舶において火災等の海上災害が発生した場合は、可能な限

り海上保安部及び県と協力して消火活動の実施に努める。

4 事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、海上火災が発生した場合は、直ちに消火及び延焼防止のための応急措置を講じるとともに、海上火災の現場付近にある船舶に対し注意を喚起するための措置を講じる。

海上災害防止センターは、船舶所有者等からの委託に基づいて、消火活動を実施する。

第5項 二次災害の危険防止活動

海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、事故の原因者に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

県警察及び消防署は、係留中の船舶に火災、爆発等の海上災害が発生した場合には、速やかに付近の危険物施設への引火防止措置、火気の使用禁止措置及びその周知、立入禁止区域の設定並びに住民等への避難の周知及び誘導などの二次災害の防止活動を実施する。

第6項 大量の流出油等に対する防除・回収活動

市、県、県警察、海上保安部、消防署、自衛隊、事故の原因者、流出油の防除に関する協議会、海上災害防止センター、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者その他防災関係機関は、大量の流出油に対し、迅速かつ的確な防除・回収活動を実施する。

1 海上における防除活動

(1) 県

県は、海上保安部から要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、保有しているオイルフェンス、油吸着マット等の資機材の提供又は調達、あつせんを行うとともに、県所有のヘリコプターによる情報収集、船舶による防除活動を実施する。

また、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 他の防災関係機関への協力要請

イ 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく資機材等の応援の要請

(2) 海上保安部

ア 事故の調査及び分析・評価

海上保安部は、排出油事故の状況等を迅速に調査し、その調査結果に基づき、次の事項について分析・評価を行う。

- ① 流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無
- ② 流出油の漂流予測（拡散方向及び拡散速度）
- ③ 流出油による被害及び影響の程度
- ④ 調達可能な流出油防除資機材等及び要員の動員可能数

⑤ その他の流出油防除活動に必要な諸要件

イ 防除活動の実施

海上保安部は、事故の原因者に対し、流出油の除去その他必要な措置を指示するとともに、流出油の防除に関する協議会等に対し、防除活動のための出動を要請し、巡視船艇等による防除活動を実施する。

また、必要に応じて、第七管区海上保安本部に対し、次のことを要請する。

- ① 流出油防除資機材の供給及び油回収船等の出動
- ② 海上災害防止センターへの防除活動の指示
- ③ 自衛隊に対する災害派遣の要請

また、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し流出した油の除去その他必要な措置を講ずることを要請する。

(3) 市及び消防署

市及び消防署は、必要に応じ保有している油吸着マット、油処理剤等の資機材を提供するなど防除活動に努める。

(4) 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災関係機関と協力して、防除活動を実施する。

(5) 事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、直ちに流出した油の拡大防止及び油の流出の防止並びに流出した油の除去のための応急措置を講ずるものとする。

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等からの委託に基づいて、流出油の防除措置を実施する。

(6) 流出油の防除に関する協議会

流出油の防除に関する協議会会長から出動の要請を受けた協議会会員は、流出油の防除活動に協力するものとする。

(7) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、油防除資機材等の提供など防除活動に協力する。

2 沿岸における防除活動

(1) 県

ア 回収用資機材等の支援

県は、市から応援を求められた場合又は自ら必要と認めた場合は、県所有のもの及び調達により資機材を提供するとともに、他の市町に対する協力要請、九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく応援の要請及びその他防災関係機関への要請等による支援を行う。

イ 漂着油回収作業の支援

県は、市の回収作業のみでは対処できないと認めた場合は、防災関係機関などに応援の要請を行うとともに、必要に応じ自ら回収作業を実施する。

(2) 県警察

県警察は、漂着油の回収作業の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、次の措置を実施する。

ア ヘリコプター、警備艇による沿岸線付近の漂着油の状況、防除・回収活動等の状況について

の情報収集

- イ 回収作業現場周辺等における立入禁止区域の設定
- ウ 災害に対応する要員の集結、資機材の搬入に伴う交通規制の実施及び交通整理
- エ 現場周辺等における警戒活動
- オ 雑踏警備活動

(3) 海上保安部

海上保安部は、随時、漂着する可能性のある油に関する情報を関係機関へ提供するとともに、防除活動を実施する。

(4) 市

市は、地域内の自然環境及び社会環境の保全を図る観点から、必要と認めた場合は、漁業協同組合、地元住民及びボランティア等の協力を得ながら、次の防除活動を実施する。

- ア 地図上に明示した漂着マップの作成
- イ 回収用資機材の試算及びその調達
- ウ 作業地区の分担表の作成
- エ その他必要な防除活動

また、自らの防除活動のみでは対処できないと認める場合は、県及びその他防災関係機関に応援を要請する。

(5) 消防署

消防署は、市と連携し漂着油の回収作業を実施する。

(6) 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災関係機関と協力して、漂着する可能性のある油及び漂着油の回収作業を実施する。

(7) 事故の原因者、海上災害防止センター

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、速やかに、市、県及び防災関係機関の協力を得ながら、必要な資機材の調達、回収油の一時集積場所の選定、漂着油の回収作業を実施する。

(8) 海岸、港湾及び漁港管理者

海岸、港湾及び漁港管理者は、管理する施設の漂着油に対する防除活動を実施する。

(9) 河川管理者

河川管理者は、流出油により河川が汚濁し、河川の管理に重大な支障を生じるおそれがある場合は、その他防災関係機関と連携して必要な防除活動を実施する。

(10) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、漂着油の防除に関し、各々の機関に応じて必要な措置を講じるとともに、他の機関に対する協力を努める。

第7項 回収油の処理活動

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、回収油の収集、運搬、処分を行う。

県は、事故の原因者及び海上災害防止センターが行う回収油の処理活動について、廃棄物処理基

準に従い適正に行われるよう指導する。

第8項 環境影響調査

県は、流出油による汚染の状況及び環境生態系への環境影響調査を実施する。

第9項 回収作業従事者の健康対策

市及び県は、必要に応じ相談所及び救護所を設置するなど、健康対策活動を実施する。

1 県

県は、市が行う健康相談活動について指導するとともに、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、保健師等を派遣する。

また、他の市町に対し、保健師等の派遣を要請する。

2 市

市は、漂着油の回収作業従事者の回収作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、必要に応じ医師、保健師等による健康相談チームを編成し、相談所の設置又は巡回相談を実施する。

また、相談所及び救護所の運営に当たっては、多久・小城地区医師会及び医療機関等に協力を要請し、十分に対処できない場合は、県に対し、医師、保健師の派遣を要請する。

第10項 ボランティアの活動対策

市、県、県・市社会福祉協議会及び日本赤十字社佐賀県支部は、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に受入体制等の整備を行う。

1 県

県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

2 市

市は、市災害ボランティアセンター等の関係機関と連携・協力し、求められるボランティアの内容、必要人員及び活動場所等被災地のニーズを把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。

また、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努める。

3 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターは、佐賀県民災害救援本部を設置し、次の業務を実施する。

(1) 県災害対策本部との連絡・調整

- (2) 全国社会福祉協議会との連絡・調整
- (3) 市の災害ボランティア現地救援本部との連絡・調整・物資の調達
- (4) 救援ボランティアの募集・受入れ・調整
 - ア 救援ボランティアの募集・受付・登録
 - イ ボランティア保険加入の手続き
- (5) その他ボランティア活動に必要な業務

4 市災害ボランティアセンター

市災害ボランティアセンターは、災害ボランティア現地救援本部を設置し、次の業務を実施する。

- (1) 市災害対策本部との連絡・調整
- (2) 佐賀県民災害救助本部との連絡・調整
- (3) 救援ボランティアの募集・受入れ・調整
 - ア 救援ボランティアの募集・受付・登録
 - イ ボランティア保険加入の手続き
- (4) その他ボランティア活動に必要な業務

5 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに救援ボランティア本部及び救援ボランティア事務所の活動に協力するとともに、赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行う。

第11項 油流出事故が発生した場合の補償対策

市、県及び油流出事故による被害を受けた者は、補償請求に備え、それぞれ自らが実施した流出油の防除及び清掃等に要した経費の把握並びに写真等の証拠書類の整理を行う。

また、市及び県は、漁業協同組合、観光業者等が行う補償請求について助言を行う。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|-------------|--------|---|---|---|----|
| 自衛隊災害派遣要請 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 3 |
| 搜索活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 4 |
| 医療活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 6 |
| 輸送対策 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 8 |
| 住民等への情報提供活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 9 |
| 遺体の処理収容 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 10 |

第3節 災害復旧計画

第1項 漁業・水産関係の復旧

市及び県は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第2項 事後の監視等の実施

市及び県は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第5章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 火災予防思想の普及等

市及び消防署は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成・充実により住民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

県は、自主防火組織等に対する研修の充実により住民等への火災予防思想の普及に努める。

1 広報活動

市及び消防署は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く住民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 広報パレードの実施
- (5) その他情報提供手段の利用

2 住宅防火対策の推進

市及び消防署は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防災製品等の普及の推進

3 自主防災組織等の育成・充実

(1) 市、消防署

市及び消防署は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

(2) 県

県は、消防学校において次に掲げる研修を充実させ、防火意識の高揚と防火に関する知識・技術の向上を図る。

ア 自衛消防指導員研修、自衛消防員防災研修

イ 婦人防火クラブ員防災研修

ウ 少年消防クラブ員防災研修

4 初期消火の充実

市及び消防署は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び防火クラブの消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

第2項 火災に強い街づくりの推進

市及び県は、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1 防災空間、防災拠点の整備

市及び県は、市街地における緊急避難場所や避難路の整備等を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

市及び県は、都市公園等の緊急避難場所を計画的に整備し、住民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難等に配慮した道路の整備

市及び県は、住民が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう都市内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

市は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2 都市の再開発の推進

市及び県は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第3項 火災に対する建築物の安全性の確保

市、県及び消防署は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1 建築基準法に基づく防火指導

県は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築確認に際して、建築物の防火規制の徹底とその指導に努める。

特に、不特定多数の人が利用する既存の建築物については、適正維持管理のもとに、防火性能を確保するため、その建築物の所有者等に対する定期的な調査の実施及び保守状況の報告を求め、安全性の確保を図る。

2 消防法に基づく防火指導

消防署は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理者の設置

消防署は、学校、病院、工場、事業場及び百貨店等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

4 高層建築物等の防火対象物における防災対象物品の使用

消防署は、高層建築物や劇場等の防火対象物の所有者等に、消防法に定める基準に適合する防災対象物品を使用するよう指導に努める。

第4項 消火活動体制の整備

市及び消防署は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

県は、消防職員及び消防団員の教養訓練の充実等に努める。

1 市消防計画の作成

市は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、市消防計画の作成に努める。

2 消防水利の確保

市及び消防署は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3 消火用資機材等の整備

市及び消防署は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

4 教養訓練の充実

県は、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|------------------------|-----------|---|---|---|---|
| 避難・収容体制の整備 | 地震・津波災害対策 | 3 | 2 | 2 | 6 |
| 情報の収集・連絡手段の整備等 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 参集体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 2 |
| 広域防災体制の強化 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 3 |
| 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 4 |
| 住民等への情報提供体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 6 |
| 職員への周知及び防災訓練 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 7 |

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市その他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

(1) 災害情報連絡室

ア 設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 隣接の消防本部に応援要請が行われた場合
- ② 火災気象通報が発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が3,000平方メートル以上に及ぶと推定される場合
- ③ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課及び情報収集が必要となる課で構成する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(2) 災害対策連絡室

ア 設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合
- ② 延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合
- ③ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

ウ 構成

災害対策連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

エ 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(3) 災害対策本部

ア 設置基準

火災の延焼が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

① 県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合

② 災害救助法の適用を受ける被害が発生又はその恐れがある場合

③ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

エ 指揮命令系統

市長が不在または事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

大規模火事災害における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

カ 配備要員

大規模火事災害における災害対策本部の配備要員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

キ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は多数の死傷者を伴う大規模火事の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに集合し、所定の場所で配備につくものとする。

ク 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

ケ 県その他関係機関との連携

市災害対策本部は、県、関係市町、国の対策本部等と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

また、市は、大規模火事災害を覚知したときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

コ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

2 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

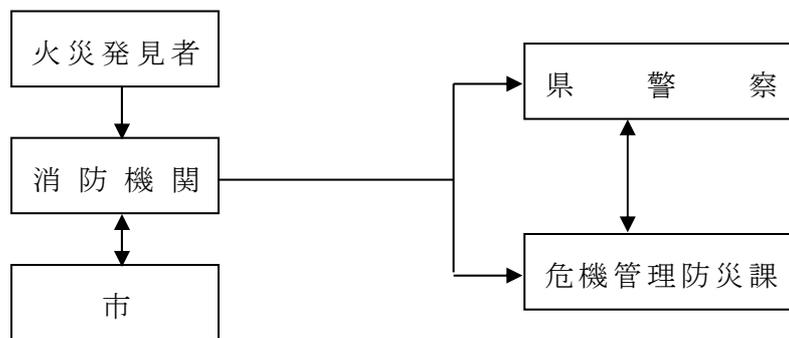
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、消防署、自衛隊及びその他防災関係機関は、大規模火災災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

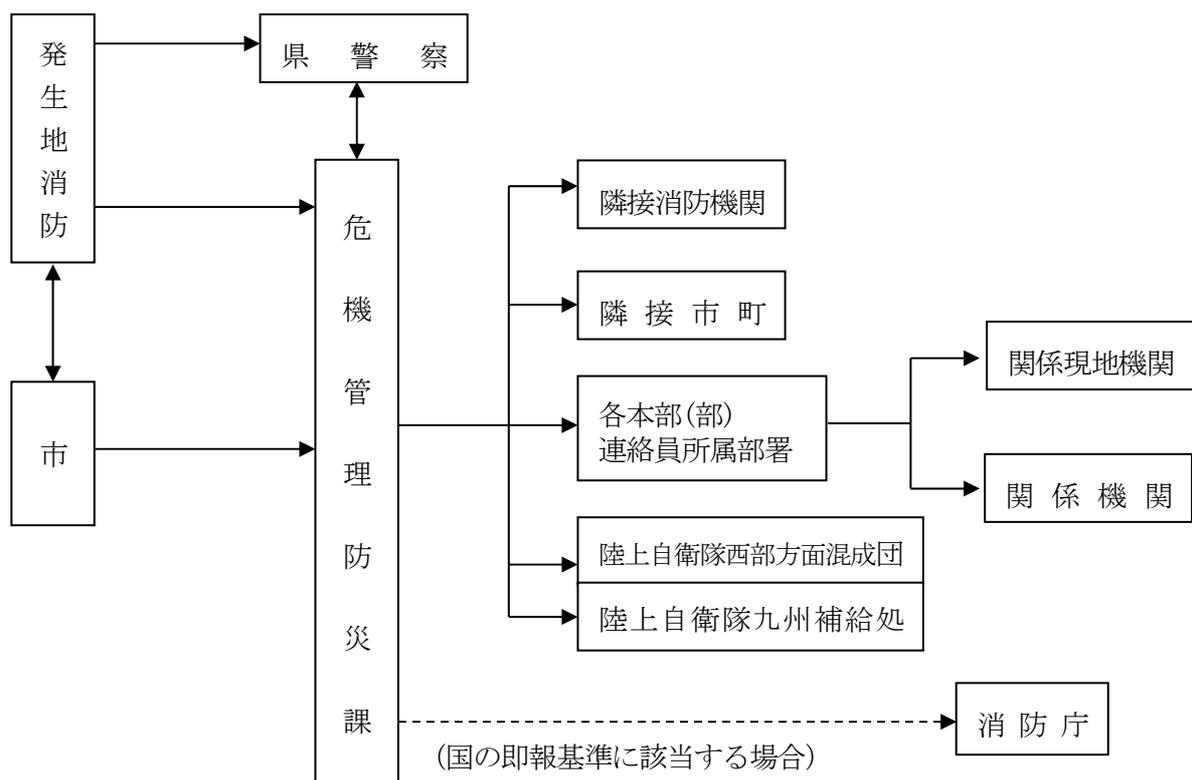
なお、市及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

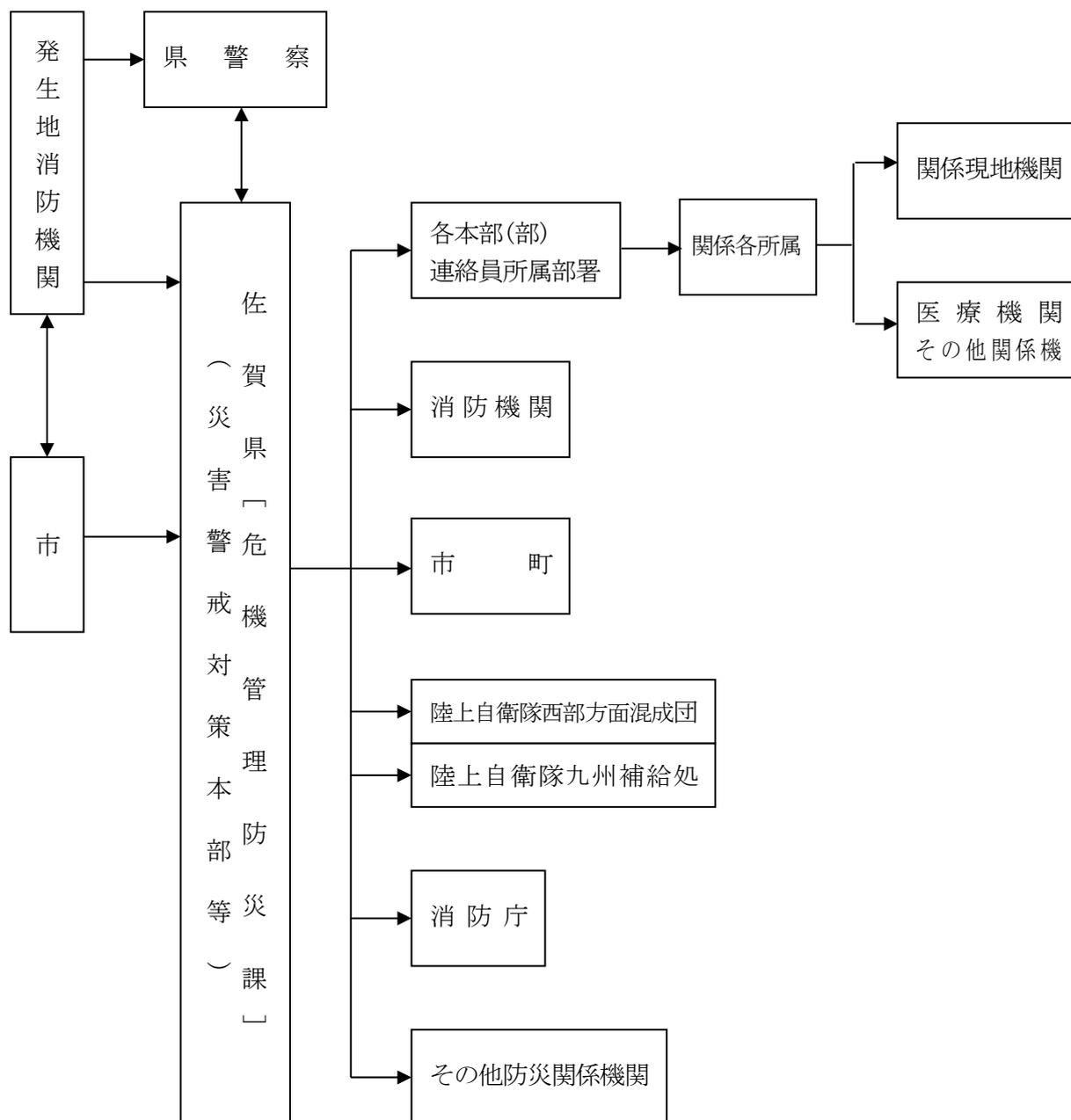
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降



(3) 大規模火災拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）
- イ 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - ① 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
 - ② 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - ③ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - ④ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - ⑤ 住民等の避難状況及び避難場所
- イ 応急対策活動情報
 - ① 災害対策本部等の設置状況
 - ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 市及び消防署の情報収集と連絡

市及び消防署は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

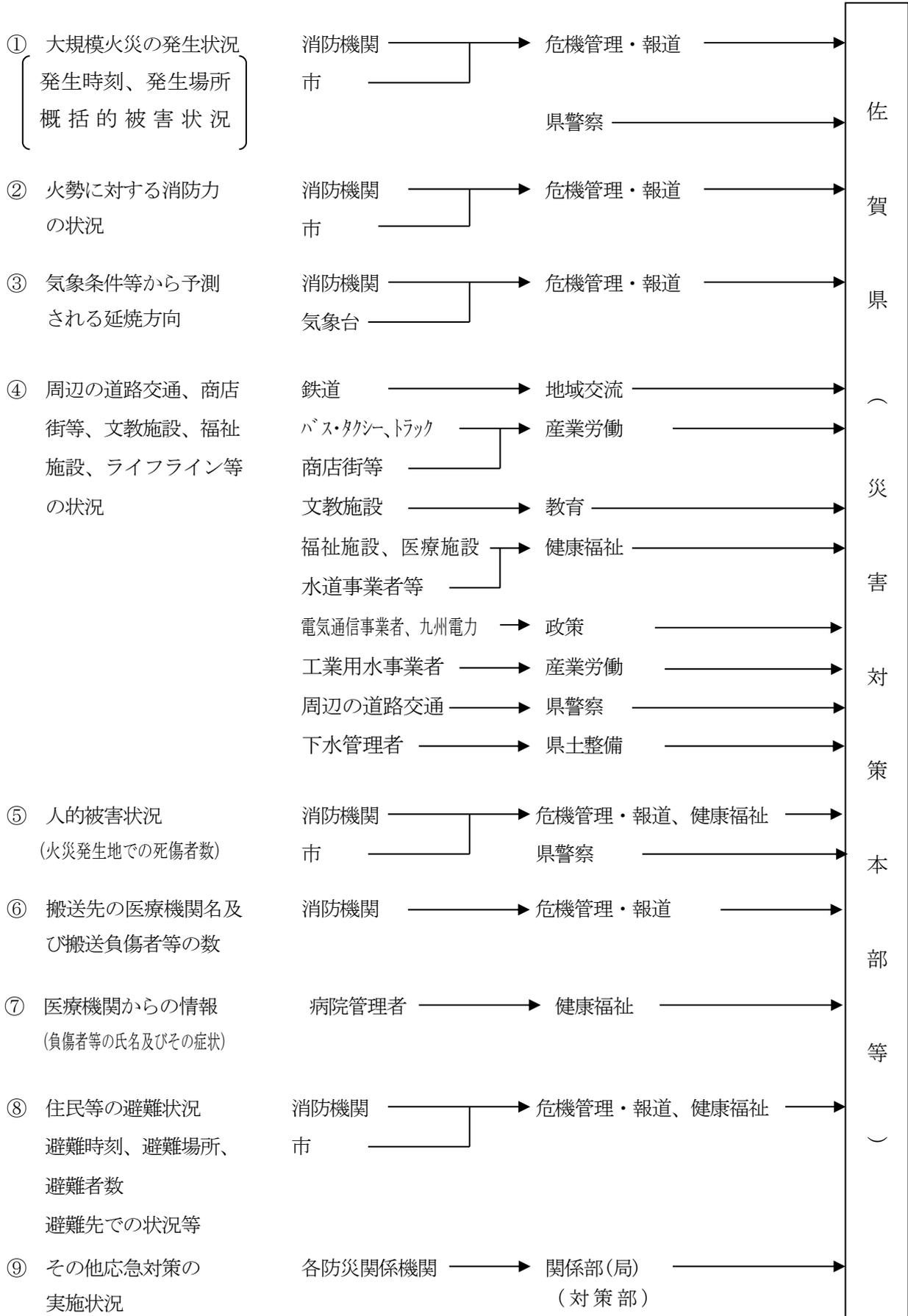
各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



3 国への被害状況等の報告

市及び消防署は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害対策」第3章 第3節 第4項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

[報告を必要とする災害の基準]

| | |
|-----------|--|
| 消防庁への即報基準 | <p>【一般基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 死者が3人以上生じたものイ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたものウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの <p>【個別基準】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 特定防火対象物で死者が発生した火災イ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は純地下街において発生した火災で利用者等が避難したものウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災エ 特定違反對象物の火災オ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災キ 損害額1億円以上と推定される火災 <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> |
|-----------|--|

第3項 消火活動

市、県及び消防署は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。
なお、危険物火災の消火活動に関して、特段の定めがない事項については、第2編「風水害対策」第3章第35節「危険物等の保安計画」及び第3編「地震・津波災害対策」第3章第35節「危険物等の保安計画」に従うものとする。

1 県

県は、市及び消防署から要請の連絡を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

2 市及び消防署

市及び消防署は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

市及び消防署は、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- ア 消火活動に関する指揮
- イ 他の消防署など関係機関との連絡調整
- ウ 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- エ その他消防活動に必要な措置

(2) 火災現場での消火活動

市及び消防署は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

- ① 危険物貯蔵施設等
- ② 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺
- ③ 住宅等の密集地域に面する場所

ウ 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。

エ 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

(3) 他の消防署への応援要請

市及び消防署は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防署に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防署に応援要請を行う。

要請を受けた消防署は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

市及び消防署は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

3 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

第4項 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|---------------------|-----------|---|---|----|----|
| 避難計画 | 地震・津波災害対策 | 3 | 3 | 14 | — |
| 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 | 地震・津波災害対策 | 3 | 3 | 15 | — |
| 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 | 震災・津波災害対策 | 3 | 3 | 18 | — |
| ライフライン等公益施設の応急復旧計画 | 震災・津波災害対策 | 3 | 3 | 22 | — |
| 災害救助法の適用 | 震災・津波災害対策 | 3 | 3 | 29 | — |
| 廃棄物の処理計画 | 震災・津波災害対策 | 3 | 3 | 31 | — |
| 自衛隊災害派遣要請 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 3 |
| 救助・救急及び消火活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 5 |
| 医療活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 6 |
| 輸送対策 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 8 |
| 住民等への情報提供活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 9 |
| 遺体の処理収容 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 10 |

第3節 災害復旧・復興計画

第1項 災害復旧・復興活動

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、第3編「震災・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

第6章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道の安全運行の確保

県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。

九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

1 鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

2 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2) 踏切道における安全対策

県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道における鉄道事故の防止を図るため、踏切の立体交差化、舗装改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等の推進に努める。

(3) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号や警報器等の踏切保安設備、CTC（列車集中制御装置）及びATS（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(4) 保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的実施し、鉄道事故の防止に努める。

(5) 検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理に反映させるよう努める。

3 土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備に努める。

4 安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的実施し、防災対策の習熟に努める。

第2項 鉄道事業者の防災体制の整備

鉄道事業者は、鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

1 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の参集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

2 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品などの資機材を整備しておく。

第3項 防災関係機関との連絡体制の整備

市、県、県警察、消防署、鉄道事業者その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災関係機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第4項 輸送手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車を確保しておく。

また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|------------------------|--------|---|---|---|---|
| 情報の収集・連絡手段の整備等 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 参集体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 2 |
| 広域防災体制の強化 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 3 |
| 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 4 |
| 住民等への情報提供体制の整備 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 6 |
| 職員への周知及び防災訓練 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 1 | 7 |

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 市

(1) 災害対策連絡室

ア 設置基準

鉄道事故が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認める場合

- ① 列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生したと予想される場合
- ② その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集・防災関係機関との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害対策連絡室長は、総務部長をもって充て、防災対策課及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務部長が定める者

オ その他

小城市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

大規模な鉄道災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、市長（不在の時は、副市長、総務部長、防災対策課長の順の者）が必要と認める場合

- ① 多数の死傷者が発生した場合
- ② その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

市庁舎「防災対策室」に置く。（市庁舎が使用できない場合は、その他の公共施設を選定する。）

エ 指揮命令系統

市長が不在または事故にあった場合には、副市長、総務部長、防災対策課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

鉄道災害対策における災害対策本部の組織については、「第2編 風水害対策」に準じる。

カ 配備要員

鉄道災害対策における災害対策本部の配備要員については、「第2編 風水害対策」に準じる。

キ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、又は鉄道災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直に登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、小城市災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（市長）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

ケ 県その他関係機関との連携

市災害対策本部は、県、関係市町、国の対策本部等と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

また、市は、海上災害を覚知したときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

コ その他

小城市災害対策本部条例等の定めによる。

2 鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

3 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

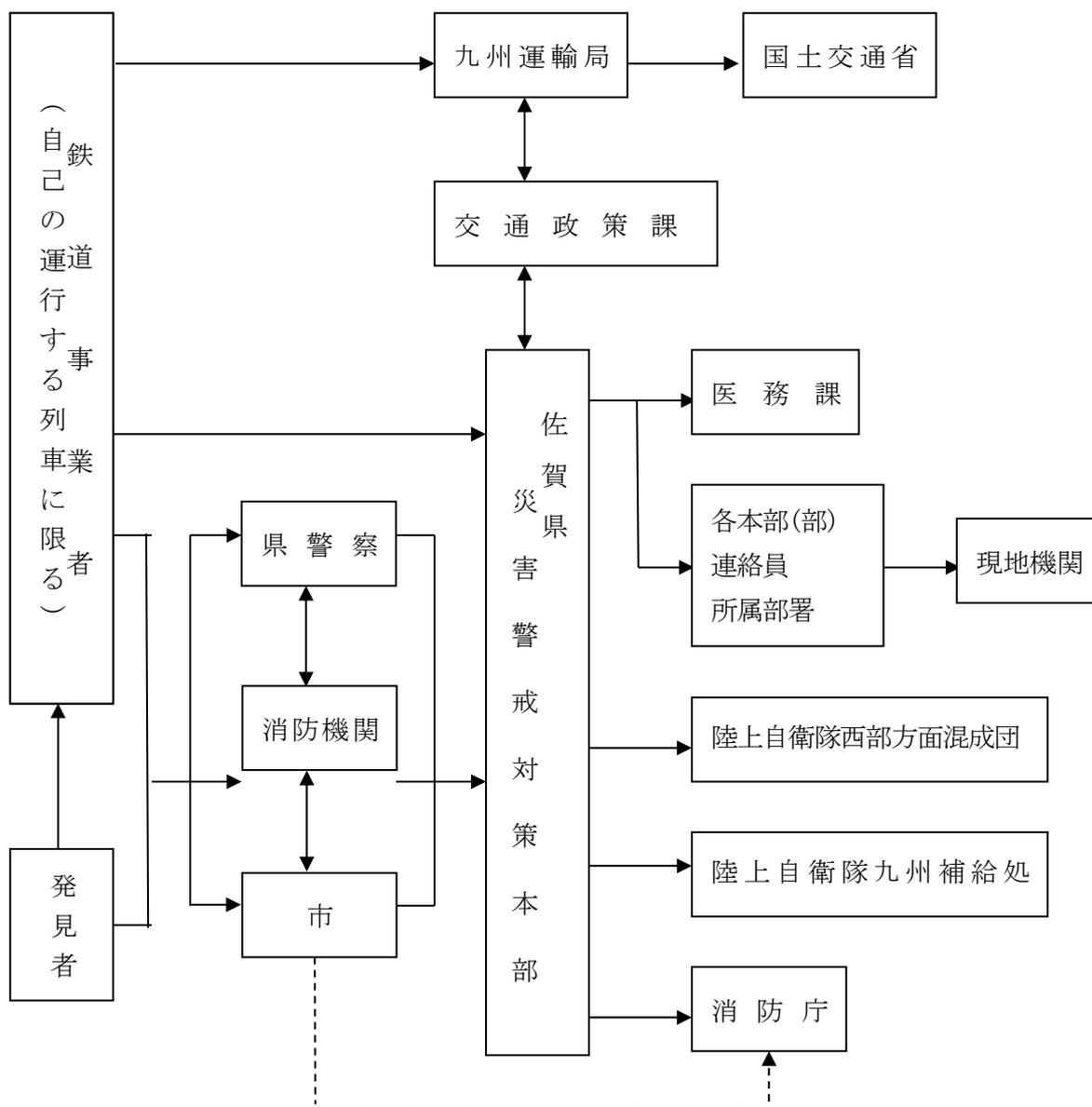
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、九州運輸局、消防署、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市及びは、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1) 災害警戒対策本部設置の場合



※ ----- は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（列車の破損状況等）
- ウ 事故に遭った列車名等
- エ 乗客人員数及び乗員数（概数）

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - ① 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
 - ② 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - ③ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - ④ 鉄道災害に伴う周辺の被害状況
 - ⑤ 他の列車の運行状況
- イ 応急対策活動情報
 - ① 災害対策本部の設置状況
 - ② 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 鉄道事業者の情報収集と連絡

鉄道事業者は、収集した災害情報を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）に連絡する。

イ ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

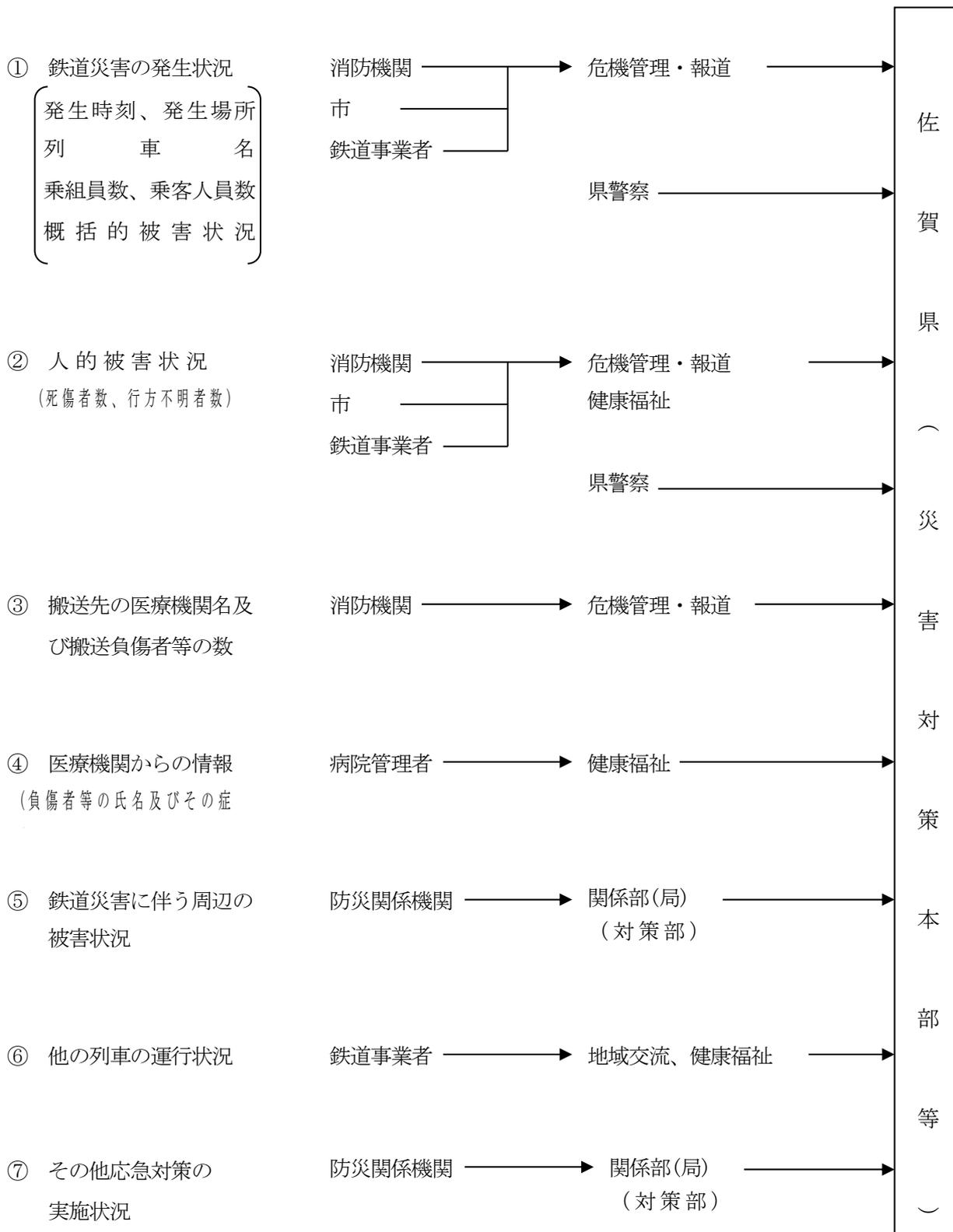
各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 被害状況等の報告

市、県及び消防署は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害対策」第3章 第3節 第4項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても警告する。

[報告を必要とする災害の基準]

| | |
|-------------|--|
| 消防庁への即報基準 | 【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 列車火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの |
| 消防庁への直接即報基準 | 列車火災 |

第3項 二次災害の防止

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第4項 救助活動

市、県、県警察、消防署、自衛隊及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署、市及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援の指示をする。
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助
- (2) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3 市及び消防署

市及び消防署は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防署に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた消防署は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助活動を実施する。

5 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第5項 救急活動

市、県、消防署及び自衛隊は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

1 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署、市の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2 市及び消防署

市及び消防署は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。

消防署は、負傷者を搬送するに当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

消防署は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防署に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救急活動を実施する。

第6項 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

| 事 項 | 準拠する計画 | 編 | 章 | 節 | 項 |
|-------------|--------|---|---|---|----|
| 自衛隊災害派遣要請 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 3 |
| 医療活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 6 |
| 警戒区域の設定等 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 7 |
| 輸送対策 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 8 |
| 住民等への情報提供活動 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 9 |
| 遺体の処理収容 | 航空災害対策 | 5 | 2 | 2 | 10 |

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

小城市地域防災計画

資料

令和7年5月
小城市防災会議

要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者、障がい児・障がい者施設、児童福祉施設、医療施設、教育施設のうち、次の用途のものとする。

| 区分 | 施設種別 |
|-------------|--|
| 高齢者施設 | 介護老人福祉施設、養護老人ホーム・軽費老人ホーム、地域福祉施設、小規模多機能、短期生活、通所介護、地域密着通所介護、認知症通所、診療所、有料老人ホーム、特定施設、認知症共同、介護老人保健施設、地域共生ステーション |
| 障がい児・障がい者施設 | 児童発達支援（重心）、児童発達支援、放課後等デイサービス（重心）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、短期入所、生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、共同生活援助、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、計画相談支援 |
| 児童福祉施設 | 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育施設、保育所、放課後児童クラブ |
| 医療施設 | 病院、診療所、助産所 |
| 教育施設 | 幼稚園、公立小学校、公立中学校、県立学校 |

要配慮者利用施設一覧

| No. | 区分 | 施設種別 | 施設名称 | 所在地 | 洪水浸水想定区域内 | 土砂災害警戒区域内 |
|-----|-------------|-----------------|--------------------------|--------------|-----------|-----------|
| 1 | 高齢者施設 | 介護老人福祉施設 | 特別介護老人ホーム清水園 | 小城町773 | ○ | |
| 2 | 高齢者施設 | 短期生活 | 清水園短期入所生活介護 | 小城町773 | ○ | |
| 3 | 高齢者施設 | 短期生活 | 短期入所生活介護清水園 | 小城町773 | ○ | |
| 4 | 高齢者施設 | 通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション ひらまつ | 小城町786-1 | ○ | |
| 5 | 高齢者施設 | 通所介護 | デイサービスセンターひらまつ | 小城町803 | ○ | |
| 6 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 住宅型有料老人ホームラ・サンデひらまつ | 小城町803 | ○ | |
| 7 | 高齢者施設 | 短期生活 | 蛍水荘短期入所生活介護 | 小城町814-1 | ○ | |
| 8 | 高齢者施設 | 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設蛍水荘 | 小城町814-1 | ○ | |
| 9 | 高齢者施設 | 通所リハビリテーション | 介護老人保健施設蛍水荘(通所リハビリテーション) | 小城町814-1 | ○ | |
| 10 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 介護付有料老人ホームスリールひらまつ | 小城町815-1 | ○ | |
| 11 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 住宅型有料老人ホームソレイユひらまつ | 小城町815-1 | ○ | |
| 12 | 高齢者施設 | 特定施設 | 介護付有料老人ホームスリールひらまつ | 小城町815-1 | ○ | |
| 13 | 高齢者施設 | 介護老人ホーム・軽費老人ホーム | アミシア | 小城町821-4 | ○ | |
| 14 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホームたんぽぽ | 小城町821-4 | ○ | |
| 15 | 高齢者施設 | 地域福祉施設 | ユニット型地域密着型特別介護老人ホーム 清水園 | 小城町826-1 | ○ | |
| 16 | 高齢者施設 | 小規模多機能 | 小規模多機能型居宅介護事業所清水園 | 小城町826-1 | ○ | |
| 17 | 高齢者施設 | 短期生活 | 地域密着型短期入所生活介護 清水園 | 小城町826-1 | ○ | |
| 18 | 高齢者施設 | 認知症通所 | 認知症対応型デイサービスセンター 清水園 | 小城町826-1 | ○ | |
| 19 | 高齢者施設 | 通所介護 | 清水園デイサービスセンター | 小城町826-7 | ○ | |
| 20 | 高齢者施設 | 介護老人ホーム・軽費老人ホーム | 松尾山大成園 | 小城町松尾4417 | | ○ |
| 21 | 高齢者施設 | 通所介護 | デイサービスセンターまつおざん | 小城町松尾4417 | | ○ |
| 22 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | みどり保育園 | 小城町松尾4509-10 | | ○ |
| 23 | 教育施設 | 幼稚園 | 晴田幼稚園 | 小城町晴気793-1 | ○ | |
| 24 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | ルーツ晴気 | 小城町晴気904-1 | ○ | |
| 25 | 障がい児・障がい者施設 | 生活介護 | ワークピア天山(多機能型) | 小城町晴気1787-2 | | ○ |
| 26 | 障がい児・障がい者施設 | 就業継続支援(B型) | ワークピア天山(多機能型) | 小城町晴気1787-2 | | ○ |

| | | | | | | |
|----|-------------|-------------|----------------------|--------------|---|---|
| 27 | 障がい児・障がい者施設 | 短期入所 | 短期入所サービス てんざん | 小城市晴気2033 | | ○ |
| 28 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | グループホーム てんざん | 小城市晴気2033 | | ○ |
| 29 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホームこころ小城 | 小城市晴気2370-4 | | ○ |
| 30 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | グループホーム ふぁみりあ和泉 | 小城市和泉763 | ○ | |
| 31 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援 (B型) | 佐賀みょうが塾 | 小城市和泉1374-1 | ○ | |
| 32 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | デイサービス 天山の里 | 小城市和泉1851-29 | ○ | |
| 33 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 有料老人ホーム 天山の里 | 小城市和泉1851-29 | ○ | |
| 34 | 高齢者施設 | 地域共生ステーション | デイサービス 天山の里 | 小城市和泉1851-29 | ○ | |
| 35 | 教育施設 | 公立小学校 | 小城市立 晴田小学校 | 小城市和泉2099 | ○ | |
| 36 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援 (B型) | 就労継続支援B型事業所 カキツバタ | 小城市池上2919-3 | ○ | |
| 37 | 児童福祉施設 | 幼保連携型認定こども園 | みさとなごみ園 | 小城市栗原1240 | ○ | |
| 38 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホーム シニアライフ三日月 | 三日月町織島4773-1 | ○ | |
| 39 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | デイサービスセンター共生の里三日月道辺 | 三日月町道辺838-1 | ○ | |
| 40 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホーム共生の里 小城 | 三日月町道辺838-1 | ○ | |
| 41 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホーム共生の里三日月道辺 | 三日月町道辺880-3 | ○ | |
| 42 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | デイサービス ほたる | 三日月町道辺941 | ○ | |
| 43 | 障がい児・障がい者施設 | 生活介護 | 生活介護事業所 Gomb o | 三日月町道辺1266 | ○ | |
| 44 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | 小城市地域共生ステーション よりあいの家 | 三日月町道辺1920 | ○ | |
| 45 | 高齢者施設 | 地域共生ステーション | 小城市地域共生ステーション よりあいの家 | 三日月町道辺1920 | ○ | |
| 46 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | すまいる保育園 | 三日月町堀江288-7 | ○ | |
| 47 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | 小規模保育園はまま | 三日月町金田61-8 | ○ | |
| 48 | 障がい児・障がい者施設 | 短期入所 | ショートステイ・メイプル | 三日月町金田1026-1 | ○ | |
| 49 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援 (B型) | さくらんぼ工房 | 三日月町金田1026-1 | ○ | |
| 50 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | グループホーム「メイプル」 | 三日月町金田1026-1 | ○ | |
| 51 | 障がい児・障がい者施設 | 生活介護 | 多機能型事業所 いーはとーぶ | 三日月町金田1070-1 | ○ | |

| | | | | | | |
|----|-------------|----------------|------------------------|--------------|---|--|
| 52 | 障がい児・障がい者施設 | 児童発達支援 | 多機能型事業所 いーはとーぶ | 三日月町金田1070-1 | ○ | |
| 53 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス(重心) | 重訂児デイサービス いーはとーぶ | 三日月町金田1070-1 | ○ | |
| 54 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス | 多機能型事業所 いーはとーぶ | 三日月町金田1070-1 | ○ | |
| 55 | 障がい児・障がい者施設 | 通所介護 | デイサービスよろず庵 | 三日月町金田1071-1 | ○ | |
| 56 | 障がい児・障がい者施設 | 生活介護 | 長光園 小城生活介護センター | 三日月町金田1128-1 | ○ | |
| 57 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 住宅型有料老人ホームシニアハウスよろず | 三日月町金田1160-3 | ○ | |
| 58 | 障がい児・障がい者施設 | 短期入所 | 医療型短期入所 ポーターノの広場 | 三日月町金田1177-5 | ○ | |
| 59 | 障がい児・障がい者施設 | 短期入所 | 短期入所 星めぐりの歌 | 三日月町金田1177-5 | ○ | |
| 60 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | 共同生活援助 星めぐりの歌 | 三日月町金田1177-5 | ○ | |
| 61 | 障がい児・障がい者施設 | 児童発達支援(重心) | 重訂児デイルーム AQUA | 三日月町金田1177-5 | ○ | |
| 62 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス(重心) | 重訂児デイルーム AQUA | 三日月町金田1177-5 | ○ | |
| 63 | 医療施設 | 病院 | 江口病院 | 三日月町金田1178-1 | ○ | |
| 64 | 高齢者施設 | 通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション デイケア 三日月 | 三日月町金田1178-1 | ○ | |
| 65 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | ヤクルト事業所内託児所 | 三日月町樋口1439-2 | ○ | |
| 66 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホーム牛津あしはらの園 | 牛津町牛津80-1 | ○ | |
| 67 | 教育施設 | 県立学校 | 佐賀県立 牛津高等学校 | 牛津町牛津274 | ○ | |
| 68 | 教育施設 | 公立中学校 | 小城市立 牛津中学校 | 牛津町牛津549 | ○ | |
| 69 | 高齢者施設 | 通所介護 | 村岡内科デイサービスセンター | 牛津町牛津630-9 | ○ | |
| 70 | 児童福祉施設 | 幼保連携型認定こども園 | 牛津レーテルこども園 | 牛津町牛津664 | ○ | |
| 71 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス | ふうりん | 牛津町牛津666-2 | ○ | |
| 72 | 障がい児・障がい者施設 | 児童発達支援 | 児童発達支援 放課後等デイサービス からふる | 牛津町牛津753-6 | ○ | |
| 73 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス | 児童発達支援 放課後等デイサービス からふる | 牛津町牛津753-6 | ○ | |
| 74 | 児童福祉施設 | 幼保連携型認定こども園 | 牛津こどもの森 | 牛津町林樋頼324-4 | ○ | |
| 75 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援(B型) | かるかも | 牛津町林樋頼852-22 | ○ | |
| 76 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援(B型) | 作業所 桜花 | 牛津町乙柳873-1 | ○ | |

| | | | | | | |
|-----|-------------|-------------|----------------------------|--------------|---|---|
| 77 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホームふおれすと小城センター | 牛津町勝813-2 | ○ | |
| 78 | 医療施設 | 診療所 | 鶴田整形外科 | 牛津町勝1241-6 | ○ | |
| 79 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | 地域共生ステーション ぬくもいホームうららか | 牛津町上砥川97 | ○ | |
| 80 | 高齢者施設 | 地域共生ステーション | 地域共生ステーション ぬくもいホーム うららか | 牛津町上砥川97 | ○ | |
| 81 | 高齢者施設 | 地域共生ステーション | 宅老所 うららか | 牛津町上砥川161 | ○ | |
| 82 | 医療施設 | 診療所 | 鶴田運動機能回復クリニック | 牛津町上砥川174-8 | ○ | |
| 83 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービス Can モアーズ 牛津 | 牛津町上砥川468-1 | ○ | |
| 84 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | 砥川みのり小規模保育園 | 牛津町上砥川1233-1 | ○ | |
| 85 | 児童福祉施設 | 保育所 | 砥川みのり保育園 | 牛津町上砥川1233-1 | ○ | |
| 86 | 教育施設 | 公立小学校 | 小城市立 砥川小学校 | 牛津町上砥川1405 | ○ | |
| 87 | 児童福祉施設 | 保育所 | 砥川保育園 | 牛津町上砥川1413-1 | ○ | |
| 88 | 障がい児・障がい者施設 | 共同生活援助 | 祥和寮 | 牛津町上砥川2490 | | ○ |
| 89 | 障がい児・障がい者施設 | 児童発達支援 | チャイルドハートうしづ | 牛津町下砥川905-3 | ○ | |
| 90 | 障がい児・障がい者施設 | 放課後等デイサービス | チャイルドハートうしづ | 牛津町下砥川905-3 | ○ | |
| 91 | 教育施設 | 公立小学校 | 小城市立 芦刈小学校 | 芦刈町三王崎14 | ○ | |
| 92 | 教育施設 | 公立中学校 | 小城市立 芦刈中学校 | 芦刈町三王崎16 | ○ | |
| 93 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援（B型） | 就労継続支援B型事業所 きゃんぱす | 芦刈町三王崎175 | ○ | |
| 94 | 高齢者施設 | 介護老人保健施設 | 徳富病院 | 芦刈町三王崎316-3 | ○ | |
| 95 | 児童福祉施設 | 幼保連携型認定こども園 | あしかりこども園 | 芦刈町三王崎327-22 | ○ | |
| 96 | 高齢者施設 | 通所介護 | デイサービス光 芦刈館 | 芦刈町三王崎390-6 | ○ | |
| 97 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 有料老人ホーム光芦刈館 | 芦刈町三王崎390-6 | ○ | |
| 98 | 高齢者施設 | 介護老人福祉施設 | あしはらの園 | 芦刈町三王崎1523 | ○ | |
| 99 | 高齢者施設 | 短期生活 | あしはらの園ショートステイ | 芦刈町三王崎1523 | ○ | |
| 100 | 高齢者施設 | 通所介護 | あしはらの園デイサービス | 芦刈町三王崎1523 | ○ | |
| 101 | 障がい児・障がい者施設 | 短期入所 | あしはらの園 ショートステイ | 芦刈町三王崎1523 | ○ | |
| 102 | 高齢者施設 | 地域共生ステーション | ぬくもいホーム 百笑の家 | 芦刈町三王崎1780-3 | ○ | |
| 103 | 障がい児・障がい者施設 | 就労継続支援（A型） | 野蔵 | 芦刈町芦溝134-2 | ○ | |

| | | | | | | |
|-----|--------|----------|---------------|------------------|---|--|
| 104 | 高齢者施設 | 認知症共同 | ケアホームあしみぞ | 芦刈町芦溝625-1 | ○ | |
| 105 | 高齢者施設 | 通所介護 | ひなたデイサービスセンター | 芦刈町芦溝840-1 2 | ○ | |
| 106 | 高齢者施設 | 有料老人ホーム | 芦刈 ひなた | 芦刈町芦溝840-1 2 | ○ | |
| 107 | 高齢者施設 | 地域密着通所介護 | デイサービス 健やか | 芦刈町永田309-1 | ○ | |
| 108 | 高齢者施設 | 認知症共同 | グループホームあゝわ | 芦刈町永田3220- 2 | ○ | |
| 109 | 児童福祉施設 | 地域型保育施設 | 小規模保育園みらい | 芦刈町三王崎156- 11 | ○ | |